厚生労働省　令和元年度障害者総合福祉推進事業

# 放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究

# 報告書

令和２年３月

みずほ情報総研株式会社

# 放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究　事業要旨

本調査研究は、放課後等デイサービスの提供事業所における運営状況や支援内容、および自治体における制度運営上の現状、課題等の実態把握を行い、放課後等デイサービスの質の評価や対象者の範囲拡大を含めた今後の在り方を検討するための基礎となるデータを得ることを目的とした。

## 検討委員会の開催

有識者や現場の状況に精通している関係団体の委員からなる「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究　検討委員会」を設置し、調査内容・方法、分析方針・成果物内容等の検討を行った。

（委員）岸　良至　　一般社団法人　全国児童発達支援協議会　副会長
田中　祐子　　障害のある子どもの放課後保障全国連絡会　事務局長
原口　英之　　国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所　児童・予防精神医学研究部
山本　彩　　札幌学院大学　心理学部　臨床心理学科　教授（座長）
米川　晃　　公益財団法人　日本知的障害者福祉協会　児童発達支援部会　委員

## 自治体・放課後等デイサービス事業所を対象としたアンケート調査

| 調査対象・調査種別 | 対象件数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|---|---|---|---|
| ①自治体調査：全国の市区町村 | 1,741 | 1,078 | 61.9% |
| ②事業所調査：全国の放課後等デイサービス事業所 | 13,773 | 4,945 | 35.9% |

【調査結果からわかったこと・考察（一部）】

（自治体調査）

- 事業所数を地域別にみると、関東、東海・北陸、近畿では「10 か所」以上が 3～4 割程度であったが、北海道・東北、信越、四国では「0 か所」の自治体も多かった。町村では事業所を1か所も有していないところが 4 割強であった。人口の多い自治体・地域では事業所間の競争が生じている一方、地方の過疎地域等では事業所がなく（運営が厳しく）、利用者も事業所を選べない状況がうかがえ、全国での均てん化の視点も必要である。
- 子ども全体の人口に占める、放課後等デイサービスの給付対象となっている障害児の割合は平均 1.76％であった。文部科学省資料によれば、特別支援学校在籍者、特別支援学級在籍者、通級による指導を受けている児童生徒の、児童総数に対する割合は約 3.5%で、特別支援学校在籍者等の約半数のみが放課後等デイサービスを受けているとも考えられる。事業所数は増加傾向にあるが、潜在的ニーズの存在を仮定すると、今後の量的な充足も含め、引き続き需給バランス等の検討を深めるべきと考えられる。
- 計画策定数別に占めるセルフプラン数の割合は政令指定都市で最多で、中核市・施行時特例市・特別区でも多い。約半数の自治体では 0%であるが約 1 割の自治体では 60%以上であった。対象となる子どもが多い自治体では、子ども一人ひとりに適切かつ専門的なアセスメントが行えるような体制構築が特に重要。
- 放課後等デイサービスの支給決定基準について、明文化した基準がない自治体が 6 割超であった。公的なサービスである以上その判断は明確、公正に行われることが必要である。特に町村で明文化されていない傾向があったことから、人口規模・職員数が少なくマンパワー面の課題もある小規模自治体でも円滑な要綱策定等が行えるよう、国や都道府県等からの支援を提供することも大変有用である。
- 質の向上における課題としては「十分な支援を行うための職員確保が難しい」（44.2%）、「十分な支援を行うための職員の育成が難しい」（42.2%）、「送迎体制の確保が難しい」（27.6%）となっており、自治体が運営や体制整備に関することを質の向上における課題と認識していることが推察される。自治体がなにをもって十分な支援と解釈しているか、今後の調査にあたり設問の見直しも含めて検討し、明らかにすることも重要である。

（事業所調査）

- 不登校の子どもが 1 人以上在籍している事業所は 24.8％、児童相談所が関与している子どもが 1 人以上在籍している事業所は 20.8％、児童相談所は関与していないが虐待もしくは不適切な養育がある（可能性がある）

子どもが 1 人以上在籍している事業所は 18.5％であり、そのような子どもの保護者には関連機関と連携しながら、自らの事業所で何らかの支援を行っている現状がうかがえた。放課後等デイサービスがセーフティネットの役割も果たしていると言えるが、自治体や専門機関のバックアップ方法は今後検討されるべきである。

- 提供される支援内容について、「基本的な日常生活動作（ADL）の自立の支援」「社会性やコミュニケーションスキルの獲得・向上の支援」は大半の事業所で提供されていたが、「言語聴覚士による言語療法、作業療法士による作業療法・感覚統合訓練など、有資格者による訓練」は 73.7%の事業所で提供されていないなど、提供されることが多い（少ない）支援には一定の傾向がみられた。一方、調査票の選択肢以外の支援として、「調理・料理・食育」「運動、体を動かすこと」等の回答が寄せられ、事業所の支援内容の多様さがうかがえた。
- 具体的な活動を設けず、本人が自由に過ごせる時間を提供している事業所は 87.1％であった。事業所が、自由に過ごせる時間の提供の必要性を明確に持っていない場合、単に「預かっているだけ」と解釈される可能性がある。子どものニーズとサービス提供目的の明確化は必須であり、放課後等デイサービスの枠組みの中で、どう子どもが過ごせることが望ましいのか、そのためのサービス提供はどうあるべきかの議論が必要。
- 児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数より、作業療法士や言語聴覚士、心理担当職員などの専門職の関与が明らかになったが、これらは一部限られた事業所でかつ非常勤の関与と推察される。質の向上に向けては、こうした専門職による支援を推進するため、これらの各職能団体に放課後等デイサービス及び障害児福祉への理解を広め、より多くの専門職の関与を促すことも重要。
- サービスの質の向上における課題は、十分な支援を行うための職員確保が難しい（47.7%）、事務作業量が多い（41.2%）、男性職員が不足している（40.7%）が多く挙げられた。職員確保は自治体調査でも最も多く挙げられた課題で、認識は一致しているが効果の高い取組が少なく苦心している状況がうかがえる。

（２つの調査から考えられる放課後等デイサービスの課題　～国・自治体・事業所に必要なこと～）

- 「放課後等デイサービスガイドライン」では基本的役割として、1点目に子ども最善の利益の保障、2点目に共生社会の実現に向けた支援、3点目に保護者支援が掲げられている。上記3点を柱とするならば、まずは国、自治体、事業所のいずれもがこの3点について一様に同じ見解を持ち、施策・事業を推進するための仕掛けが必要であり、国・自治体が主体となってこれを検討すべき。
- そして、全国の自治体で子どもの人口に即し適切に事業所が設置されることや、上記3点を安定的に行う財政基盤の確保、手続きの煩雑さの緩和等に国が努めることが必須である。

（専修学校・各種学校の学生の利用）

- 専修学校・各種学校の在籍児童を放課後等デイサービスの利用対象とすることについては、利用希望を把握していない自治体が多く、具体的に利用希望が寄せられていない事業所も多いことから、自治体調査・事業所調査のいずれでも「どちらともいえない」という回答が多くなったことが想定される。

## 本調査の限界及び今後の展望

- 事業所のサービスの質をどのように評価するか、様々な観点からの検討を重ねたが、事業所・サービスの質と明確に関連すると思われる項目を明らかにするには至らなかった。この背景には、対象となる年齢が小学 1 年生から 18 歳までででライフステージが異なること、成長期でもあり家庭・友達・学校の影響を大きく受ける発達期であること、子ども一人ひとりの特徴・状況・意向等に応じたきめ細かなサービス提供が行われているかの判断が本調査票の回答のみでは難しかったことや、前提となる「質の高いサービス」の定義が統一化されていないことなどがある。子ども側の要因も含め、何をもって放課後等デイサービスにおける「質」とするかをより明確にするとともに、質の測り方やその向上に向けた望ましい取組等を明らかにすることが必要である。
- このためには、例えば本調査のような実態把握のための悉皆調査を経年的に行い変化をみることや、質の向上に向けて、あるべき放課後等デイサービスの姿や質の向上に向けた取組等のあり方を議論する検討会を、国及び都道府県レベルで設置することも必要と考えられ、児童発達支援管理責任者独自の養成課程の必須内容を再検討することが不可欠である。また、その際は、作業療法士等の専門職の参画を促す観点から、こうした職能団体を構成員とすることも検討すべきである。

## 成果等の公表計画

本事業の成果は、みずほ情報総研株式会社のホームページにおいて公開する。

## 目次


**第１章　調査研究の目的と方法 ..... 1**

１．背景 ..... 1

２．目的 ..... 1

３．検討委員会 ..... 2

４．アンケート調査実施概要 ..... 3

**第２章　自治体調査 ..... 8**

１．自治体の概要 ..... 8

２．放課後等デイサービスの利用・提供状況について ..... 19

３．サービスの質の向上に向けた取組、課題等について ..... 36

４．調査結果のまとめ ..... 51

**第３章　事業所調査 ..... 53**

１．事業所の概要 ..... 53

２．事業所が提供している支援内容について ..... 67

３．事業所と関係機関との連携状況等について ..... 106

４．事業所における報酬・加算等の算定状況等について ..... 124

５．事業所におけるサービスの質の向上に向けた取組、課題等について ..... 133

６．調査結果のまとめ ..... 149

**第４章　本調査研究の考察 ..... 152**

１．考察 ..... 152

２．本調査の限界及び今後の展望 ..... 155

**参考資料 ..... 157**

# 第１章　調査研究の目的と方法

## １．背景

平成 24 年 4 月に児童福祉法に位置づけられた放課後等デイサービスは、提供開始時点（平成 24 年 4 月）の利用者数が 51,678 人であったが、子どもや保護者の大きなニーズを背景に、平成 30 年 12 月には 177,888 人と約 12 万 6 千人（3 倍以上）増加した。平成 30 年 12 月時点で、事業所数は 13,052 か所であり、居宅介護（20,008 か所）に次いで事業所数が多いサービスとなっている[1]。

現在、利用者数・事業所数が増加してきた中で、放課後等デイサービスを利用する子ども・保護者の様々なニーズが明らかとなり、これにあわせ事業所が提供する支援内容も多様化し、一方で、支援の質に大きなばらつきがみられるようになってきたことが指摘されている。支援の質の担保に向けては、平成 27 年 4 月に「放課後等デイサービスガイドライン」やこれに付随する自己評価表等が作成・活用されているほか、支給決定の適正化に向けた留意事項の通知（H28.3.7 障害福祉課長通知）、監査強化などの様々な対応がとられてきた。障害福祉サービスの報酬改定においても、平成 30 年度改定において、障害児の状態像を勘案した報酬区分の設定や、指導員の加配・関係機関との連携等の加算を拡充するなどの様々な対応が行われている。こうした種々の対応の効果や課題等を的確に把握することは、実態に即した次回報酬改定や各種施策検討において必要不可欠である。

また、放課後等デイサービスについては、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、現在対象外である専修学校に通う児童もサービス対象とすることについて「利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019 年度中に結論を得る」とされた。これを踏まえ、事業所や自治体におけるこうした課題の有無、発生頻度、対応策等について広く調査を行うことも必要である。

## ２．目的

本事業では上記の背景に基づき、放課後等デイサービスの提供事業所における運営状況や支援内容、および自治体における制度運営上の現状、課題等の実態把握を行う。これにより、放課後等デイサービスの質の評価や対象者の範囲拡大を含めた今後の在り方を検討するための基礎となるデータを得ることを目的とする。

[1] 厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス等の利用状況について」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/toukei/index.html）より

## 3．検討委員会

放課後等デイサービスに関する専門的知識を有する有識者や、現場の状況に精通している関係団体の委員からなる「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究　検討委員会」を設置し、調査内容・実施方法・分析方針・成果物の内容等について検討を行った。

### ■ 調査対象

| 検討会 | 検討事項 |
|---|---|
| 第1回<br>（令和元年8月14日） | 事業全体の概要・進め方、アンケート調査票の検討・決定　等 |
| 第2回<br>（令和元年11月3日） | アンケート調査の集計報告（速報）、最終集計に向けた追加集計等の手法検討、実態に即した外れ値の検討　等 |
| 第3回<br>（令和元年12月16日） | アンケート調査の集計報告（最終）、放課後等デイサービスの実態および質の評価を含めた今後の在り方の検証　等 |
| 第4回<br>（令和2年2月11日） | 報告書記載内容の検討　等 |

### ■ 検討委員会　委員

| 氏名 | 役職 |
|---|---|
| 岸　良至 | 一般社団法人　全国児童発達支援協議会 副会長 |
| 田中　祐子 | 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会 事務局長 |
| 原口　英之 | 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所　児童・予防精神医学研究部 |
| ○　山本　彩 | 札幌学院大学 心理学部 臨床心理学科 教授 |
| 米川　晃 | 公益財団法人　日本知的障害者福祉協会　児童発達支援部会 委員 |

※○：座長

【オブザーバー】

鈴木　久也　　厚生労働省　社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室　障害児支援専門官
有川　智基　　厚生労働省　社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室　障害児支援係長

【事務局】

玉山　和裕　　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部
野中　美希　　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部
嘉藤　曜子　　みずほ情報総研　社会政策コンサルティング部

## ４．アンケート調査実施概要

### ■ 調査対象

| 調査対象・調査種別 | 調査対象数 |
|---|---|
| ①自治体調査<br>全国の市区町村 | 1,741か所（悉皆） |
| ②事業所調査<br>全国の放課後等デイサービス事業所 | 13,773か所（悉皆）<br>※厚生労働省HP内資料「障害福祉サービス、障害児給付費等の利用状況について」より、令和元年6月時点の数値を引用。 |

### ■ 実施方法

自治体調査、事業所調査のいずれも、アンケート回答用の web サイトをインターネット上に構築し、回答者に直接入力・登録していただく方法で実施した。

具体的には、Web サイトの URL、アクセス用の ID を含む調査の実施方法が記載された依頼文を、厚生労働省より放課後等デイサービス事業所の指定権者である都道府県・政令市・中核市に送付し、都道府県については管内の市区町村及び事業所への調査協力依頼の発送、政令市・中核市については管内の事業所への調査協力依頼の発送及び自治体調査への回答を依頼した。

（参考）都道府県、政令市、中核市、その他市区町村、事業所それぞれへの依頼事項

| 対象 | 依頼事項 |
|---|---|
| 都道府県<br>（調査対象ではない） | ①管内にある市区町村および放課後等デイサービス事業者への「自治体調査」「事業所調査」の回答依頼の周知 |
| 政令市・中核市 | ①管内にある放課後等デイサービス事業者への、「事業所調査」の回答依頼の周知<br>②「自治体調査」への回答 |
| その他市区町村 | ①「自治体調査」への回答 |
| 放課後等デイサービス事業所 | ①「事業所調査」への回答 |

### ■ 実施時期

令和元年９月～10 月

### ■ 回収結果

| 種　　類 | 対象件数 | ※1回収件数 | 回収率 | ※2有効回答数 | 有効回答率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自治体調査 | 1,741 | 1,143 | 65.7% | 1,078 | 61.9% |
| 事業所調査 | ※3 13,773 | 5,186 | 37.7% | 4,945 | 35.9% |

※１　重複と思われる回答を除外した件数。

※２　半数超の調査項目が無回答の場合、有効回答から除外。また、事業所調査は休止・廃止の事業所も含む。

※３　上記「調査対象」のとおり、対象件数は実態と異なる可能性があるため、回収率は参考値として示す。

## ■ 地域区分について

当調査のクロス集計にあたっては、各都道府県を以下の地域区分に分類して行った。

なお、事業所調査については地域区分の回答欄を設けなかったことから、電話番号の市外局番部分から地域区分を推計し、集計を行った。市外局番から地域区分が推計できなかった事業所は分類不能とし、地域区分のクロス集計対象から除外した。

| | 都道府県名 | 地域区分名 |
|---|---|---|
| 1 | 北海道 | 北海道・東北 |
| 2 | 青森県 | |
| 3 | 岩手県 | |
| 4 | 宮城県 | |
| 5 | 秋田県 | |
| 6 | 山形県 | |
| 7 | 福島県 | |
| 8 | 茨城県 | 関東 |
| 9 | 栃木県 | |
| 10 | 群馬県 | |
| 11 | 埼玉県 | |
| 12 | 千葉県 | |
| 13 | 東京都 | |
| 14 | 神奈川県 | |
| 15 | 山梨県 | 信越 |
| 16 | 長野県 | |
| 17 | 新潟県 | |
| 18 | 岐阜県 | 東海・北陸 |
| 19 | 静岡県 | |
| 20 | 愛知県 | |
| 21 | 三重県 | |
| 22 | 富山県 | |
| 23 | 石川県 | |

| | 都道府県名 | 地域区分名 |
|---|---|---|
| 24 | 福井県 | 近畿 |
| 25 | 滋賀県 | |
| 26 | 京都府 | |
| 27 | 大阪府 | |
| 28 | 兵庫県 | |
| 29 | 奈良県 | |
| 30 | 和歌山県 | |
| 31 | 鳥取県 | 中国 |
| 32 | 島根県 | |
| 33 | 岡山県 | |
| 34 | 広島県 | |
| 35 | 山口県 | |
| 36 | 徳島県 | 四国 |
| 37 | 香川県 | |
| 38 | 愛媛県 | |
| 39 | 高知県 | |
| 40 | 福岡県 | 九州 |
| 41 | 佐賀県 | |
| 42 | 長崎県 | |
| 43 | 熊本県 | |
| 44 | 大分県 | |
| 45 | 宮崎県 | |
| 46 | 鹿児島県 | |
| 47 | 沖縄県 | |

## ■ 既存統計と本調査の結果比較

自治体・事業所調査において、母集団の分布と本調査で回答が得られた集団の分布の状況を検証するため、既存統計の集計と本調査結果の比較を行った。

結果、既存統計と本調査結果の分布に大きな相違は見られないものと考えられた。

### 【自治体調査】

A.人口等

| 既存統計（全国） | 本調査結果 |
|---|---|
| （人口：総人口）<br> 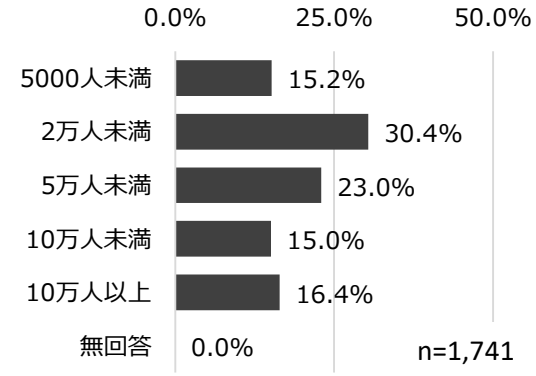 | 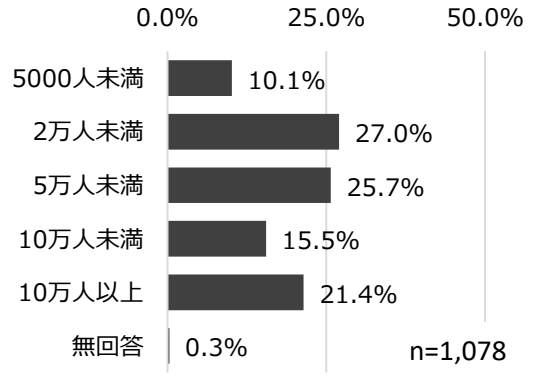 |
| （人口：小学生）<br> 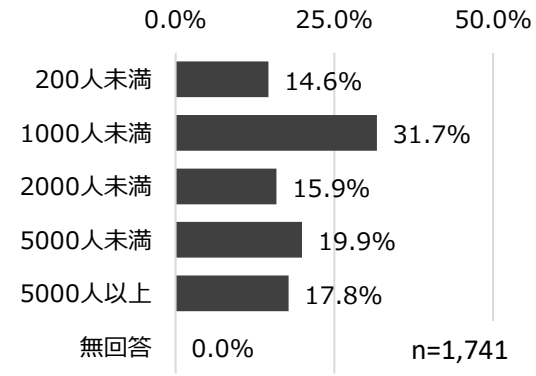 | 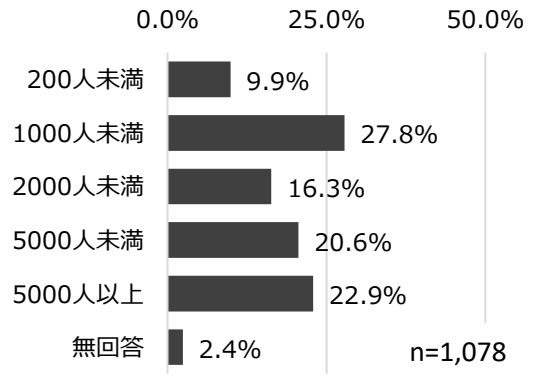 |
| （人口：中学生）<br> 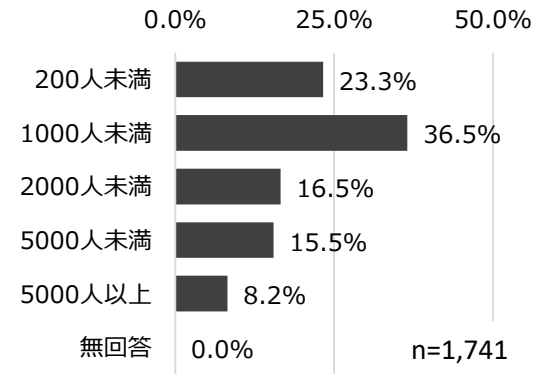 | 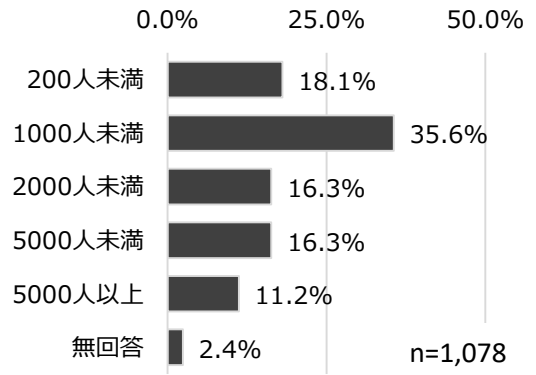 |

| 既存統計（全国） | 本調査結果 |
| --- | --- |
| （人口：高校生等）<br> 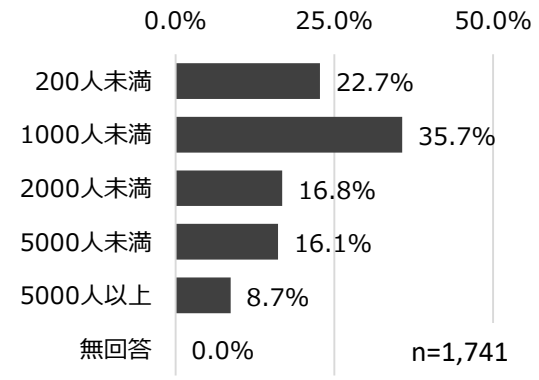 | 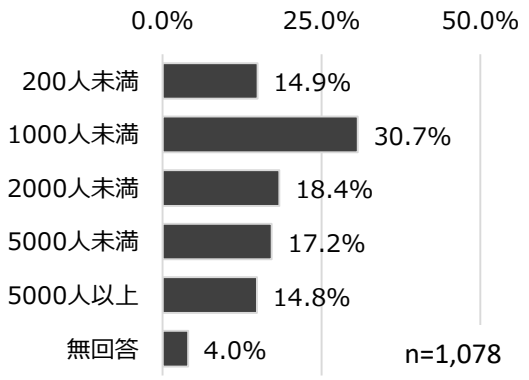 |

（「既存統計（全国）」の出典）総務省統計局「平成 27 年国勢調査 人口等基本集計」

B.地域区分

| 既存統計（全国） | 本調査結果 |
| --- | --- |
| 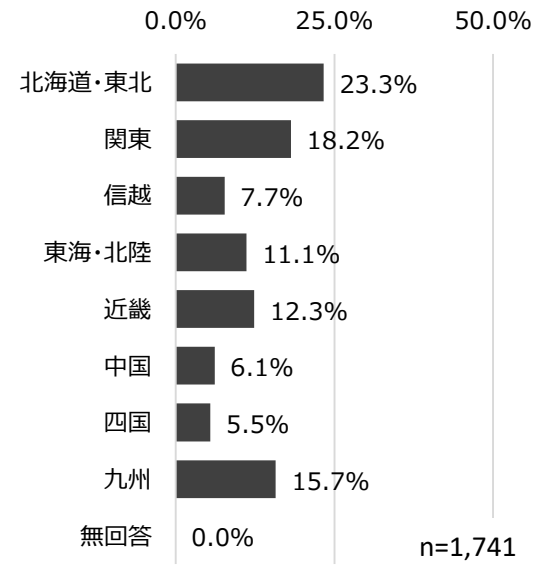 | 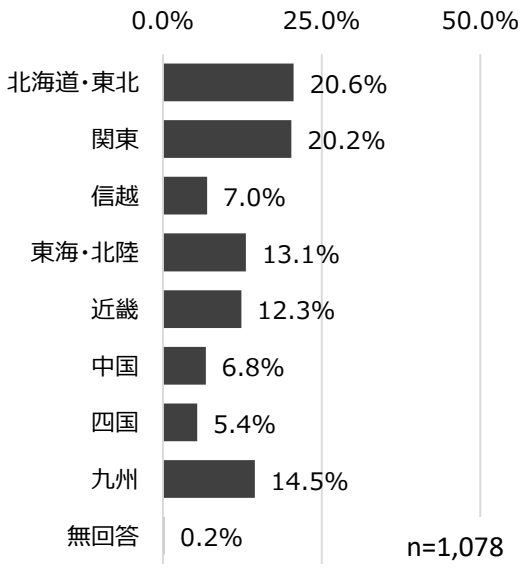 |

（「既存統計（全国）」の出典）総務省「全国地方公共団体コード」

【事業所調査】

A.運営主体

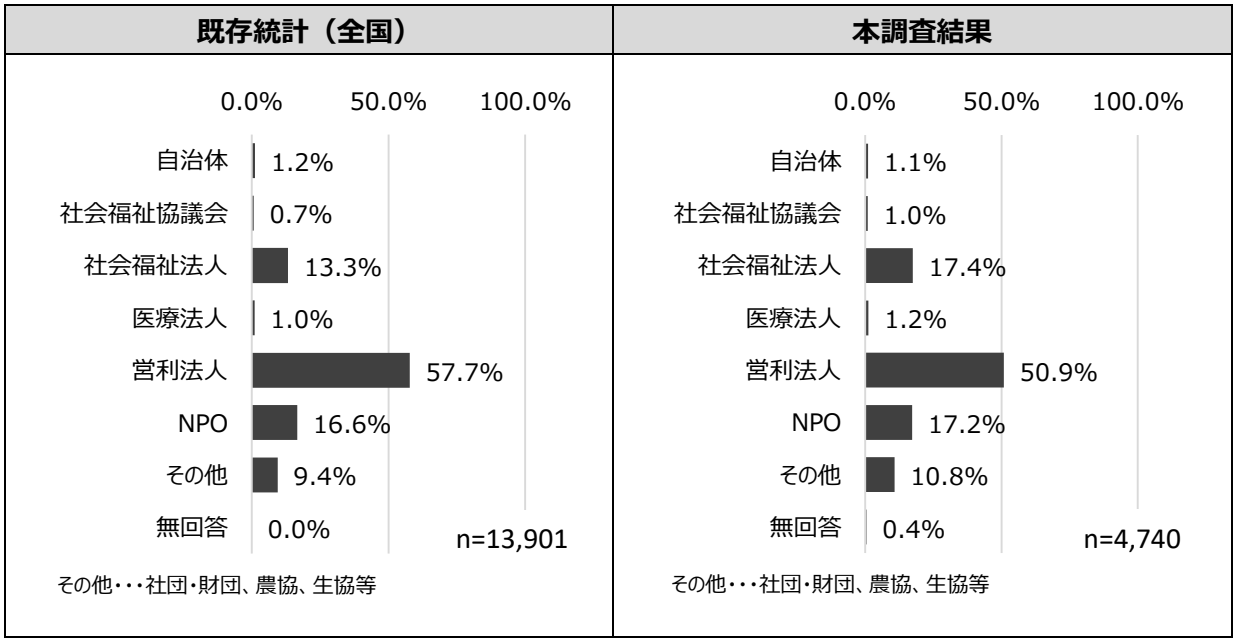


（「既存統計（全国）」の出典）国保連データ（令和元年 7 月サービス提供分）より

B.地域区分

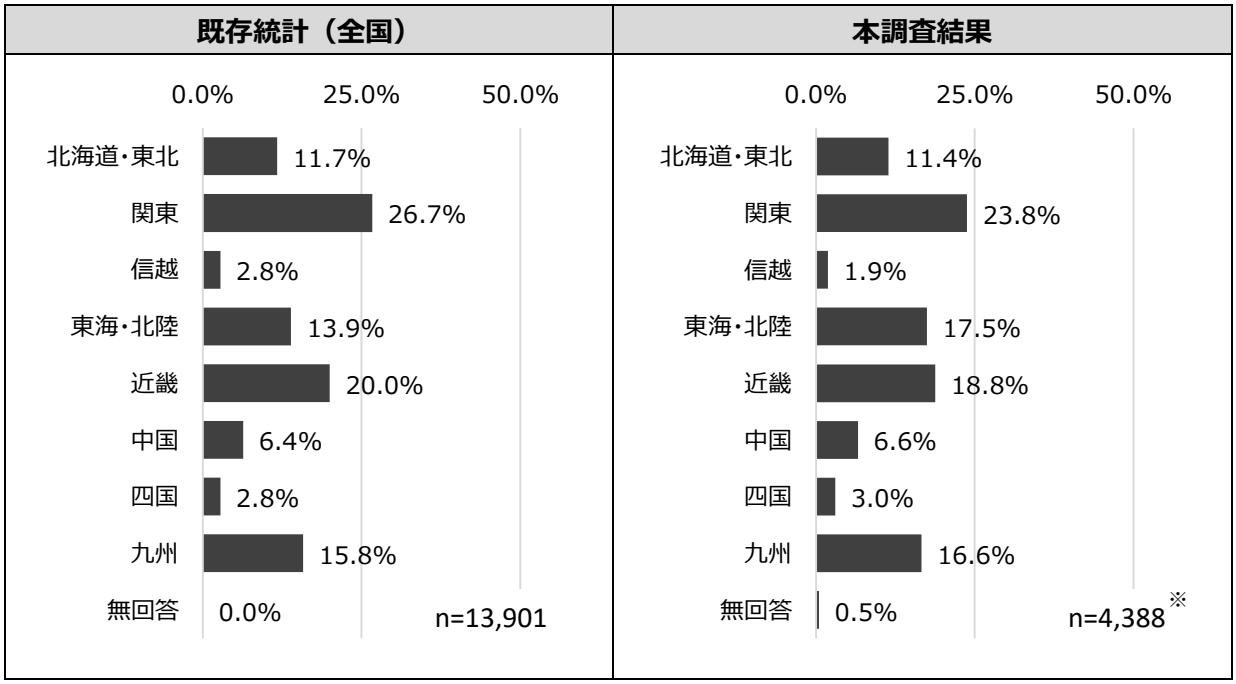


（「既存統計（全国）」の出典）同上

※本調査結果の地域区分については、分類不能であった自治体を除く

# 第２章　自治体調査

## １．自治体の概要

### （１）総人口

総人口は平均が 93,251.94 人、中央値が 32,767.00 人であった。

また、総人口の分布についてみると、「2 万人未満」（27.0%）が最も多く、次いで「5 万人未満」（25.7%）であった。

**図表 1　総人口（平均等）**

| 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|
| 1,075 | 93,251.94 | 224,999.46 | 32,767.00 |

**図表 2　総人口（分布）**

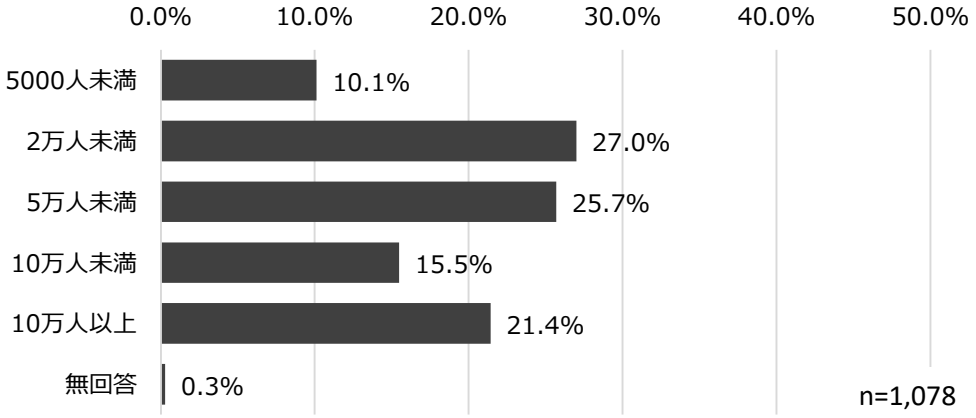


### （２）子どもの人口

子どもの人口の平均は、小学生が 4,940.98 人、中学生が 2,429.56 人、高校生等が 3,478.04 人であった。子どもの人口について中央値でみると、小学生が 1,644.00 人、中学生が 841.00 人、高校生が 1,112.00 人であった。

また、子どもの人口の分布についてみると、小学生、中学生、高校生等いずれも「1,000 人未満」が最も多く、それぞれ 27.8%、35.6%、30.7%であった。なお、「5,000 人未満」と「5,000 人以上」の分布は、小学生はそれぞれ 20.6%、22.9%であるのに対して、中学生はそれぞれ 16.3%、11.2%、高校生等はそれぞれ 17.2%、14.8%と、相対的に少ない。

**図表 3　子どもの人口（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①小学生 | 1,052 | 4,940.98 | 11,710.87 | 1,644.00 |
| ②中学生 | 1,052 | 2,429.56 | 5,550.04 | 841.00 |
| ③高校生等 | 1,035 | 3,478.04 | 9,021.45 | 1,112.00 |

**図表 4　子どもの人口（分布・①小学生）**

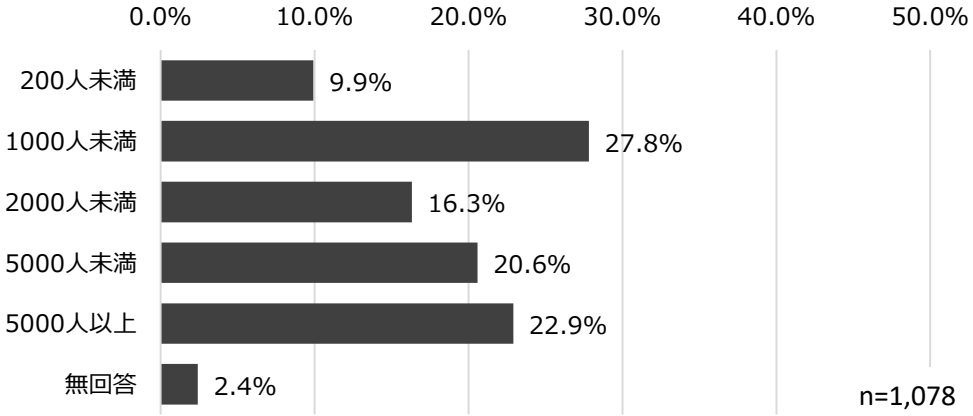


**図表 5　子どもの人口（分布・②中学生）**

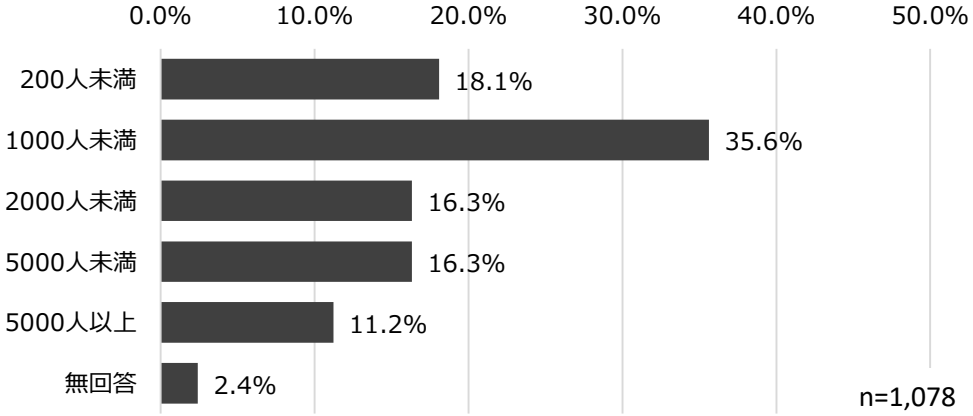


**図表 6　子どもの人口（分布・③高校生等）**

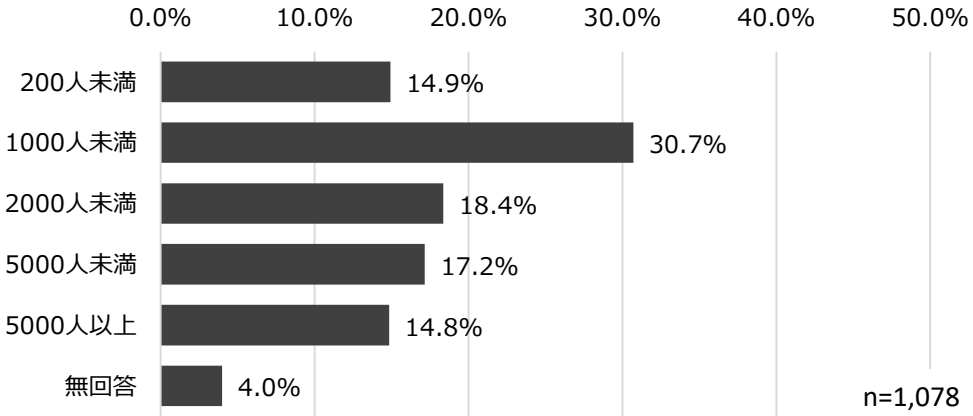

### （３）障害児数（障害児通所給付の対象者数）

障害児通所給付の対象となる障害児数は、放課後等デイサービスは平均が 189.17 人、中央値が 56.00 人であった。また、児童発達支援（医療型含む）は平均 92.50 人、中央値が 22.00 人であった。

分布についてみると、放課後等デイサービスは「100 人以上」（35.6%）が最も多く、次いで「10 人未満」（18.1%）であった。また、児童発達支援（医療型含む）は「10 人未満」（33.0%）が最も多く、次いで「30 人未満」（21.8%）であった。

2019 年 6 月 1 日時点の小学生・中学生・高校生等の人口に占める放課後等デイサービスの給付対象となる障害児の割合は、平均が 1.76%、中央値が 1.54%であった。分布でみると、「1-2%未満」が 46.7%、次いで「1%未満」が 21.3%であった。

また、児童発達支援（医療型含む）の対象となる障害児の割合は、平均が 0.86%、中央値が 0.62%であった。分布でみると、「1%未満」が 67.5%、次いで「1-2%未満」が 22.1%であった。

**図表 7　障害児数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①放課後等デイサービス | 1,057 | 189.17 | 514.81 | 56.00 |
| ②児童発達支援（医療型含む） | 1,054 | 92.50 | 318.27 | 22.00 |

**図表 8　障害児数（分布・①放課後等デイサービス）**

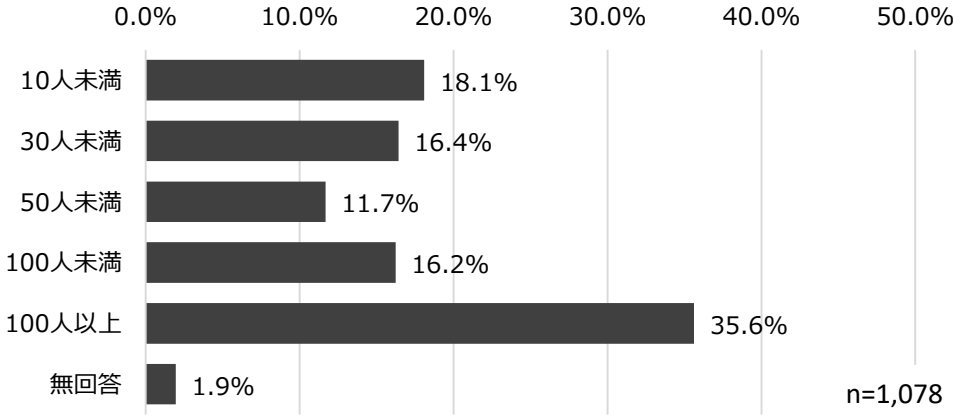


**図表 9　障害児数（分布・②児童発達支援（医療型含む））**

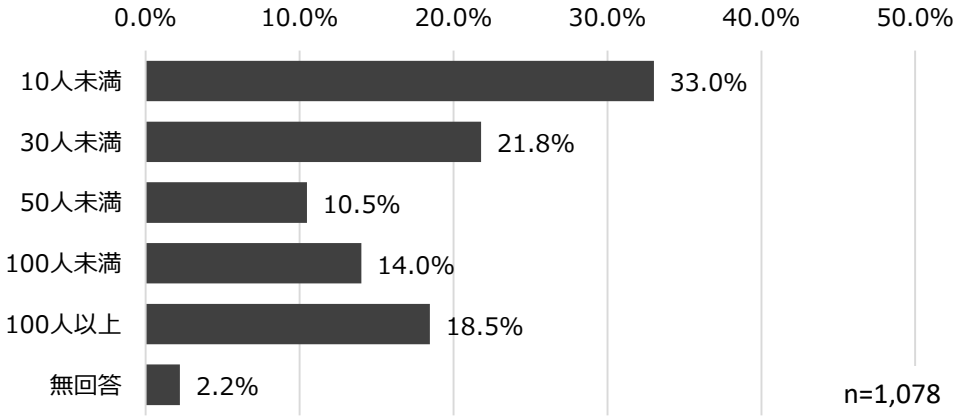

**図表 10　障害児数の割合（平均等・①放課後等デイサービス）**

| | 平均 | 中央値 |
|---|---|---|
| 障害児数の割合（放課後等デイサービス） | 1.76 | 1.54 |

（注）小学生・中学生・高校生等の人口計をもとに割合を算出している。

**図表 11　障害児数の割合（分布・①放課後等デイサービス）**

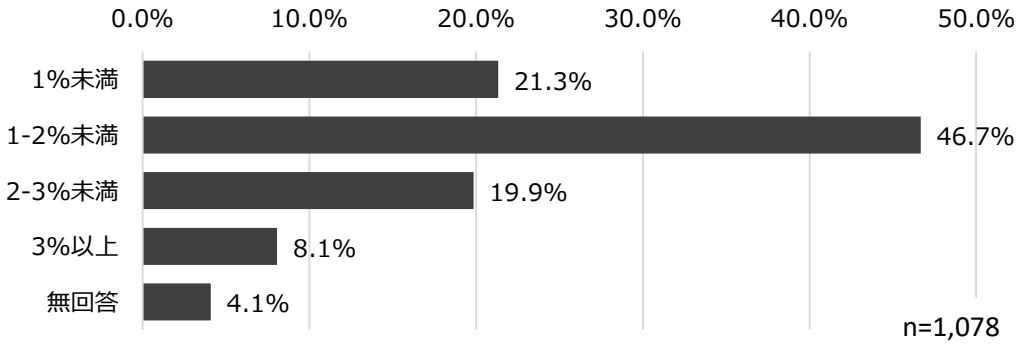


**図表 12　障害児数の割合（平均等・②児童発達支援（医療型含む））**

| | 平均 | 中央値 |
|---|---|---|
| 障害児数の割合（児童発達支援（医療型含む）） | 0.86 | 0.62 |

（注）小学生・中学生・高校生等の人口計をもとに割合を算出している。

**図表 13　障害児数の割合（分布・②児童発達支援（医療型含む））**

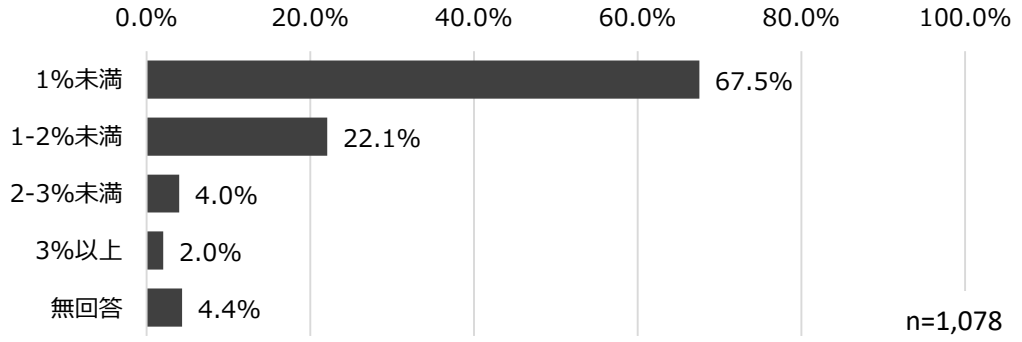

### （４）障害児サービスに係る地域区分

障害児サービスに係る地域区分は、「その他」が 70.3%で最も多く、次いで「7 級地」（10.9%）、「6 級地」（9.2%）であった。

**図表 14　障害児サービスに係る地域区分**

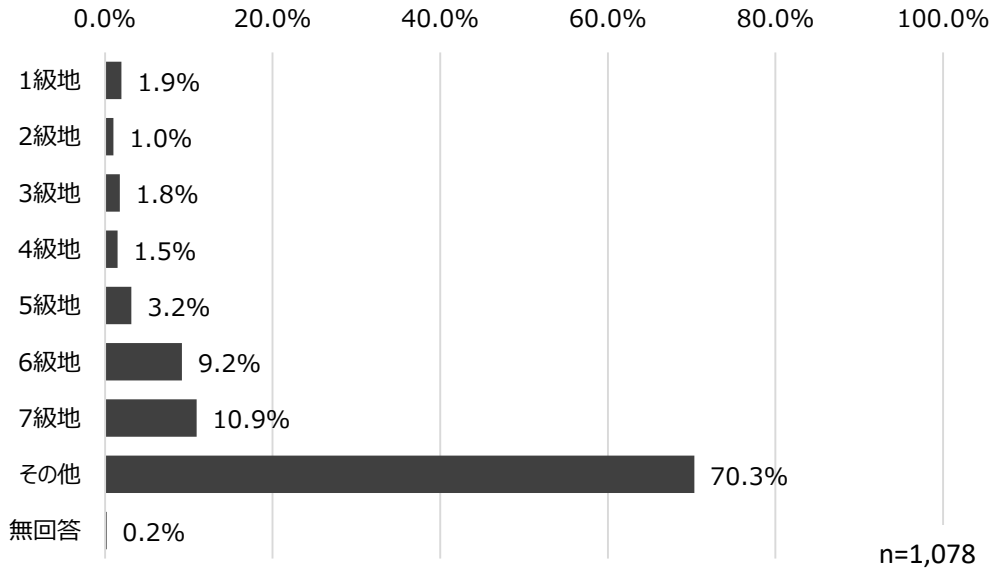

## （５）相談支援事業等の実施状況

相談支援事業の実施状況は、「有」が 91.7%、「無」が 6.4%であった。

相談支援事業を実施している自治体における相談支援事業所の設置方法（種別）は、「障害児相談支援事業所（指定）」が 57.4%で最も多く、次いで「障害児相談支援事業所（委託）」（43.6%）、「基幹相談支援センター（委託）」（32.2%）であった。

地域自立支援協議会等における障害児の専門部会の設置状況は「有」が 62.1%、「無」が 37.1%であった。

地域区分別にみると、信越及び東海・北陸で「有」が 7 割を超える一方で、北海道・東北は同 5 割を下回っている。また、行政区分別にみると、中核市・施行時特例市・特別区並びに政令指定都市、一般市では同 7 割を超える一方で、町村は同 5 割を下回っている。

さらに、自治体と事業者との連絡調整（会議や意見交換等）の実施状況は、「有」が 78.4%、「無」が 20.4%であった。

地域区分別にみると、中国並びに九州、近畿、東海・北陸、信越、四国では「有」が 8 割を超える一方で、北海道・東北では同 7 割を下回っている。また、行政区分別にみると、町村以外は「有」が 8 割を超えるが、町村は同 7 割程度にとどまる。

**図表 15　相談支援事業の実施状況の有無**

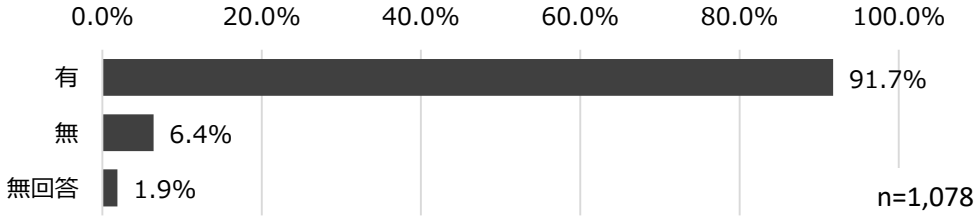


**図表 16　相談支援事業所の種別（複数回答）**

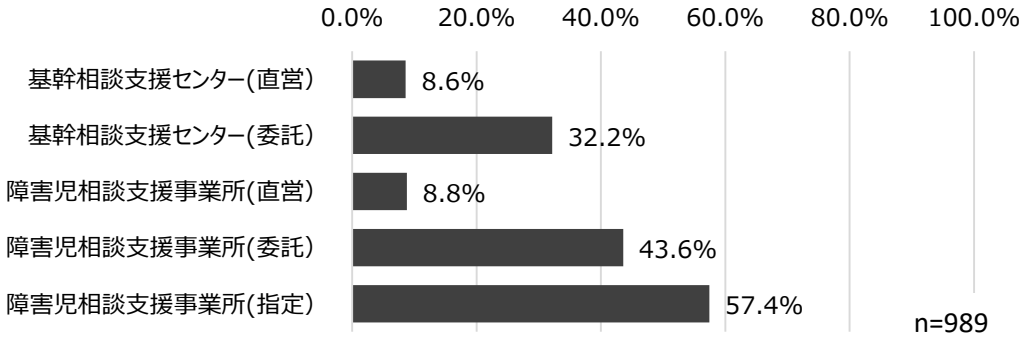


**図表 17　地域自立支援協議会等における**
**障害児の専門部会の設置状況の有無**

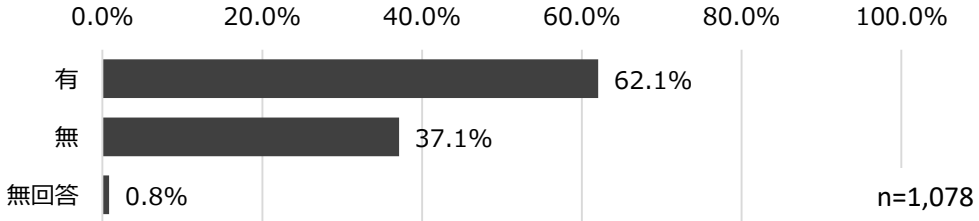

**図表 18　地域自立支援協議会等における**
**障害児の専門部会の設置状況の有無（地域区分別）**

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有 | 48.2% | 57.8% | 77.3% | 71.6% | 68.4% | 67.1% | 51.7% | 68.6% |
| 無 | 51.8% | 41.3% | 21.3% | 27.0% | 30.1% | 32.9% | 46.6% | 30.8% |
| 無回答 | 0.0% | 0.9% | 1.3% | 1.4% | 1.5% | 0.0% | 1.7% | 0.6% |

**図表 19　地域自立支援協議会等における**
**障害児の専門部会の設置状況の有無（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 有 | 77.8% | 78.0% | 71.6% | 49.3% |
| 無 | 22.2% | 22.0% | 27.6% | 49.7% |
| 無回答 | 0.0% | 0.0% | 0.8% | 1.0% |

**図表 20　自治体と事業者との連絡調整の実施状況の有無**

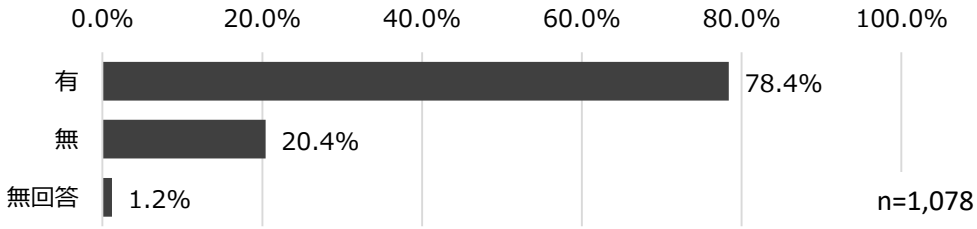


**図表 21　自治体と事業者との連絡調整の実施状況の有無（地域区分別）**

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有 | 68.5% | 78.0% | 81.3% | 81.6% | 82.0% | 86.3% | 81.0% | 82.1% |
| 無 | 30.6% | 20.6% | 16.0% | 15.6% | 17.3% | 13.7% | 19.0% | 17.3% |
| 無回答 | 0.9% | 1.4% | 2.7% | 2.8% | 0.8% | 0.0% | 0.0% | 0.6% |

**図表 22　自治体と事業者との連絡調整の実施状況の有無（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 有 | 88.9% | 84.6% | 83.4% | 72.2% |
| 無 | 11.1% | 15.4% | 15.8% | 26.0% |
| 無回答 | 0.0% | 0.0% | 0.8% | 1.9% |

## （６）障害児支援利用計画の策定状況

障害児支援利用計画の策定状況についてみると、計画策定数は平均が 262.64 件、中央値が 76.00 件であった。計画策定数のうちセルフプラン数は平均が 75.59 件、中央値が 0.00 件であった。

行政区分別にみると、計画策定数、セルフプラン数とも、政令指定都市で最も多く、町村で最も少ない。

計画策定数の分布は、「200 件以上」が 27.5%で最も多く、次いで「50 件未満」（23.9%）、「200 件未満」（16.2%）であった。計画策定数のうちセルフプラン数の分布は、「0 件」（55.8%）が最も多く、次いで「50 件未満」（27.5%）であった。

障害児支援利用計画策定数に占めるセルフプラン数の割合は、平均が 28.54%、中央値が 0.00%であった。同割合の分布をみると、「0%」（52.8%）が最も多く、次いで「0%超-20%未満」（20.4%）であった。

地域区分別にセルフプラン数の割合をみると、平均では、北海道・東北で 47.44%と最も多いが、中央値では、関東が 3.75%、近畿が 2.18%と多い。また、行政区分別にみると、平均では、政令指定都市で 51.07%と半数以上であるほか、中核市・施行時特例市・特別区で 26.99%、一般市で 16.45%、町村で 13.04%となっており、大都市で多い。中央値でみても、政令指定都市で 37.64%、中核市・施行時特例市・特別区で 18.73%と多い。

**図表 23　障害児支援利用計画の策定状況（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①計画策定数 | 1,061 | 262.64 | 732.84 | 76.00 |
| ②計画策定数のうち、セルフプラン数 | 1,052 | 75.59 | 459.60 | 0.00 |

**図表 24　障害児支援利用計画の策定状況**
**①計画策定数（行政区分別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 政令指定都市 | 16 | 4,604.56 | 3,105.31 | 3,401.00 |
| 中核市･施行時特例市･特別区 | 88 | 947.15 | 635.37 | 795.50 |
| 一般市 | 477 | 217.70 | 205.92 | 156.00 |
| 町村 | 478 | 37.17 | 47.28 | 20.00 |

**図表 25　障害児支援利用計画の策定状況**
**②計画策定数のうち、セルフプラン数（行政区分別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 政令指定都市 | 16 | 2,351.38 | 2,816.12 | 1,394.00 |
| 中核市･施行時特例市･特別区 | 87 | 258.56 | 317.25 | 107.00 |
| 一般市 | 475 | 35.97 | 105.79 | 0.00 |
| 町村 | 472 | 4.91 | 20.32 | 0.00 |

**図表 26　障害児支援利用計画の策定状況**
**（分布・①計画策定数）**

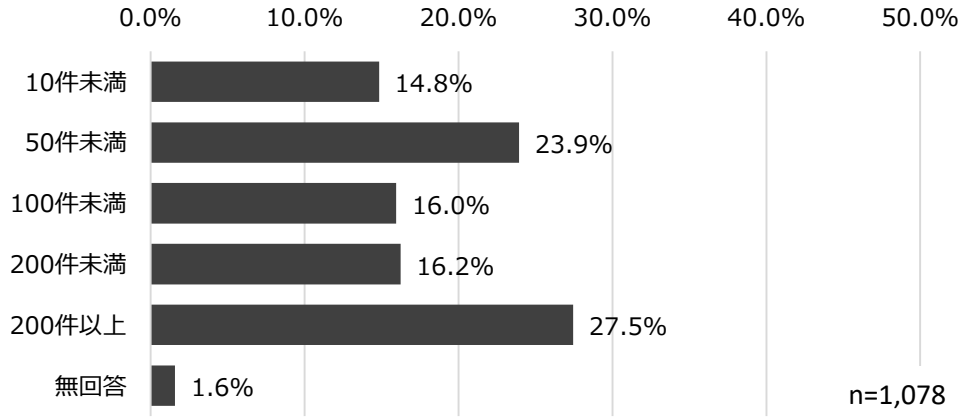


**図表 27　障害児支援利用計画の策定状況**
**（分布・②計画策定数のうち、セルフプラン数）**

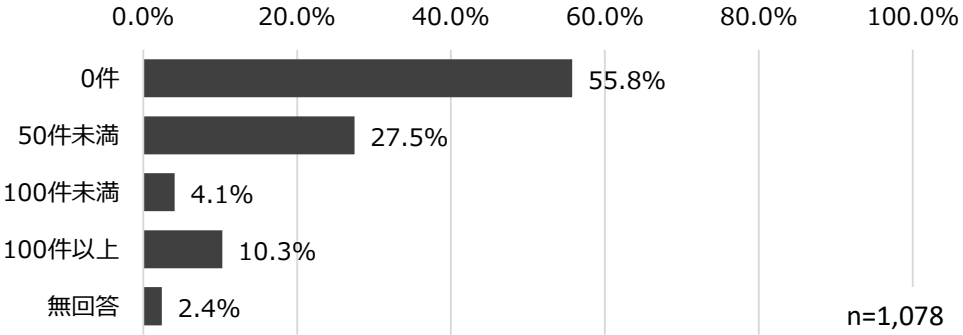


**図表 28　セルフプラン率（平均等）**

| | 平均 | 中央値 |
|---|---|---|
| セルフプラン率 | 28.54 | 0.00 |

**図表 29　セルフプラン率（分布）**

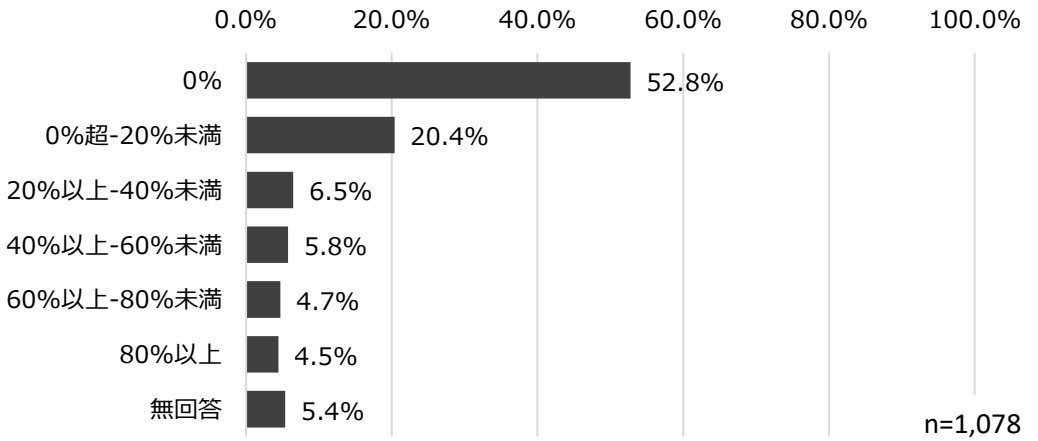

**図表 30　セルフプラン率（地域区分別）**

| | 平均 | 中央値 |
|---|---|---|
| 北海道･東北 | 47.44 | 0.00 |
| 関東 | 39.06 | 3.75 |
| 信越 | 3.40 | 0.00 |
| 東海･北陸 | 18.08 | 0.06 |
| 近畿 | 29.24 | 2.18 |
| 中国 | 31.95 | 0.00 |
| 四国 | 12.86 | 0.00 |
| 九州 | 7.89 | 0.00 |

**図表 31　セルフプラン率（行政区分別）**

| | 平均 | 中央値 |
|---|---|---|
| 政令指定都市 | 51.07 | 37.64 |
| 中核市･施行時特例市･特別区 | 26.99 | 18.73 |
| 一般市 | 16.45 | 0.00 |
| 町村 | 13.04 | 0.00 |

## （7）子育て支援等に関する会議委員としての障害福祉専門家参画状況

子育て支援等に関する会議委員への障害福祉専門家の参画状況は、子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法第 61 条に基づき設置される会議）は「有」が 29.1%、「無」が 68.6%であった。

地域区分別にみると、四国以外は「有」が 3 割前後だが、四国は 17.2%と相対的に少ない。行政区分別にみると、政令指定都市で「有」が 44.4%と最も多く、町村で同 21.2%と少ない。

また、子ども・若者会議（子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき設置される会議）は「有」が 6.3%、「無」が 86.4%であった。

地域区分別にみると、中国、東海・北陸、信越で「有」が 10%を越えるのに対して、北海道・東北、四国、関東、九州では 4%を下回る。行政区分別にみると、政令指定都市で「有」が 27.8%と多いが、他の行政区分はいずれも 10%以下である。

**図表 32　障害福祉専門家参画状況の有無（①子ども・子育て会議）**

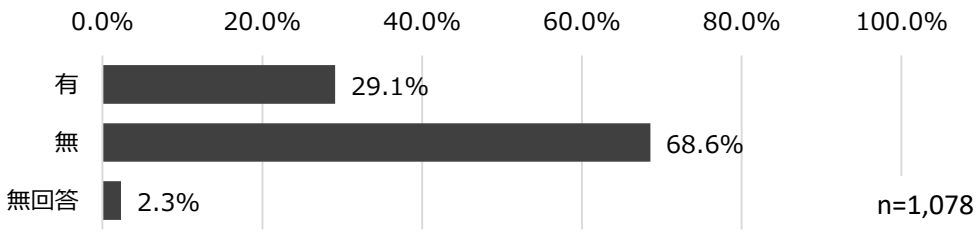

**図表 33　障害福祉専門家参画状況の有無（①子ども・子育て会議）（地域区分別）**

| | 北海道･東北 | 関東 | 信越 | 東海･北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有 | 28.4% | 26.6% | 29.3% | 31.2% | 32.3% | 35.6% | 17.2% | 30.1% |
| 無 | 69.4% | 69.7% | 68.0% | 68.1% | 64.7% | 63.0% | 81.0% | 67.9% |
| 無回答 | 2.3% | 3.7% | 2.7% | 0.7% | 3.0% | 1.4% | 1.7% | 1.9% |

**図表 34　障害福祉専門家参画状況の有無（①子ども・子育て会議）（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市･施行時特例市･特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 有 | 44.4% | 38.5% | 34.6% | 21.2% |
| 無 | 50.0% | 57.1% | 62.9% | 77.1% |
| 無回答 | 5.6% | 4.4% | 2.5% | 1.6% |

**図表 35　障害福祉専門家参画状況の有無（②子ども・若者会議）**

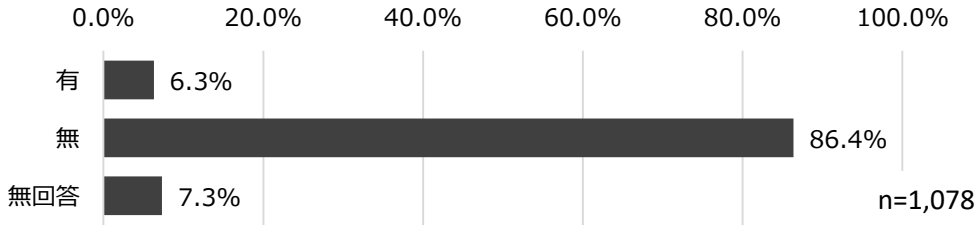


**図表 36　障害福祉専門家参画状況の有無（②子ども・若者会議）（地域区分別）**

| | 北海道･東北 | 関東 | 信越 | 東海･北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 有 | 3.2% | 3.7% | 10.7% | 12.1% | 8.3% | 12.3% | 3.4% | 3.8% |
| 無 | 91.0% | 86.7% | 82.7% | 83.0% | 82.0% | 84.9% | 91.4% | 86.5% |
| 無回答 | 5.9% | 9.6% | 6.7% | 5.0% | 9.8% | 2.7% | 5.2% | 9.6% |

**図表 37　障害福祉専門家参画状況の有無（②子ども・若者会議）（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市･施行時特例市･特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 有 | 27.8% | 7.7% | 10.0% | 1.6% |
| 無 | 50.0% | 76.9% | 82.4% | 93.4% |
| 無回答 | 22.2% | 15.4% | 7.7% | 4.9% |

## 2．放課後等デイサービスの利用・提供状況について

### （1）放課後等デイサービスを提供する事業所

放課後等デイサービスを提供する事業所数は、平均が 10.70 か所、中央値が 3.00 か所であった。

放課後等デイサービスを提供する事業所数の分布についてみると、「10 か所以上」（25.4%）が最も多く、次いで「5 か所未満」（23.7%）、「0 か所」（18.9%）であった。

地域区分別にみると、関東、東海・北陸、近畿では「10 か所以上」が 3～4 割程度であるのに対して、北海道・東北、信越、四国では、「0 か所」が 3 割を超えている。また中国、九州では「5 か所未満」の回答が最も多く、次いで「10 か所以上」であった。行政区分別にみると、中核市・施行時特例市・特別区と政令指定都市では「10 か所以上」が 95%前後であるのに対して、町村は「0 か所」が 40.6%であるなど全体に事業所数が少ない。

また、各自治体における事業所 1 か所あたりの放課後等デイサービスの受給者数についてみると、「15-20 人未満」（22.1%）が最も多く、次いで「20-30 人未満」（20.4%）、「10-15 人未満」（15.6%）であった。行政区分別にみると、政令指定都市、中核市・施行時特例市・特別区、一般市では、事業所 1 か所あたり 15 人以上の区分が 7 割前後であるが、町村は同 3 割強で、「～10 人未満」も 17.1%となっている。

**図表 38　放課後等デイサービスを提供する事業所（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 放課後等デイサービスを提供する事業所 | 1,074 | 10.70 | 30.04 | 3.00 |

**図表 39　放課後等デイサービスを提供する事業所（分布）**

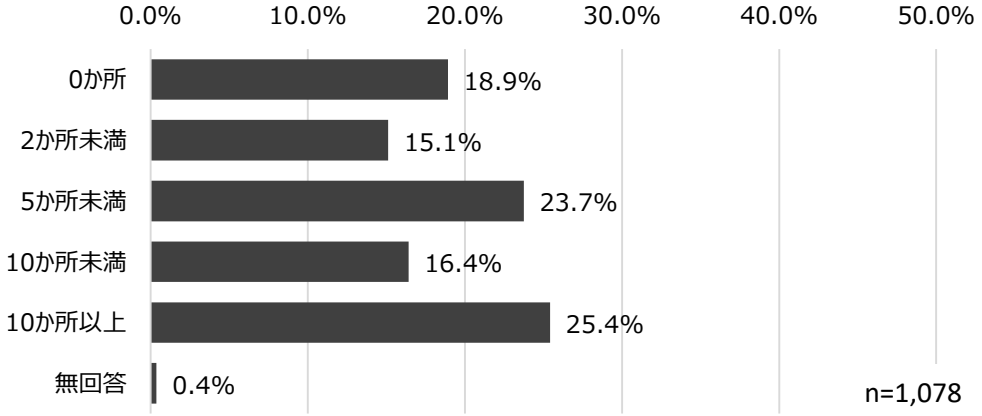


**図表 40　放課後等デイサービスを提供する事業所（地域区分別）**

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0か所 | 34.2% | 10.6% | 33.3% | 10.6% | 11.3% | 16.4% | 32.8% | 11.5% |
| 2か所未満 | 22.5% | 10.1% | 24.0% | 8.5% | 12.0% | 13.7% | 17.2% | 15.4% |
| 5か所未満 | 25.2% | 20.6% | 21.3% | 22.0% | 21.1% | 31.5% | 22.4% | 28.2% |
| 10か所未満 | 8.1% | 18.8% | 12.0% | 22.7% | 21.1% | 12.3% | 17.2% | 19.2% |
| 10か所以上 | 9.9% | 39.9% | 8.0% | 36.2% | 33.8% | 26.0% | 10.3% | 24.4% |
| 無回答 | 0.0% | 0.0% | 1.3% | 0.0% | 0.8% | 0.0% | 0.0% | 1.3% |

**図表 41　放課後等デイサービスを提供する事業所（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 0か所 | 0.0% | 0.0% | 1.2% | 40.6% |
| 2か所未満 | 0.0% | 0.0% | 7.9% | 25.6% |
| 5か所未満 | 0.0% | 1.1% | 29.3% | 23.5% |
| 10か所未満 | 0.0% | 2.2% | 28.4% | 7.8% |
| 10か所以上 | 94.4% | 96.7% | 33.2% | 1.9% |
| 無回答 | 5.6% | 0.0% | 0.0% | 0.6% |

**図表 42　事業所１か所あたりの放課後等デイサービスの受給者数**

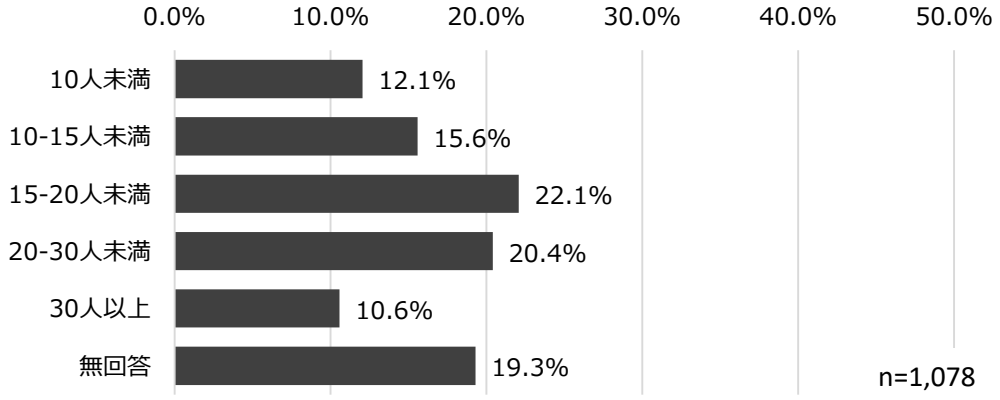


**図表 43　事業所１か所あたりの放課後等デイサービスの受給者数　（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 10人未満 | 5.6% | 6.6% | 8.1% | 17.1% |
| 10-15人未満 | 16.7% | 17.6% | 21.8% | 9.1% |
| 15-20人未満 | 50.0% | 38.5% | 29.7% | 10.5% |
| 20-30人未満 | 16.7% | 31.9% | 26.8% | 12.2% |
| 30人以上 | 5.6% | 5.5% | 12.4% | 9.9% |
| 無回答 | 5.6% | 0.0% | 1.2% | 41.2% |

## （２）平成 30 年度 1 年間における放課後等デイサービスの実利用者数、延べ利用者数

平成 30 年度 1 年間における放課後等デイサービスの実利用者数は、小学生については平均が 105.07 人、中央値が 32.00 人、中学生については平均が 29.70 人、中央値が 9.00 人、高校生等については平均が 22.73 人、中央値が 6.80 人であった。なお、自自治体内に事業所が 1 か所以上ある自治体に限定すると、小学生については平均が 130.00 人、中央値が 48.00 人、中学生については平均が 36.54 人、中央値が 13.00 人、高校生等については平均が 27.75 人、中央値が 10.00 人であった。

次に、同１年間における放課後等デイサービスの延べ利用者数は、小学生については平均が 2,695.13 人、中央値が 458.00 人、中学生については平均が 761.38 人、中央値が 121.00 人、高校生等については平均が 584.09 人、中央値が 86.00 人であった。なお、自自治体内に事業所が 1 か所以上ある自

治体に限定すると、小学生については平均が 3,286.65 人、中央値が 745.00 人、中学生については平均が 910.05 人、中央値が 199.00 人、高校生等については平均が 699.12 人、中央値が 147.00 人であった。

平成 30 年度 1 年間における放課後等デイサービスの実利用者数の分布についてみると、小学生は「50 人以上」が 34.3%で最も多いが、中学生と高校生等は「10 人未満」がそれぞれ 32.3%、33.3%で最も多い。

また、同 1 年間における放課後等デイサービスの延べ利用者数の分布についてみると、小学生は「500 人以上」（41.0%）が最も多く、中学生と高校生等はともに「500 人未満」が最も多く、それぞれ 25.9%、23.4%であった。

**図表 44　放課後等デイサービス実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①小学生 | 942 | 105.07 | 297.30 | 32.00 |
| ②中学生 | 932 | 29.70 | 81.81 | 9.00 |
| ③高校生等 | 916 | 22.73 | 61.31 | 6.80 |

**図表 45　放課後等デイサービス実利用者数（事業所が 1 か所以上ある自治体の平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①小学生 | 752 | 130.00 | 327.40 | 48.00 |
| ②中学生 | 747 | 36.54 | 89.81 | 13.00 |
| ③高校生等 | 739 | 27.75 | 67.03 | 10.00 |

**図表 46　放課後等デイサービス延べ利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①小学生 | 913 | 2,695.13 | 7,842.77 | 458.00 |
| ②中学生 | 900 | 761.38 | 2,265.42 | 121.00 |
| ③高校生等 | 894 | 584.09 | 1,844.96 | 86.00 |

**図表 47　放課後等デイサービス延べ利用者数（事業所が 1 か所以上ある自治体の平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①小学生 | 721 | 3,286.65 | 8,225.54 | 745.00 |
| ②中学生 | 718 | 910.05 | 2,313.57 | 199.00 |
| ③高校生等 | 714 | 699.12 | 1,907.83 | 147.00 |

**図表 48　放課後等デイサービス実利用者数**
**（分布・①小学生）**

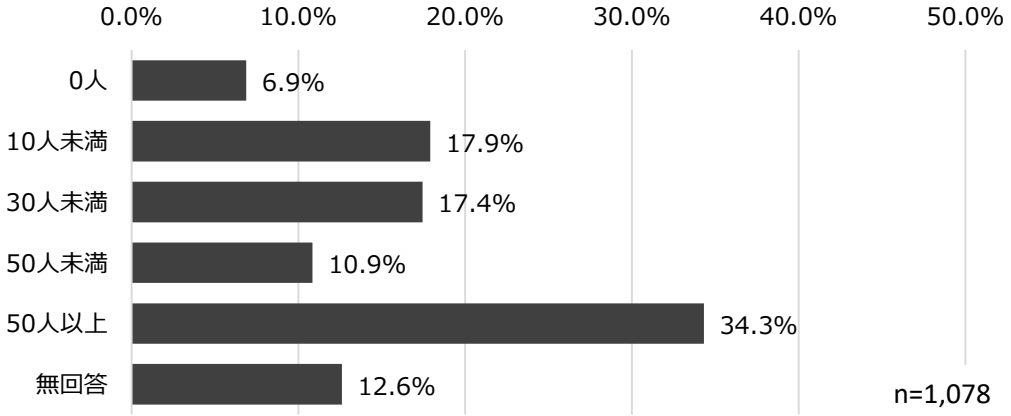


**図表 49　放課後等デイサービス実利用者数**
**（分布・②中学生）**

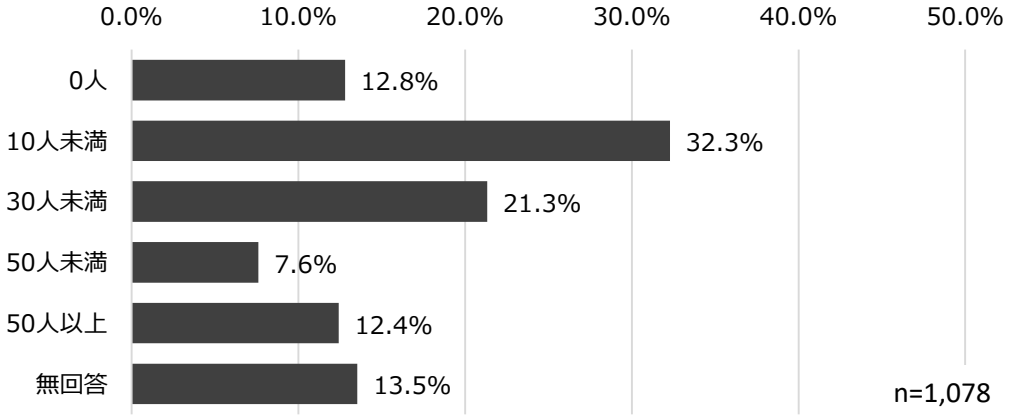


**図表 50　放課後等デイサービス実利用者数**
**（分布・③高校生等）**

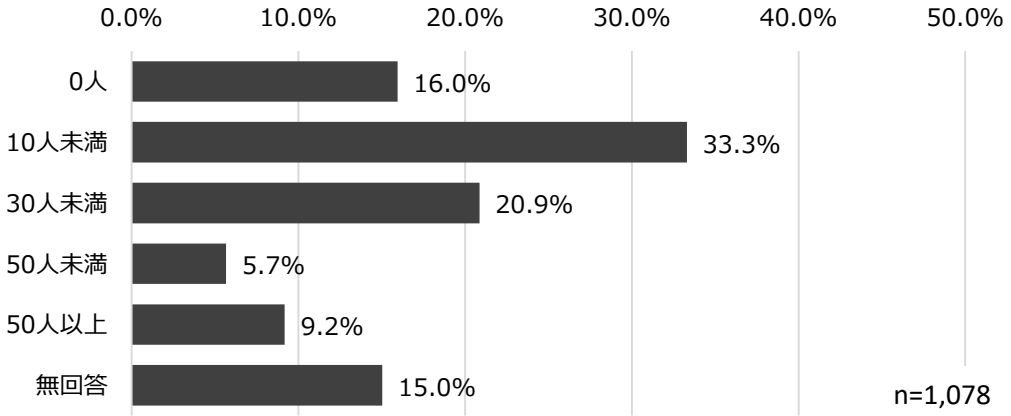

**図表 51　放課後等デイサービス延べ利用者数**
**（分布・①小学生）**

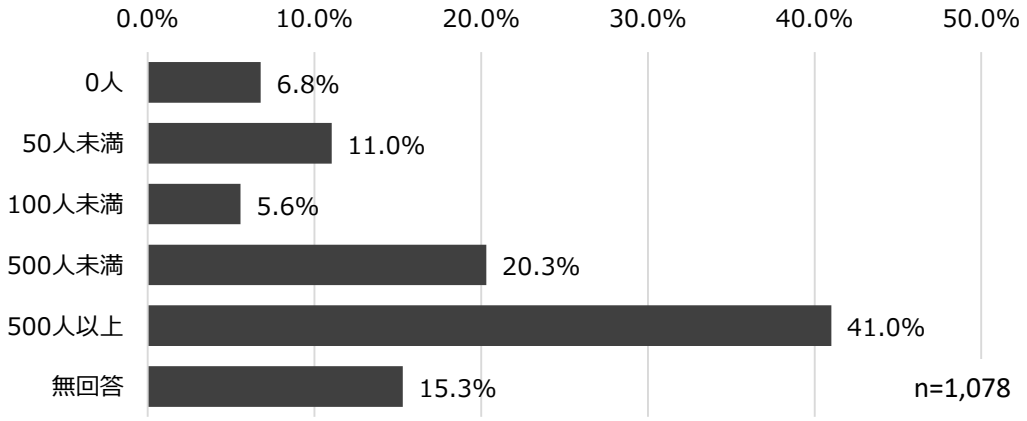


**図表 52　放課後等デイサービス延べ利用者数**
**（分布・②中学生）**

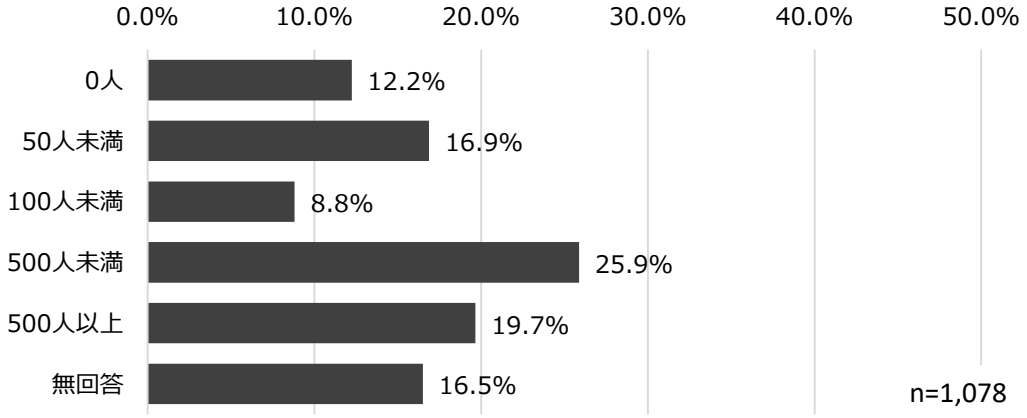


**図表 53　放課後等デイサービス延べ利用者数**
**（分布・③高校生等）**

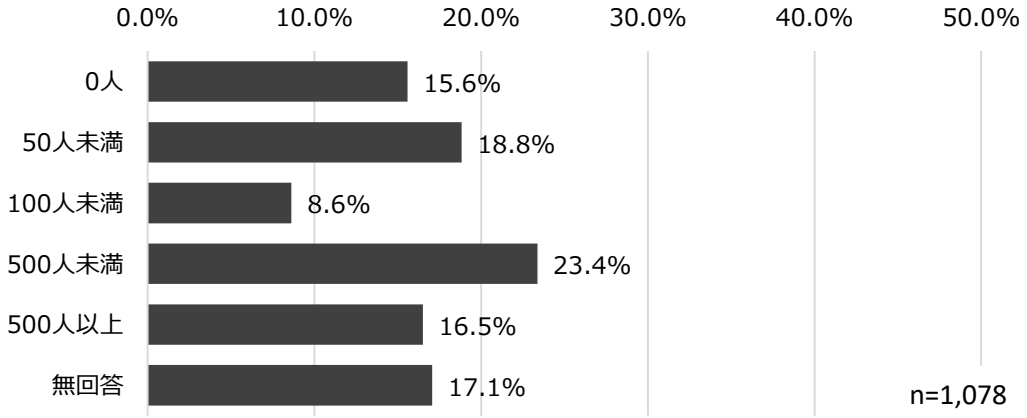

### （３）放課後等デイサービスの支給決定における支給決定基準の有無

放課後等デイサービスの支給決定における支給決定基準については、「明文化した基準は無いが、部署内で判断の考え方を統一している」が 50.6%で最も多く、次いで「明文化した基準はあるが、内規等の形式のため公表していない」（24.5%）であった。「明文化した基準は無く、個々の担当者が判断している」も 10.2%あり、「明文化した基準は無いが、部署内で判断の考え方を統一している」とあわせると、明文化した基準がない自治体が 6 割を超える。

地域区分別にみると、いずれの地域も「明文化した基準は無いが、部署内で判断の考え方を統一している」が最も多いが、近畿と関東は「明文化した基準があり、要綱等の形式で公表している」がそれぞれ 14%程度と相対的に多い。また、「明文化した基準はあるが、内規等の形式のため公表していない」を含めると、近畿、関東のほか九州が 4 割を超えている。

また、行政区分別にみると、政令指定都市や中核市・施行時特例市・特別区で、相対的に「明文化した基準があり、要綱等の形式で公表している」と「明文化した基準はあるが、内規等の形式のため公表していない」の割合が多い。

**図表 54　放課後等デイサービスの支給決定における支給決定基準の有無**

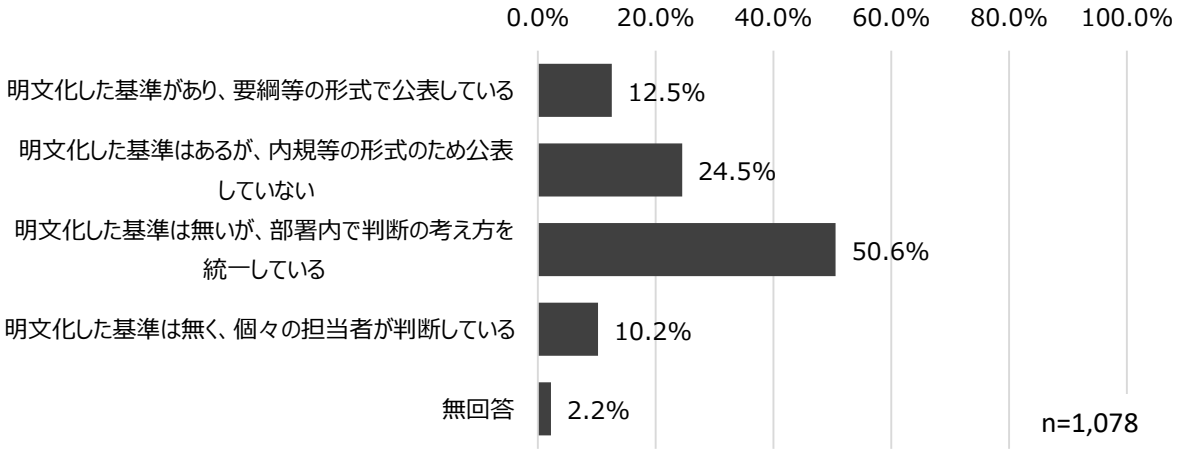


**図表 55　放課後等デイサービスの支給決定における支給決定基準の有無（地域区分別）**

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明文化した基準があり、要綱等の形式で公表している | 12.2% | 14.2% | 4.0% | 9.9% | 14.3% | 12.3% | 10.3% | 16.7% |
| 明文化した基準はあるが、内規等の形式のため公表していない | 18.5% | 29.4% | 13.3% | 29.8% | 30.1% | 23.3% | 20.7% | 24.4% |
| 明文化した基準は無いが、部署内で判断の考え方を統一している | 49.5% | 49.1% | 64.0% | 49.6% | 45.9% | 58.9% | 60.3% | 44.2% |
| 明文化した基準は無く、個々の担当者が判断している | 16.7% | 6.0% | 16.0% | 8.5% | 8.3% | 4.1% | 1.7% | 13.5% |
| 無回答 | 3.2% | 1.4% | 2.7% | 2.1% | 1.5% | 1.4% | 6.9% | 1.3% |

**図表 56　放課後等デイサービスの支給決定における支給決定基準の有無（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 明文化した基準があり、要綱等の形式で公表している | 27.8% | 30.8% | 11.4% | 9.7% |
| 明文化した基準はあるが、内規等の形式のため公表していない | 38.9% | 27.5% | 25.1% | 22.9% |
| 明文化した基準は無いが、部署内で判断の考え方を統一している | 33.3% | 39.6% | 56.0% | 47.6% |
| 明文化した基準は無く、個々の担当者が判断している | 0.0% | 1.1% | 7.1% | 15.5% |
| 無回答 | 0.0% | 1.1% | 0.4% | 4.3% |

## （４）明文化された支給決定基準に含まれる内容

放課後等デイサービスの支給決定基準に含まれる内容については、「支給量」が 84.5%で最も多く、次いで「対象者の要件」（67.2%）、「支給決定における調査項目」（37.6%）であった。

**図表 57　明文化された支給決定基準に含まれる内容（複数回答）**

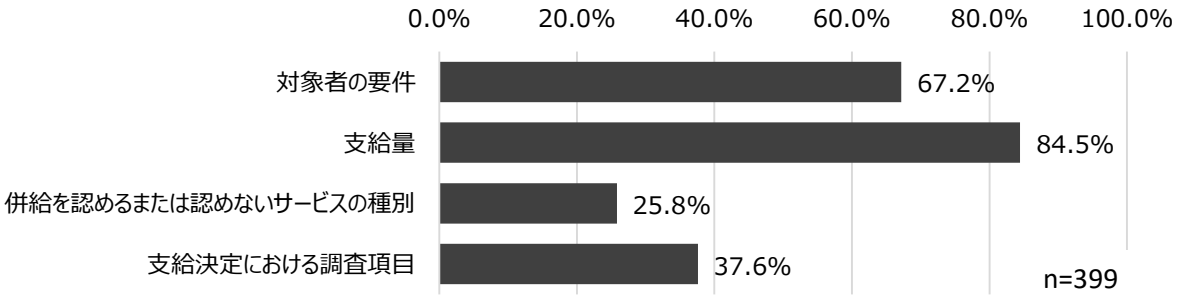

### （５）放課後等デイサービスの報酬区分の判定の基礎となる利用児童の指標該当・非該当の判定の実施者

報酬区分の判定の基礎となる利用児童の指標該当・非該当の判定の実施者については、「自治体主管課職員」が 76.5%で最も多く、次いで「サービス提供事業所」（16.0%）であった。

地域区分別にみると、すべての地域で「自治体主管課職員」が最も多い。

行政区分別にみると、政令指定都市では「自治体主管課職員」が 100.0%、中核市・施行時特例市・特別区では同 92.3%と多いが、一般市や町村では、サービス提供事業所や相談支援センター職員が実施している割合が相対的に多い。

**図表 58　放課後等デイサービスの報酬区分の判定の基礎となる利用児童の指標該当・非該当の判定の実施者**

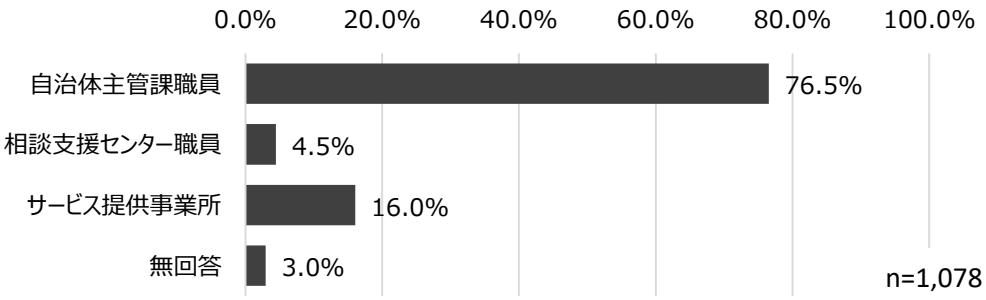


**図表 59　放課後等デイサービスの報酬区分の判定の基礎となる利用児童の指標該当・非該当の判定の実施者（地域区分別）**

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治体主管課職員 | 68.5% | 83.5% | 73.3% | 80.1% | 80.5% | 75.3% | 69.0% | 76.9% |
| 相談支援センター職員 | 5.9% | 1.8% | 5.3% | 4.3% | 3.8% | 8.2% | 3.4% | 5.1% |
| サービス提供事業所 | 22.1% | 12.8% | 16.0% | 14.2% | 14.3% | 13.7% | 17.2% | 15.4% |
| 無回答 | 3.6% | 1.8% | 5.3% | 1.4% | 1.5% | 2.7% | 10.3% | 2.6% |

**図表 60　放課後等デイサービスの報酬区分の判定の基礎となる利用児童の指標該当・非該当の判定の実施者（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体主管課職員 | 100.0% | 92.3% | 80.1% | 69.3% |
| 相談支援センター職員 | 0.0% | 3.3% | 5.6% | 3.7% |
| サービス提供事業所 | 0.0% | 3.3% | 13.7% | 21.2% |
| 無回答 | 0.0% | 1.1% | 0.6% | 5.8% |

### （６）複数の放課後等デイサービス事業所の利用

複数の放課後等デイサービス事業所の利用については、「認めている」が 90.8%、「認めていない」が 6.5%であった。

**図表 61　複数の放課後等デイサービス事業所の利用の容認**

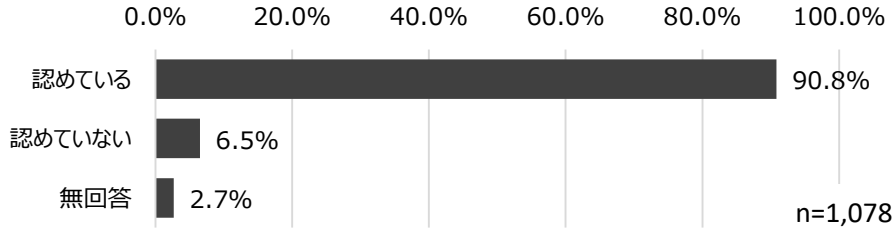


### （７）放課後等デイサービス利用者のうち、平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した人数

放課後等デイサービス利用者のうち、平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した人数は、平均が 9.11 人、中央値が 2.00 人であった。

分布でみると、「5 人以上」が 30.8%で最も多く、次いで「0 人」（26.9%）であった。

地域区分別にみると、関東、東海・北陸では「5 人以上」が 4 割を超えるが、北海道・東北と四国、信越では「0 人」が 4 割を超える。

行政区分別にみると、政令指定都市と中核市・施行時特例市・特別区では「5 人以上」が 7 割前後であるが、町村では「0 人」が 5 割を超える。

**図表 62　放課後等デイサービス利用者のうち、**
**平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した人数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 中学校を卒業した人数 | 925 | 9.11 | 26.22 | 2.00 |

**図表 63　放課後等デイサービス利用者のうち、**
**平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した人数（分布）**

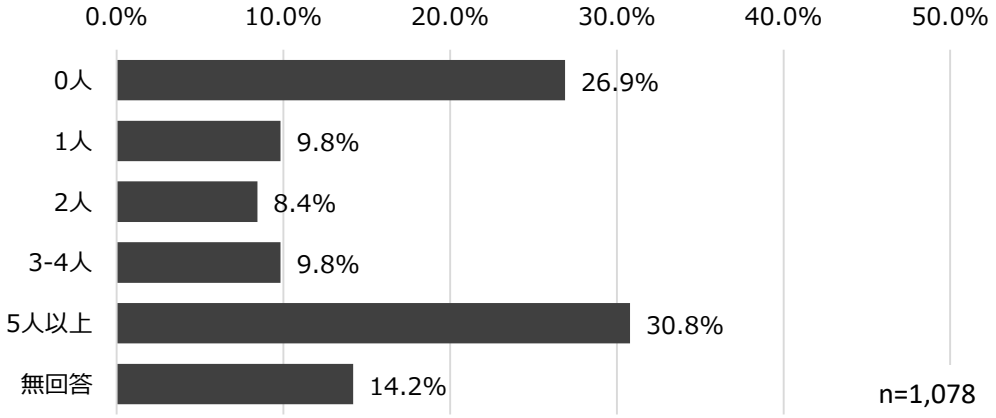

**図表 64　放課後等デイサービス利用者のうち、**
**平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した人数（地域区分別）**

| | 北海道･東北 | 関東 | 信越 | 東海･北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 0人 | 42.3% | 13.8% | 40.0% | 14.2% | 21.8% | 28.8% | 41.4% | 25.6% |
| 1人 | 12.6% | 6.0% | 16.0% | 8.5% | 8.3% | 9.6% | 6.9% | 12.2% |
| 2人 | 11.7% | 6.4% | 9.3% | 5.7% | 3.0% | 15.1% | 5.2% | 11.5% |
| 3-4人 | 8.6% | 8.7% | 12.0% | 11.3% | 9.0% | 5.5% | 17.2% | 10.9% |
| 5人以上 | 14.4% | 48.2% | 17.3% | 46.1% | 37.6% | 26.0% | 17.2% | 24.4% |
| 無回答 | 10.4% | 17.0% | 5.3% | 14.2% | 20.3% | 15.1% | 12.1% | 15.4% |

**図表 65　放課後等デイサービス利用者のうち、**
**平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した人数（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市･施行時特例市･特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 0人 | 0.0% | 0.0% | 7.9% | 51.5% |
| 1人 | 0.0% | 0.0% | 6.6% | 15.3% |
| 2人 | 0.0% | 1.1% | 8.3% | 10.3% |
| 3-4人 | 0.0% | 0.0% | 14.1% | 7.8% |
| 5人以上 | 72.2% | 69.2% | 48.5% | 4.5% |
| 無回答 | 27.8% | 29.7% | 14.5% | 10.5% |

### （８）平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した放課後等デイサービス利用者のうち、放課後等デイサービスの継続利用を希望していたが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した利用者の有無と人数

平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した放課後等デイサービス利用者のうち、放課後等デイサービスの継続利用を希望していたが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した利用者の有無をきいたところ、「有」が 1.6%、「無」が 52.8%、「把握していない」が 25.9%であった。

放課後等デイサービスの継続利用を希望していたが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した利用者数は、平均が 2.54 人、中央値が 1.00 人であった。

**図表 66　放課後等デイサービス利用が終結した利用者の有無**

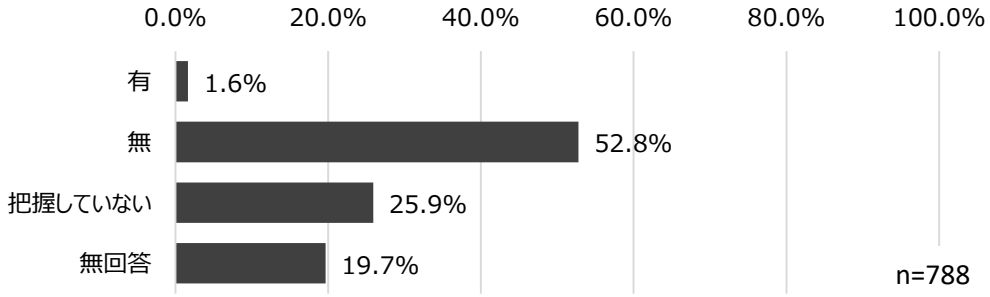


**図表 67　放課後等デイサービス利用が終結した利用者の人数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 放課後等デイサービス利用が終結した利用者数 | 13 | 2.54 | 3.28 | 1.00 |

（注）この項目では、前項（７）で平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した人数が「0 人」と回答した自治体を除いて集計している。

### （９）平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した放課後等デイサービス利用者のうち、放課後等デイサービスの利用を継続するために、本来進学希望のあった専修学校・各種学校への進学をしなかった利用者の有無と人数

平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した放課後等デイサービス利用者のうち、放課後等デイサービスの利用を継続するために、本来進学希望のあった専修学校・各種学校への進学をしなかった利用者の有無をきいたところ、「有」が 0.3%、「無」が 47.1%、「把握していない」が 33.0%であった。

放課後等デイサービスの利用を継続するために、専修学校・各種学校への進学をしなかった利用者数は、平均が 2.00 人、中央値が 2.00 人であった。

**図表 68　利用を継続するために、進学をしなかった利用者の有無**

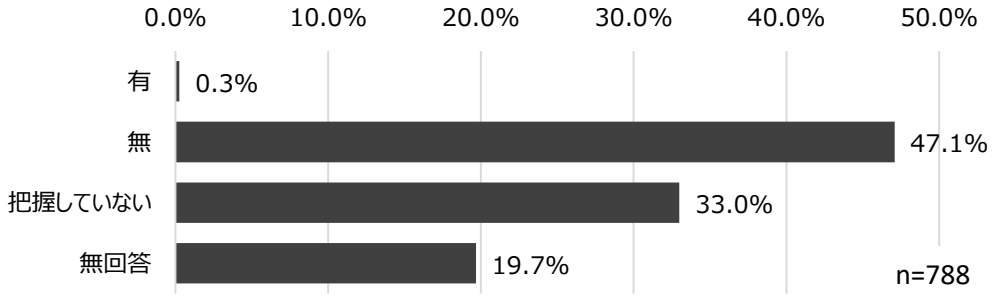


**図表 69　利用を継続するために、進学をしなかった利用者の人数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 進学をしなかった利用者数 | 2 | 2.00 | 1.41 | 2.00 |

（注）この項目では、前項（７）で平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した人数が「0 人」と回答した自治体を除いて集計している。

### （10）平成 30 年度 1 年間における、中学校既卒者や高校中退者からの放課後等デイサービスの利用希望

平成 30 年度 1 年間における、中学校既卒者や高校中退者からの放課後等デイサービスの利用希望については、「有」が 8.5%、「無」が 65.8%、「把握していない」が 24.5%であった。

把握している範囲での利用希望者数は、平均が 2.28 人、中央値が 1.00 人であった。

**図表 70　利用希望の有無**

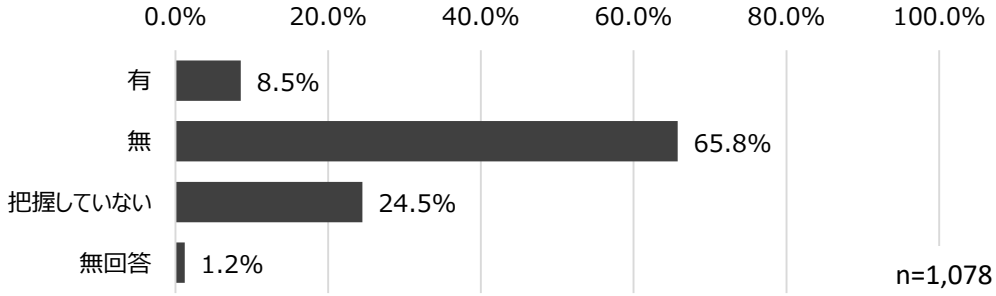


**図表 71　把握している範囲での利用希望人数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 利用希望人数 | 88 | 2.28 | 3.13 | 1.00 |

### （11）専修学校・各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無

専修学校・各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無については、「有」が 2.7%、「無」が 63.5%、「把握していない」が 31.9%であった。

**図表 72　専修学校・各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無**

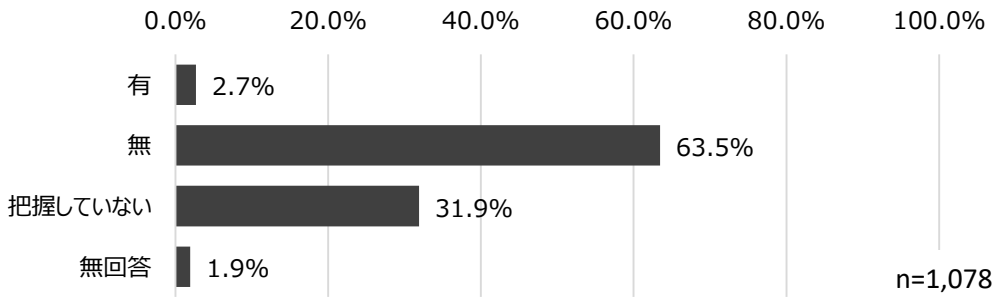

### （12）放課後等デイサービスの継続利用を希望していたが、専修学校・各種学校に進学したため、平成 30 年度 1 年間の間に放課後等デイサービスの利用が終結した利用者数

放課後等デイサービスの継続利用を希望していたが、専修学校・各種学校に進学したため、平成 30 年度 1 年間の間に放課後等デイサービスの利用が終結した利用者数は、平均が 0.78 人、中央値が 0.00 人であった。

合計人数のうち、各種学校に進学した人数に限定すると、平均が 0.60 人、中央値が 0.00 人であった。

**図表 73　継続利用を希望していたが、専修学校・各種学校に進学したため、平成 30 年度 1 年間の間に利用が終結した放課後等デイサービスの利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 専修学校・各種学校に進学した合計人数 | 27 | 0.78 | 1.50 | 0.00 |
| 合計人数のうち、各種学校に進学した人数 | 25 | 0.60 | 1.15 | 0.00 |

### （13）現在、放課後等デイサービスの対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象とすることについて

現在、放課後等デイサービスの対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象とすることに対する意見をきいたところ、「どちらともいえない」が 69.2%で最も多く、次いで「対象とすべきである」が 18.4%、「対象としなくてもよい」が 10.4%であった。

**図表 74　対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象とすることについて**

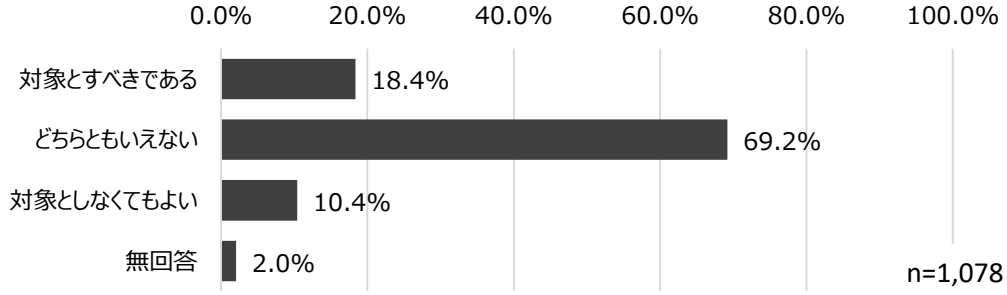

## （14）対象とすべきと考える理由

前項で「対象とすべきである」と回答した自治体に対して、専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象とすべきと考える理由についてきいたところ、「専門学校生などを対象外とする合理的な理由がない（公平性に欠ける）と考えるため」が 78.3%で最も多く、次いで「中学卒業後に専門学校等に進学しても支援を継続できるため」が 51.0%であった。

また、行政区分別にみると、政令指定都市で、「中学卒業後に専門学校等に進学しても支援を継続できるため」が 100.0%、「実際に、専門学校生などからサービスの利用希望が寄せられるため」が 33.3%と相対的に多い。

**図表 75　対象とすべきと考える理由（複数回答）**

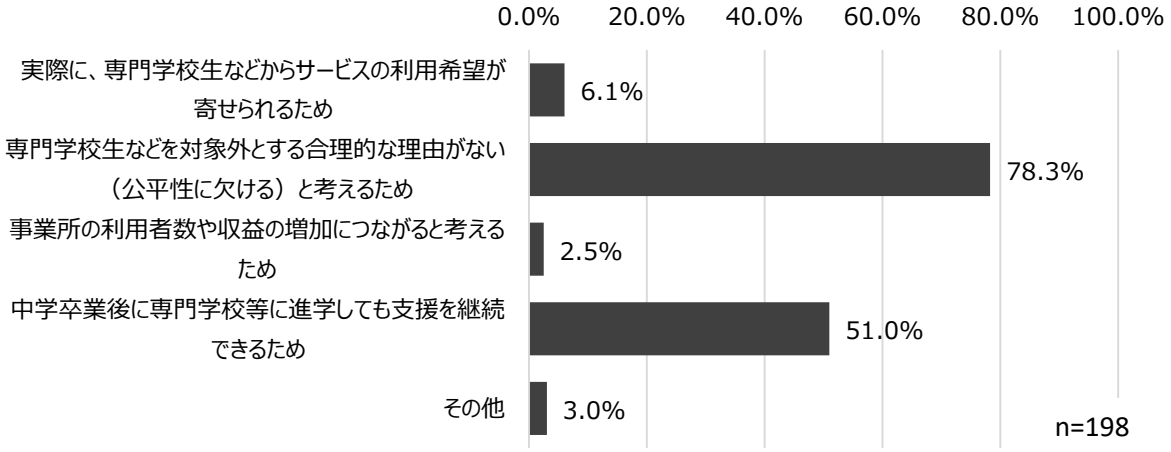


**図表 76　対象とすべきと考える理由（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 実際に、専門学校生などからサービスの利用希望が寄せられるため | 33.3% | 13.3% | 5.1% | 4.9% |
| 専門学校生などを対象外とする合理的な理由がない（公平性に欠ける）と考えるため | 66.7% | 73.3% | 79.8% | 77.8% |
| 事業所の利用者数や収益の増加につながると考えるため | 0.0% | 0.0% | 2.0% | 3.7% |
| 中学卒業後に専門学校等に進学しても支援を継続できるため | 100.0% | 46.7% | 46.5% | 55.6% |
| その他 | 33.3% | 0.0% | 5.1% | 0.0% |

◆「その他」の具体的な内容

| |
|---|
| 障害者手帳を所持していれば対象と考えるため |
| 現状では児童発達支援で支給決定せざるを得ず、児童発達支援事業所を利用していただかざるを得ない。これでは児童発達支援と放課後等デイサービスを事業として分ける意味がない |
| 専門学校以外は、中学校・高等学校と同等と考え、対象としても差し支えないのではないか |
| 厚労省の事務処理要領によると、福祉を損なうおそれがあると認められる者については、利用が認められているため |
| 自立に向けて専門的な支援が必要なケースもあると思うため |
| 年齢や学校等の基本情報に関わらず、本人の発達課題に応じた支援が必要であると思われるため |
| 障害があるため中学→専門学校等と進む人が多いように感じている（数の根拠はないが）。中学→専門学校等→就労支援等と支援がつながるため |

## （15）対象としなくてもよいと考える理由

（13）で「対象としなくてもよい」と回答した自治体に対して、専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象としなくてもよいと考える理由についてきいたところ、「ニーズが限定的であると考えるため」が 70.5%で最も多く、次いで「専門学校生などへの適切な支援を行える人員体制やスキル等が整わないため」（31.3%）、「これ以上多くの利用者に対応できないため」（23.2%）であった。

**図表 77　対象としなくてもよいと考える理由（複数回答）**

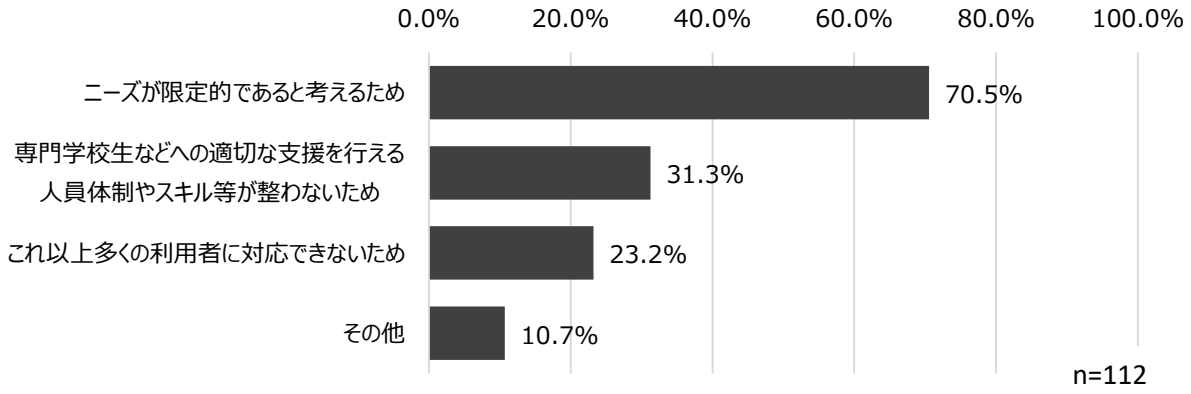


◆「その他」の具体的な内容

| |
|---|
| 市内・町内に専門学校や各種学校がないため（2 件） |
| 専修学校及び各種学校に通学できるレベルの方が、放課後等デイサービスが必要な状態だと判断しかねるため(3 件) |
| 学校に在籍していない場合、児童発達支援での支給決定が適当であると考えるため（2 件） |
| 友達との交流など、ライフステージに応じた支援が放課後等デイサービスでは困難なため |
| 標準的な対応としては、専門性を伴う支援の必要性があるため、子ども女性相談センターの意見を踏まえたうえで、就労継続支援や児童発達支援等のサービスを検討すべきと考える（個別のケースとしての放デイは否定しない） |
| 日中一時支援事業の整備・国の支援拡充により対応するべきと考えるため |
| 利用児童との体格差等、危険の回避 |
| 法律に遵守した対応のため |

## （16）平成 30 年度 1 年間における児童発達支援の実利用者数

平成 30 年度 1 年間における児童発達支援（医療型含む）の実利用者数は、平均 117.52 人、中央値が 23.00 人であった。

平成 30 年度 1 年間における児童発達支援（医療型含む）の実利用者数の分布をみると、「50 人以上」が 32.8%で最も多く、次いで「50 人未満」（28.0%）、「5 人未満」（12.5%）であった。

**図表 78　平成 30 年度 1 年間における児童発達支援の実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 実利用者数 | 1,003 | 117.52 | 386.06 | 23.00 |

**図表 79　平成 30 年度 1 年間における児童発達支援の実利用者数（分布）**

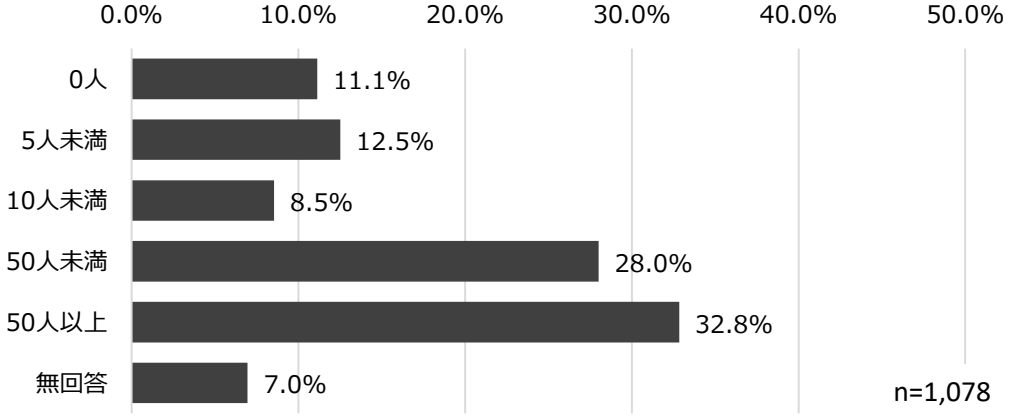

## 3．サービスの質の向上に向けた取組、課題等について

### （1）サービスの質の向上に向けて実施している取組

放課後等デイサービスのサービスの質の向上に向けて実施している取組については、「地域自立支援協議会への事業所の参加促進」が 46.8%で最も多く、次いで「事業所間連携等の主導」（21.1%）、「自治体主導での従業者の資質の向上のための研修の実施」（11.6%）であった。

地域区分別にみると、中国で「地域自立支援協議会への事業所の参加促進」が 6 割を超えているが、総じて大きな違いはみられない。

行政区分別にみると、政令指定都市では「自治体主導での従業者の資質の向上のための研修の実施」が 77.8%と多く、中核市・施行時特例市・特別区では「事業所間連携等の主導」が 38.5%と他の地域と比較して多い。

ここで、1 自治体ごとにサービスの質の向上に向けて実施していると回答した取組数でみると、「1 個」が 39.5%で最も多く、次いで「0 個（回答無し）」（27.9%）、「2 個」（19.8%）となっている。

行政区分別にみると、政令指定都市では「1 個」が最も多く、「4 個」も 10%を超える。町村は、「0 個（回答無し）」か「1 個」に集中している。

さらに、自治体における 1 事業所あたりの放課後等デイサービス受給者数別にサービスの質の向上に向けて実施している取組をみると、同「30 人以上」の自治体では、多くの項目でそれ以外の自治体よりも回答割合が若干多いが、大きな差異はみられない。

**図表 80　サービスの質の向上に向けて実施している取組（複数回答）**

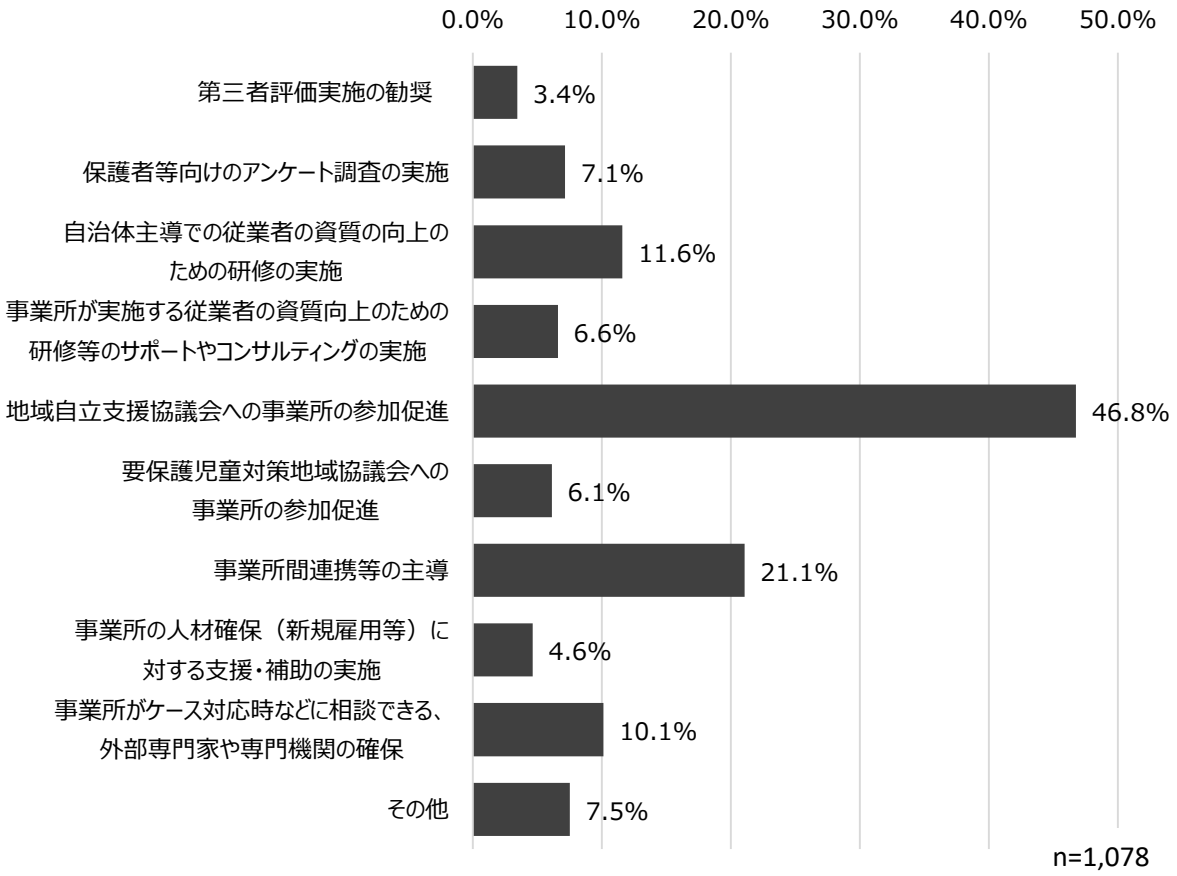

## 図表 81　サービスの質の向上に向けて実施している取組（地域区分別）

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第三者評価実施の勧奨 | 0.9% | 5.0% | 2.7% | 1.4% | 9.0% | 1.4% | 0.0% | 4.5% |
| 保護者等向けのアンケート調査の実施 | 5.9% | 8.7% | 9.3% | 8.5% | 6.8% | 9.6% | 6.9% | 3.2% |
| 自治体主導での従業者の資質の向上のための研修の実施 | 7.7% | 14.2% | 6.7% | 17.0% | 11.3% | 17.8% | 6.9% | 10.3% |
| 事業所が実施する従業者の資質向上のための研修等のサポートやコンサルティングの実施 | 6.3% | 5.5% | 5.3% | 8.5% | 9.0% | 2.7% | 3.4% | 7.7% |
| 地域自立支援協議会への事業所の参加促進 | 42.8% | 41.3% | 46.7% | 58.9% | 42.1% | 61.6% | 50.0% | 44.2% |
| 要保護児童対策地域協議会への事業所の参加促進 | 9.9% | 5.0% | 5.3% | 2.8% | 5.3% | 6.8% | 1.7% | 7.1% |
| 事業所間連携等の主導 | 16.7% | 26.6% | 22.7% | 25.5% | 19.5% | 21.9% | 20.7% | 16.0% |
| 事業所の人材確保（新規雇用等）に対する支援・補助の実施 | 6.8% | 4.6% | 4.0% | 4.3% | 5.3% | 5.5% | 0.0% | 3.2% |
| 事業所がケース対応時などに相談できる、外部専門家や専門機関の確保 | 9.5% | 11.0% | 10.7% | 12.1% | 6.8% | 11.0% | 8.6% | 10.3% |
| その他 | 6.8% | 8.3% | 8.0% | 5.7% | 10.5% | 4.1% | 12.1% | 6.4% |

## 図表 82　サービスの質の向上に向けて実施している取組（行政区分別）

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 第三者評価実施の勧奨 | 11.1% | 7.7% | 2.9% | 2.9% |
| 保護者等向けのアンケート調査の実施 | 11.1% | 13.2% | 6.6% | 6.2% |
| 自治体主導での従業者の資質の向上のための研修の実施 | 77.8% | 26.4% | 13.9% | 4.1% |
| 事業所が実施する従業者の資質向上のための研修等のサポートやコンサルティングの実施 | 0.0% | 7.7% | 7.7% | 5.4% |
| 地域自立支援協議会への事業所の参加促進 | 16.7% | 37.4% | 57.3% | 39.0% |
| 要保護児童対策地域協議会への事業所の参加促進 | 5.6% | 6.6% | 7.3% | 4.7% |
| 事業所間連携等の主導 | 16.7% | 38.5% | 23.0% | 16.1% |
| 事業所の人材確保（新規雇用等）に対する支援・補助の実施 | 5.6% | 9.9% | 3.3% | 4.9% |
| 事業所がケース対応時などに相談できる、外部専門家や専門機関の確保 | 0.0% | 11.0% | 8.7% | 11.5% |
| その他 | 5.6% | 9.9% | 6.2% | 8.5% |

**図表 83　1 自治体当たりの取組数**

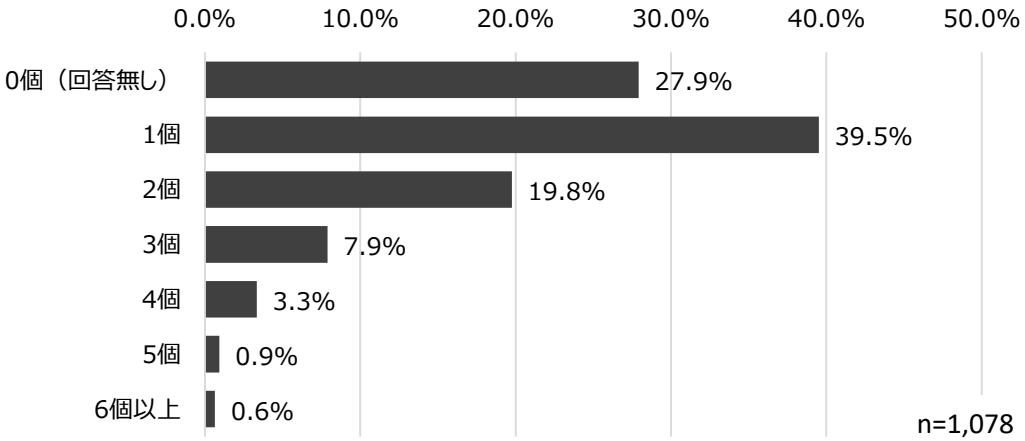


**図表 84　1 自治体当たりの取組数（行政区分別）**

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 0個（回答無し） | 11.1% | 17.6% | 21.8% | 36.7% |
| 1個 | 55.6% | 37.4% | 38.8% | 40.2% |
| 2個 | 16.7% | 19.8% | 25.7% | 14.0% |
| 3個 | 5.6% | 13.2% | 9.1% | 5.4% |
| 4個 | 11.1% | 9.9% | 3.5% | 1.6% |
| 5個 | 0.0% | 1.1% | 1.0% | 0.8% |
| 6個以上 | 0.0% | 1.1% | 0.0% | 1.2% |

**図表 85　各自治体における 1 事業所あたりの放課後等デイサービス受給者数別にみた、サービスの質の向上に向けて実施している取組（複数回答）**

| | 10人未満 | 10-15人未満 | 15-20人未満 | 20-30人未満 | 30人以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第三者評価実施の勧奨 | 2.3% | 3.0% | 3.4% | 4.1% | 6.1% |
| 保護者等向けのアンケート調査の実施 | 3.1% | 7.7% | 8.4% | 7.3% | 12.3% |
| 自治体主導での従業者の資質の向上のための研修の実施 | 4.6% | 13.1% | 18.5% | 15.9% | 12.3% |
| 事業所が実施する従業者の資質向上のための研修等のサポートやコンサルティングの実施 | 5.4% | 6.5% | 8.4% | 5.5% | 11.4% |
| 地域自立支援協議会への事業所の参加促進 | 43.8% | 51.2% | 48.3% | 54.5% | 53.5% |
| 要保護児童対策地域協議会への事業所の参加促進 | 3.8% | 3.0% | 7.1% | 9.5% | 10.5% |
| 事業所間連携等の主導 | 20.0% | 24.4% | 23.1% | 23.6% | 21.9% |
| 事業所の人材確保（新規雇用等）に対する支援・補助の実施 | 3.8% | 3.6% | 2.9% | 5.0% | 6.1% |
| 事業所がケース対応時などに相談できる、外部専門家や専門機関の確保 | 8.5% | 11.9% | 8.4% | 10.5% | 13.2% |
| その他 | 10.8% | 6.5% | 6.7% | 5.5% | 9.6% |

◆「その他」の具体的な内容

| | |
|---|---|
| 事業所が参集要件に該当する研修会があった際には周知し、参加を促している | |
| 請求等に関する問合せがあった場合や請求誤りがあった場合、原因を調べて回答し、確認資料も提供している | |
| 地域自立支援協議会における課題の共有及び解決に向けた協議の実施 | |
| 事業者数が少ないため、ケースに応じて直接連絡を取っている | |
| 第三者評価実施の勧奨と保護者等向けのアンケート調査の実施以外の 7 つの取組を実施できるよう基幹相談支援センターの設置を目指している | |
| 圏域における自治体主導での従業者の資質の向上のための研修の実施 | |
| 障害児のための環境整備が不十分。サービスが必要な児童は転出もしくは障害者サービスを使える年になるまで他住所地で過ごすことがほとんど | |
| サービス部会の設置（相談支援事業所、サービス事業所、町職員） | |
| 事業所より改修等の要望があった際には、課内で検討し対応している | |
| 自立支援協議会を主体とした、従業員の資質向上のための研修の実施 | |
| 重症心身障害児対応の事業所に対して運営補助金を交付している | |
| 任意団体としての障がい児通所事業所連絡会への協力や資料提供等 | |
| サービス希望があった時に、希望等を調査し希望に添える様対応している | |
| 基幹相談支援センター主催による事業者・行政担当合同研修 | |
| 基幹センターによる事例検討会の定期開催や事業所を訪問しての研修の実施 | |
| 実地指導、集団指導（2 件） | 事業所への実地指導 |
| 教育現場との連携等の主導 | 相談支援事業所との連携 |
| 相談支援専門員によるサービス等利用計画を全数策定 | 窓口に相談員を設置し事業所からの相談対応を行っている |
| 人材育成について、圏域障がい者総合支援センターに委託 | 自立支援協議会において児童部会の設立について検討中 |
| 教育機関との情報交換会の実施 | 定期的な実地指導、自己点検シートの提出 |
| 相談支援専門員と各機関との調整依頼 | 障害児通所支援事業者育成事業の実施（巡回訪問） |
| 圏域自立支援協議会子ども部会での情報共有 | 県や団体等が実施する研修や学習会等への案内（2 件） |
| 支援会議への参加促進、情報連携 | 通所支援事業所の運営における家賃助成など |
| 事業所との意見交換 | 実地指導の際などに助言等を行っている |
| 事業所間連携会議への参加 | 圏域で主催される研修等への参加案内 |
| 事業所に出向き、サービス提供場面の実態確認 | 地域自立支援協議会主催の研修や連絡会の実施 |
| 市主催の事業所説明会への参加促進 | 行政職員向けの研修に積極的に参加 |
| 事業所の家族支援に対する補助の実施 | 自立支援協議会（専門部会）内で研修実施 |
| 要請時、市運営の通園センターの専門職〔OT.ST〕等が相談を受ける体制あり | |
| 近隣市町村との連携による基幹相談支援センターの設置に向けて協議中 | |
| 療育センター主催で行政と事業所間での意見交換会を実施 | |
| 広域での自立支援協議会に、自治体や事業所が参加し、協議や研修の場を設けている | |
| 障害者総合支援協議会相談支援部会において外部から講師を招き講話いただいている | |
| 研修案内（サービス管理責任者研修等） | |

### （２）事業所におけるサービスの質の向上において課題と感じること

放課後等デイサービス提供事業所におけるサービスの質の向上において課題と感じることは、「十分な支援を行うための職員確保が難しい」が 44.2%で最も多く、次いで「十分な支援を行うための職員の育成が難しい」（42.2%）、「送迎体制の確保が難しい」（27.6%）であった。

ここで、1 自治体ごとの回答数でみると、「1 個」が 27.3%で最も多く、次いで「2 個」（25.1%）、「3 個」（17.4%）となっている。

**図表 86　事業所におけるサービスの質の向上において課題と感じること（複数回答）**

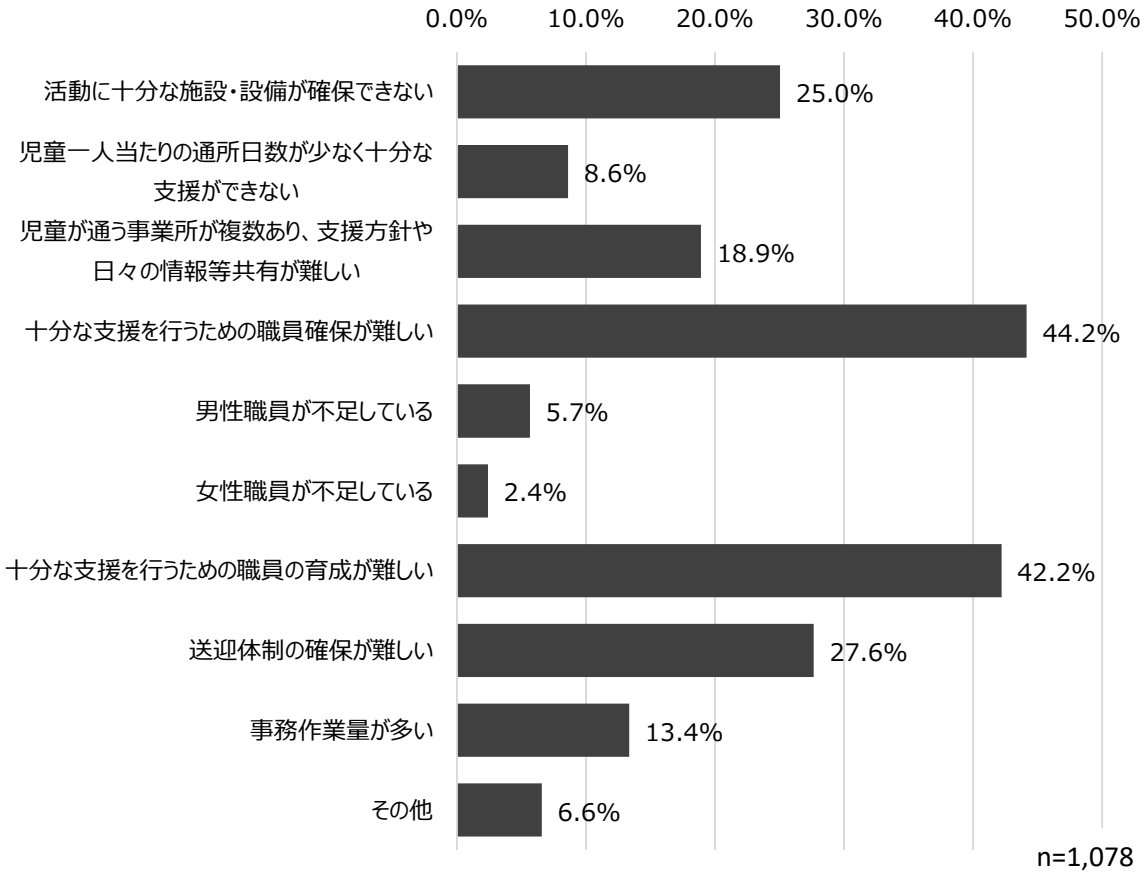


**図表 87　1 自治体当たりの回答数**

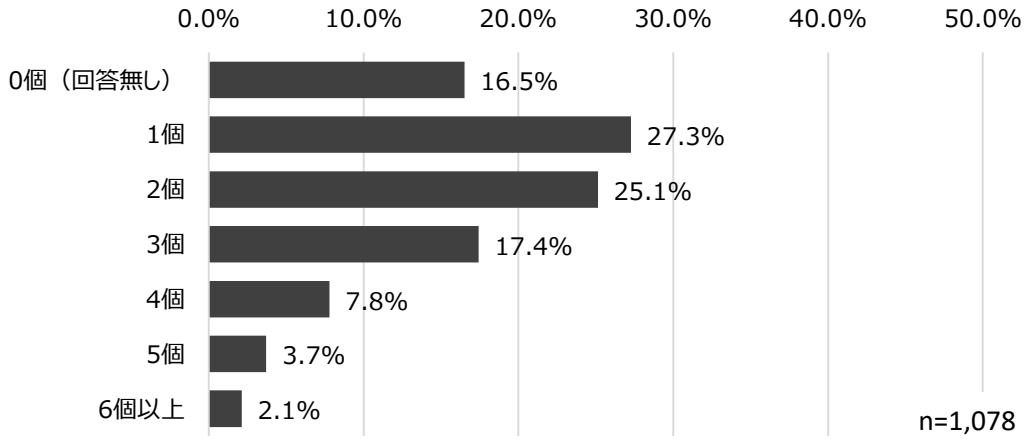

◆「その他」の具体的な内容

| | |
|---|---|
| 普段と長期休み中（夏休み）の利用のニーズに大きな差があり、継続的に安定した支援を行うことが難しい | |
| 放課後等デイサービス事業所内での療育の成果を測ることが難しい | |
| 自治体内に放課後等デイサービスの事業所がなく、近隣の自治体でも事業所が足りていない | |
| 近隣に事業所が 1 か所しかないため、常時利用児が満員に近い | |
| 町外に所在する事業所の利用もあり、町単独で資質向上のため研修等の実施が難しい現状がある | |
| 発達段階に応じた支援（適切な支援計画作成、移行のための支援など）が十分でない | |
| 利用者の増加に伴い、支援量の確保が困難になっている。(主に放課後等デイサービス) | |
| 障害福祉事業所が無く利用時の送迎や受託してもらえない場合もある | |
| 事業所が増加してきており、事業所間の考え方の違いや、質の差が出てきている | |
| 事業所の状況についての詳細は不明。窓口にて保護者より通所日数の確保が難しいとの意見は受けている | |
| 現在の報酬体系では利用者のニーズに対応する十分なサービスの提供が困難である | |
| 事業所が遠方にあり、平日の支援（通所・送迎）が難しい | |
| 日常業務が過密であるため、質の向上に向けた研修等に十分に参加できない | |
| 法人代表者や管理者が,支援に対する意識を欠いていることがある | |
| 経験の少ない職員がいるため、サービスの質の低下が懸念される | |
| 支援内容に対する評価を行う機会がモニタリング時しかない。また、利用した児童がどう成長したか判断する機会がない | |
| 支援目的に沿ったサービス提供が行えているかどうか疑問を感じることがある | |
| 30 年度報酬改定の影響により財政的な困難を抱えている事業所がある | |
| 「療育」の定義や「質の高いサービス」の定義が曖昧であるため、行政指導が困難 | |
| 送迎に時間がかかり、サービス提供時間が短い（平日は、半時間程度の場合もある） | |
| 学校・教育現場との連携（3 件） | 利用者が少なく運営が厳しい |
| 相談事業所職員一人における担当受け持ち人数が多い | サービスの質の向上のために指導できる専門家がいない |
| 事業所がない、不足している（10 件） | 市内事業所が少なく、利用日の確保が難しい |
| 預かり支援になっており、支援内容が乏しい | 事業所の指定が県のため町で把握することが困難 |
| 質を向上させようという意識の低い事業所がある | 支援者と保護者の間で療育の考え方に違いがあること |
| 送迎時間が長く、十分な支援ができないケースがある | 福祉・教育・医療の関係機関の連携不足 |
| 市内において児童の相談支援事業所数が不足している | 職員の質の確保、事業所への定着 |
| 相談支援事業所との連携 | 施設維持費、人件費等の固定費の負担が大きい |
| 事業所の内容まで把握していない | 事業所によってサービス内容の質に格差がある |
| 町内に資源がない | 療育に関する知識不足 |
| 訓練の内容と効果を検証してほしい | 事業所での障害児の発達に関する知識不足 |
| 定員を遵守した事業所運営 | 制度に対する理解が乏しい |
| 発達を促す支援内容を評価する基準がない | 医療的ケア児の受け入れ体制の構築が困難 |
| 定員 10 名の小規模事業所が多く、基幹となる児童発達支援センター等との連携、研修等が希薄であり、ネットワーク会議等の必要性を感じている | |

### （３）確保が難しいと考える職種

前項で「十分な支援を行うための職員確保が難しい」と回答した自治体に対して、確保が難しいと考える職種をきいたところ、「看護師」が 50.8%で最も多く、次いで「保育士」（50.2%）、「児童発達支援管理責任者」（40.8%）であった。

地域区分別にみると、一部例外はあるが、総じて信越では少ない。

行政区分別にみると、政令指定都市で「保育士」と「児童発達支援管理責任者」をあげる割合が 88.9%と多い。

**図表 88　確保が難しいと考える職種（複数回答）**

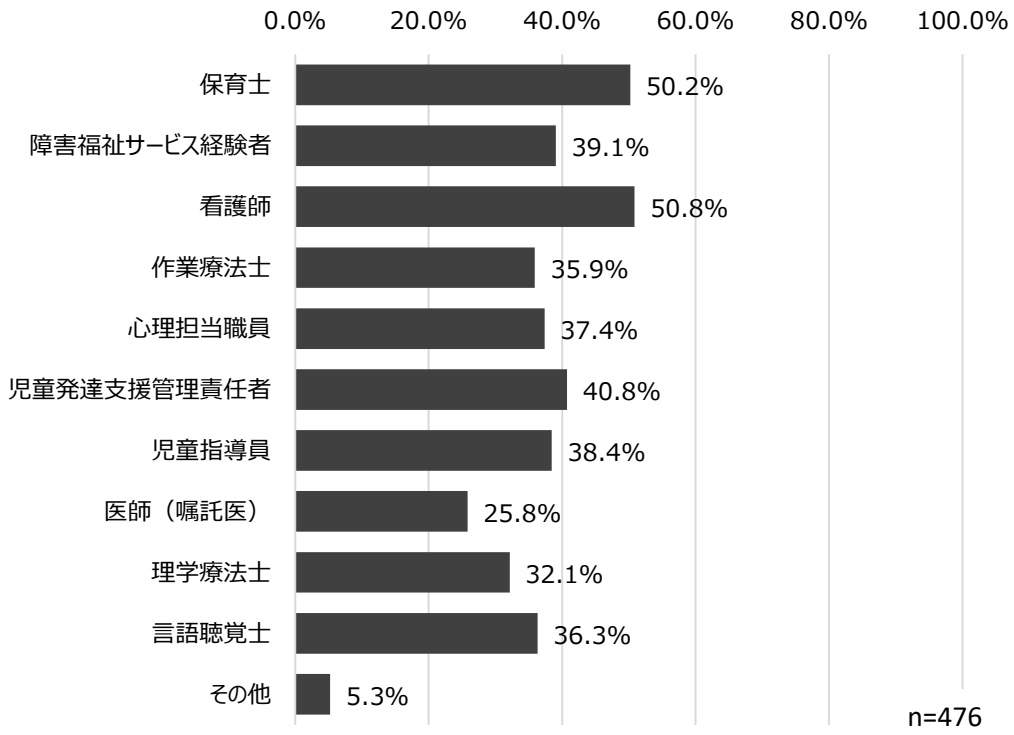

## 図表 89　確保が難しいと考える職種（地域区分別）

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保育士 | 53.8% | 43.3% | 41.7% | 54.5% | 43.3% | 67.5% | 60.0% | 51.5% |
| 障害福祉サービス経験者 | 50.5% | 34.6% | 55.6% | 34.5% | 31.3% | 37.5% | 73.3% | 26.5% |
| 看護師 | 47.3% | 58.7% | 36.1% | 58.2% | 49.3% | 60.0% | 60.0% | 39.7% |
| 作業療法士 | 39.6% | 35.6% | 19.4% | 41.8% | 38.8% | 20.0% | 33.3% | 42.6% |
| 心理担当職員 | 41.8% | 38.5% | 25.0% | 40.0% | 38.8% | 37.5% | 26.7% | 35.3% |
| 児童発達支援管理責任者 | 40.7% | 44.2% | 33.3% | 40.0% | 38.8% | 52.5% | 46.7% | 33.8% |
| 児童指導員 | 49.5% | 32.7% | 38.9% | 40.0% | 28.4% | 47.5% | 46.7% | 33.8% |
| 医師（嘱託医） | 28.6% | 24.0% | 13.9% | 32.7% | 28.4% | 25.0% | 26.7% | 23.5% |
| 理学療法士 | 38.5% | 31.7% | 16.7% | 41.8% | 32.8% | 15.0% | 20.0% | 36.8% |
| 言語聴覚士 | 39.6% | 36.5% | 13.9% | 43.6% | 34.3% | 30.0% | 26.7% | 45.6% |
| その他 | 7.7% | 4.8% | 13.9% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 13.3% | 8.8% |

## 図表 90　確保が難しいと考える職種（行政区分別）

| | 政令指定都市 | 中核市・施行時特例市・特別区 | 一般市 | 町村 |
|---|---|---|---|---|
| 保育士 | 88.9% | 47.9% | 48.2% | 51.7% |
| 障害福祉サービス経験者 | 22.2% | 20.8% | 40.1% | 43.6% |
| 看護師 | 44.4% | 58.3% | 55.5% | 42.4% |
| 作業療法士 | 22.2% | 31.3% | 37.7% | 35.5% |
| 心理担当職員 | 11.1% | 25.0% | 37.7% | 41.9% |
| 児童発達支援管理責任者 | 88.9% | 56.3% | 36.4% | 40.1% |
| 児童指導員 | 22.2% | 41.7% | 38.9% | 37.8% |
| 医師（嘱託医） | 22.2% | 25.0% | 26.7% | 25.0% |
| 理学療法士 | 33.3% | 31.3% | 33.6% | 30.2% |
| 言語聴覚士 | 11.1% | 33.3% | 36.0% | 39.0% |
| その他 | 0.0% | 2.1% | 4.9% | 7.0% |

## （４）障害児通所支援に関する都道府県と基礎自治体との役割分担についての問題意識

自由記載として、以下の回答が寄せられた。

| |
|---|
| **【政令指定都市】** |
| 指定都市は大部分の事務を行っているため、一般市と都道府県の分担が分かりづらいところでありますが、業務を行う上での連携の取り方は難しいと考えます。 |
| **【中核市・施行時特例市・特別区】** |
| 実地調査及び監査において、指定権者である県が運営や人員について指導するが、市として報酬面だけでなく運営面等も指導ができるよう職員のスキルアップが求められる。 |
| 指定権限は東京都にあるが、事業所数が多く指導検査が不十分である。区でその体制を整えたいが、政策サイドが東京都の役割であるからと、人員配置を認めてもらえない状況が続いている。 |
| 事業所の質の担保という点において、従業者の資質向上のための研修については、都道府県が主体的に取り組むべき。 |
| 支給決定等の確認について都道府県に回答を求めると「基礎自治体判断に委ねる」というケースが多く、同時に「都道府県としては○○と考える」ということも言われ、判断に迷うことがとても多いです。また、事業所に対しても「基礎自治体の判断によります」と回答されているケースも多く、事業所や保護者と基礎自治体のトラブルの原因になる場合があります。 |
| 中核市への権限移譲により，本市において一連の業務を行うこととなったが、引き続き、児童相談所（やむを得ない事由による措置含め）との連携や広域的役割を期待する。 |
| 本市は中核市で令和元年度より、障害児通所事業所の指定権者となり、市内の事業所から相談に応じることが増えたが、県と解釈の相違や詳細な点で意見の相違があり、他市町村の障害児通所事業所への説明と整合性がとれるか懸念される。 |
| 急遽連携が必要となった時に困難が生じる・事業所の指定・監査や請求審査等の基準や見解について、どこまで一致させる必要があるのか。 |
| 事業所が都道府県に届け出る事業所の職員配置の状況や加算減算の状況は基礎自治体にとっても必要な情報であるので、都道府県と基礎自治体で同じ情報を同時に共有できるような仕組みが必要だと感じます。 |
| 制度理解に関する指導や実地指導を短い期間で行えるような体制作りが必要。<br>※事業所が同単価であることが疑問に感じる。療育型と預かり型に分けて単価設定をしなければ、質の向上につながらないと考える。<br>介護保険と比べてもサービス利用時の要件が緩く、療育の効果や必要性をはかることが難しい。ケアマネジメントをする困難さが付きまとう。 |
| **【一般市】** |
| 事業所指定、指導監査の際には書類のみでなく、事業所の現状等について所在地の市町村に聞き取りを行うべき。 |
| 事業所指定を都道府県が行うのに対し、法律などに定めのない運営等に関わる指導等は行っていただけないため、課題となっている。（療育の目的を果たしているか疑問を抱く事業所や、安全管理上の配慮に欠ける事業所などがあり、市町村が指導しても改善が見受けられないといった根本的な問題を持つ事業所がみうけられるため、何らかの措置を検討していただきたい。） |
| 都道府県には障害児通所支援事業所への指導や助言、相談について幅広く受け付ける体制を整備していただきたい。 |
| 現在障害児通所支援事業所の請求につきまして随時見直しを行い、疑義のある請求が発覚した場合は、実地指導等を考えておりますが、担当課の職員配置等の問題からなかなか進んでおりません。また都道府県に届け出した児童発達支援管理責任者や人員配置の把握が難しく、加算等の請求の精査が困難です。都道府県と自治体で連携を図り、都道府県の実地指導の際に自治体も実地指導を行うことでこれまでの実地指導では見えてこなかった点も見えてくるのではと考えます。 |
| 本市では総量規制をしていないことから、指定事業所が増加する傾向が続いている。競争による質の向上を図る観点からは望ましいと考えるが、人材確保・育成などの課題を基礎自治体独自で行うことは困難であることから、指定権者である都道府県の人材育成等に係る取り組み、定期指導・監査による事業者指導などを強化する体制整備を行ってもらいたい。 |
| 事業所開設後の不正防止、療育の質の向上の観点から、事業所開設の許認可については、書類選考以外に資産調査や事業主への聞き取り等により確認、審査した上で可否判断をしてもらいたい。 |
| 障害児通所支援事業所が増加する中、自治体では各事業所の運営体制等把握できていない状況にある。都道府県では独自のガイドライン（案）を作成し、基礎自治体ではそれに基づき、チェックができる体制が必要と考える。 |

| |
|---|
| 各放課後等デイサービス事業所で提供するサービスの質の差があり、国が示すガイドラインの運用や保護者、学校、市と連携を図る仕組みが必要。事業所の質の確保のため、集団指導や実地指導以外での都道府県主催の研修会の開催が望まれる。 |
| 施設に関する保護者からの苦情等を共有できていない。 |
| 里親委託されている児童について、サービスの調整やモニタリングの役割が明確にされていない。 |
| ・都道府県に対し、虐待事案や指定基準に関わる情報を提供しても、動きが鈍い。<br>・障害児通所支援の指定権者が県であることから、児童発達支援管理責任者の養成や資質向上を目的とする研修機会を増やしてほしい。<br>・障害児相談支援事業所の指定は市で行うが、障害児相談支援専門員の養成に係る研修等は県が行っている。障害児相談支援専門員の不足及び資質の低下が見受けられるため、養成及び資質向上の機会を増やしてほしい。 |
| 児童発達支援事業所の合同安全点検やサービス利用請求における審査など、市町村に沢山の複雑な役割が与えられています。市町村が実際に現場へ足を運ぶなど、都道府県指定の内容でも市町村の役割とされることが増え、市町村の負担が大きいと感じます。 |
| 通所支援対象者の基準について、大まかには決まっているが大部分は自治体に委ねられていることから間口が広がり療育という視点より預かりの場としての視点が多い状態で利用を希望する方が増えている。細かい条件があると療育の視点で支援が必要な方に利用していただけると思う。 |
| 事業所の指定は県が行うが、指定情報の周知が遅い。また、県から事業所への様々な情報提供がなされず、事業所が市に問い合わせてくることがある。 |
| 市町村職員の資質向上等に向けた取組の推進が必要だと思われる。 |
| サービスの取扱い等に関する質問への回答、助言が曖昧であり、現場が混乱する事態が発生した。その結果、県のみの回答では不備があり、国にまで確認してもらう必要性が出てきた。また、児童福祉サービスに関する説明会など積極的な情報提供が不足していると感じる。無償化など新たな制度の取扱いに関しても書面の通知のみとなっている。 |
| 国民健康保険連合会以外に相談をするところがないため、正しい判断が難しい。 |
| 児童の計画相談事業所が慢性的に不足している現状のなかで、放課後等デイサービス事業所の新規指定が増えている。都道府県は実態をみながら計画性のある取り組みをしてほしい。 |
| 障害児の適切なサービス利用について、事業所及び保護者への周知を行う。 |
| 県が実施した事業所に対する実地指導や監査の内容について、市が把握することが難しい。そのため、事業所から市に対して運営に関する相談をされても応じることが難しい場合がある。 |
| 連携がとりづらい。 |
| 都道府県が調査・依頼すべき業務が市の役割となっており、非常に非効率で負担が大きい。 |
| 顔を合わせて話し合う機会が少ないので、真にお互いの立場を理解しあうことが難しい。 |
| 事業所の指定・指導を行う都道府県において、事業所の質の向上や人材育成等の取り組みを強化して実施いただきたい。 |
| 放課後等デイサービスの実態把握を市町と連携してもらい、適切な指導を行ってほしい。 |
| 制度や機関の設置が全国統一的に進められているが、各自治体の実情に合っていないと感じる。 |
| 都道府県には、報酬の監査だけでなく、事業所の支援内容についても監査をして頂きたい。当市には、事業所に指導等を行えるような経験・資格を持った職員はおらず、また、そういった職員を市町村で確保するのは、どこも困難である。そのため、事業所を指定している都道府県等で、専門職による監査を行ってほしい。 |
| 事業所からは、市に連絡すればよいのか都道府県に連絡すればよいのかが分かりにくい。 |
| ・児童通所支援の必要がある児は早期発見・早期療育を実施しているが、圏域内での障害児通所支援事業所の定員が限界に達しており、適切な療育や安全な過ごしの場の早期の確保が困難なケースが発生している。市としても新規の児童通所支援の開設や定員枠の拡大などを事業所等に働きかけているが、事業認可の権限がある都道府県との情報の共有や連携が今後より必要になると考える。<br>・医療的ケア児で、障害児通所支援を受ける場合や、通常学校への通学を望まれる場合等、現在は圏域保健所や、母子保健部局と十分な連携が取れている。今後医療的ケア児の増加が想定される中で、都道府県・市（障がい部局・母子保健部局・教育委員会等）・事業所等のより密接な連携が必要と考える。 |
| 相談支援事業所が足りておらず、セルフプラン率が高い。相談支援に関する給付費を上げる等対策が必要。 |

| |
|---|
| 指定を出すところまでではなく、指定後も都道府県として、定期的に適正な運営のために研修や指導を行うなど、関わる機会が必要と感じます。 |
| ・監査等を通じて、職員の質を向上させるような取組みを都道府県でも実施してほしい。<br>・事業所の指定は都道府県が行っているが、指導や事業所の実態把握が不十分なように感じる。（指定権者からの指導に力を入れてほしい。） |
| 圏域の事業所の運営及び質の向上に向けての取り組みを、都道府県が主導して行ってほしい。 |
| 人材の確保。 |
| 総量規制に伴う事業所の新規指定に関して、事業所指定権者は県だが、利用人数の見込み量に対する新規指定の妥当性の判断を、市のみに求められており、指定権限のない市に責任を担わされている。 |
| **【町村】** |
| 基礎自治体では定期的な異動があり、監査指導できる人材が育たない現状がある。小規模自治体には都道府県から事業所への指導監査に関して支援が必要であると考える。 |
| 障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）の事業所がない。そのため利用希望者は近隣自治体の事業所を利用しているが、就学前に利用する児童発達支援であれば利用可能であるが、就学後に利用する放課後等デイサービスの利用となれば、時間的（主に保護者が送迎する時間的に）に利用が困難であり、サービスが必要な利用者が適切なサービス利用を行えない。 |
| 質の向上を目指すためには、設置許可権限及び指導監査権限を持つ県による実地指導の充実、強化が必要と感じる。小規模基礎自治体では障害福祉のみならず他省庁にかかわる様々な業務を行っており、専門的な知識を持って指導等をすることが非常に難しい。国において今後の方策としてどのようなものをに考えておられるかはわからないが、基礎自治体に質の向上等を目的とした事業展開をされるお考えがあるのであれば、上記の理由で十分な事業展開はできないことや、予算措置をいただいても地方においてはそういった人材の確保は人口減などにより非常に困難にあることをご理解いただき、国、都道府県の役割として明確にした体制整備を国に行っていただきたい。（指導監査のスペシャリストを国や県において雇用し全国展開等） |
| 報酬区分の決定や加算対象児童の判断を各自治体の担当職員で判断する事となっているが、年度当初に県主催の事務処理の説明が一度あるのみで、十分な経験も積めずにいきなり多種多様な児童の障害区分判断をしなければならない。判断を自治体に任せるわりには、自治体職員に向けた発達障害の研修や加算対象（強度行動障害等）となっている児童の実例紹介等、実務に応じた具体的な研修等がない。 |
| 都道府県との連携がうまく図れず、町単独での対応となっている。 |
| 児童発達支援や放課後等デイサービスの支給基準や支給量について都道府県で統一したものを示してほしい |
| 県内レベルにおいて、希望者に対し事業所が少ないという声を聞いた。 |
| 実地指導は都道府県及び市町村に権限があるが、役割分担が不明確。指定権者である都道府県には、体制面・運営面等のほか、支援内容（不適切な支援等）への指導も行ってもらいたい。 |
| 都道府県は支給決定に対しての指導は受けられ、助言は受けられるが、最終的に市町村で判断をしなければならないため，市町村は負担が大きい。 |
| 単身赴任等で児童本人が他の市町村にいる場合、調査（勘案事項、5 領域 11 項目、放デイ報酬区分等）を現地の市町村や事業所に依頼できる仕組みを都道府県で整備してほしい。 |
| 児童発達支援に係る費用負担の無償化の説明など、全国一律で実施される制度改定について県から事業所に説明が行われず、基礎自治体主導で周知を行った。特に請求にかかわる内容については、都道府県から事業所に対して説明を行い、国保連合会に請求データを送付する際にエラーや警告に繋がらない方法を指示していただきたい。 |
| 都道府県が障害児支援の実態及び課題の把握をしていただき、都道府県としての明確かつ具体的な方針を示してほしい。事業所の質の向上のために都道府県が事業所を訪問するなどし、各事業所の評価を行い、公表してほしい。 |
| 児童発達支援センターの設置が難しい。 |
| 本町は、障害児通所支援を利用する対象者が極めて少ないため、障害児に関する課題、取組について協議すると言っても、なかなか論点が絞りにくいと感じている。県は、そのような実態についてより把握し、各市町村の実態に合った助言等を行ってほしい。 |
| 担当が変わったばかりで、まだわからない。 |
| 県の指導監査で事業所の体制等をチェックして、不正受給等を防ぎ、市町村は事業所と顔の見える関係であることから、日常の連携や事業所の質の向上への支援を行い役割分担ができるのではないかと考える。 |

| |
|---|
| 市町村の負担が大きい。 |
| 事業所の指定は都道府県であるため、町の職員が事業所の質（子供への関わりや多職種連携の仕方など）に関して感じたことがあっても指摘しにくい。町内の事業所は町で意見書も書いているため比較的話がしやすいが、他市町村の事業所は特に言いにくい。指定している立場として県の力を借りて事業所の在り方を協議する機会を得られればもう少し事業所の質の確保ができるのではないかと思う。 |
| 各事業所の療育指導状況の把握が困難である。また、障害児計画相談支援事業所が少なく、通所支援利用までの流れが滞るケースが見受けられる。さらに、計画相談支援の質についても懸念されるところであり、県にて対応を検討していただきたく思います。 |
| 当町内には事業所がなく、近隣市の事業所へ船で通う必要があります。人口規模の小さな島しょ地区における事業所・人材確保、サービス提供の困難性があり、課題は多いのですが、障害児通所支援に関して都道府県とどのような役割分担ができるのか…。へき地事業所への加算増加や要件緩和して頂いたり、人材育成研修を八重山圏域でも増やして頂いたり、人材を派遣して頂いたり等、検討してもらえると嬉しいかもしれません。 |

## （５）その他、放課後等デイサービスの課題等について感じること（自由記載）

放課後等デイサービスの課題等については、以下などの回答が得られた（一部抜粋して掲載）。

| No | 記載内容 |
|---|---|
| 1 | 「おとなしい子」を優先して受け入れる傾向があり、課題が発生した際に手放しがちである |
| 2 | 「放課後等デイサービス」に限らないが、強度行動障害のある利用者を受け入れられる施設が少ない。 |
| 3 | ○不登校児が放課後デイサービスを利用する場合の支給決定の考え方について、市町村ごとにばらつきがある。国のガイドラインを出してほしい。○プログラムの内容が療育ではなく習い事教室のような内容の事業所が散見される。 |
| 4 | １日５０分程度の短時間利用となる事業所があり、サービス利用後の児童の過ごし方など調整に苦慮している。 |
| 5 | サービス提供事業所が十分な人員を確保し運営できるための報酬の見直しが必要。 |
| 6 | 医療ケア児の利用できる放課後デイがほとんどありません。加算が設けられておりますが、医ケア児は毎日安定して通うことが難しい児が多く、報酬が安定しないことから事業所は躊躇する実態です。利用日数が少なくても看護師を雇えるような報酬体系に見直しが必要と考えます。 |
| 7 | 医療的なケアが必要な子どもの受け入れ可能な事業所が少ないこと。 |
| 8 | 一部の事業所と一部の利用保護者の意識がともに低く、療育の観点が抜けているように感じます。一部の利用保護者のニーズは預かりであり、一部の事業所は営利主導で利用率を上げることを目的としており、ニーズの合致により一人あたりの月利用日数が年々増加しているものと考えます。本市におきましては、預かりの場合は障害者一時支援を利用してもらうよう周知を進め、原則として指定障害児相談支援事業所の作成するサービス等利用計画の勘案により適切な支給決定に努めています。しかし相談支援専門員では適切な利日数の見極めは難しく、窓口にも利用保護者の仕事のため等の理由で放課後等デイサービスの利用日数を増やしてほしいと相談に来られる利用保護者が絶えません。利用者負担月額の月上限額が０円または４６００円の利用保護者程、原則上限である２３日利用していますが、上限額３７２００円の利用保護者の利用日数は１０日前後と格差がみられ、上限額３７２００円以外の利用保護者は利用しなければ損といった声もあります。利用の乱用は家族の療育能力の低下につながり、結果将来にわたってサービスに頼らなければ生活できなくなることを懸念しています。 |
| 9 | 各事業で行われている支援内容が、発達に問題のある子どもたちの療育に効果があるのか疑問がある。 |
| 10 | 学校とデイサービス事業所との連携が十分図られていない。学校側としては専門の先生がいるものの、デイサービス事業所については連絡先が一元化されていないため混乱することがある。また、デイサービス事業所側は学校ではどのような生活や態度をとっているのか情報が欲しいが十分な情報得られないこともある。学校を含めた全ての機関との連携強化が必要。 |
| 11 | 学童や通学の保育所等の集団の場において、不適応を起こしている児が安易に医療からの診断書を取り、福祉サービスに申請してくる傾向がある。不適応が起きている要因や、要因に対する環境調整や手立てが無いのか、保護者が気軽に相談できる体制を整える必要があると思われる。相談に対応できる人材の育成や確保をどのようにしたらいいか本市でも検討を始めている。 |

| No | 記載内容 |
|---|---|
| 12 | 学童保育の代替として利用されているケースが多いように感じます。地域社会で障害を持つ子どもの居場所を考えた時に、学童保育でデイサービスのような仕組みを整えていくほうが有益ではないかと思っています。 |
| 13 | 希望の事業所へ行きたいという要望があっても事業所側の人手不足等で受け入れが出来ないような状況がある。 |
| 14 | 教育現場の理解が無く、連携が難しいとの声が、支援現場から上がっている。また、学校生活の難しさがあり、個別的な対応が必要な子どもの多くが学校からの紹介で放デイ利用につながっている。この状況が続けば、放デイ利用者は増加し続ける一方であり、必要なサービス量の確保できるのか懸念される。事業に対する自治体の扶助費が急増しており、大きな負担となっている。 |
| 15 | 近隣に事業所はあり、現在特に大きな課題はないが、町の規模が小さいため、町内には事業所がない。 |
| 16 | 圏域的に、自治体により事業所数にばらつきがあり、都市部に事業所が集中している。当町を含め事業所が０の自治体もありスムーズに利用できる状態ではない。 |
| 17 | 現在放課後デイサービス利用者がいないが、利用希望がでた場合に対応が難しい。 |
| 18 | 個別ケースについて、医療、教育、保育、療育の各分野の支援を総合的にコーディネートすることが難しい。放課後等デイサービスガイドラインにて、放課後等デイサービスと放課後児童クラブや児童館等の一般子育て施策との役割が示されているが、「後方支援」として、一般子育て施策との連携が難しい。 |
| 19 | 今後も利用ニーズが高まることが予測されるが、事業所が不足している。 |
| 20 | 子供の療育よりも親の社会的な立場のほうが優先的な理由で利用をしなければならないケースがある。 |
| 21 | 市内の放課後等デイサービス事業所が足りておらず、市外の事業所を利用している方も多く、送迎サービスを希望していても利用できないでいる。 |
| 22 | 指標該当児童の認定にかかる判断基準については、障害支援区分の取扱いに準ずるとされているが、障がい者における障害支援区分にかかる各項目の判定基準と障がい児における指標項目の判定基準を全く同じと考えることが難しいため、指標該当児童の認定にあたっては具体的な考え方等を記した判断基準が必要である。 |
| 23 | 指標判定にかかる判断が、調査方法や調査者によって不統一となる可能性があり、また、当該業務に係る負担が大きい。 |
| 24 | 支援の専門性が強く、事業所ごとに提供しているサービス内容の差異が大きいため、行政事務職員ではどのような支援が適切か判断をするのが難しい。 |
| 25 | 支給量の判断が難しく、目安となる基準等を示して頂けると有難い。 |
| 26 | 事業所スタッフの退職に伴い、募集を行ってもなかなか問い合わせすらないという意見が事業所とのやりとりの中で時折聞かれます。放課後等デイサービスに限った話ではありませんが、支援の質の確保のためにも人材確保が課題と感じています。 |
| 27 | 事業所によるサービスの質の差が依然みられる。怪我等の防止に対する危険への意識の低さから予防の対策が十分に取られていない事業所も目立つ。そのあたりに対する研修も今後力を入れていく必要がある。 |
| 28 | 事務処理要領に記載のある「療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童」の取り扱い。ニーズサービスの多様化の中で、障がい者手帳や手当の受給の対象でない児童が塾や学童一時預かりの延長のような感覚でサービスの給付を希望する場合がある。 |
| 29 | 児童発達支援事業での療育の充実が図られてきているが，放課後等デイサービスがその療育が継続されていない場合や預かりサービスのようになってしまっている現状がある。しかし，現場に対して，現段階での事業継続すら過酷な状況であり，要望もできない。地区から事業所がなくなってしまうことは避けたい。 |
| 30 | 自治体内の障害児通所施設が飽和状態で受け入れ先に苦慮している。 |
| 31 | 手帳を持っていなくても、医師の意見書の提出があれば、利用要件に該当するため、両親の要望で保育目的として利用している人が増えているように感じる。 |
| 32 | 需要に対して、供給が不足ている。特に、重症心身障害児の利用が可能な事業所が少ない。 |
| 33 | 就労家庭が増えており、放課後の学童クラブ的な居場所の確保を求める利用者が多い。その場合、利用時間の短さや送迎体制の充実等を求める保護者が多い。障害程度が重くなるにつれ、利用できる放課後等デイサービス事業所は少ない。 |

| No | 記載内容 |
|---|---|
| 34 | 重症心身障害児に該当しないものの高度な医療的ケアが必要な障害児について、放課後等デイサービスで受け入れる際には、看護師等の配置を要する上にリスクが高いにも関わらず、報酬単価が非医療的ケア児と変わらないことから、受け入れに消極的な事業所が多いことが地域の課題となっています。 |
| 35 | 重度障害児の受入れをしている事業所がほとんどなく、そのような子どもたちは取り残されていると感じる。 |
| 36 | 障害児支援利用計画を作成する事業所（障害児に対応できる相談支援専門員）が不足している。現行の制度仕組みを変えない限り、この状況は続くと思われる。報酬単価や介護保険制度のような毎月の計画作成期間を変えるなど制度の見直しが必要と考える。 |
| 37 | 新規で設立したなど、未熟な事業所の育成に割ける人員が不足している |
| 38 | 親の就労支援のために使う「お預かりサービス」として捉えられてしまいやすい点を課題として感じています。 |
| 39 | 生活能力の向上のために行う訓練等の実施内容等について課題のある事業所の存在。サービス提供内容の全般的な底上げ。 |
| 40 | 相談支援事業所が不足しており、今後のサービス利用への影響を懸念している。 |
| 41 | 送迎目当てに利用している保護者も多く、サービスの実質利用時間は 30 分程度の児も多い。放課後については 1 日ではなく時間による算定とし、休日は半日 1 日で単価を分けるべき。また、特別支援学校での放課後支援が進めば、児 5 領域 10 項目調査で非該当となる程度の児童は放課後等デイサービスを利用しなくても済むと考える。 |
| 42 | 対象者の条件等について国、県により明確な基準を示していただきたい |
| 43 | 知的や発達の子を対象にした事業所は圧倒的に増えており、肢体不自由児や医療的ケアのある子の事業所はいまだ少ないまま増えてこない。障がい特性によって利用の出来る人と出来ない人がいるのは不公平であるという住民の声もある。需要と供給のバランスが悪く、社会資源としての役割を果たし切れていないように感じる。そのような差が表れる原因は、スペシャルニーズがある子を対応するリスクや設備に対して報酬が現実的でないことにあると思う。事業のやりやすさが対象とする児によって大きく差があるのは放課後等デイサービスという制度自体の課題ではないかと思う。 |
| 44 | 町内にサービスを提供している事業所が 1 カ所あるが、専門的な資格を持った職員の確保が難しい |
| 45 | 町内に放デイの事業所がないことから、放デイの事業所を探して利用に至るまでに時間を要する。 |
| 46 | 通所事業所が満員状態のため、新規利用希望者の受け入れが難しい状況が継続していること。 |
| 47 | 土日も開所する事業所が出てきたのに伴い、利用日数が大幅に増えて歯止めがきかない。 |
| 48 | 当市では資源不足でセルフプランになっている人が多いが、その場合の利用頻度等、必要性の判断が難しい。他市の事業所を利用している児童も多く、ひとつの市で基準を設けるのは難しい。せめて県レベルである程度の考え方を示してほしい。 |
| 49 | 日中一時支援と放課後等デイサービスの住み分けが曖昧に感じる。放デイが足りない分を日中一時で申請してくる事業所もあり、事業所によっては日中一時と放デイで全く同じことをやっているのではと感じる。支給量に関しても、月から 8 日を控除した日を原則としてでなく上限として明確に基準としてしまったほうがよいのではないか。 |
| 50 | 年々扶助費の額が右肩上がりであるが、生活能力向上のための訓練等のメニューによりどの程度の成果が出ているのか。 |
| 51 | 福祉サービスは、全国で平等でなければいけないが、地域によっては資源がなく利用困難ケースも出てくる。そのような場合に都道府県の協力により過疎地域や離島に関してあっせん等行ってほしい。 |
| 52 | 平成 30 年度の報酬改定による指標判定結果（該当の有無）についての事業所からの問い合わせ等に苦慮している。 |
| 53 | 平日の学校の終業時間によっては、放課後デイサービスの提供時間は 1 時間を切る場合も発生すると思われるが、十分な療育がどの程度実施できるか疑問がある。また、日中一時支援と放課後等デイサービスの単価が違いすぎて事業者からは、日中一時支援の単価では受け入れは厳しいとの話も聞いている。また、学童とも保護者の経済負担の差があり、放課後デイサービスを希望される保護者が多いと感じている。 |
| 54 | 保護者のニーズがあるが事業所の人材不足で受け入れが出来ない状況がある。また、受け入れた場合でも日数や曜日の調整があり、地域の課題となっている。夏休みなどの長期休暇中の受入のみを希望する保護者もいるが対応できていない。 |
| 55 | 報酬区分導入に伴い、従来から十分な人員を確保して支援に当たっていた事業所は経営難となり、人員を減らさざるを得ない状況になっている。このことより場合によっては事業所が閉鎖してしまって放課後等デイが利用できなくなってしまったケースも生じている。また、報酬区分判定のために福祉事務所職員の業務負荷も増している。 |

| No | 記載内容 |
|---|---|
| 56 | 報酬単価が日あたりの設定となっており、サービス提供時間に応じた報酬ではないため、短いサービス提供時間で、1 日約１万円という非常に高額な報酬単価となっている。開所時間減算はあくまで事業所の開所時間であり、利用者の都合によるサービス利用時間とはリンクしないため、児童の支援より営利を追求する事業者が後を絶たない悪循環となっている。 |
| 57 | 放課後児童クラブが障害児の受け入れに対応していないことから、放課後の居場所を確保するために放課後等デイサービスを利用する保護者は多い。そのようなニーズの中、預かるだけで療育の質が低いと思われる事業所が増加傾向にあり、利用者から、不適切な支援が行われているとの指摘が相次いでいる。設置基準の見直しや指導監査だけでは質の向上に限界があり、今後の課題と思われる。 |
| 58 | 放課後等デイサービスについては、利潤を追求し、児童に対する支援が疎かになり、支援の質が低い事業所や適切でない支援を行う事業所が全国的に増えてきているように感じる。 |
| 59 | 放課後等デイサービスの認識が高まり、希望者が著しく増加している。放課後の居場所としてのニーズが高く、保護者の都合により利用される方が多いため、本来の目的である療育を受ける場という認識が保護者に限らず、事業所も低いケースがある。上記の理由から事業所によってサービスの質に差がみられる。 |
| 60 | 放課後等デイサービスの療育機能の向上を利用者の保護者が強く求めていない現状があり、居場所としての放課後等デイサービスを求める意見が多いように思う。特に強度行動障害がある児童の保護者がそのように思っているのではないかと推測しています。 |
| 61 | 放課後等デイサービス事業所によって療育の質に差があると感じる。障害児の単なる預かり（DVD 鑑賞宿題をさせる等）をするところもあり、事業所や支援員の質の向上が今後の課題であると考える。 |
| 62 | 放課後等デイサービス利用希望者が年々増加している中で、公費の負担が膨大になっている。これについては、どの市町村も抱えている問題であり、このままでは本当に療育が必要な児童が支援を受けられなくなってしまうため、障害児通所支援の保護者負担の考え方等について再検討をするべき時となっているのではと思う。 |
| 63 | 本来の目的に合わない利用（預かりがメイン）をしている日があるようになんとなく感じるが確認する手段がない。放課後等デイサービスには行けるが学校は行きたくない子（発達障害で知的障害ではない子）など、目的が多様化しているため、住み分けの意味でサービスを分けてはどうか。 |
| 64 | 預かり目的が主となり、本人の意志目標より保護者の意見が優先している。支援の方法やスキルの向上が必要である。 |
| 65 | 利用希望者は増える一方だが、事業所数は総量規制もあり、増えにくいことから事実上待機状態の子が出始めている。支給量については市町村に裁量が与えられているが、あまりにも基準が緩やかなため、月 23 日の支給量をほぼ全員に支給している自治体もあるようで、毎日行くことが必ずしも療育に必須とは思えないし、軽度な子についてはなおさらであるので、ある程度支給量判断の目安があれば支給量を調整して、より支援が必要な子に支援がいきわたるでのはないかと考える。 |
| 66 | 利用者が増える一方で、放課後等デイサービス事業所の数が増えず、人員の確保も難しい状態で、サービスの質をどのように担保するのか、また市としてもどのように対応していくのか考えどころであると感じています。 |
| 67 | 利用者増に伴い通所給付費が増加しており財政負担となっている。新たな財政支援策の検討を行ってほしい。 |
| 68 | 両親ともに就労されている方も多く、託児や学習塾のような用途ではなく、療育支援として利用するものと理解していただくことが難しいときがあります。 |
| 69 | 療育の必要性を計ることが困難であり、適切な事業所数が計り難い。定員遵守に関して、基準上の定員と超過した際の減算の対象の幅が広いため、受け入れてしまう事業所が多い。このような例を含め基準があいまいであり、解釈の仕方が多様であるため、周知されにくい現状がある。療育ではなく、預かりサービスに近くなっているのは心配。療育（福祉サービス）と預かり（実費）の住み分けを事業所と保護者間の意識を変えられるような対策をとっていただきたい。 |
| 70 | 療育目的の放課後デイが、単なる預かり感覚に利用する保護者の認識がある。 |

## ４．調査結果のまとめ

自治体を対象とした実態調査の結果、次のことが明らかとなった。

### （１）相談支援事業の実施状況等

相談支援事業等を実施している自治体が 91.7%、相談支援事業所の設置方法（種別）は「障害児相談支援事業所（指定）」が 57.4%で最も多く、次いで「障害児相談支援事業所（委託）」（43.6%）、「基幹相談支援センター（委託）」（32.2%）であった。

障害児支援利用計画の策定状況について、1 自治体当たり平均での計画策定数は 262.64 件、中央値が 76.00 件であった。また、計画策定数のうちセルフプラン数は、同平均で 75.59 件、中央値で 0.00 件であった。行政区分別に計画策定数に占めるセルフプラン数の割合をみると、平均、中央値いずれでみても、政令指定都市で最も多く、次いで中核市・施行時特例市・特別区となっている。

また、子育て支援等に関する会議委員としての障害福祉専門家参画状況については、子ども・子育て会議で「有」が 29.1%、子ども・若者会議は「有」が 6.3%で、一般施策への参画が少ない状況がみられた。

### （２）放課後等デイサービスの利用・提供状況

放課後等デイサービスを提供する事業所数は、平均で 10.70 か所、中央値で 3.00 か所であった。地域区分別では、関東、東海・北陸、近畿では 10 か所以上が 3～4 割程度であるが、北海道・東北、信越、四国では 0 か所の自治体も多い。また中国、九州では「5 か所未満」の回答が最も多く、次いで 10 か所以上が多いという傾向であった。行政区分別では、町村で 0 か所が 4 割強となっている。

平成 30 年度 1 年間における放課後等デイサービスの実利用者数は、小学生については平均が 105.07 人、中央値が 32.00 人、中学生については平均が 29.70 人、中央値が 9.00 人、高校生等については平均が 22.73 人、中央値が 6.80 人であった。

### （３）放課後等デイサービスの支給決定状況

放課後等デイサービスの支給決定基準について、「明文化した基準は無いが、部署内で判断の考え方を統一している」が 50.6%で最も多く、次いで「明文化した基準はあるが、内規等の形式のため公表していない」（24.5%）であった。「明文化した基準は無く、個々の担当者が判断している」も 10.2%あり、「明文化した基準は無いが、部署内で判断の考え方を統一している」とあわせると、明文化した基準がない自治体が 6 割を超える。

放課後等デイサービスの支給決定基準に含まれる内容は、「支給量」が 84.5%で最も多く、次いで「対象者の要件」（67.2%）、「支給決定における調査項目」（37.6%）であった。

また、報酬区分の判定の実施者は「自治体主管課職員」が 76.5%で最も多く、次いで「サービス提供事業所」（16.0%）であった。

### （４）中学校卒業後の放課後等デイサービスの利用

平成 31 年 3 月（平成 30 年度）に中学校を卒業した放課後等デイサービス利用者が 1 人以上いる自治体で、これらの者のうち、放課後等デイサービスの継続利用を希望していたが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した者の有無をみると、「無」が 52.8%で、「把握していない」が 25.9%、「有」が 1.6%であった。同年度に中学校を卒業した放課後等デイサービス利用者のうち、放課後等デイサービスの利用を継続するために、専修学校・各種学

校への進学をしなかった者の有無についても「無」や「把握していない」が多い。さらに、平成 30 年度 1 年間にの中学校既卒者や高校中退者からの放課後等デイサービス利用希望や、現在専修学校・各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童についても、「無」との回答が多い。

専修学校・各種学校の在籍児童を放課後等デイサービスの利用対象とすることについては、「どちらともいえない」が 7 割弱を占め、「対象とすべきである」は 18.4%であった。対象とすべきと考える理由は、「専門学校生などを対象外とする合理的な理由がない（公平性に欠ける）と考えるため」が 78.3%で最も多く、次いで「中学卒業後に専門学校等に進学しても支援を継続できるため」が 51.0%であった。また、行政区分別にみると、政令指定都市で、「中学卒業後に専門学校等に進学しても支援を継続できるため」が 100.0%、「実際に、専門学校生などからサービスの利用希望が寄せられるため」が 33.3%と相対的に多い。

### （５）サービスの質の向上に向けて自治体が実施している取組と事業所における課題

放課後等デイサービスのサービスの質の向上に向けて実施している取組は、「地域自立支援協議会への事業所の参加促進」が 46.8%で最も多く、次いで「事業所間連携等の主導」（21.1%）、「自治体主導での従業者の資質の向上のための研修の実施」（11.6%）であった。

放課後等デイサービス提供事業所におけるサービスの質の向上において課題と感じることは、「十分な支援を行うための職員確保が難しい」が 44.2%で最も多く、次いで「十分な支援を行うための職員の育成が難しい」（42.2%）、「送迎体制の確保が難しい」（27.6%）であった。

# 第３章　事業所調査

## 事業所の放課後等デイサービスの活動状況（回答日時点）

**図表 91　活動状況**

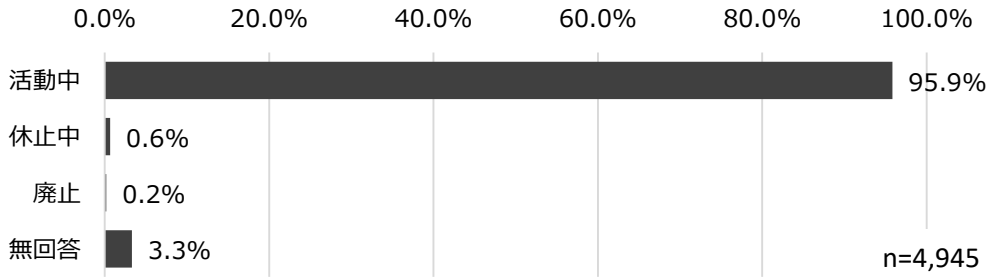


以下の設問は、「活動中」である事業所のみに回答を求めた。

## １．事業所の概要

### （１）事業所の設置主体

事業所数は、全体で 4,740 件であった。事業所の設置主体についてみると「営利法人」（50.6%）が最も多く、次いで「NPO」（17.0%）、「社会福祉法人」（16.8%）であった。

設立年度別にみると、2011 年以前では「社会福祉法人」が 33.0%、2014 年以降では「営利法人」が 59.6%と比較的大きい傾向がみられた。

**図表 92　事業所の設置主体**

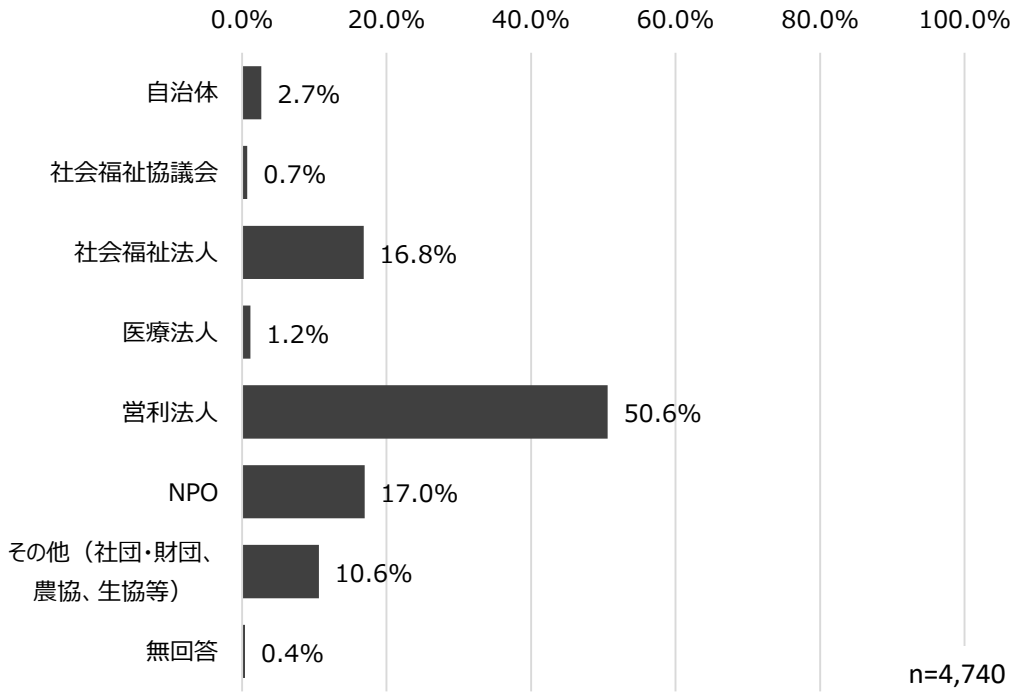

**図表 93　事業所の設置主体（設立年度別）**

| | 2011年以前 | 2012～2013年 | 2014年以降 |
|---|---|---|---|
| 自治体 | 7.0% | 3.1% | 1.7% |
| 社会福祉協議会 | 0.8% | 1.2% | 0.5% |
| 社会福祉法人 | 33.0% | 27.3% | 11.5% |
| 医療法人 | 0.8% | 1.3% | 1.2% |
| 営利法人 | 22.3% | 34.3% | 59.6% |
| NPO | 32.8% | 25.4% | 12.3% |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 3.0% | 7.1% | 12.8% |

## （２）事業所の運営主体

事業所の運営主体についてみると「営利法人」（50.9%）が最も多く、次いで「社会福祉法人」（17.4%）、「NPO」（17.2%）であった。

**図表 94　事業所の運営主体**

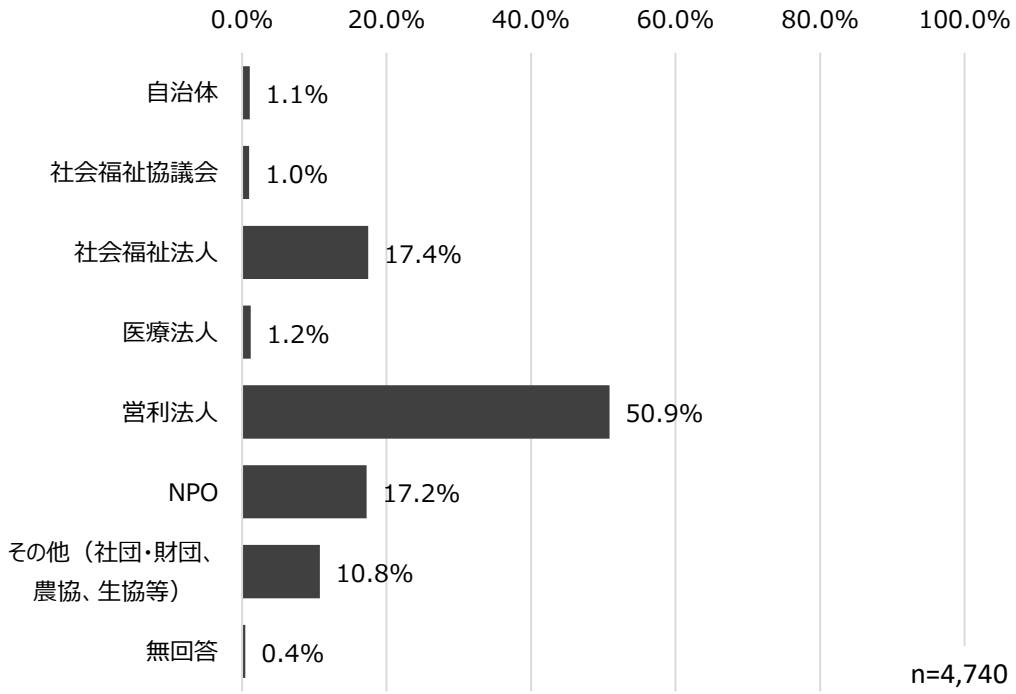

### （３）事業所の運営形態

前項で事業所の設置主体と運営主体が異なる事業所であると回答した事業所の運営形態についてみると、「自治体からの指定管理を受けて運営している」（8.0%）、「その他」（6.1%）であった。

**図表 95　事業所の運営形態**

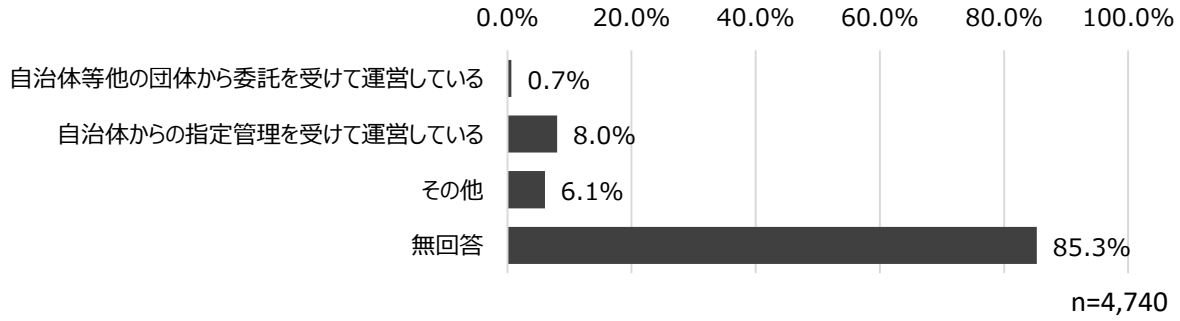


### （４）事業所の設立年度

事業所の設立年度は、「2016～2017 年」（29.1%）が最も多く、次いで「2014～2015 年」（22.5%）、「2018 年以降」（18.7%）であった。

運営主体別にみると、医療法人や営利法人では「2011 年以前」が少なく（それぞれ 8.8%、5.6%）、近年設立された事業所が比較的多かった。

**図表 96　事業所の設立年度**

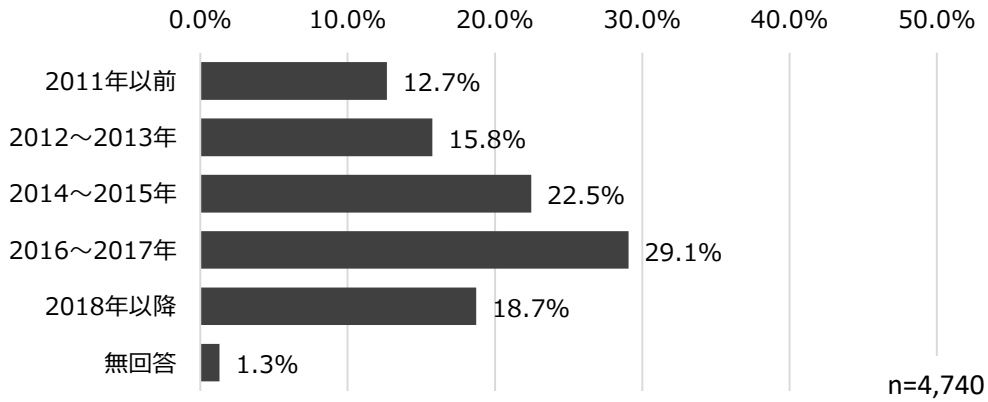


**図表 97　事業所の設立年度（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2011年以前 | 26.0% | 25.5% | 25.5% | 8.8% | 5.6% | 25.0% | 3.7% |
| 2012～2013年 | 22.0% | 27.7% | 24.9% | 17.5% | 10.7% | 23.6% | 10.6% |
| 2014～2015年 | 22.0% | 17.0% | 18.9% | 19.3% | 25.0% | 19.3% | 22.4% |
| 2016～2017年 | 16.0% | 12.8% | 17.4% | 19.3% | 35.5% | 20.1% | 35.1% |
| 2018年以降 | 10.0% | 10.6% | 11.6% | 33.3% | 22.1% | 11.0% | 26.9% |
| 無回答 | 4.0% | 6.4% | 1.7% | 1.8% | 1.0% | 1.0% | 1.4% |

### （５）「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所」の指定

「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所」の指定を受けているかについてみると、「指定を受けていない」が 87.1%、「指定を受けている」が 11.2%であった。

運営主体別にみると、医療法人では「指定を受けている」が 29.8%と比較的多かった。

地域区分別にみると、信越では「指定を受けている」が 20.5%と比較的多かった。

**図表 98　「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所」の指定の有無**

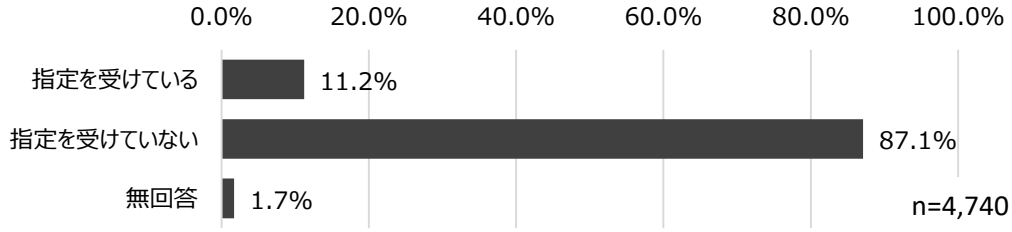


**図表 99　「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所」の指定の有無（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指定を受けている | 4.0% | 14.9% | 15.7% | 29.8% | 8.9% | 10.5% | 14.5% |
| 指定を受けていない | 96.0% | 85.1% | 82.7% | 70.2% | 89.3% | 88.4% | 83.7% |
| 無回答 | 0.0% | 0.0% | 1.6% | 0.0% | 1.9% | 1.1% | 1.8% |

**図表 100　「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所」の指定の有無（地域区分別）**

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指定を受けている | 8.2% | 12.0% | 20.5% | 10.4% | 10.2% | 6.6% | 12.8% | 13.7% |
| 指定を受けていない | 90.6% | 86.4% | 77.1% | 88.1% | 88.5% | 91.0% | 85.0% | 84.4% |
| 無回答 | 1.2% | 1.6% | 2.4% | 1.4% | 1.3% | 2.4% | 2.3% | 1.9% |

## （６）事業所の職種別職員数

事業所の職種別職員数（常勤換算）についてみると、児童発達支援管理責任者の平均が 1.04 人、中央値が 1.00 人、児童指導員の平均が 2.99 人、中央値が 3.00 人、保育士の平均が 1.74 人、中央値が 1.00 人であった。

**図表 101　事業所の職種別職員数（常勤換算）（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①児童発達支援管理責任者 | 4,687 | 1.04 | 0.29 | 1.00 |
| ②保育士 | 3,562 | 1.74 | 1.50 | 1.00 |
| ③児童指導員 | 4,428 | 2.99 | 1.95 | 3.00 |
| ④障害福祉サービス経験者 | 1,486 | 1.10 | 1.61 | 1.00 |
| ⑤医師（嘱託医） | 841 | 0.32 | 0.56 | 0.00 |
| ⑥看護師 | 1,041 | 0.97 | 1.37 | 0.50 |
| ⑦理学療法士 | 847 | 0.37 | 0.69 | 0.00 |
| ⑧作業療法士 | 881 | 0.38 | 0.63 | 0.00 |
| ⑨言語聴覚士 | 808 | 0.35 | 0.62 | 0.00 |
| ⑩心理担当職員 | 749 | 0.35 | 0.79 | 0.00 |
| ①～⑩以外の職種 | 2,608 | 1.84 | 2.03 | 1.00 |

## （７）管理者と児童発達支援管理責任者との兼務

管理者と児童発達支援管理責任者が兼務であるかについてみると、「兼務である」が 59.4%、「兼務ではない」が 39.6%であった。

運営主体別にみると、「兼務である」割合は自治体では 26.0%、営利法人では 66.5%であるなど、運営主体により差が見られた。

**図表 102　管理者と児童発達支援管理責任者との兼務**

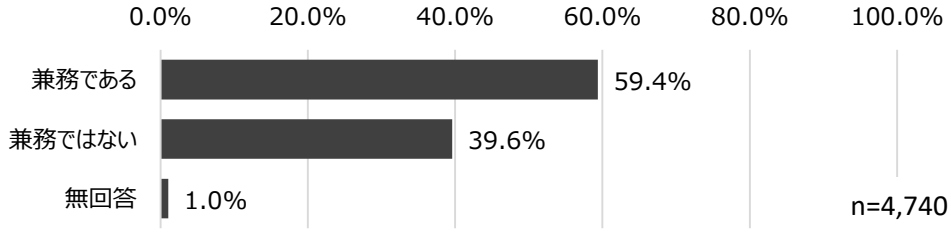


**図表 103　管理者と児童発達支援管理責任者との兼務（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 兼務である | 26.0% | 29.8% | 38.1% | 54.4% | 66.5% | 62.9% | 61.0% |
| 兼務ではない | 74.0% | 68.1% | 61.2% | 45.6% | 32.4% | 35.7% | 37.8% |
| 無回答 | 0.0% | 2.1% | 0.7% | 0.0% | 1.0% | 1.3% | 1.2% |

## （８）児童分野の経験年数別職員数

児童分野の経験年数別職員数（常勤換算）についてみると、経験年数 5 年未満は平均が 4.19 人、中央値が 3.80 人、経験年数 5 年以上は平均 2.94 人、中央値が 2.35 人であった。

分布についてみると、経験年数 5 年未満は「5 人以上」（31.3%）が最も多く、次いで「3～4 人未満」（17.9%）、経験年数 5 年以上は「2 人未満」（25.4%）が最も多く、次いで「2～3 人未満」（21.9%）であった。

また、経験年数 5 年未満の職員割合を算出・集計したところ、平均が 59.68%、中央値が 60.00%であった。分布でみると、「60～80%未満」が 24.6%、「40～60%未満」が 22.0%であった。

経験年数 5 年未満の職員の職員割合を運営主体別にみると、自治体では平均 43.17%、営利法人では平均 65.37%であり、運営主体による差がうかがえた。

**図表 104　児童分野の経験年数別職員数（常勤換算）（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①経験年数5年未満 | 4,427 | 4.19 | 3.14 | 3.80 |
| ②経験年数5年以上 | 4,266 | 2.94 | 2.37 | 2.35 |

**図表 105　児童分野の経験年数別職員数**
**（分布・①経験年数 5 年未満）**

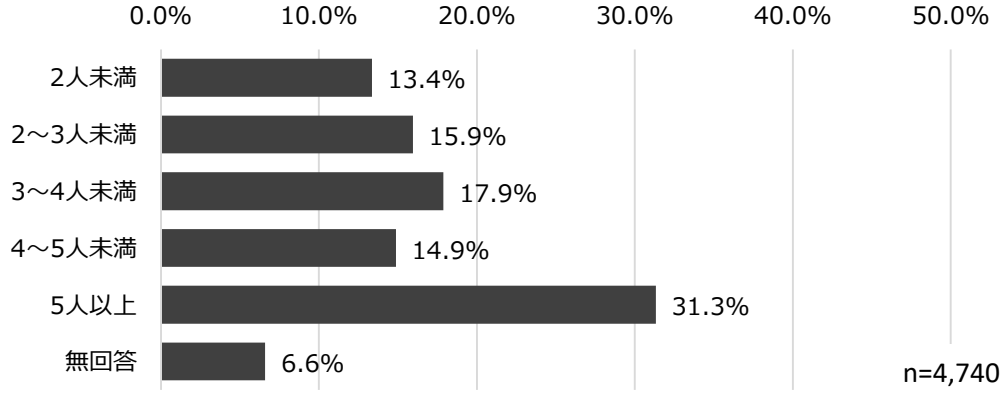


**図表 106　児童分野の経験年数別職員数**
**（分布・②経験年数 5 年以上）**

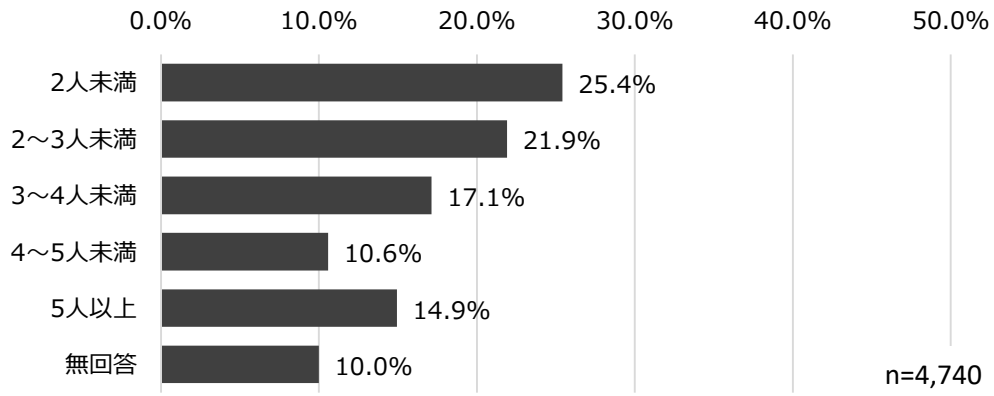

**図表 107　児童分野の経験年数 5 年未満割合（平均等）**

| | 平均 | 中央値 |
|---|---|---|
| 経験年数5年未満割合 | 59.68 | 60.00 |

**図表 108　児童分野の経験年数 5 年未満割合（分布）**

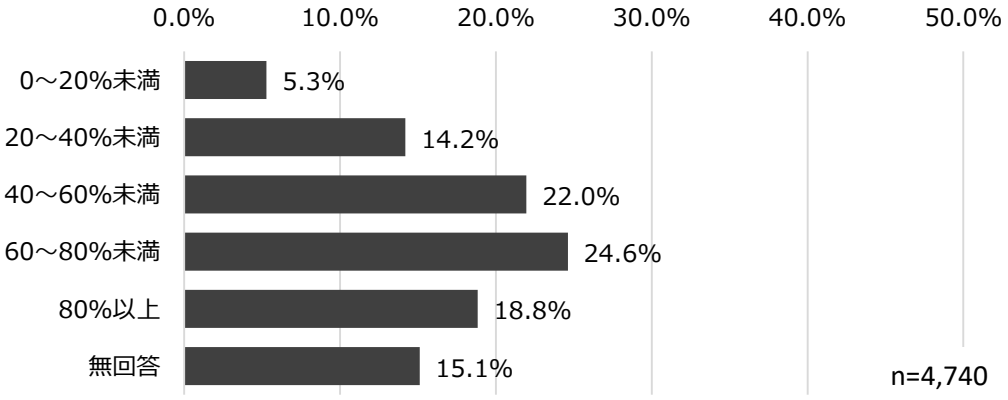


**図表 109　児童分野の経験年数 5 年未満割合（運営主体別）**

| | 平均 | 中央値 |
|---|---|---|
| 自治体 | 43.17 | 39.58 |
| 社会福祉協議会 | 46.00 | 50.00 |
| 社会福祉法人 | 53.99 | 50.00 |
| 医療法人 | 60.77 | 50.00 |
| 営利法人 | 65.37 | 64.54 |
| NPO | 49.95 | 50.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 60.98 | 60.00 |

## （９）令和元年６月の１か月間における、児童に直接支援を行う職員の１日あたり平均従事者数

令和元年 6 月の 1 か月間における、児童に直接支援を行う職員の 1 日あたり平均従事者数（実人数）についてみると、平均が 4.85 人、中央値が 4.76 人であった。

運営主体別にみると、自治体は平均 6.30 人で、他の運営主体は概ね平均 5 人弱程度であった。

分布でみると、「4～6 人未満」が 49.3%で最も多く、次いで「4 人未満」（23.0%）であった。

**図表 110　児童に直接支援を行う職員の１日あたり平均従事者数（実人数）（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 平均従事者数 | 4,494 | 4.85 | 1.82 | 4.76 |

**図表 111　児童に直接支援を行う職員の１日あたり平均従事者数（実人数）（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 46 | 6.30 | 5.30 | 5.00 |
| 社会福祉協議会 | 41 | 4.86 | 1.67 | 4.50 |
| 社会福祉法人 | 785 | 4.72 | 2.16 | 4.20 |
| 医療法人 | 56 | 4.81 | 1.39 | 4.90 |
| 営利法人 | 2,288 | 4.86 | 1.54 | 4.90 |
| NPO | 777 | 4.84 | 1.76 | 4.70 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 482 | 4.90 | 1.88 | 5.00 |

**図表 112　児童に直接支援を行う職員の１日あたり平均従事者数（分布）**

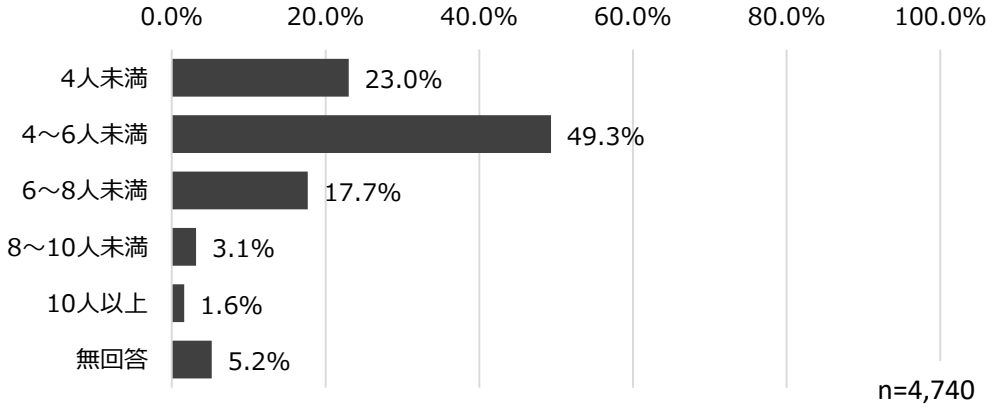

## （10）事業所におけるサービスの実施形態

事業所におけるサービスの実施形態についてみると、「放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型）」（40.9%）が最も多く、次いで「放課後等デイサービス以外の障害児通所支援の多機能型事業所」（37.6%）であった。

運営主体別にみると、「放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型）」である割合が最も多かった運営主体は営利法人（46.0%）、「放課後等デイサービス以外の障害児通所支援の多機能型事業所」である割合が最も多かった運営主体は自治体（66.0%）であった。

地域区分別にみると、関東や中国では「放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型）」の割合が比較的高く（それぞれ 49.4%、44.8%）、北海道・東北や四国では「放課後等デイサービス以外の障害児通所支援の多機能型事業所」の割合が比較的高かった（それぞれ 47.2%、47.4%）。

設立年度別にみると、「放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型）」は 2011 年以前で 30.3%、2014 年以降で 43.5%と割合が高くなり、「障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型事業所」は 2011 年以前で 14.2%、2014 年以降で 5.8%と割合が低くなる傾向がみられた。

**図表 113　事業所におけるサービスの実施形態**

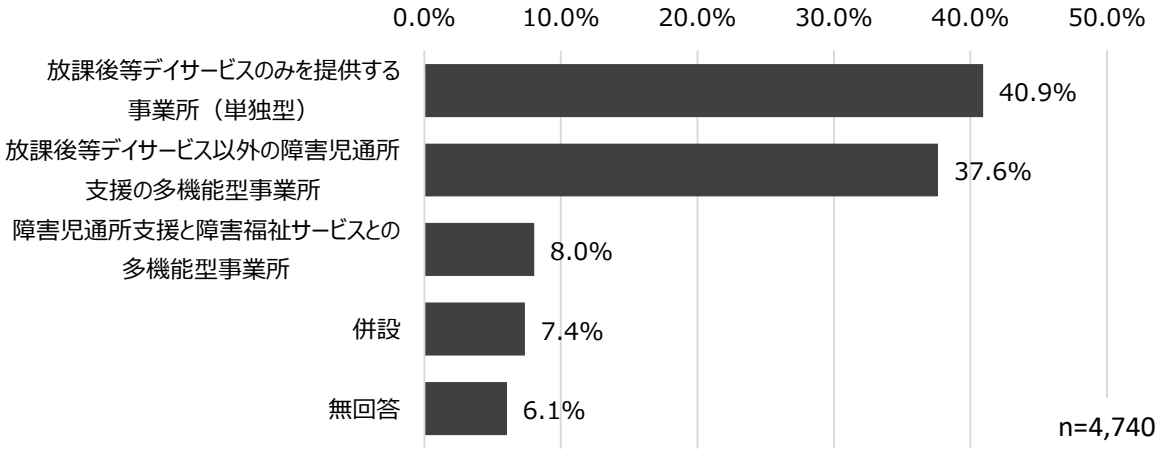


**図表 114　事業所におけるサービスの実施形態（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型） | 22.0% | 34.0% | 27.1% | 28.1% | 46.0% | 42.2% | 41.0% |
| 放課後等デイサービス以外の障害児通所支援の多機能型事業所 | 66.0% | 31.9% | 35.8% | 43.9% | 38.6% | 33.0% | 40.2% |
| 障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型事業所 | 2.0% | 19.1% | 13.7% | 12.3% | 5.2% | 11.5% | 6.1% |
| 併設 | 4.0% | 10.6% | 18.3% | 7.0% | 4.1% | 6.6% | 6.7% |
| 無回答 | 6.0% | 4.3% | 5.2% | 8.8% | 6.1% | 6.6% | 6.1% |

**図表 115　事業所におけるサービスの実施形態（地域区分別）**

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型） | 34.6% | 49.4% | 42.2% | 40.1% | 34.9% | 44.8% | 21.1% | 38.1% |
| 放課後等デイサービス以外の障害児通所支援の多機能型事業所 | 47.2% | 31.9% | 24.1% | 35.4% | 44.2% | 32.8% | 47.4% | 39.1% |
| 障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型事業所 | 7.0% | 6.1% | 12.0% | 11.1% | 7.3% | 9.0% | 14.3% | 8.0% |
| 併設 | 4.8% | 6.3% | 13.3% | 6.4% | 7.3% | 9.3% | 11.3% | 9.6% |
| 無回答 | 6.4% | 6.2% | 8.4% | 7.0% | 6.3% | 4.1% | 6.0% | 5.2% |

**図表 116　事業所におけるサービスの実施形態（設立年度別）**

| | 2011年以前 | 2012～2013年 | 2014年以降 |
|---|---|---|---|
| 放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型） | 30.3% | 38.0% | 43.5% |
| 放課後等デイサービス以外の障害児通所支援の多機能型事業所 | 38.5% | 33.5% | 38.5% |
| 障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型事業所 | 14.2% | 12.9% | 5.8% |
| 併設 | 11.5% | 10.0% | 6.1% |
| 無回答 | 5.5% | 5.6% | 6.2% |

### （11）多機能型として一体的に行っている事業

前項で多機能型事業所であると回答した事業所の一体的に行っている事業についてみると、「児童発達支援」（86.6%）が最も多く、次いで「保育所等訪問支援」（12.9%）、「生活介護」（12.2%）であった。

運営主体別にみると、「保育所等訪問支援」を行っている割合が大きかった運営主体は自治体（41.2%）、医療法人（34.4%）であった。また、「生活介護」を行っている割合が大きかった運営主体は社会福祉法人（25.4%）、社会福祉協議会（25.0%）であった。

地域区分別にみると、信越では「生活介護」を行っている事業所が 33.3%と比較的多かった。

**図表 117　多機能型として一体的に行っている事業（複数回答）**

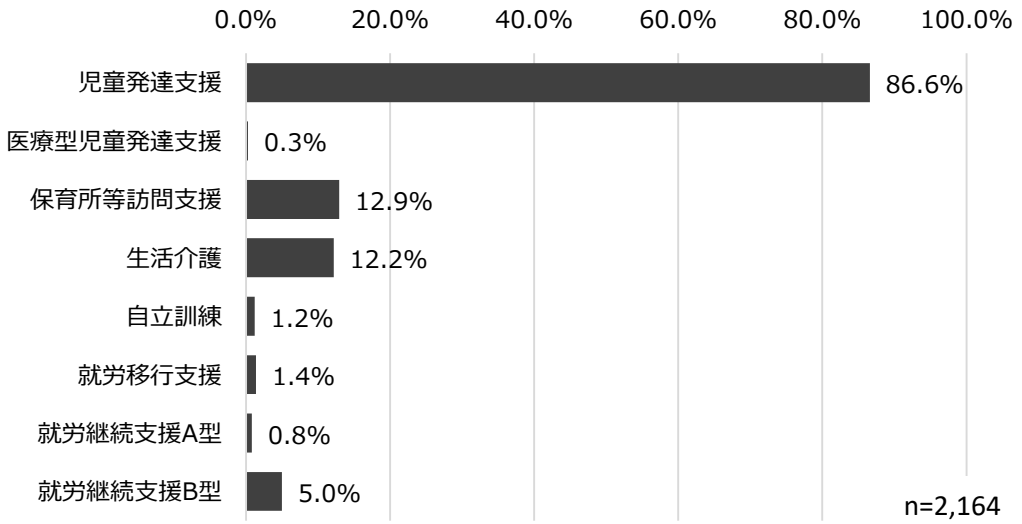


**図表 118　多機能型として一体的に行っている事業（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 児童発達支援 | 94.1% | 87.5% | 80.4% | 87.5% | 90.8% | 76.6% | 91.9% |
| 医療型児童発達支援 | 0.0% | 0.0% | 1.5% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 保育所等訪問支援 | 41.2% | 16.7% | 23.5% | 34.4% | 6.6% | 15.4% | 11.9% |
| 生活介護 | 0.0% | 25.0% | 25.4% | 6.3% | 6.3% | 19.5% | 6.4% |
| 自立訓練 | 0.0% | 0.0% | 2.7% | 3.1% | 0.9% | 1.4% | 0.0% |
| 就労移行支援 | 0.0% | 0.0% | 2.7% | 3.1% | 0.9% | 1.9% | 0.4% |
| 就労継続支援A型 | 0.0% | 0.0% | 0.7% | 0.0% | 1.1% | 0.8% | 0.0% |
| 就労継続支援B型 | 0.0% | 4.2% | 9.0% | 3.1% | 2.7% | 8.8% | 3.8% |

**図表 119　多機能型として一体的に行っている事業（地域区分別）**

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 児童発達支援 | 91.1% | 90.2% | 76.7% | 80.6% | 89.6% | 81.0% | 87.8% | 84.5% |
| 医療型児童発達支援 | 0.4% | 0.8% | 0.0% | 0.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.3% |
| 保育所等訪問支援 | 12.5% | 9.3% | 13.3% | 8.1% | 14.6% | 17.4% | 13.4% | 20.4% |
| 生活介護 | 8.1% | 12.3% | 33.3% | 14.6% | 9.9% | 15.7% | 17.1% | 13.1% |
| 自立訓練 | 1.1% | 0.8% | 3.3% | 1.1% | 0.9% | 0.8% | 0.0% | 2.9% |
| 就労移行支援 | 0.7% | 2.5% | 0.0% | 1.7% | 0.7% | 2.5% | 0.0% | 0.6% |
| 就労継続支援A型 | 0.4% | 0.3% | 0.0% | 1.1% | 0.5% | 4.1% | 0.0% | 0.9% |
| 就労継続支援B型 | 3.7% | 4.3% | 3.3% | 8.7% | 2.8% | 5.8% | 7.3% | 5.0% |

## （12）併設施設・事業所の種別

1（10）で「併設」と回答した事業所の併設施設・事業所の種別は、「指定障害者支援施設」（41.8%）が最も多く、「その他」（28.4%）、「児童福祉施設」（24.6%）であった。

設立年度別にみると、「介護保険施設・事業所」は 2011 年以前では 14.5%、2014 年以降では 26.1%と、比較的高くなる傾向がみられた。

**図表 120　併設施設・事業所の種別（複数回答）**

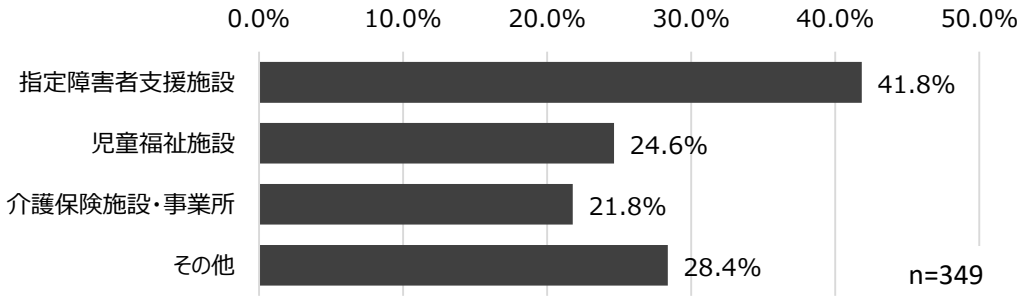


**図表 121　併設施設・事業所の種別（設立年度別）**

| | 2011年以前 | 2012～2013年 | 2014年以降 |
|---|---|---|---|
| 指定障害者支援施設 | 47.8% | 57.3% | 33.5% |
| 児童福祉施設 | 27.5% | 18.7% | 26.1% |
| 介護保険施設・事業所 | 14.5% | 17.3% | 26.1% |
| その他 | 31.9% | 20.0% | 30.0% |

### （13）共生型放課後等デイサービスの指定

共生型放課後等デイサービスの指定の有無については、「受けていない」が 92.3%、「受けている」が 1.5%であった。

**図表 122　共生型放課後等デイサービスの指定の有無**

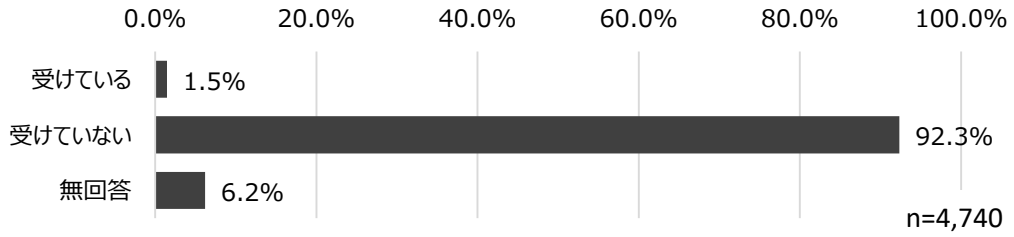


### （14）運営規程上の営業時間の時間数

運営規程上の営業時間の時間数については、平日（授業の終了後）は平均が 5.13 時間、中央値が 4.50 時間、休業日（長期休暇中は除く）は平均が 6.55 時間、中央値が 7.00 時間、長期休暇中は平均が 6.96 時間、中央値が 7.00 時間であった。

次に、運営規程上の営業時間の時間数の分布についてみると、平日は「3～5 時間未満」が 38.7%で最も多く、休業日と長期休暇中では「8 時間以上」がそれぞれ 30.8%、35.9%と最も多かった。

**図表 123　運営規程上の営業時間の時間数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①平日（授業の終了後） | 4,168 | 5.13 | 2.03 | 4.50 |
| ②休業日（長期休暇中は除く） | 3,941 | 6.55 | 1.94 | 7.00 |
| ③長期休暇中 | 4,089 | 6.96 | 1.33 | 7.00 |

**図表 124　運営規程上の営業時間の時間数**
**（分布・①平日（授業の終了後））**

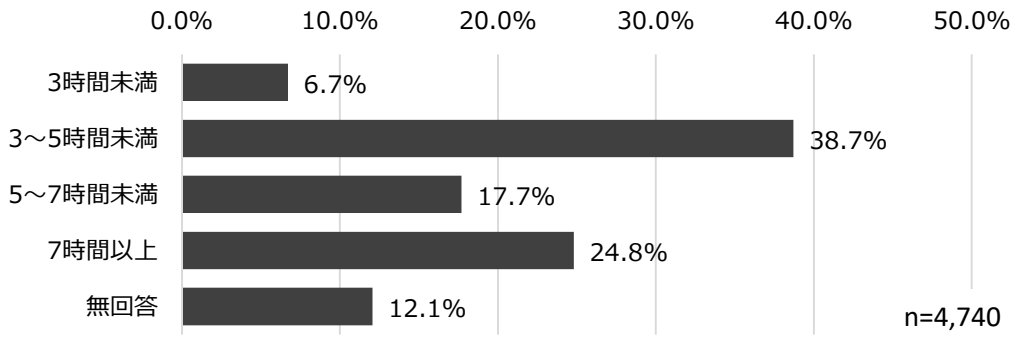

**図表 125　運営規程上の営業時間の時間数**
**（分布・②休業日（長期休暇中は除く））**

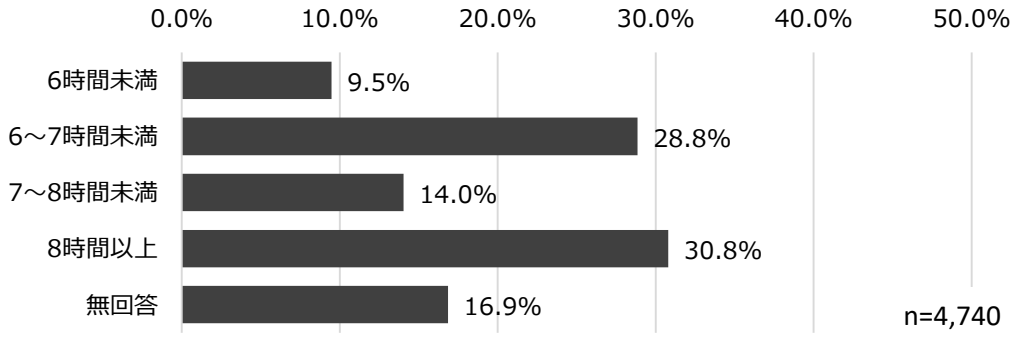


**図表 126　運営規程上の営業時間の時間数**
**（分布・③長期休暇中）**

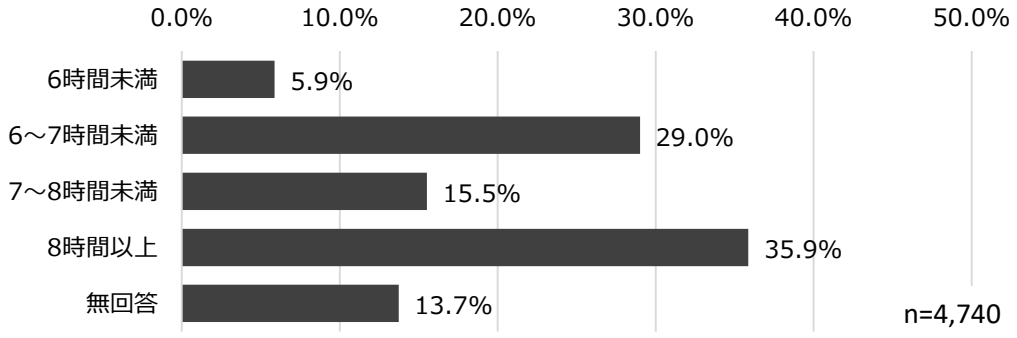

## ２．事業所が提供している支援内容について

### （１）放課後等デイサービスの定員数

放課後等デイサービスの定員数についてみると、平均が 11.05 人、中央値が 10.00 人であった。

分布でみると、「10 人」（84.5%）が最も多く、次いで「16～20 人」（4.9%）であった。

運営主体別にみると、自治体が平均 16.90 人と比較的多い傾向がうかがえた。

設立年度別にみると、「21 人以上」の事業所は 2011 年以前では 4.8%、2014 年以降では 1.9%であるなど、年度が直近になると定員数が多い事業所の割合が小さくなる傾向がみられた。

**図表 127　放課後等デイサービスの定員数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 定員数 | 4,653 | 11.05 | 5.38 | 10.00 |

**図表 128　放課後等デイサービスの定員数（分布）**

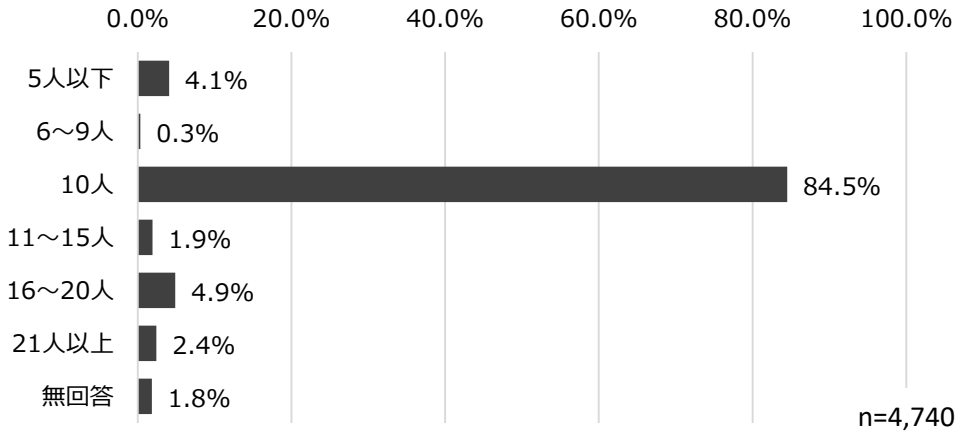


**図表 129　放課後等デイサービスの定員数（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 50 | 16.90 | 15.35 | 10.00 |
| 社会福祉協議会 | 46 | 13.17 | 8.00 | 10.00 |
| 社会福祉法人 | 808 | 12.39 | 7.73 | 10.00 |
| 医療法人 | 54 | 10.37 | 3.97 | 10.00 |
| 営利法人 | 2,371 | 10.56 | 3.86 | 10.00 |
| NPO | 801 | 11.00 | 5.04 | 10.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 502 | 10.63 | 4.76 | 10.00 |

**図表 130　放課後等デイサービスの定員数（設立年度別）**

| | 2011年以前 | 2012～2013年 | 2014年以降 |
|---|---|---|---|
| 5人以下 | 3.5% | 2.9% | 4.5% |
| 6～9人 | 1.0% | 0.0% | 0.2% |
| 10人 | 76.8% | 81.9% | 86.6% |
| 11～15人 | 3.8% | 2.4% | 1.4% |
| 16～20人 | 8.5% | 7.6% | 3.6% |
| 21人以上 | 4.8% | 3.1% | 1.9% |
| 無回答 | 1.5% | 2.0% | 1.8% |

## （２）令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの提供日数

令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの提供日数についてみると、平均が 23.22 日、中央値が 25.00 日であった。

分布でみると、「23～26 日未満」（51.1%）が最も多く、次いで「20～23 日未満」（33.2%）であった。

運営主体別にみると、最も少なかったのは自治体（平均 19.14 日）で、最も多かったのは営利法人（平均 24.10 日）であった。

設立年度別にみると、2011 年以前の事業所では平均 21.67 日、2014 年以降の事業所では平均 23.53 日と、年度が直近になると若干日数が増える傾向がみられた。

**図表 131　放課後等デイサービスの提供日数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 提供日数 | 4,710 | 23.22 | 3.96 | 25.00 |

**図表 132　放課後等デイサービスの提供日数（分布）**

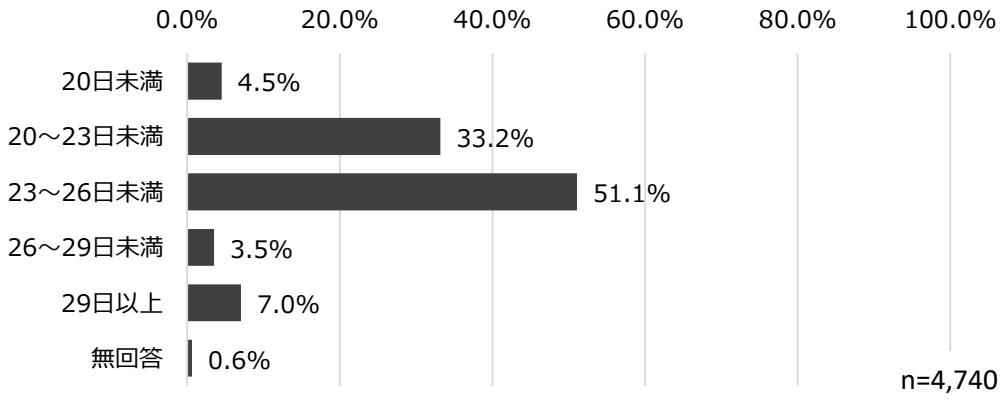

**図表 133　放課後等デイサービスの提供日数（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 49 | 19.14 | 6.78 | 20.00 |
| 社会福祉協議会 | 47 | 21.43 | 5.05 | 22.00 |
| 社会福祉法人 | 823 | 21.71 | 4.43 | 22.00 |
| 医療法人 | 57 | 21.79 | 4.15 | 21.00 |
| 営利法人 | 2,396 | 24.10 | 3.62 | 25.00 |
| NPO | 811 | 22.49 | 3.57 | 23.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 506 | 23.32 | 3.47 | 25.00 |

**図表 134　放課後等デイサービスの提供日数（設立年度別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 2011年以前 | 599 | 21.67 | 5.09 | 22.00 |
| 2012～2013年 | 744 | 23.06 | 3.89 | 25.00 |
| 2014年以降 | 3,308 | 23.53 | 3.68 | 25.00 |

### （３）令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの延べ利用者数

令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの延べ利用者数についてみると、平均が 188.89 人、中央値が 196.00 人であった。

分布でみると、「200～250 人未満」（24.0%）が最も多く、次いで「250 人以上」（23.1%）であった。

運営主体別にみると、最も少なかったのは自治体（平均 121.88 人）で、最も多かったのは営利法人（平均 202.90 人）であった。

設立年度別にみると、最も多かったのは 2012～2013 年（平均 196.66 人）であった。

**図表 135　放課後等デイサービスの延べ利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 延べ利用者数 | 4,640 | 188.89 | 86.33 | 196.00 |

**図表 136　放課後等デイサービスの延べ利用者数（分布）**

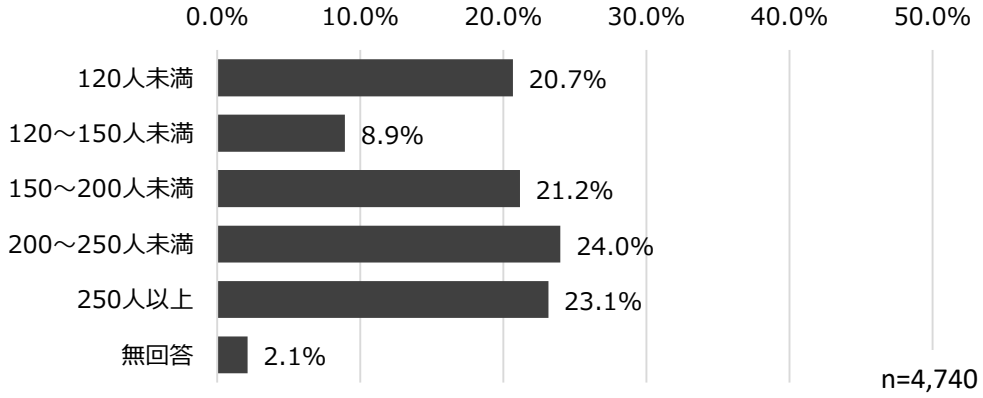


**図表 137　放課後等デイサービスの延べ利用者数（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 48 | 121.88 | 87.06 | 124.00 |
| 社会福祉協議会 | 46 | 161.89 | 80.56 | 175.50 |
| 社会福祉法人 | 808 | 167.78 | 88.61 | 171.50 |
| 医療法人 | 56 | 149.50 | 89.67 | 144.00 |
| 営利法人 | 2,360 | 202.90 | 84.08 | 210.00 |
| NPO | 804 | 178.45 | 83.14 | 185.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 498 | 185.60 | 84.43 | 197.50 |

**図表 138　放課後等デイサービスの延べ利用者数（設立年度別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 2011年以前 | 591 | 167.92 | 91.64 | 175.00 |
| 2012～2013年 | 730 | 196.66 | 82.81 | 198.50 |
| 2014年以降 | 3,261 | 190.69 | 85.67 | 198.00 |

### （４）令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数

令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数についてみると、平均が 27.97 人、中央値が 23.00 人であった。

分布でみると、「30 人以上」（29.9%）が最も多く、次いで「15 人未満」（21.4%）であった。

運営主体別にみると、最も少なかったのは社会福祉法人（平均 26.40 人）で、最も多かったのは医療法人（平均 36.71 人）であった。

設立年度別にみると、最も多かったのは 2012～2013 年（平均 28.41 人）であった。

**図表 139　放課後等デイサービスの実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 実利用者数 | 4,666 | 27.97 | 27.76 | 23.00 |

**図表 140　放課後等デイサービスの実利用者数（分布）**

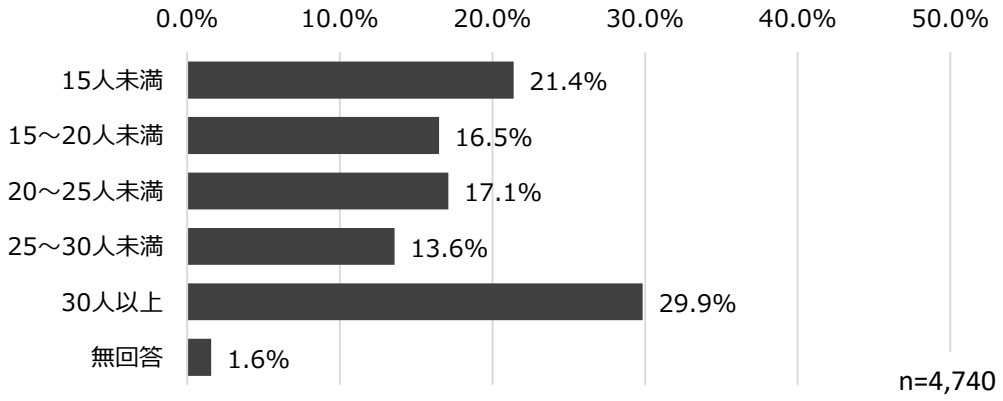


**図表 141　放課後等デイサービスの実利用者数（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 48 | 27.69 | 22.91 | 22.00 |
| 社会福祉協議会 | 47 | 31.13 | 43.97 | 20.00 |
| 社会福祉法人 | 822 | 26.40 | 25.18 | 22.00 |
| 医療法人 | 56 | 36.71 | 37.72 | 26.50 |
| 営利法人 | 2,369 | 28.24 | 26.60 | 23.00 |
| NPO | 799 | 27.05 | 26.76 | 21.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 505 | 29.22 | 34.50 | 22.00 |

**図表 142　放課後等デイサービスの実利用者数（設立年度別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 2011年以前 | 596 | 27.17 | 26.18 | 23.00 |
| 2012～2013年 | 737 | 28.41 | 24.63 | 23.00 |
| 2014年以降 | 3,274 | 28.01 | 28.75 | 23.00 |

### （５）令和元年６月の１か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、年齢別の実利用者数

令和元年６月の１か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、年齢別の実利用者数についてみると、「小学生」は平均が 18.34 人、中央値が 15.00 人、「中学生」は平均が 5.15 人、中央値が 4.00 人、「高校生等」は平均が 4.20 人、中央値が 3.00 人であった。

**図表 143　年齢別の実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①小学生 | 4,509 | 18.34 | 16.64 | 15.00 |
| ②中学生 | 4,042 | 5.15 | 5.48 | 4.00 |
| ③高校生等 | 3,696 | 4.20 | 4.83 | 3.00 |

### （６）令和元年６月の１か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、主たる障害種別別の実利用者数

令和元年６月の１か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、主たる障害種別別の実利用者数についてみると、「発達障害」は平均が 16.09 人、中央値が 12.00 人、「知的障害」は平均が 10.56 人、中央値が 8.00 人、「重症心身障害」は平均が 2.94 人、中央値が 1.00 人であった。

運営主体別にみると、「発達障害」では医療法人が平均 26.70 人と、他の運営主体よりも多い傾向がみられた。また、「重症心身障害」も医療法人が平均 6.20 人と、他の運営主体よりも多い傾向がみられた。

設立年度別にみると、2014 年以降の事業所では「発達障害」が平均 16.52 人と、それ以前に設立された事業所と比較して多い傾向がみられた。「知的障害」、「肢体不自由」、「重症心身障害」では、それぞれ平均が 9.35 人、1.78 人、2.72 人と、それ以前に設立された事業所と比較して少ない傾向がみられた。

**図表 144　障害種別別の実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①知的障害 | 3,413 | 10.56 | 11.00 | 8.00 |
| ②発達障害 | 3,616 | 16.09 | 15.44 | 12.00 |
| ③肢体不自由 | 1,855 | 1.96 | 3.12 | 1.00 |
| ④聴覚障害 | 1,142 | 0.66 | 2.49 | 0.00 |
| ⑤視覚障害 | 1,042 | 0.27 | 0.84 | 0.00 |
| ⑥重症心身障害 | 1,476 | 2.94 | 5.36 | 1.00 |
| ⑦その他 | 1,308 | 1.98 | 4.50 | 1.00 |
| ⑧不明 | 1,027 | 1.77 | 5.46 | 0.00 |

## 図表 145　障害種別別の実利用者数（②発達障害）（運営主体別）

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 40 | 15.98 | 14.01 | 15.00 |
| 社会福祉協議会 | 39 | 14.36 | 14.64 | 10.00 |
| 社会福祉法人 | 556 | 13.45 | 17.91 | 8.00 |
| 医療法人 | 44 | 26.70 | 27.17 | 23.00 |
| 営利法人 | 1,943 | 17.00 | 14.61 | 14.00 |
| NPO | 575 | 14.36 | 14.53 | 10.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 405 | 16.75 | 14.61 | 14.00 |

## 図表 146　障害種別別の実利用者数（⑥重症心身障害）（運営主体別）

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 13 | 0.92 | 1.19 | 1.00 |
| 社会福祉協議会 | 19 | 1.74 | 3.35 | 0.00 |
| 社会福祉法人 | 308 | 3.67 | 5.21 | 2.00 |
| 医療法人 | 25 | 6.20 | 7.35 | 3.00 |
| 営利法人 | 691 | 2.33 | 5.38 | 0.00 |
| NPO | 254 | 3.49 | 5.49 | 1.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 162 | 3.04 | 4.83 | 1.00 |

**図表 147　障害種別別の実利用者数（①知的障害）（設立年度別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 2011年以前 | 451 | 13.25 | 12.63 | 10.00 |
| 2012～2013年 | 549 | 13.53 | 11.47 | 11.00 |
| 2014年以降 | 2,383 | 9.35 | 10.35 | 7.00 |

**図表 148　障害種別別の実利用者数（②発達障害）（設立年度別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 2011年以前 | 427 | 13.89 | 13.92 | 10.00 |
| 2012～2013年 | 503 | 15.81 | 17.70 | 11.00 |
| 2014年以降 | 2,649 | 16.52 | 15.24 | 13.00 |

**図表 149　障害種別別の実利用者数（③肢体不自由）（設立年度別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 2011年以前 | 241 | 2.58 | 3.61 | 1.00 |
| 2012～2013年 | 291 | 2.30 | 3.09 | 1.00 |
| 2014年以降 | 1,304 | 1.78 | 3.03 | 1.00 |

**図表 150　障害種別別の実利用者数（⑥重症心身障害）（設立年度別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 2011年以前 | 203 | 3.29 | 6.56 | 1.00 |
| 2012～2013年 | 231 | 3.61 | 5.73 | 1.00 |
| 2014年以降 | 1,031 | 2.72 | 5.01 | 0.00 |

### （７）令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、医療的ケアを必要とする実利用者数

令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、医療的ケアを必要とする実利用者数についてみると、平均が 0.68 人、中央値が 0.00 人であった。

分布でみると、「0 人」（66.9%）が最も多く、「4 人以上」（5.1%）であった。

運営主体別にみると、医療法人が平均 2.27 人と、他の運営主体よりも多い傾向がみられた。

**図表 151　医療的ケアを必要とする実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 実利用者数 | 3,795 | 0.68 | 2.30 | 0.00 |

**図表 152　医療的ケアを必要とする実利用者数（分布）**

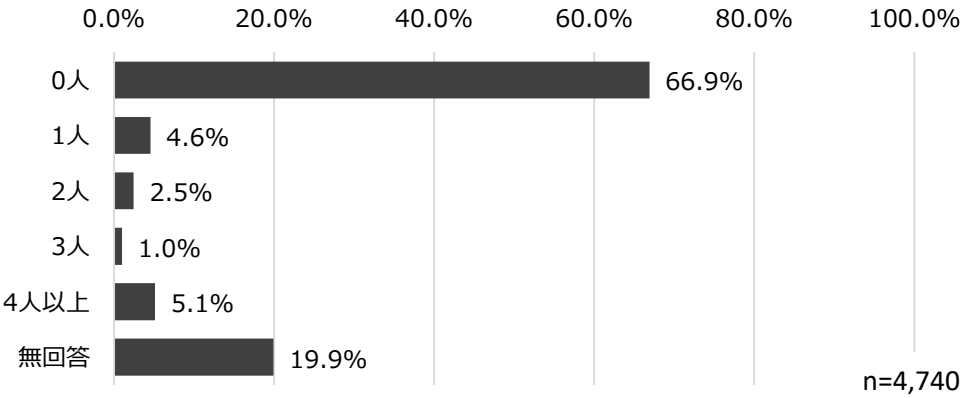


**図表 153　医療的ケアを必要とする実利用者数（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 40 | 0.45 | 0.93 | 0.00 |
| 社会福祉協議会 | 39 | 0.46 | 1.02 | 0.00 |
| 社会福祉法人 | 690 | 0.86 | 2.30 | 0.00 |
| 医療法人 | 51 | 2.27 | 4.43 | 0.00 |
| 営利法人 | 1,917 | 0.47 | 1.88 | 0.00 |
| NPO | 639 | 0.91 | 2.82 | 0.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 404 | 0.77 | 2.55 | 0.00 |

### （８）令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、行動障害のある実利用者数

令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、行動障害のある実利用者数についてみると、平均が 2.22 人、中央値が 0.00 人であった。

分布でみると、「0 人」（42.4%）が最も多く、「4 人以上」（17.2%）であった。

運営主体別にみると、自治体では平均 1.15 人と少なく、社会福祉法人では平均 2.67 人と多い傾向がみられた。

**図表 154　行動障害のある実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 実利用者数 | 3,980 | 2.22 | 4.32 | 0.00 |

**図表 155　行動障害のある実利用者数（分布）**

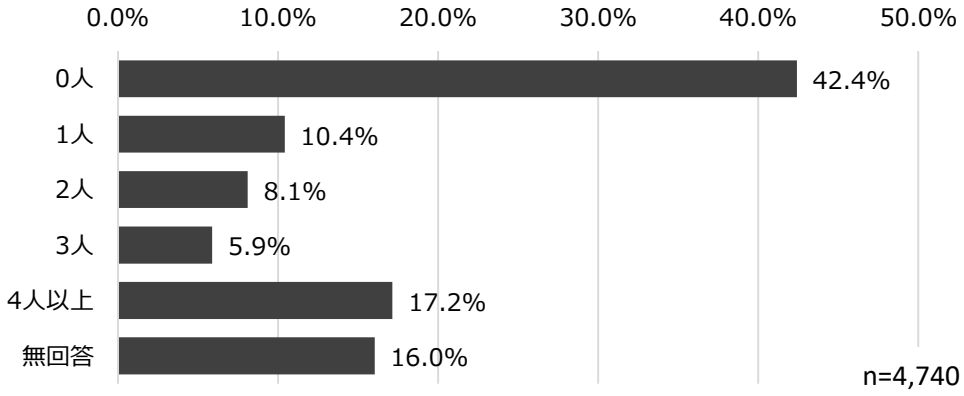


**図表 156　行動障害のある実利用者数（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 40 | 1.15 | 3.72 | 0.00 |
| 社会福祉協議会 | 43 | 1.86 | 3.62 | 0.00 |
| 社会福祉法人 | 718 | 2.67 | 5.05 | 1.00 |
| 医療法人 | 51 | 1.59 | 4.45 | 0.00 |
| 営利法人 | 2,038 | 2.13 | 4.37 | 0.00 |
| NPO | 665 | 2.20 | 3.49 | 1.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 412 | 2.12 | 3.96 | 0.00 |

### （９）令和元年６月の１か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、不登校である実利用者数

令和元年６月の１か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、不登校である実利用者数についてみると、平均が 0.63 人、中央値が 0.00 人であった。

分布でみると、「0 人」（55.5%）が最も多く、「1 人」（13.7%）であった。

運営主体別にみると、医療法人では平均 1.65 人と、他の運営主体と比較して多い傾向がみられた。

**図表 157　不登校である実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 実利用者数 | 3,803 | 0.63 | 1.47 | 0.00 |

**図表 158　不登校である実利用者数（分布）**

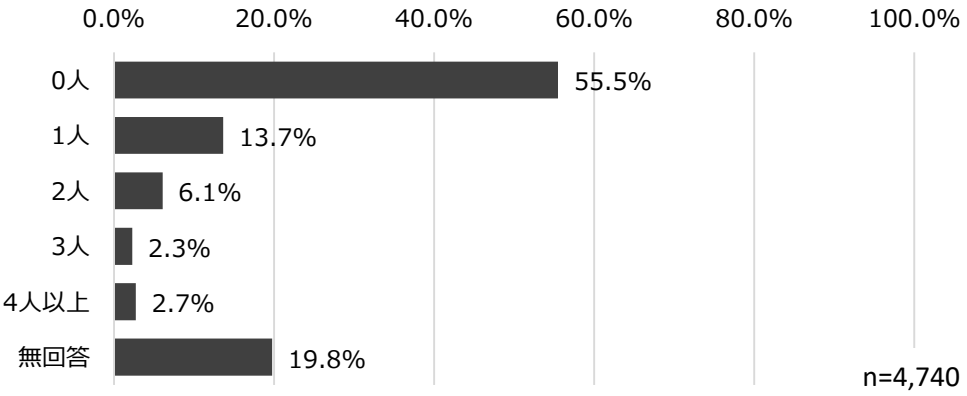


**図表 159　不登校である実利用者数（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 41 | 0.68 | 1.51 | 0.00 |
| 社会福祉協議会 | 40 | 0.48 | 1.11 | 0.00 |
| 社会福祉法人 | 678 | 0.50 | 1.68 | 0.00 |
| 医療法人 | 48 | 1.65 | 3.10 | 0.00 |
| 営利法人 | 1,947 | 0.59 | 1.20 | 0.00 |
| NPO | 635 | 0.76 | 1.67 | 0.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 402 | 0.73 | 1.65 | 0.00 |

### （10）令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）ため児童相談所が関与している実利用者数

令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）ため児童相談所が関与している実利用者数についてみると、平均が 0.42 人、中央値が 0.00 人であった。

分布でみると、「0 人」（65.4%）が最も多く、「1 人」（12.4%）であった。

**図表 160　虐待もしくは不適切な養育があるため児童相談所が関与している実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 実利用者数 | 4,086 | 0.42 | 0.98 | 0.00 |

**図表 161　虐待もしくは不適切な養育があるため児童相談所が関与している実利用者数（分布）**

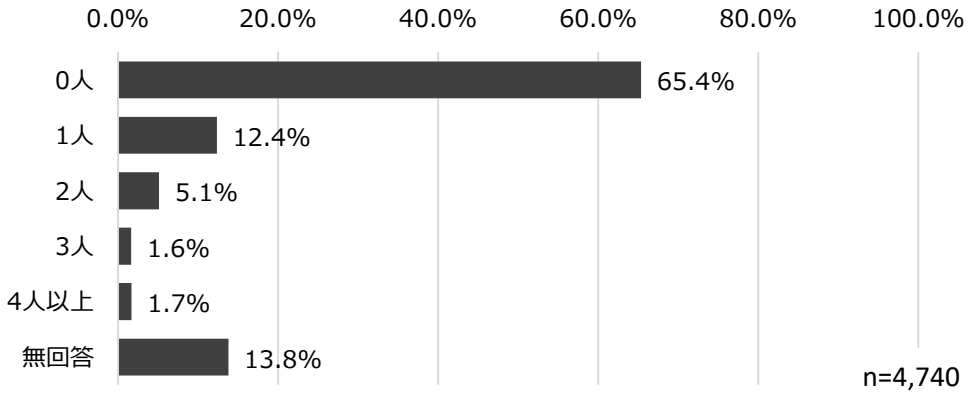

### （11）令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、児童相談所は関与していないが、虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）実利用者数

令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、児童相談所は関与していないが、虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）実利用者数についてみると、平均が 0.45 人、中央値が 0.00 人であった。

分布でみると、「0 人」（65.9%）が最も多く、「1 人」（9.7%）であった。

**図表 162　虐児童相談所は関与していないが、虐待もしくは不適切な養育がある実利用者数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 実利用者数 | 4,001 | 0.45 | 1.24 | 0.00 |

**図表 163　虐児童相談所は関与していないが、虐待もしくは不適切な養育がある実利用者数（分布）**

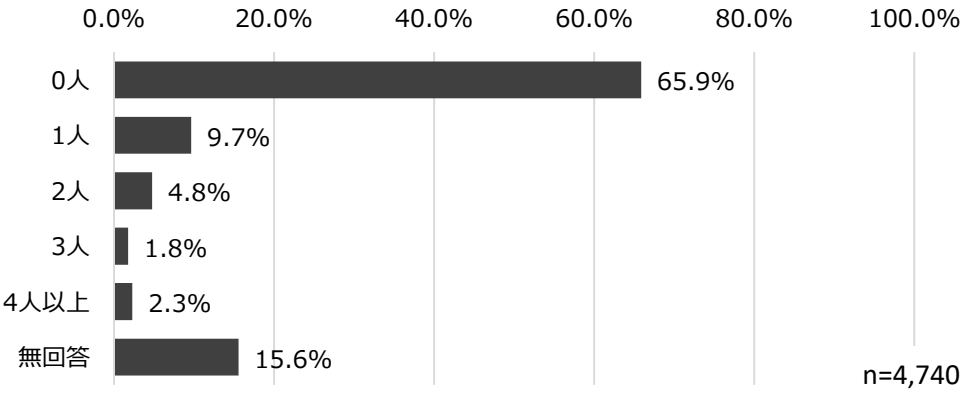

### （12）令和元年 6 月の 1 か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数のうち、虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）利用者および保護者等に行っている具体的な支援内容

前項で虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）実利用者が 1 人以上いると回答した事業所の虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）利用者および保護者等に行っている具体的な支援内容についてみると、「関係機関との役割分担の明確化や緊密な連絡調整の実施」（82.7%）が最も多く、次いで「送迎時の乗降場所・時間の配慮」（44.7%）であった。

運営主体別にみると、医療法人では「カウンセリング等、メンタルヘルス改善の支援」が 55.6%、「サービス提供時間の延長」が 33.3%と他の運営主体より高い傾向がみられた。

**図表 164　虐待もしくは不適切な養育がある利用者および保護者等に行っている具体的な支援内容（複数回答）**

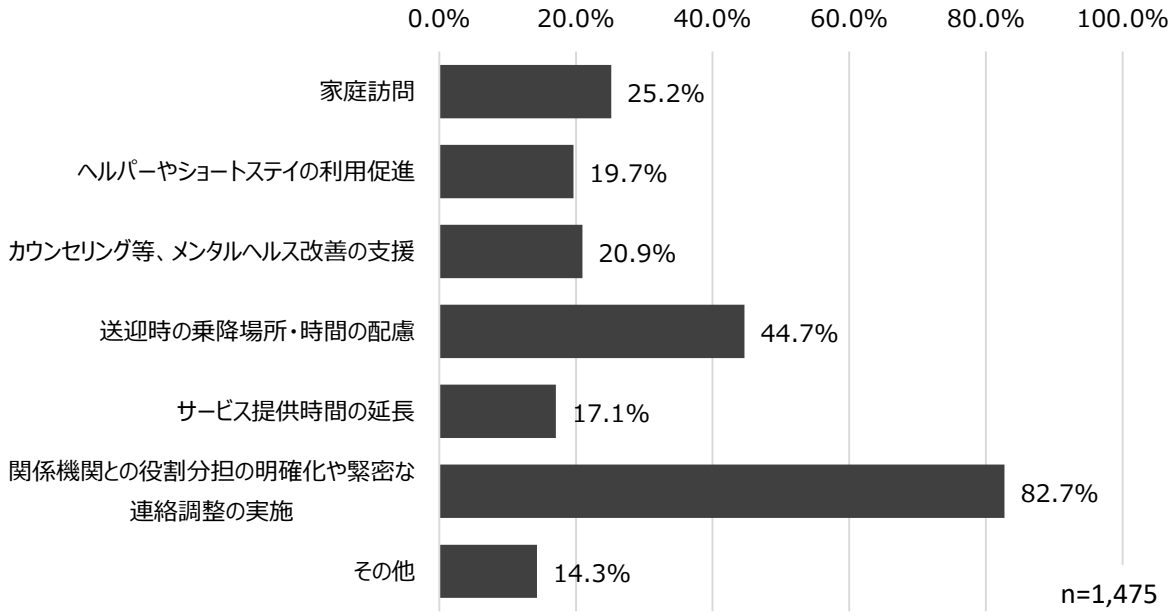


**図表 165　虐待もしくは不適切な養育がある利用者および保護者等に行っている具体的な支援内容（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭訪問 | 28.6% | 6.3% | 29.1% | 16.7% | 23.8% | 25.8% | 25.0% |
| ヘルパーやショートステイの利用促進 | 7.1% | 12.5% | 27.6% | 5.6% | 16.2% | 22.7% | 22.1% |
| カウンセリング等、メンタルヘルス改善の支援 | 0.0% | 6.3% | 19.8% | 55.6% | 19.4% | 25.3% | 22.1% |
| 送迎時の乗降場所・時間の配慮 | 21.4% | 25.0% | 41.8% | 16.7% | 47.2% | 41.2% | 49.4% |
| サービス提供時間の延長 | 7.1% | 0.0% | 17.2% | 33.3% | 17.0% | 14.6% | 20.3% |
| 関係機関との役割分担の明確化や緊密な連絡調整の実施 | 78.6% | 93.8% | 84.0% | 88.9% | 81.0% | 84.1% | 84.9% |
| その他 | 14.3% | 6.3% | 15.7% | 11.1% | 14.3% | 17.2% | 9.3% |

## （13）以下の A～H の支援内容の提供の有無、提供方法

### 【A 基本的な日常生活動作（ADL）の自立の支援】

「A」についてみると「個別活動と集団活動を組み合わせ提供」（50.6%）が最も多かった。また、1 人の利用者に 1 か月で提供されるコマ数の合計は平均で 11.53 コマ、1 コマあたりの時間は平均で 30.66 分であった。

運営主体別にみると、自治体では「個別活動のみを提供」している事業所が 22.0%と、比較的大きい傾向がみられた。また、提供されるコマ数の合計についてみると、自治体では平均 7.63 コマと、比較的小さい傾向がみられた。

**図表 166　基本的な日常生活動作（ADL）の自立の支援**

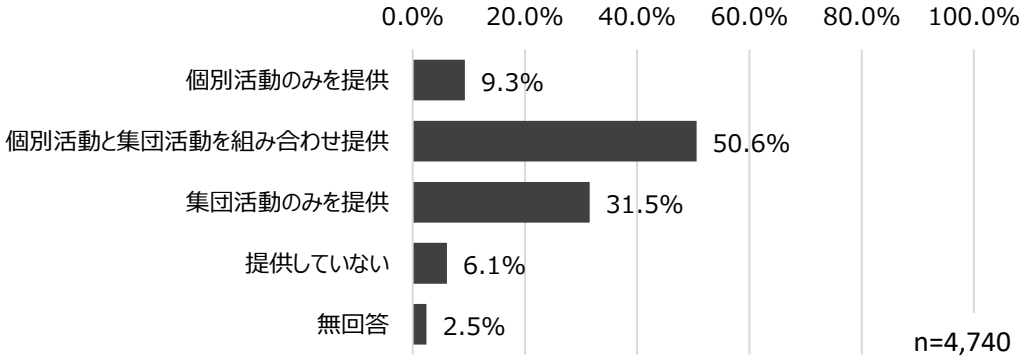


**図表 167　基本的な日常生活動作（ADL）の自立の支援における個別活動（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 提供されるコマ数の合計(コマ) | 2,200 | 11.53 | 9.88 | 8.00 |
| 1コマあたりの時間(分) | 2,355 | 30.66 | 25.33 | 30.00 |

**図表 168　基本的な日常生活動作（ADL）の自立の支援（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個別活動のみを提供 | 22.0% | 12.8% | 11.2% | 15.8% | 8.2% | 8.8% | 10.0% |
| 個別活動と集団活動を組み合わせ提供 | 40.0% | 48.9% | 49.6% | 40.4% | 51.4% | 51.9% | 47.5% |
| 集団活動のみを提供 | 24.0% | 29.8% | 32.9% | 29.8% | 32.7% | 28.9% | 29.8% |
| 提供していない | 10.0% | 2.1% | 4.4% | 7.0% | 5.6% | 8.0% | 8.8% |
| 無回答 | 4.0% | 6.4% | 1.9% | 7.0% | 2.2% | 2.4% | 3.9% |

**図表 169　基本的な日常生活動作（ADL）の自立の支援に提供される コマ数の合計（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 27 | 7.63 | 8.01 | 4.00 |
| 社会福祉協議会 | 24 | 11.58 | 13.56 | 5.00 |
| 社会福祉法人 | 388 | 11.47 | 10.40 | 8.00 |
| 医療法人 | 29 | 8.83 | 8.05 | 4.00 |
| 営利法人 | 1,121 | 11.67 | 9.60 | 9.00 |
| NPO | 367 | 12.03 | 10.20 | 9.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 231 | 10.92 | 9.80 | 8.00 |

**図表 170　個別活動について 1 人の利用者に 1 か月間で提供されるコマ数の合計（分布）**

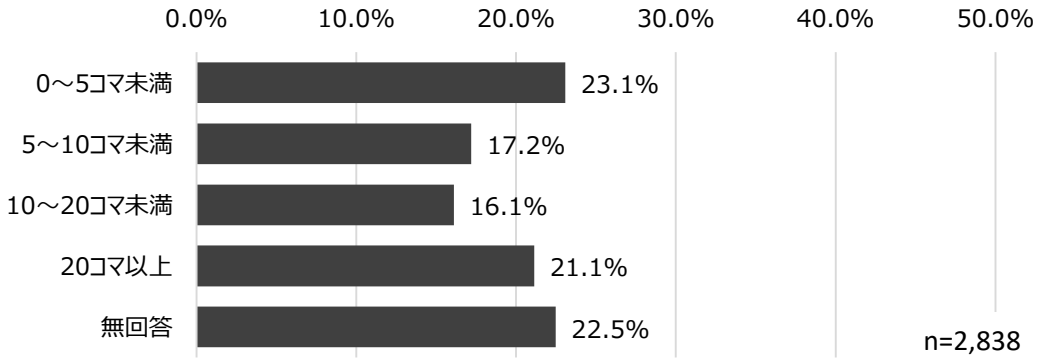


**図表 171　個別活動について 1 コマあたりの時間（分）（分布）**

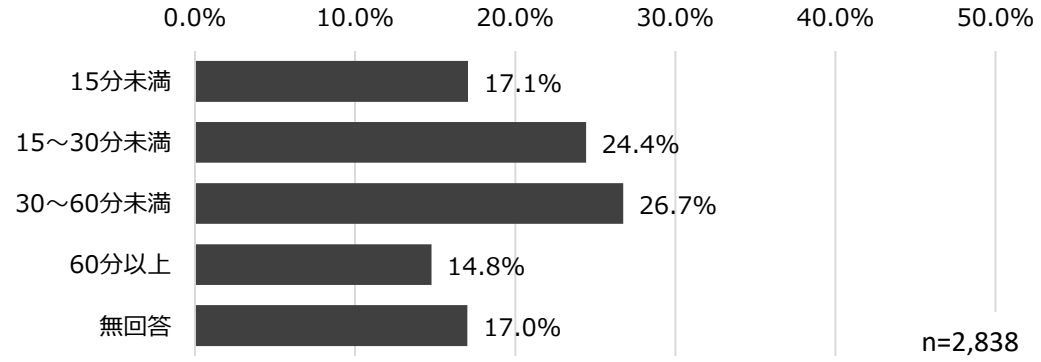

**【B 社会性やコミュニケーションスキルの獲得･向上の支援】**

「B」についてみると「個別活動と集団活動を組み合わせ提供」（53.4%）が最も多かった。また、1 人の利用者に 1 か月で提供されるコマ数の合計は平均で 10.88 コマ、1 コマあたりの時間は平均で 34.52 分であった。運営主体別にみると、自治体では提供されるコマ数の合計が平均 5.64 コマと、比較的小さい傾向がみられた。

**図表 172 社会性やコミュニケーションスキルの獲得・向上の支援**

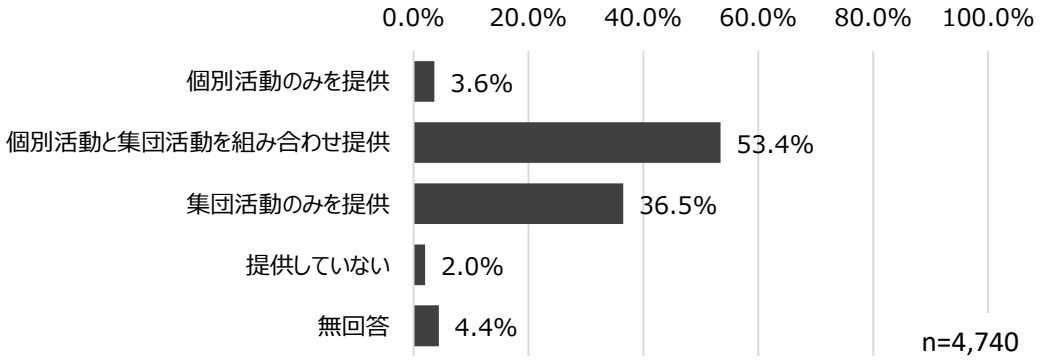


**図表 173 社会性やコミュニケーションスキルの獲得・向上の支援における個別活動（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 提供されるコマ数の合計(コマ) | 2,172 | 10.88 | 10.38 | 8.00 |
| １コマあたりの時間(分) | 2,295 | 34.52 | 26.28 | 30.00 |

**図表 174 社会性やコミュニケーションスキルの獲得・向上の支援に提供されるコマ数の合計（運営主体別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 自治体 | 28 | 5.64 | 5.77 | 4.00 |
| 社会福祉協議会 | 21 | 8.00 | 7.65 | 5.00 |
| 社会福祉法人 | 386 | 10.64 | 10.16 | 7.00 |
| 医療法人 | 30 | 7.97 | 7.51 | 4.00 |
| 営利法人 | 1,091 | 11.24 | 10.63 | 8.00 |
| NPO | 364 | 11.20 | 10.99 | 8.00 |
| その他（社団･財団、農協、生協等） | 241 | 10.52 | 9.51 | 8.00 |

**図表 175　個別活動について 1 人の利用者に 1 か月間で提供されるコマ数の合計（分布）**

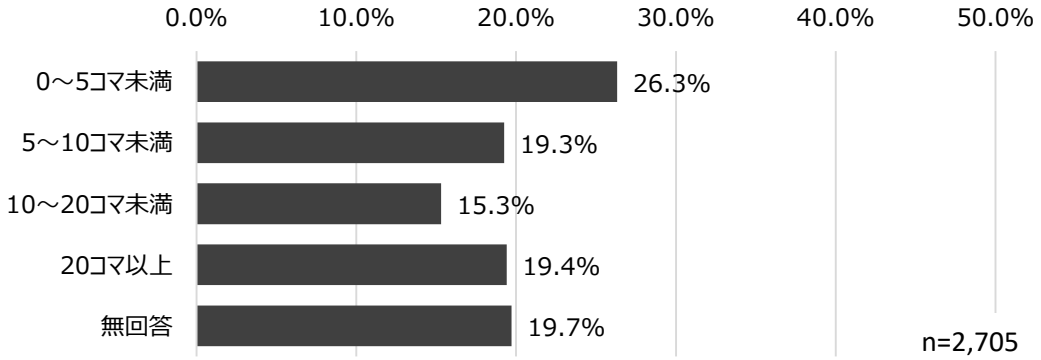


**図表 176　個別活動について 1 コマあたりの時間（分）（分布）**

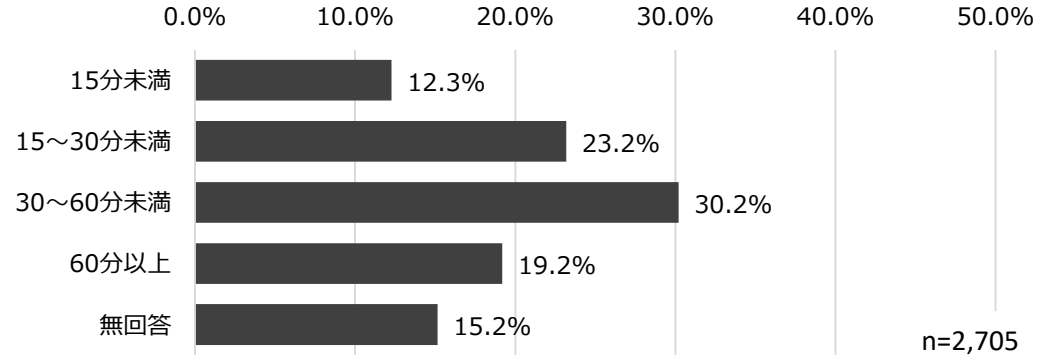


**【C 事業所内で、文化芸術活動を行う時間の提供】**

「C」についてみると「集団活動のみを提供」（38.2%）が最も多かった。また、1 人の利用者に 1 か月で提供されるコマ数の合計は平均で 7.31 コマ、1 コマあたりの時間は平均で 34.02 分であった。

運営主体別にみると、自治体では「提供していない」が 40.0%と比較的大きい傾向がみられた。

**図表 177　事業所内で、文化芸術活動を行う時間の提供**

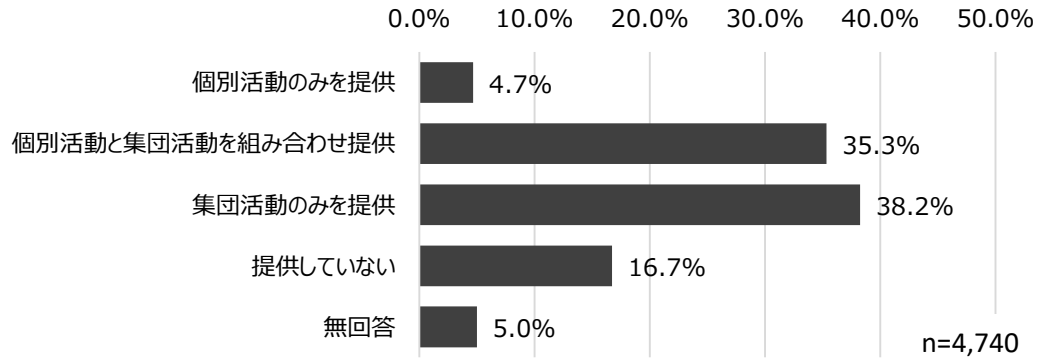

**図表 178　事業所内で、文化芸術活動を行う時間の提供における個別活動（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 提供されるコマ数の合計(コマ) | 1,519 | 7.31 | 8.29 | 5.00 |
| 1コマあたりの時間(分) | 1,607 | 34.02 | 25.40 | 30.00 |

**図表 179　事業所内で、文化芸術活動を行う時間の提供（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個別活動のみを提供 | 4.0% | 4.3% | 4.2% | 5.3% | 4.4% | 5.3% | 5.7% |
| 個別活動と集団活動を組み合わせ提供 | 24.0% | 38.3% | 35.2% | 33.3% | 35.5% | 38.2% | 31.8% |
| 集団活動のみを提供 | 26.0% | 34.0% | 42.2% | 33.3% | 37.5% | 38.4% | 36.9% |
| 提供していない | 40.0% | 19.1% | 14.0% | 17.5% | 17.5% | 13.8% | 19.4% |
| 無回答 | 6.0% | 4.3% | 4.4% | 10.5% | 5.1% | 4.3% | 6.3% |

**図表 180　個別活動について 1 人の利用者に 1 か月間で提供されるコマ数の合計（分布）**

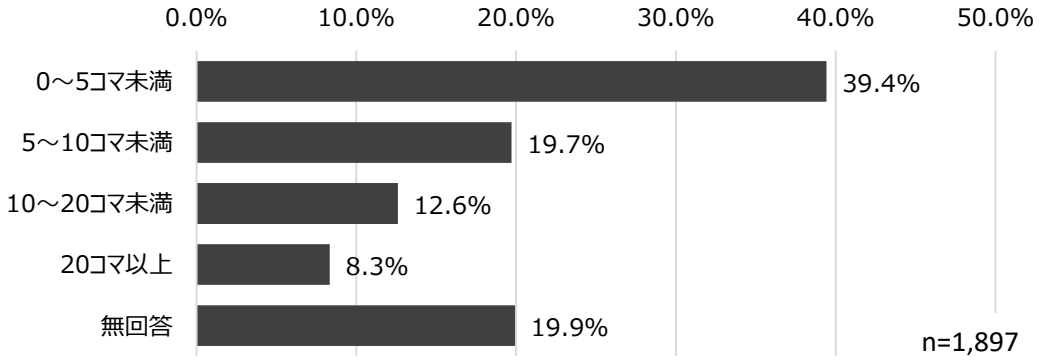


**図表 181　個別活動について 1 コマあたりの時間（分）（分布）**

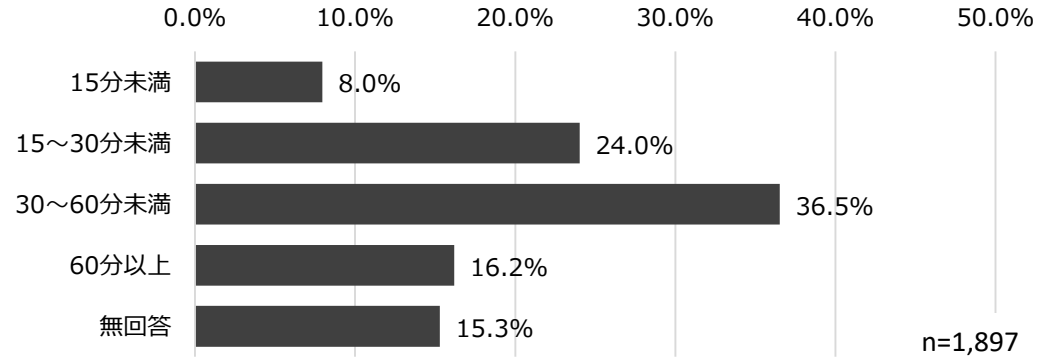

**【D 外出、野外活動や外部公共施設利用の機会の提供】**

「D」についてみると「集団活動のみを提供」（56.0%）が最も多かった。また、1 人の利用者に 1 か月で提供されるコマ数の合計は平均で 6.12 コマ、1 コマあたりの時間は平均で 74.10 分であった。

運営主体別にみると、自治体では「提供していない」が 40.0%と、比較的大きい傾向がみられた。

**図表 182 外出、野外活動や外部公共施設利用の機会の提供**

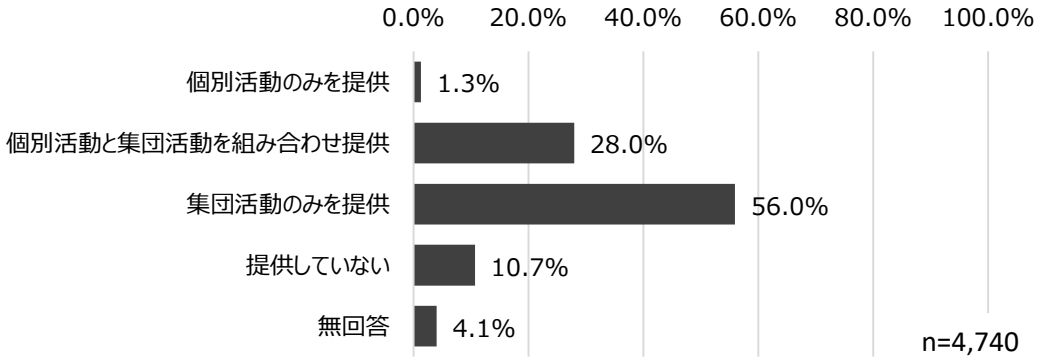


**図表 183 外出、野外活動や外部公共施設利用の機会の提供における個別活動（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 提供されるコマ数の合計(コマ) | 1,080 | 6.12 | 9.82 | 4.00 |
| 1コマあたりの時間(分) | 1,142 | 74.10 | 72.10 | 60.00 |

**図表 184 外出、野外活動や外部公共施設利用の機会の提供（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個別活動のみを提供 | 2.0% | 0.0% | 1.2% | 3.5% | 1.2% | 1.1% | 2.0% |
| 個別活動と集団活動を組み合わせ提供 | 28.0% | 38.3% | 26.8% | 24.6% | 27.2% | 31.9% | 26.3% |
| 集団活動のみを提供 | 28.0% | 42.6% | 58.8% | 42.1% | 57.5% | 52.5% | 55.7% |
| 提供していない | 40.0% | 14.9% | 9.7% | 22.8% | 10.3% | 10.5% | 10.2% |
| 無回答 | 2.0% | 4.3% | 3.5% | 7.0% | 3.8% | 3.9% | 5.9% |

**図表 185 個別活動について 1 人の利用者に 1 か月間で提供されるコマ数の合計（分布）**

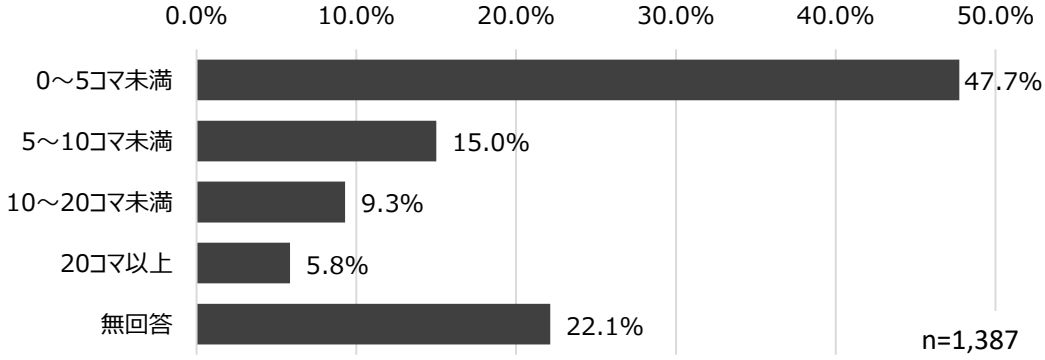

**図表 186　個別活動について１コマあたりの時間（分）（分布）**

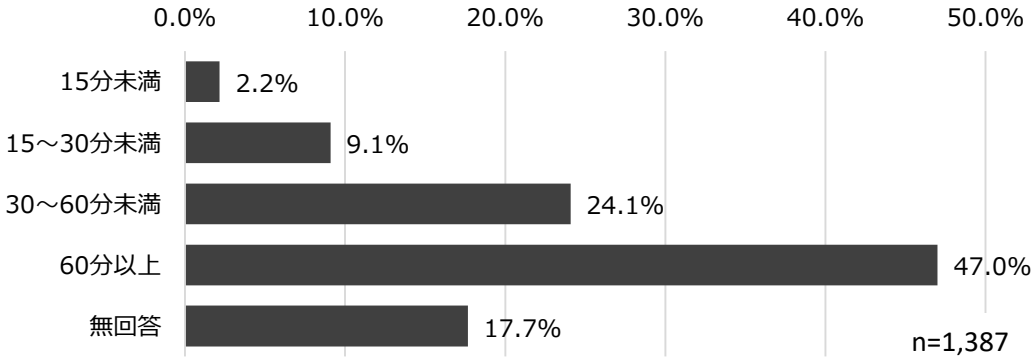


**【E　学習教材（プリント、ドリル、自立課題等）や宿題に取り組む時間、学習支援の提供】**

「E」についてみると「個別活動のみを提供」（37.4%）が最も多かった。また、1 人の利用者に 1 か月で提供されるコマ数の合計は平均で 12.44 コマ、1 コマあたりの時間は平均で 29.99 分であった。

運営主体別にみると、営利法人では「提供していない」が 8.8%と、比較的小さい傾向がみられた。

**図表 187　学習教材や宿題に取り組む時間、学習支援の提供**

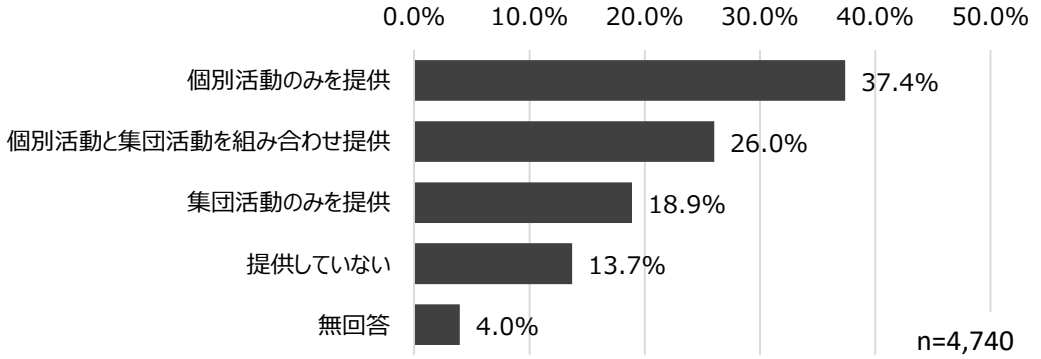


**図表 188　学習教材や宿題に取り組む時間、学習支援の提供における個別活動（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 提供されるコマ数の合計(コマ) | 2,460 | 12.44 | 12.36 | 10.00 |
| １コマあたりの時間(分) | 2,640 | 29.99 | 19.51 | 30.00 |

**図表 189　学習教材や宿題に取り組む時間、学習支援の提供（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個別活動のみを提供 | 36.0% | 34.0% | 36.8% | 26.3% | 38.2% | 35.6% | 38.2% |
| 個別活動と集団活動を組み合わせ提供 | 14.0% | 25.5% | 19.2% | 24.6% | 29.4% | 22.3% | 28.8% |
| 集団活動のみを提供 | 16.0% | 14.9% | 18.6% | 17.5% | 19.7% | 18.1% | 17.6% |
| 提供していない | 32.0% | 21.3% | 22.2% | 24.6% | 8.8% | 19.3% | 10.8% |
| 無回答 | 2.0% | 4.3% | 3.1% | 7.0% | 3.9% | 4.7% | 4.5% |

**図表 190　個別活動について 1 人の利用者に 1 か月間で提供されるコマ数の合計（分布）**

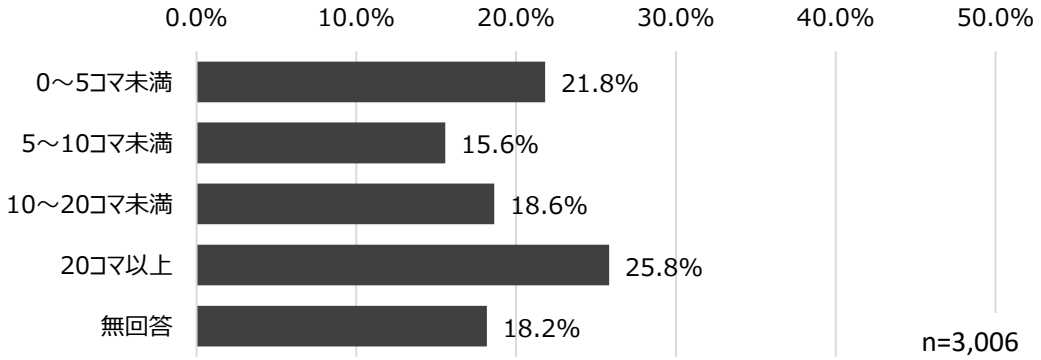


**図表 191　個別活動について 1 コマあたりの時間（分）（分布）**

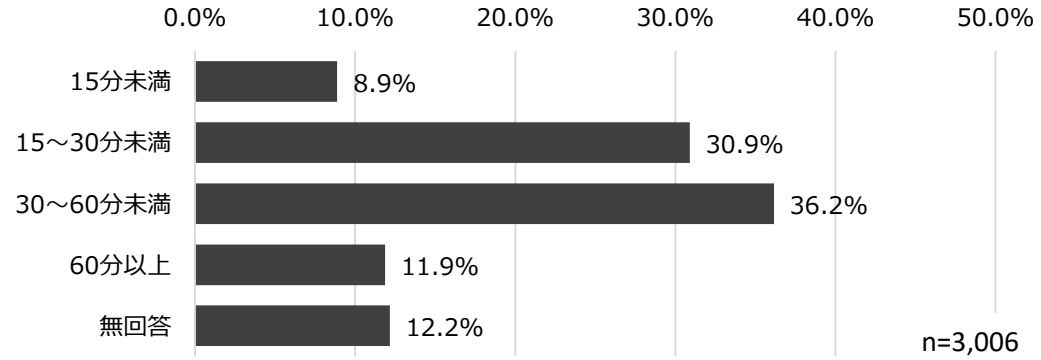

**【F　言語聴覚士による言語療法、作業療法士による作業療法･感覚統合訓練など、有資格者による訓練】**

「F」についてみると「提供していない」（73.7%）が最も多かった。また、1 人の利用者に 1 か月で提供されるコマ数の合計は平均で 5.55 コマ、1 コマあたりの時間は平均で 34.50 分であった。

運営主体別にみると、自治体、社会福祉協議会、医療法人では「個別活動のみを提供」がそれぞれ 24.0%、21.3%、22.8%と比較的大きい傾向がみられた。

**図表 192　言語聴覚士による言語療法、作業療法士による作業療法・感覚統合訓練など、有資格者による訓練**

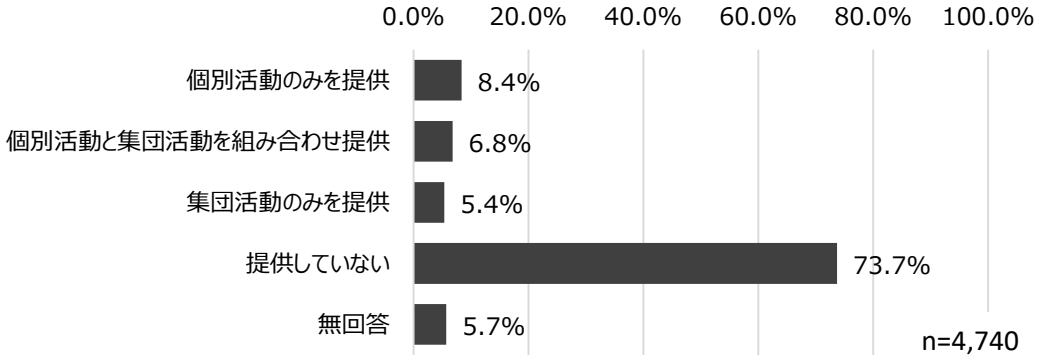


**図表 193　言語聴覚士による言語療法、作業療法士による作業療法・感覚統合訓練など、有資格者による訓練における個別活動（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 提供されるコマ数の合計(コマ) | 603 | 5.55 | 7.12 | 4.00 |
| 1コマあたりの時間(分) | 635 | 34.50 | 22.40 | 30.00 |

**図表 194　言語聴覚士による言語療法、作業療法士による作業療法・感覚統合訓練など、有資格者による訓練（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 個別活動のみを提供 | 24.0% | 21.3% | 11.7% | 22.8% | 6.6% | 6.4% | 10.2% |
| 個別活動と集団活動を組み合わせ提供 | 10.0% | 6.4% | 5.8% | 12.3% | 6.5% | 7.1% | 8.6% |
| 集団活動のみを提供 | 2.0% | 0.0% | 6.9% | 10.5% | 5.1% | 5.6% | 4.1% |
| 提供していない | 60.0% | 68.1% | 71.1% | 49.1% | 76.1% | 74.9% | 69.8% |
| 無回答 | 4.0% | 4.3% | 4.5% | 5.3% | 5.7% | 6.0% | 7.3% |

**図表 195　個別活動について 1 人の利用者に 1 か月間で提供されるコマ数の合計（分布）**

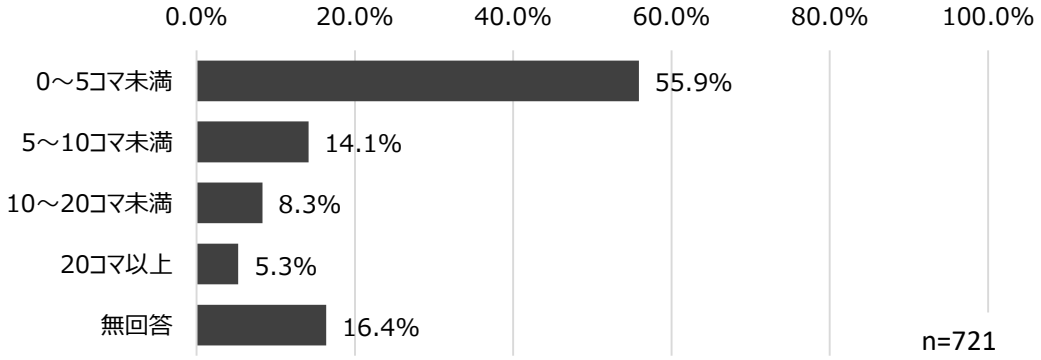


**図表 196　個別活動について 1 コマあたりの時間（分）（分布）**

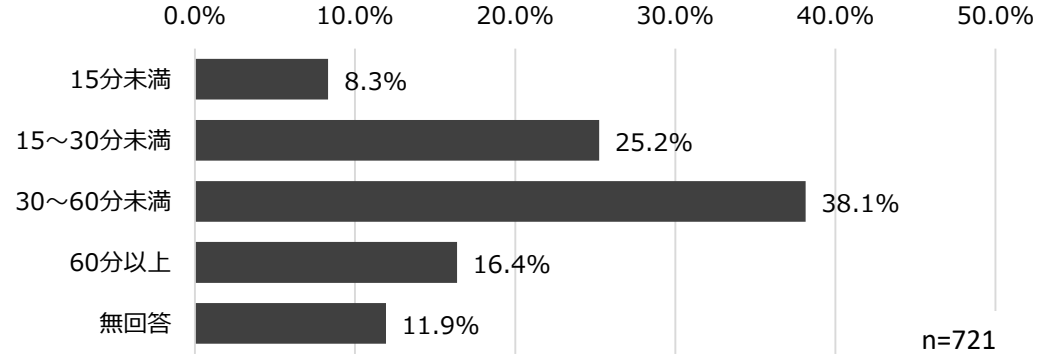


**【G　具体的な活動を設けず、本人が自由に過ごせる時間の提供】**

「G」についてみると「提供している」（87.1%）が最も多かった。

**図表 197　具体的な活動を設けず、本人が自由に過ごせる時間の提供の有無**

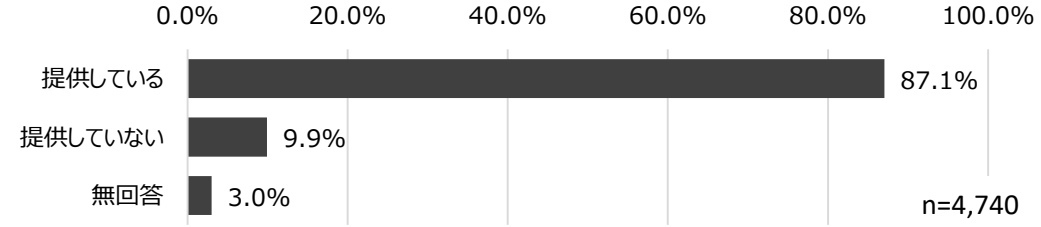

**【H　上記以外で、定期的（概ね月１回以上）に提供している支援内容】**

「H」については、以下などの回答が寄せられた。

| 調理・料理・食育に関すること |
|---|
| A・Bに含まれるかもしれないが・・ふれんどキッチンと称して、みんなで簡単なお料理を作って、おやつを楽しんでいる。ふれんどショップでは、駄菓子屋を真似て、いろんなお菓子に値段を付けて、自分の好きなお菓子を選び、お金を支払い、買い物の練習をしている。 |
| 昼食・おやつ作り リトミック おやつ買い（事業所内において、本物のお金を使用し、予算内でおやつを選び、購入する。また、お店に行き、予算内でおやつを選び、自分で支払いを行う。） |
| 月に１度、調理活動を実施し、アレルギーについての食の安全や、買い物などでお金の概念についての支援を実施している。 |
| クッキング(物事の段取り、手順、道具の操作、手の所作、待つ、時間の理解、自己調整、共同作業) |
| 余暇活動・友達作りとして、調理・外出・遊びを中心に、土曜日プログラム（高学年向け）を月に１回実施。 |
| リトミック、おやつ作りなど、余暇で生活体験を支援できる内容を大切にしています。 |
| Bの内容になりますが、おやつ作りや買い物支援等に力を入れています。買い物支援の為に、プリントでのお金の学習や時計の見方など学習しています。高校生になると作業系の課題など遊びを通して体験するプログラムも入れています。 |
| ・お楽しみ会（クッキングや、苗植えなどの生活体験をする）・・・1 回／月・駄菓子屋さんごっこ（おもちゃのお金を使って計算の仕方を学ぶ）・・・2～3 回／週 |
| 昼食づくり：献立作りから買物、調理、配膳、片付けまでそれぞれの状況に合わせ、将来を見据え継続的に行っています。 |
| クッキングやおやつ作り、お買い物等公共交通機関の利用等の訓練で自立に向けた支援をしている。 |
| 月曜日：買い物（金銭管理・支払い）・スポーツ吹矢（軽運動）/火曜日：おやつつくり/水曜日：パソコン、タブレット（マウス操作・タイピング・自由操作）/木曜日：パソコン、タブレット（マウス操作・タイピング・自由操作）/金曜日：創作活動（工作）/土曜日：外出/日曜日：みんなで決める（子供たちに意見を求め、行きたいところを決めて行く） |
| ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱによる、外部の子供食堂への参加。月２～３回。クッキング教室(おもに土曜日の昼食つ、おやつ作り９月２回程度。長期休みは週１回。 市での農業、田舎体験、種まきから収穫。ひまわり栽培等を月１程度。 |
| ・調理実習 ・地域の清掃活動 ・季節を活かした活動（例 夏…プールや水遊び等） |
| クッキング活動を７日/月しており、利用者に月１回は参加できるようにしている。 |
| 調理等を行う環境に適しているため、子ども達が自発的に取り組み、コントロールパネルスキルの習得と獲得を目的とした、軽食作りを月３回程度行っている。 |
| ほぼ毎回おやつは子供たちがクッキングするようにしております。道具の準備、材料の選択と準備、計量、調理、片付け等を個々の状況に合わせて作業を分担し、支援者が介入しております。 |
| 運動、体を動かすことに関すること |
| 当施設は運動療育を中心としているため、運動をツールにした支援に特化しています。 |
| 屋外屋内に様々な遊具を配置し、運動面での機能向上を図っている。集団の中でも、適宜個別対応が必要な利用者には適切に個別の支援をしている。 |
| 運動療育を提供している。月 4 回、1 回は 15～30 分程度。知的障がい児と重度心身障がい児が混在しているので、集団でしているが個々に取り組める要素を取り入れている。 |
| 週 1 回程度,整体師の講師を招いて健康づくりのための運動療法を行っている。 |
| ・プール活動を週 2 回行い児童の健全な身体作りを目指しています。・週１回、道場を借り、瞑想等を行い児童の健全で落ち着いた心作りを目指しています。 |
| 全利用者は必ず、来所したら運動(雲梯・這い這い・匍匐前進)を実施する。それぞれ来所時間が異なる為、個別に実施。 |
| 運動プログラム（サーキットトレーニング・ボールトレーニング、平均台、トランポリン） |
| 市町村が管理する屋内運動場を借用して、活動に取り組んでいる。（月２回）※2 時間程度 |
| 近隣の体育館を借りて事業所内ではできないスポーツ・運動を月２回行っています。 |

| |
|---|
| ①障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちとの定期的なスポーツ・レクレーション交流（キッズ・スポーツチャレンジ）を月１回開催して 5 年目を迎えた。地域の一般家庭 32 世帯 42 人が参加登録をしている。②長期休業中を中心に「地域ふれあいバザー」を開催して知的障がい者に対する「レジ体験」、「接客体験」などのインターンシップを実施している。 |
| 身体を動かして発達を支援するムーブメント教育（身体・知覚・精神運動）を取り入れて活動している。また地域との交流として、隣接されたこども園の園庭で触れ合ったり、近くの児童館に行き製作をしたり、ダンスをしたりしながら小学生との関わりを持っている |
| 室内運動と屋外運動。いずれも集団活動。室内・・・主に、サーキット、ダンス活動を月に８コマ。1 コマ 20 分。屋外・・・一部の希望者のみ、フットサルを月に 4 コマ。1 コマ 90 分。 |
| トランポリン、フィットネスシーソー、エアポリン、ハンモック等の大型遊具を使い、体を動かす活動を提供している。 |
| 運動療育（毎日、集団活動として）　集団での遊び（毎日、集団活動として）　静の活動（フラッシュカード、読み聞かせによる集中する活動。毎日、集団活動として） |
| ・「社会性やコミュニケーションスキルの獲得・向上の支援」にもかかわるが、毎日、運動プログラムを実施し、場面に応じた切り替えと感覚統合運動を実施している |
| 感覚統合遊具を使用した粗大運動遊び、小集団でのやりとり体験、社会的スキルの向上 |
| 月に 1 週間程度、近隣の公共施設の体育館を借り、体力活動を行っている。 |
| 週一で水泳指導をしている。※障碍者水泳大会に参加した子もいます。 |
| フットサル体験を通して、ルールのある遊びや、お友達との関わりを増やせるようにしている。 |
| 運動療育を主に行っております。運動の中で、身体能力はもちろん、気分が上がる事での発語や、お友達との関わり、こだわりの緩和などを進めています。 |
| 放課後では、概ね 16 時から集団活動として、天気の良い日は近くの公園に行き遊具などで遊び、天気の悪い日は室内でマット運動など行っています。また、土曜日の活動では、月に２回ほど体育館を借りて運動をメインに様々な活動を行っております。 |
| 音楽活動に関すること |
| 月に１回　リズム体操、音楽療法、太鼓、色育　などの活動を、講師を招き実施しています。 |
| 音楽セラピー（ライトニングとアロマ、音楽を使用してのスヌーズレンを模したリラクゼーション活動）を行っている。 |
| 音楽療法士を招き、音楽療法の提供を月 1 回の頻度で行っています。 |
| スポーツインストラクターによるスポーツ療育音楽療法士による音楽セラピー指導員による SST |
| 月に１回　音楽療法の時間を設けて 1 時間支援しています。年間で春、秋、冬で遠足を取り入れ社会性を身に付けてもらう機会を設けたり夏休みには工場見学を取り入れ社会勉強の場を設けたりしています。また、今後は長期休みにお買いものの時間を設けてお金の使い方や計算の仕方等社会性を身に付ける活動も入れていく予定にしています。 |
| 概ね月 1 回 音楽療法 60 分程度　（外部の方に提供して頂いています。） |
| ・日本音楽療法学会認定音楽療法士による音楽療法・保育士によるポーテージ早期教育カリュキュラム |
| 利用提供日は、音楽に合わせて楽器を鳴らしたり、手遊びをしたりする音楽療法を取り入れている。 |
| 外部講師に来ていただき、音楽療法月２回・３Ｂ体操月１回を行っている。 |
| 音楽活動として、職員のギターと利用児童の楽器でセッションを行っている。 |
| ・療育はすべて集団の中で実施しますが個別の担当者を配置して重点的に行います。・音楽療法士による歌、ダンス、合奏を行い、コンサートへの出場準備をしています。 |
| 希望する利用児童には、ギターや軽音楽楽器を演奏発表する、「ギター部」というサークル活動が月 1 回、1 回 3 時間のプログラムがある |
| ミュージックケア等の音楽活動五感を使った感覚刺激の提供絵本の読み聞かせ |
| 月１回特別支援学校の体育館を借り、音楽の先生を呼んでリトミックを行う。 |
| トレーニング・訓練に関すること |
| トレーニングを目的に着替え、衣類やタオル畳み、数字や時計の見方などの活動を順番に行う形で定期的に行っている。 |
| 利用者一人一人に応じた困り感を保護者の方と話し合いして支援を行っている。（ソーシャルスキルトレーニングなど） |

| |
|---|
| 感覚統合訓練やビジョントレーニング・口腔体操など有資格者によるものではないが毎日１５分実施しています。絵本の読み聞かせや歌も毎日５分実施。 |
| 週に一回、外部から鍼灸師さんを招いて「小児はりマッサージ」の提供を行い、心身面からのサポートも行っています。 |
| ・キッズヨガ指導者資格があり感覚統合療法、幼児体育、心理（大学で）などを学んでいる先生によるキッズヨガ（週１）・ボードゲームやカードゲーム、ことばあそび、手品、ピタゴラスイッチづくりなど頭脳あそびの時間（週１） |
| プットインやマッチングなどの手先の訓練や、ソーシャルスキルなど、一人ひとり個別にスケジュールをたて、その子に合わせて、内容を考えてたてています。苦手なところは少しずつ頑張らせ、得意なところは伸ばせるように支援しています。 |
| 指導員は全員有資格者ですので、全ての活動は有資格者により提供されています。個別療育を月 1～4 コマ、小集団療育を月 1 コマ、の範囲内でお子さんによって回数は異なります。活動内容も個々にプログラムを考えますので、上記の全てをお子さんに応じて組み合わせて実施しています。 |
| 行動統制の練習、身辺面の自立に向けた活動、余暇スキル、家事スキル、課題については将来必要なスキルを獲得していくための課題のため一般的な学習の時間はほとんどない、個別の目標に合わせての課題設定を行っている |
| 言語聴覚士や作業療法士を迎えて個々の訓練方法を学び、週 1 回、口腔体操とビジョントレーニングを実施している。学校の学習に平行してプログラミングの習得・英語・習字・絵画・リトミックなど有資格者を迎えて実施している |
| 放課後デイは基本的には学校で頑張ってから来所してくるところなので、宿題等も「促し」はするものの、嫌がる場合は決して無理強いせずに、自由な遊びの中で ADL（主にトイレトレーニング、食事等）や他者との関わり方（職員だけでなく他の利用者との関わりに発展させていく）、「嫌(いや）」と言える、PECS 等による意思表示の練習等を行っている。行事は原則、全員参加ではあるが、拒否があれば決して無理せず、別プログラムを用意する等、基本的に本人の好きなこと（ストレングスモデル）で関わるように留意している。また、職員数名は障がい児入所施設での勤務経験も長く、保護者の家庭等での養育困難な事例についても個別に丁寧に保護者の気持ちに寄り添い、できれば入所せずに卒業できるまで支援することをモットーとしている。 |
| 臨床心理士の指示による発達検査結果を通じた、各人の苦手な部分の克服に向けた課題取り組み |
| 防災避難訓練を毎月 1 回、30 分間程度、訓練当日の利用者全員に対して行っている。内容は火災・地震津波・台風など毎月違う内容で行う。 |
| 感覚統合訓練を基盤に 60 分提供しており、その中で個々に合わせて、ADL の自立、社会性の向上、芸術活動なども適材適所に含まれています。 |
| 国家資格ではないが、スタッフが「感覚統合」「ビジョントレーニング」などの専門的分野の研修と民間資格を取得し、その支援が必要と思われる児童を保護者と面談の受け決め、取り出しを行い個別の指導を行っている。 |
| 水曜日・金曜日に ABA を用いたソーシャルスキルトレーニングを実施。学校や自宅、外出先を想定したロープレやアンガーマネジメントの勉強を行っております。そのた曜日ではワーキングメモリ―トレーニングで作業記憶の強化を楽しみにながら行っております。 |
| 私の事業所では、希望する利用者にオーストラリア留学の機会を設けています。母体の NPO A&J 日豪国際友好親善協会では、毎年 30 名以上の留学生の派遣と受け入れをしており、各回に１名ずつ利用者の子どもたちに参加してもらっています。そのための準備として、海外からのゲストティーチャーを招き、お話教室やダンス教室、陶芸教室などを開催し、初めての人ともスムーズに話す訓練をしています。 |
| ご利用者様の必要なスキルをご利用者様の発達段階に合わせて練習を実施。ABA を用いた個別サポートを実施。 |
| ダンス・体操・ヨガに関すること |
| ヨガの講師（障害者へのヨガ教育を学んだ先生）を招聘し、一か月 3 回のペースでヨガ教室を開催している。 |
| 毎週、集団活動の中で体操とリトミックを 1 日ずつ予定として組み込んでいる |
| 第２、第４日曜日に「よさこいダンス部」クラブ活動として公民館での練習や地域祭り、老人ホームへの慰問活動 |
| 利用者で希望があれば、パソコン・ダンスレッスン・ボーカルレッスンなどを提供している。 |
| 体力作り・体重管理等のため、ダンスやストレッチ等を毎日取り入れている。（集団活動） |
| エンタメ分野の表現（歌・演奏・ダンス・創作等）を通して、子ども達の自己表現力を向上させると共に、コミュニケーションスキルの習得、獲得を目指したエンタメと療育をかけ合わせた療育プログラムを月 3 回程度実施している。 |
| エアロビクス、ピラティス、ヨガを組み合わせた体操教室（月１回） |
| 月 1 回～2 回ダンス講師によるダンスレッスン。体幹を鍛え、人前で踊る事によって自信を持てるような支援。どんたく祭りのダンスチームで演舞台にも参加。月 1 回程度で地域のデイサービスにも訪問し、ダンスを披露するなど交流もしている。 |

| 芸術・創作活動に関すること |
| --- |
| 毎月一回 60 分程度図書館から読み聞かせのボランティアが来ています。 |
| 音楽療法や英語・創作活動などをセッションとして専門家を講師に活動に取り入れている。 |
| クラフトによる創作活動…テーマは月ごとに決め、個々の課題に応じた工作工程を提供→分析→評価→継続計画クッキング…畑の作物からメニューを集団で決定し、個々の課題に応じた調理工程を提供→分析→評価→継続計画農作業…畑の土作りから行い、作物を集団で決定し、年間を通じて観察し収穫し、クッキング材料につなげる。 |
| ピアノや太鼓を使った支援や、音楽の活動。創作ダンスの活動。おやつ作りなど。 |
| 月 1 回の絵画教室ー講師を招いて月 2 回の英会話教室ー講師を招いて |
| 外部から講師の先生に来ていただき、書道（毎週水曜日）、3B 体操（毎週月曜日）、英語（毎週金曜日）を実施。 |
| エンタメ分野の表現（歌・演奏・ダンス・創作等）を通して、子ども達の自己表現力を向上させると共に、コミュニケーションスキルの習得、獲得を目指したエンタメと療育をかけ合わせた療育プログラムを月 3 回程度実施している。 |
| ・SST、お茶会など月 1 回程度行っている・チャレンジタイム、週 1 回（音楽活動、創作活動、運動、ゲーム） |
| 想像力を育み、情緒の安定のため、週 1 回の読み聞かせを行っている。 |
| 曼荼羅点描画を土曜日などの余暇時間を利用して希望があれば実施している |
| 毎年 2 月から 1 か月半を掛け、書道等の作品を取り組み、地域の銀行と公民館で作品展を各一週間程度行っています。また町内で毎年行われるバリアフリーコンサートに、昨年は近隣放課後デイと共演しました。 |
| ミュージックケア、創作（習字や生け花）活動、エプロンシアターは一カ月に一回はいずれかを実施している。 |
| 地域や他施設との交流に関すること |
| 地域交流で近隣の子どもから高齢者まで、様々な内容で交流を図っている。 |
| 外部団体との交流（学童やボランティアクラブなど） |
| 学童クラブや高齢者との交流支援（交流する中で学べるコミュニケーションスキル向上に向けての支援） |
| 地域貢献活動（清掃活動）により地域の方との交流を図り環境美化への意識を育む |
| 地域の子どもたちや大人たちとの交流を図るために、毎月 3 回以上近隣で開催されているみんなの食堂や子ども食堂、お寺食堂、地域交流食堂などを活用している。 |
| お散歩や地域交流・話し合いの時間を設けるようにしています。 |
| イベントの企画運営や、市内のイベントへの参加、子ども食堂への参加、隣接する高齢者施設への訪問など |
| 学童保育(放課後児童クラブ)利用児との交流活動を概ね週１回３０分程度実施 |
| 地域の方や学生のボランティアが複数登録しているので、ボランティアの方々と関わる機会は多い。 |
| 地域でのボランティア活動（月２～３種類提供） |
| ・英語遊び（外国人の先生を招いて）・地域の子供たちとの交流　・季節ごとの作物づくり（農家さんに教えてもらう） |
| 他事業所との合同イベントの実施（公共機関の利用、集団活動、コミュニケーション能力向上のためのＳＳＴ等） |
| ・外部講師によるワークショップや自転車教室等。・成人の障碍者施設や他放課後等デイサービス事業所との交流会。 |
| 他事業所と連携し、和菓子作りや、巧緻性を高めながら仕事体験ができる機会を設けています。 |
| 地域のボランティア団体を招いて社会交流の時間を設けています。 |
| 季節の行事やイベントに関すること |
| お誕生日会やアナログゲームを実施する週を設けています。季節のイベントも取り入れるようにしています（夏祭り、ハロウィン、クリスマス等） |
| 季節行事の取り組み、伝統的イベントの開催（書初め、そうめん流しなど） |
| 地域センターでおこなう調理実習：季節の食育 |
| 余暇支援（季節に応じたイベントや、公共交通機関を利用しての移動等） |
| 祝日や週 1 日（現在水曜日）に SST や季節の行事に因んだテーマを決め、利用者全員で行う活動を提供している。 |
| 祝日にＳＳＴや季節の行事にちなんだ活動等、テーマを決めたグループ活動を行っている。 |

| |
|---|
| 体操・季節の歌・雑巾がけなどテーマを決めた課題遊び。 |
| 月に 1,2 回 イベントを行っている。 （月ごとに季節に合った事柄や見学を兼ねて外出・買い物体験等） |
| 季節に合わせたイベントを行っている（長期連休時） |
| 季節に応じた制作活動（学齢に合わせたもの） |
| 誕生日会 季節のイベント（夏祭り お月見 クリスマス会等） |
| 就労の体験・準備に関すること |
| 就労先、実習先に向けての作業練習を就労継続支援Ｂ型事業所に近い形の空間、流れを用意して行っています。 |
| （職場体験実習）近隣企業や就労支援施設の協力をもとに、利用者個別のニーズに応じて体験実習の機会を提供している。 |
| 高学年（小学６年以上）向けの就労準備型の活動（本格的な菓子作り体験）月１回 |
| 学校休業日に近隣の農家、就労事業所と連携して作業体験を実施している。 |
| 就労支援に関する活動、就労支援施設見学・体験。 |
| ・余暇支援・労働と対価の関係理解・お金を使う体験 |
| 就労に向けた作業訓練を毎日取り組んでいる。 |
| ・就労した後を見据えた中高生対象の余暇プログラム(対人関係、社会的な場面でのスキル、余暇活動の展開、金銭管理、自己決定などをテーマに毎月様々な活動の取り組む) |
| 高校生を対象に就労移行支援施設へ見学・体験 |
| 中学生、高校生には職業体験的なプログラムを提供している。 |
| その他記載内容 |
| 入浴支援。両親や児童が衛生管理をするのが難しい家庭や、入浴が課題となっている児童を対象。洗い方、洗う順番、確認の仕方等について練習をしている。 |
| 外部講師を招いてのコミュニケーション講座 4 回/月外部講師を招いてのそろばん教室 4 回/月 |
| 集団活動の中で、個別の対応や支援を適宜行う形をとっている。プログラムも一つでは無く、来所予定の利用者に合わせて小グループに分ける等して支援をしている。（毎回） |
| 保健所と連携をし、月 1 回程度口腔ケアを実施している。現在は歯磨き指導などを中心に行っている。 |
| 歯科衛生士・栄養士により、来所時に毎回指導・口腔リハビリ（ストレッチ・歯磨き指導等）・摂食指導 |
| 医療的ケア全般（呼吸器装着での入浴）・パルスオキシメータ装着にて呼吸状態のチェックを行い必要に応じて酸素投与の施行・吸入・排痰を促すためにカフアシスト施行・吸引・褥瘡処置・体位変更・オムツ交換・バギーに移乗し DVD を観たり絵本等を読み刺激をあたえつつもリラックスを行っている |
| 地域の体育館を借り、身体を動かし遊びながら発達に繋がるよう支援している。月に 1 回保護者会を行い、家族交流や研修会をし横のつながりをもてるように支援している。 |
| 家庭での自主練習内容の指導、療育終了時に毎回保護者に対する長所、短所、工夫、改善案の伝達 |
| 朝の打合せにて、1 日の目標を自身で決定し、自主的に実施することへ導く支援。（例：体力づくりのため「プッシュアップ 10×3、腹筋 10×3」などを午後にやる！と本人が決めて発表する→声掛けや応援、見守りを行う） |
| 重症心身障害児の施設ですので、時間を決めて何かに取り組むと言うよりかは、絵本や玩具を使って遊んだり、排痰、吸引等の医療的ケアをして過ごしています。 |
| ほぼ全員が聴覚障害児・ろう重複児なので手話、サイン、身振り等のコミュニケーションや絵・図・写真による視覚的情報保障を日常的に提供。聴覚障害をもつスタッフも多数配置。 |
| 文字カードを使ったゲームや体を使ったゲーム等、小グループに分けて短時間(30 分程）で集中して行う遊びの日を週に 1 回取り入れている。 |
| 家庭連携のため 常時ラインで時間を気にせず 質問相談が受けられるようにしている。虐待の懸念のある児童については家庭（母のみ）と市の児童福祉課と相談し管理者宅にて宿泊体験の機会を月に一度ほど設けている。夏期については 1 週間に 1 度。 |
| 基本的にスパーク療育法を実施。受給者証の利用限度内での利用。子供目線で関わり、活動内容は主に設けず興味を示した遊びを一緒に行い、その中で自立に必要な技術やコミュニケーション等の成長を促している。 |

| |
|---|
| 放課後デイの指定を受けて実質日中一時支援を行っているように感じる事業所も少なくないと見聞きして感じるが、本来放課後デイとして為すべき具体的な支援には、科学的根拠などに基づいたものが必要と考えている。それは、要件として定められている資格の有無では測れないもので、実際に支援活動の中で専門的な知識と技術が生かされていることが意味のあることと考える。よって、当事業所としては、脳科学、応用行動分析、発達段階などに関する分野を各職員に対する研修機会を作り、その応用を具体的事例の中で考え、適宜提供できるようにしている。 |
| 自転車による外出　活動時間内で往復できる範囲内で、利用児童が希望する場所に行く（公園、ショッピングセンター等） |
| 外出に含むが、下校支援（下校に関して支援員が一緒に歩き安全面、発達面が育つように促し、少しずつ待ち合わせ場所も離れて、いずれは自分で下校できるようにする）を 1 対 1 で行っている。 |
| 定期的に行ってはいないのですが、自然に毎週土曜日はコンビニで昼食の買い物をするので、その際の支援（他のお客様に迷惑をかけないように、レジではなるべく、素早く行動、レジの並ぶ場所が、お店によって違う等）を行っています。 |
| 年に 1 回お泊まり会を実施。学校での自然教室、修学旅行等で宿泊するので、経験のために練習を行っている。 |
| 日系ブラジル人の利用児様限定で、週 1 回、少集団でのコミュニケーション支援を行っています。 |
| 保護者からの要望で、お買い物の練習を行なう場合があります。自由時間に指導員が付き添い 1 対 1 で近隣のコンビニなどに買い物に行きます。 |
| ・社会に出た時に困らないように、一般的な常識（やって良い事、悪い事）など根気よく伝える。 |
| 利用時間を通して子どもが成長する中で必要なマナーや常識が身についていくよう、職員は意識して関わるようにしている。 |
| 月に 1 度小集団での集団療育を行っている。児童発達支援も対象となっており、他者との交流や場の共有なども目的の一つとして実施している。実施時間は 1 時間程度を目安としている。 |
| 夕食を食べることが難しい家庭に、日中一時支援事業を進めて、夕食後送迎を提供している。 |
| ●天気がいい日は公園散歩　●自転車遊び　●球技（ドッチボール、バスケット、Ｔボール等）●スヌーズレン・ボールプール・トランポリン・バランスボールなど（感覚統合） |
| 郊外にあり、車の往来から離れていて園庭も広いので、自転車に乗ることなど、室外で体を動かすことなどを行っています。 |

## （14）個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を定期的に行う頻度

個別支援計画の実施状況の把握頻度についてみると、「6 か月に 1 回以上」（70.9%）が最も多く、次いで「6 か月以上で 1 回程度」（11.4%）であった。

**図表 198　個別支援計画の実施状況の把握を定期的に行う頻度**

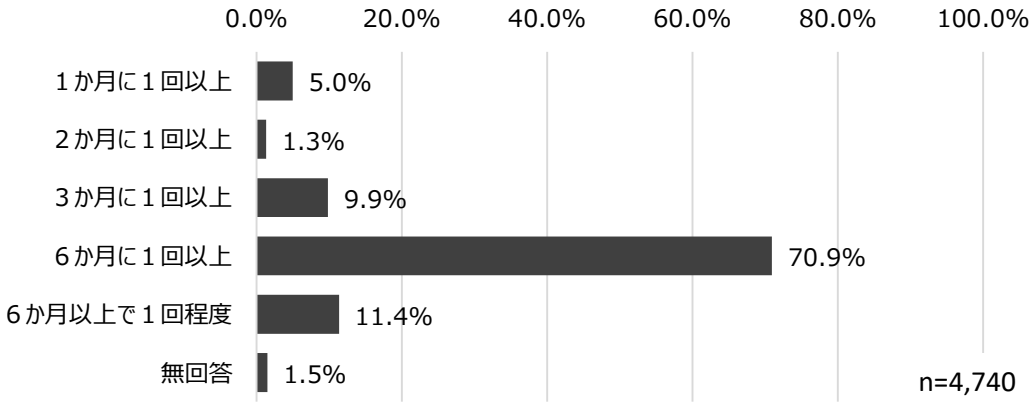

### （15）利用者の状態や家庭環境の変化時の、個別支援計画実施状況の把握の有無

利用者の状態や家庭環境が変わった時の、個別支援計画の実施状況の把握の有無等についてみると、「変化の程度などを踏まえ、個別に実施するかを判断する」（61.3%）が最も多く、次いで「原則行っている」（35.3%）であった。

**図表 199　利用者の状態や家庭環境の変化時における個別支援計画の実施状況の把握**

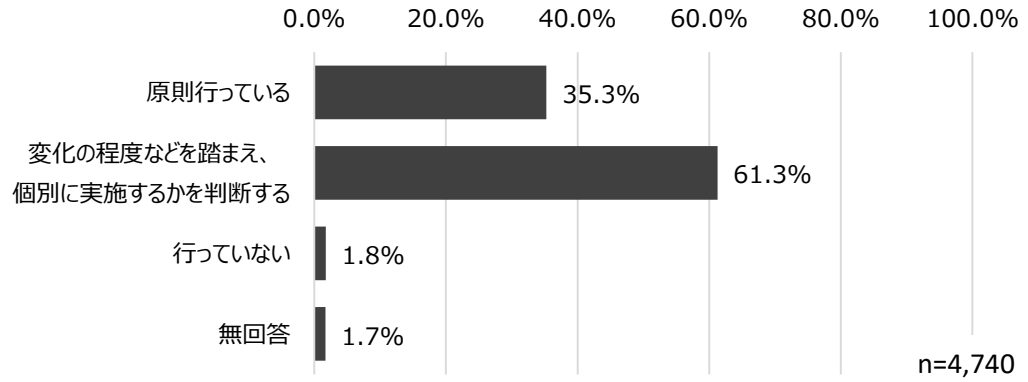


### （16）利用者の処遇等に関する調整・協議を行うための職員会議の開催頻度

職員会議の開催頻度についてみると、「月に１回以上行っている」（31.4%）が最も多く、次いで「毎日行っている」（26.6%）であった。

**図表 200　利用者の処遇等に関する調整・協議を行うための職員会議の開催頻度**

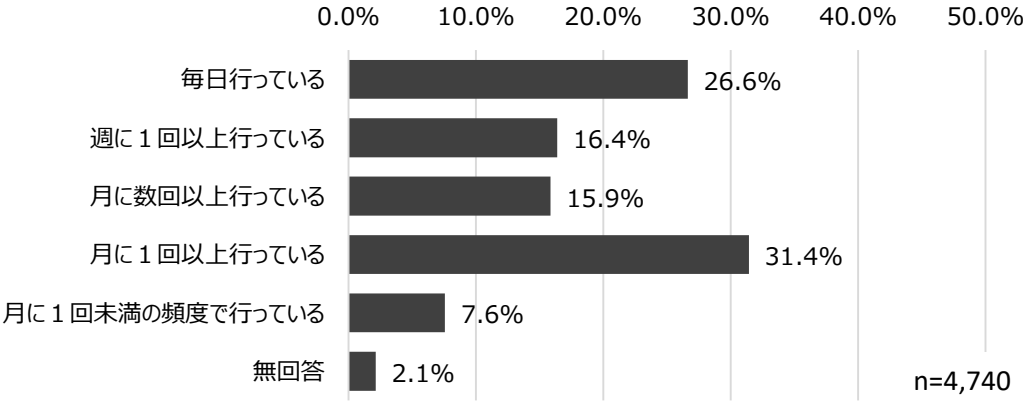

### （17）利用者の年齢（小・中・高校等）、障害種別等による活動内容の変更の有無

利用者の年齢、障害種別等による活動内容の変更の有無についてみると、「年齢や障害種別によらず、利用者個々の状況で活動内容を変えている」（70.1%）が最も多かった。

**図表 201　利用者の年齢、障害種別等による活動内容の変更の有無**

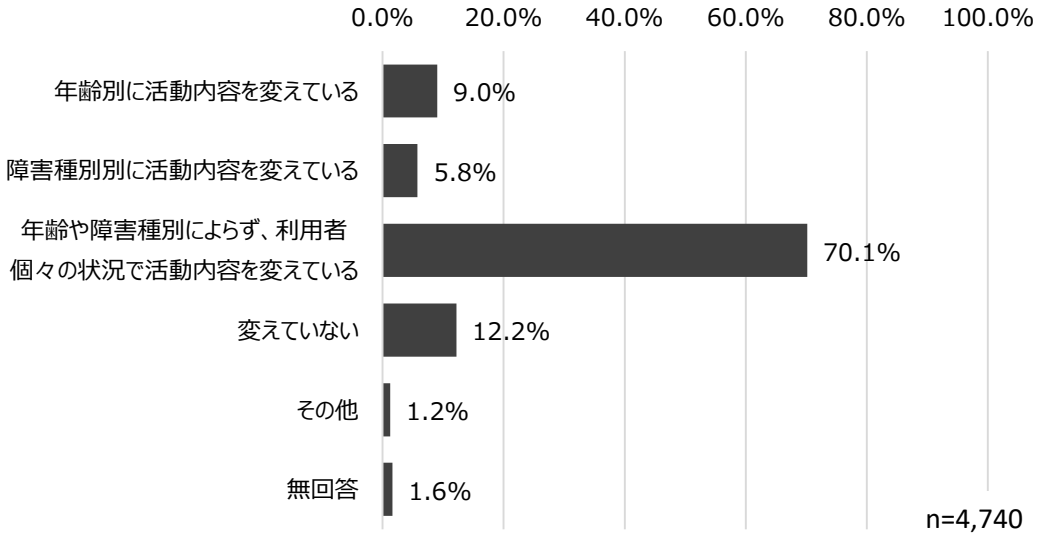


### （18）利用者への送迎の実施状況と加算の算定の有無

利用者への送迎の実施状況についてみると、「送迎を行っており、送迎加算を算定している」（84.5%）が最も多く、次いで「送迎を行っていない」（11.1%）であった。

運営主体別にみると、自治体では「送迎を行っていない」が 48.0%と、比較的大きい傾向がみられた。

**図表 202　利用者への送迎の実施状況と加算の算定の有無**

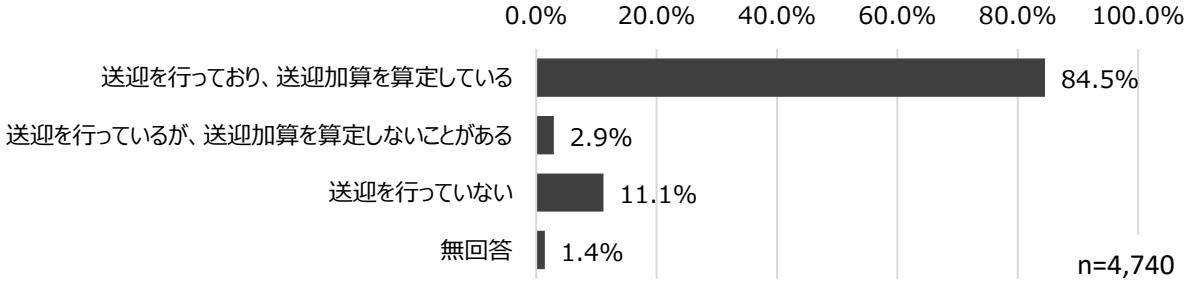


**図表 203　利用者への送迎の実施状況と加算の算定の有無（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 送迎を行っており、送迎加算を算定している | 50.0% | 70.2% | 84.6% | 66.7% | 87.0% | 81.8% | 84.1% |
| 送迎を行っているが、送迎加算を算定しないことがある | 2.0% | 2.1% | 3.1% | 0.0% | 2.4% | 4.0% | 3.5% |
| 送迎を行っていない | 48.0% | 23.4% | 11.0% | 29.8% | 9.3% | 12.6% | 11.0% |
| 無回答 | 0.0% | 4.3% | 1.2% | 3.5% | 1.3% | 1.6% | 1.4% |

◆「送迎を行っているが、送迎加算を算定しないことがある」場合の理由

| | |
|---|---|
| 徒歩など送迎手法の理由 | |
| 徒歩で小学校へお迎えに行く場合や自宅以外への送迎を行った際には算定していない | |
| 徒歩で来られる距離なので、自立支援の目的で職員も歩いて迎えに行っている為。 | |
| 徒歩や公共交通機関を利用して指導員が送迎を必要な生徒に提供するため。 | |
| 学校から事業所の移動をバスと徒歩で行っているため | 小学生だけは徒歩での送迎のため |
| 車を使用せず、公共交通機関を利用しているため | 家族が徒歩などで送迎をする場合がある為 |
| 送迎場所の理由 | |
| 公共交通機関先への送迎の子 | 自宅ではない場所への送迎（職場や祖父母宅等） |
| 支援計画に記載のない送迎先の為 | やむを得ず指定の場所が変更になった時 |
| 学校と事業所間のみの送迎の為 | 最寄り駅や学童保育のため |
| 保育園から保育園までの送迎があるため。 | 他事業所へ送迎した時 |
| 送り先ご実家の場合 | 短期入所等への送り |
| 学校までの距離が非常に近いため | 近隣の同店舗と一緒に送迎を行う場合 |
| 専門職・職員対応上の理由 | |
| 送迎中の職員を１人以上配置できないため | 送迎員が有資格者ではない |
| 毎回の添乗スタッフ配置が難しいため | 重心児対応職員配置が困難なため |
| 職員１名で、１名の児童を送迎した場合 | 重心で看護職員の添乗ができない場合 |
| 人員の問題で管理者が担う場合がある為 | 同法人内他事業所スタッフが送迎した場合 |
| その他記載内容 | |
| 保護者が送迎を希望しない場合、又は送迎範囲外からの利用希望があった場合に送迎を行わないことの了承を得られている場合 | |
| 報酬算定 Q&A により、学校への送迎で加算を認められていない場合は算定していない。それ以外は算定。 | |
| 児相関連の子どもは保護者迎えが不特定のため、算定できない。特別な環境はため、サービスで行っている。 | |
| 他事業所にお願いする時がある | 設置者である町の判断 |
| 加算申請を行っていなかった | 急な送迎希望の場合に算定しないことがある |
| 既定の送迎時間を満たしていない。 | 自主降所の練習の見守り時などは算定していない。 |
| 移動支援利用 | 児童発達支援センターのため算定できない |

## （19）保護者の養育や心理面のサポート等に関して提供している支援内容、および提供している場合の頻度

保護者の養育や心理面のサポート等に関して提供している支援内容についてみると、「個別での相談の実施」（62.5%）が最も多く、次いで「講演会・学習会・研修などの開催」（26.0%）であった。

また、提供している場合の頻度については、いずれの支援内容についても「1 日」が最も多かった。

運営主体別にみると、自治体では概ねいずれの支援内容も、他の運営主体より提供している割合が若干大きい傾向がみられた。

**図表 204　保護者の養育や心理面のサポート等に関して提供している支援内容（複数回答）**

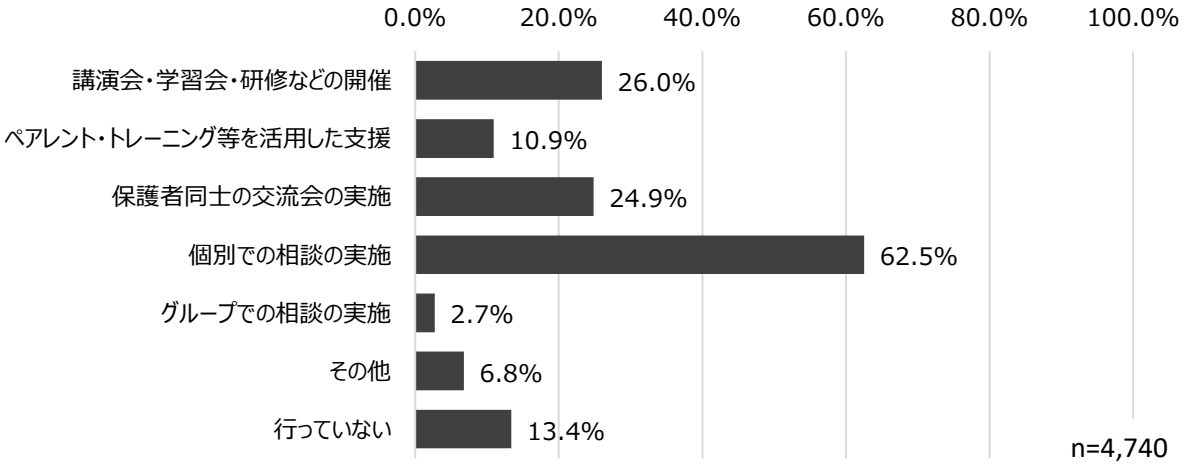


**図表 205　保護者の養育や心理面のサポート等に関して提供している支援内容（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 講演会・学習会・研修などの開催 | 1,173 | 3.19 | 4.13 | 2.00 |
| ペアレント・トレーニング等を活用した支援 | 457 | 4.14 | 5.50 | 1.00 |
| 保護者同士の交流会の実施 | 761 | 1.85 | 3.03 | 1.00 |
| 個別での相談の実施 | 2,422 | 3.83 | 5.15 | 1.00 |
| グループでの相談の実施 | 97 | 3.00 | 4.58 | 1.00 |
| その他 | 197 | 4.81 | 6.82 | 2.00 |

※単位は、「１．講演会・学習会・研修などの開催」は「年〇日程度」、他は「月〇日程度」

**図表 206　提供している支援内容の頻度**
**（分布・①講演会・学習会・研修などの開催）**

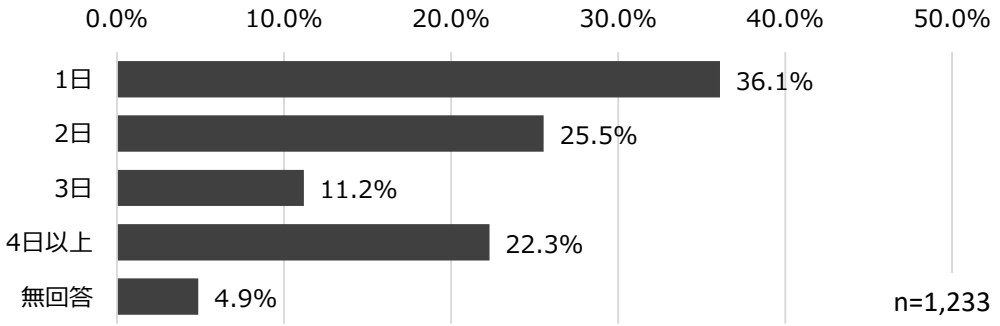


**図表 207　提供している支援内容の頻度**
**（分布・②ペアレント・トレーニング等を活用した支援）**

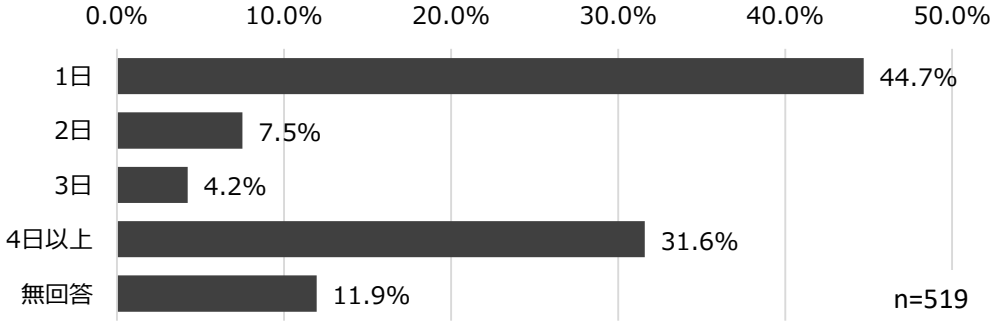


**図表 208　提供している支援内容の頻度**
**（分布・③保護者同士の交流会の実施）**

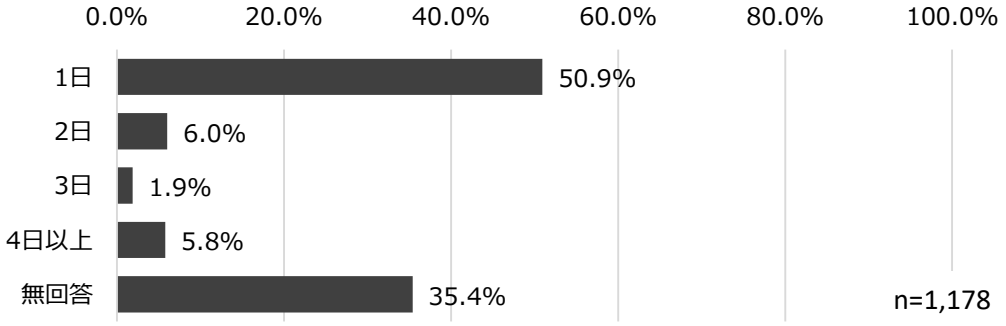

**図表 209　提供している支援内容の頻度**
**（分布・④個別での相談の実施）**

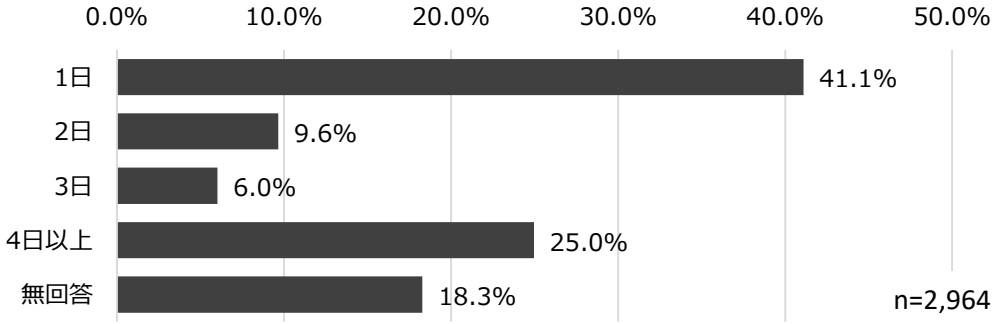


**図表 210　提供している支援内容の頻度**
**（分布・⑤グループでの相談の実施）**

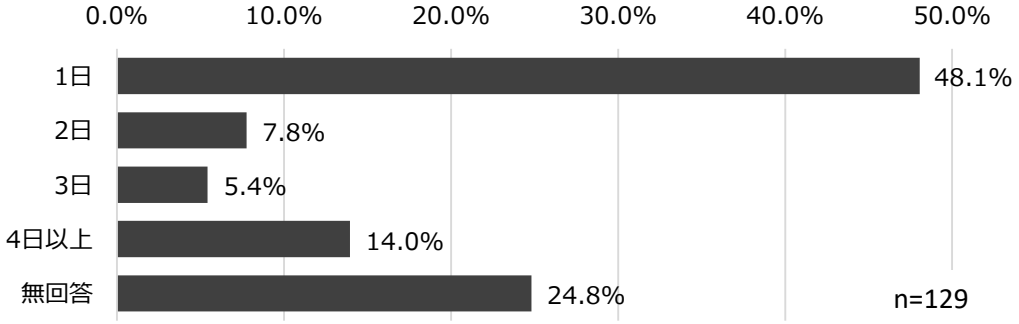


**図表 211　提供している支援内容の頻度**
**（分布・⑥その他）**

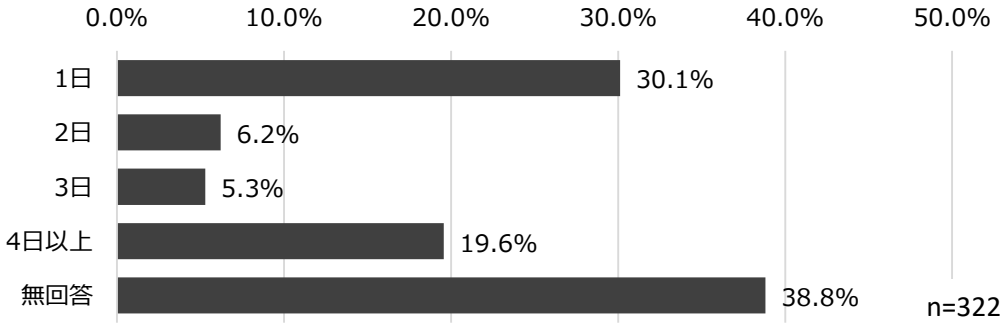

**図表 212　保護者の養育や心理面のサポート等に関して提供している支援内容（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 講演会・学習会・研修などの開催 | 48.0% | 27.7% | 28.4% | 22.8% | 23.6% | 31.1% | 23.7% |
| ペアレント・トレーニング等を活用した支援 | 18.0% | 12.8% | 14.5% | 15.8% | 9.5% | 10.9% | 11.0% |
| 保護者同士の交流会の実施 | 32.0% | 31.9% | 26.4% | 21.1% | 22.2% | 31.1% | 24.5% |
| 個別での相談の実施 | 72.0% | 63.8% | 60.3% | 66.7% | 62.0% | 65.4% | 62.7% |
| グループでの相談の実施 | 4.0% | 2.1% | 4.2% | 5.3% | 2.1% | 2.8% | 2.9% |
| その他 | 8.0% | 6.4% | 6.3% | 5.3% | 7.1% | 7.7% | 5.1% |
| 行っていない | 8.0% | 10.6% | 14.8% | 19.3% | 13.9% | 10.3% | 13.7% |

## （20）利用者・保護者のニーズを把握・確認するために行っていること

利用者・保護者のニーズを把握・確認するために行っていることについてみると、「日頃の活動の場で利用者・保護者に積極的に声をかけニーズを把握・確認している」（83.2%）が最も多く、次いで「個別面談等の場を定期的に設けている」（68.9%）であった。

**図表 213　利用者・保護者のニーズを把握・確認（複数回答）**

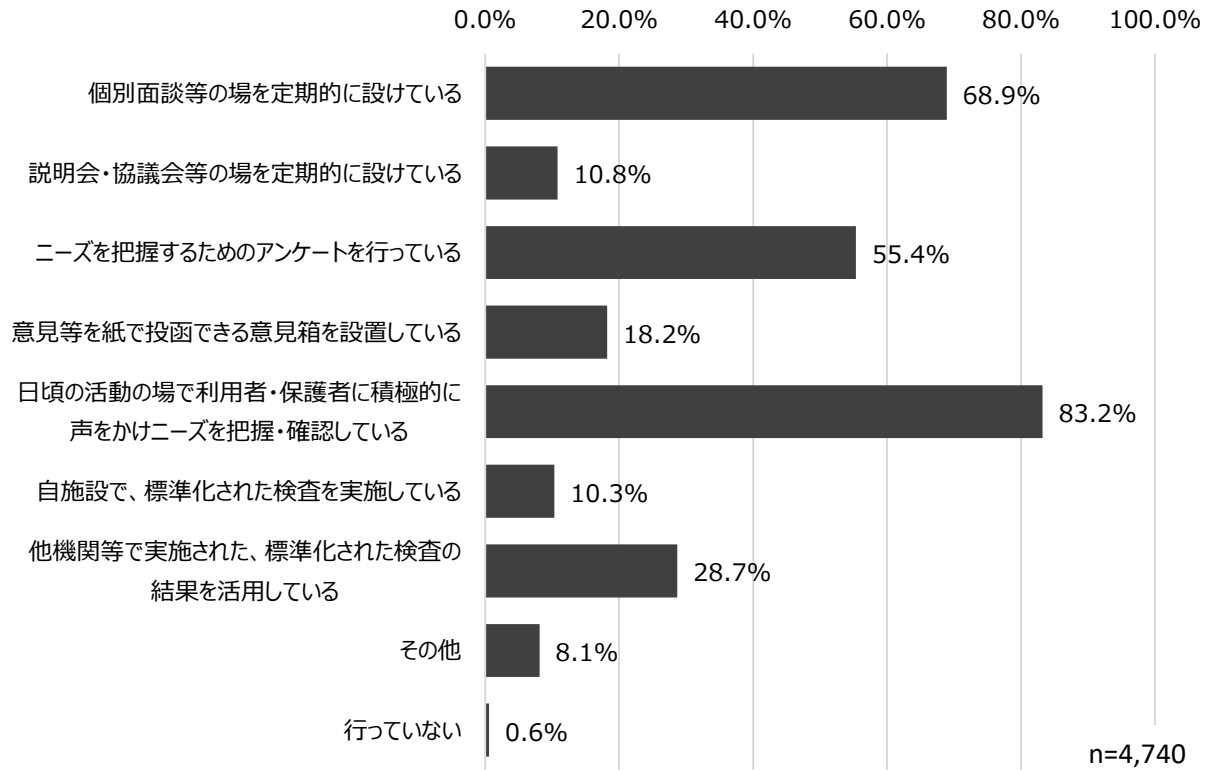

◆「その他」の具体的な内容

| 連絡帳・連絡ノート |
| --- |
| 連絡帳を用いて保護者から家庭での様子や要望を利用した日は毎回伺っている。また、利用した日の様子は毎回伝えている。 |
| 連絡帳以外に、了解を得た保護者に、療育の写真などをラインで送り、常に連絡を取っている。 |
| 電子連絡帳を用いて様子の共有を図っている |
| 各利用者さんに連絡帳を用意し、常日頃から親御さんと連携を取らせて頂いています。 |
| 児童発達支援は利用毎に家庭の状況・健康状態・成長の確認等を確認するための連絡ノートを使用している。 |
| 当方が用意した連絡帳や SNS にて個別に相談・意見交換をしている。 |
| 利用時の連絡帳で、個々の利用者・保護者の要望・意見等を把握している。 |
| 連絡帳を通して意見が管理者に届くよう用紙を配布している。 |
| 毎日の連絡帳でのやりとりで、保護者からの要望や意見を取り入れ、実践している。 |
| 利用時に連絡帳にて日々の活動・家での様子を情報交換している |
| 連絡帳での保護者とのやり取り、他病院との PT、OT、ST との連携 |
| 日々連絡帳で情報交換を行っている。また、最低でも週に一回は SNS を使って連絡を取り合う。月に一度意見用紙を配布して、意見収集を行っている |
| 保護者との連絡ノートの交換・毎月指導員からの報告書を保護者へ提供 |
| 送迎時のやりとり |
| 帰宅送迎は行っていない為、毎回利用時に家族と話す機会があり。 |
| 利用児童を送り届ける際に保護者とのコミュニケーションの時間を設けている |
| 送迎の引継ぎ時に話をする時間を設け、希望や要望を聞いている。 |
| お家への送迎時やお迎え時に、保護者の方とは必ず本日の様子やお家での動向を確認している。 |
| 送迎時に保護者に今日の様子を伝えたり、体調面や学校の様子を聞いたりしている。 |
| 毎日の送迎の際に、保護者へ申し送りを行い、リアルタイムでニーズの把握や確認を行い、改善を務めている。 |
| 送迎時、随時親御さんに声かけし変化等、気づけるように配慮して対応している |
| 送迎時等に活動内容を口頭や連絡帳で伝えてニーズを把握し、口頭で伝えることが苦手な保護者様は連絡帳が有効活用しています |
| 送迎時に保護者と面談しニーズを把握・確認している。場合によっては個別面談の実施 |
| 電話・メール・SNS ツールの活用 |
| WEB ページのフォームや LINE 等を使って意見を投函できる仕組みをつくっている。 |
| メールでいつでもご相談・連絡いただけるようにしている |
| 保護者のニーズに応じて、電話や連絡帳、メール、直接相談などの実施を行う。個別支援計画にも記入。 |
| 電話、メール、必用に応じて家庭訪問や事業所内相談を実施している。 |
| クラウドを導入し保護者との連絡ツールを確保している |
| 利用日に毎回お便り帳を保護者と交換しニーズの把握し内容により面談する。電話での相談は時間制限なく受け付けている。 |
| 電話相談や SNS を活用した相談・声掛け等を行っている |
| LINE やメールで気軽に問い合わせ出来るようにしている |
| 提供時間でも出来る限り転送電話等を用い、いつでも話が出来る体制を整えている |
| LINE を開設し、リアルタイムで保護者の相談に応じられるよう、配慮している。 |
| 保護者会・保護者参観等の活用 |
| 毎月の保護者会でアンケートを実施 |
| 年に 2 度の保護者親睦会、保護者向け学習会後の懇願時にニーズ等を確認している。 |
| 毎年 1 回保護者アンケートを実施し、回答、公表を行なっている。また、保護者会を年 2 回実施 |

| |
|---|
| 茶話会や保護者のためのヨガを開催して、保護者のみなさんとお話できる機会をつくっている |
| ピア・カウンセリング室を設置して保護者同士の交流を促進している。また、モニター越しに支援状況を保護者に説明している。 |
| 保護者会（事業所が入らない）を行い、事業所に対する意見をもらっている。 |
| 毎日１日もかかさず、その日の子どもの活動を保護者会専用のタイムラインにあげている。 |
| 年３回ほどペアレントトレーニング、保護者会、上映会などで保護者と交流の機会を作っています |
| 定期的に活動の動画と写真をスライドにして保護者向けに上映会を行っている。その時にスタッフ、児童らと交流の機会をもつ。 |
| 保護者同士の交流会の設置、運動会、発表会にの行事の参加 |
| その他記載内容 |
| 放課後等デイサービス評価表のアンケートを取る際に保護者様の思いなどを確認している。 |
| 基本的に子どもの活動中は、保護者は別室にて歓談などをし、後半 30 分ほど児発管が保護者の部屋に入り、悩みや相談などを受けている。 |
| 個別、小集団とも原則毎回保護者との面談を実施し、発達の状況を共有し、日々の困りごとなどの相談に応じている。 |
| 児童に「やりたいレクアンケート」「もう一度やりたいレクアンケート」を実施する場合がある |
| 年３回講演会のあとの交流会やイベントなどにも保護者の参加を促しお子さんや事業所の様子を公開している。 |
| 相談支援及び児発管が現場状況を踏まえ、専門職（心理・作業・理学・言語聴覚・看護等）と連携し、必要な支援提供の組み立てを行うようにしている |
| 毎月、利用者の評価表を作成し保護者に見て頂き、要望、ご意見を把握出来る様努めている |
| すべての利用者様で、毎回の支援のあと、必ず保護者と面談、申し送りを行っています。 |
| 平日は親御さんが事業所に送ってくるので、その時には子どもさんや家庭のお話など聞いています。 |
| 生徒の在籍中学校と連携をさせて頂き在籍中学校の内申書を取得して頂き普通に全日制高校入試を行っていただいている。2年間の不登校から全日制普通高校への合格実績も非常に高い確率である。 |

## ３．事業所と関係機関との連携状況等について

### （１）連携している関係機関、連携の頻度およびよく行う連携手法

連携している関係機関についてみると、「小学校」（76.0%）が最も多く、次いで「特別支援学校」（75.0%）であった。

運営主体別にみると、医療法人では「医療機関」が 63.2%と比較的大きい傾向がみられた。

**図表 214　連携している関係機関（複数回答）**

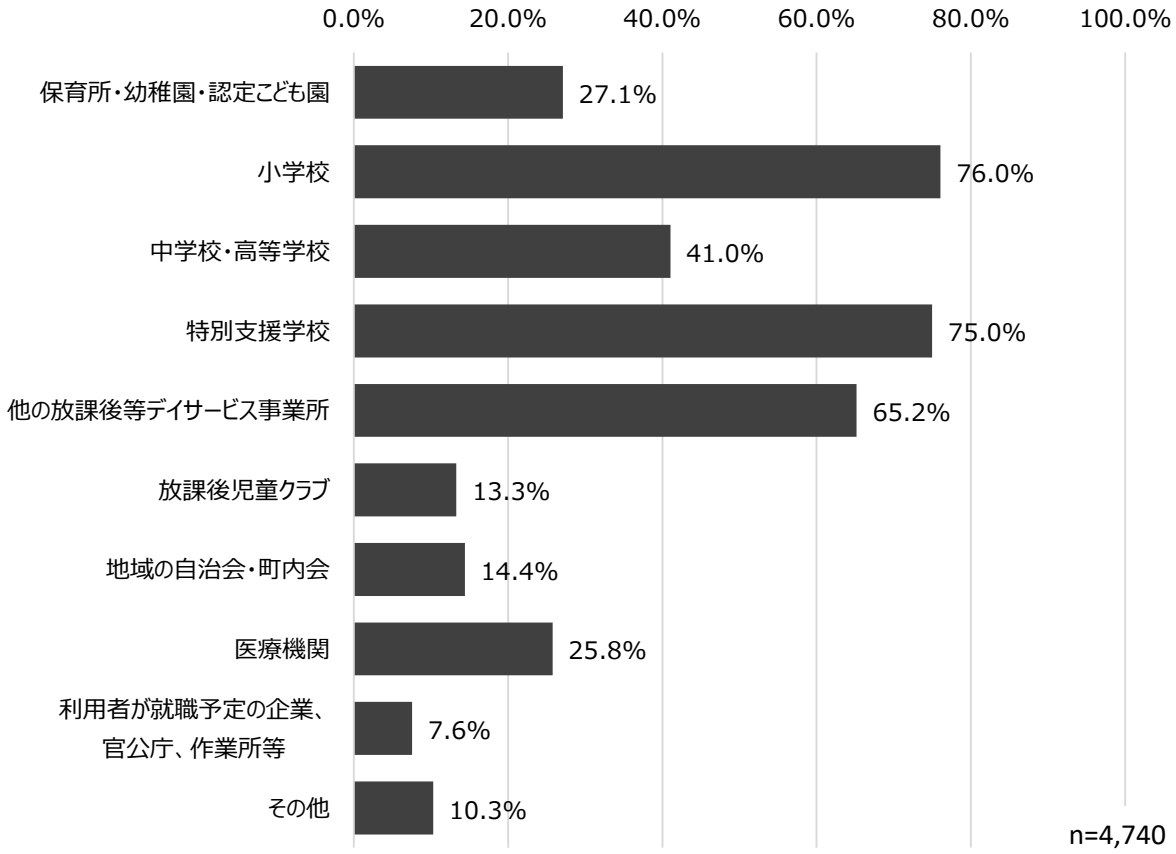

**図表 215　連携している関係機関（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保育所・幼稚園・認定こども園 | 50.0% | 31.9% | 26.6% | 28.1% | 26.2% | 24.4% | 33.3% |
| 小学校 | 90.0% | 76.6% | 66.5% | 70.2% | 81.1% | 68.7% | 79.0% |
| 中学校・高等学校 | 34.0% | 34.0% | 28.2% | 38.6% | 46.1% | 39.0% | 43.5% |
| 特別支援学校 | 58.0% | 89.4% | 81.5% | 57.9% | 72.3% | 80.5% | 71.0% |
| 他の放課後等デイサービス事業所 | 60.0% | 72.3% | 66.1% | 68.4% | 64.8% | 66.6% | 63.5% |
| 放課後児童クラブ | 24.0% | 19.1% | 13.8% | 8.8% | 12.4% | 13.6% | 14.9% |
| 地域の自治会・町内会 | 10.0% | 17.0% | 13.2% | 8.8% | 13.3% | 19.1% | 15.3% |
| 医療機関 | 42.0% | 25.5% | 25.8% | 63.2% | 22.6% | 28.0% | 31.6% |
| 利用者が就職予定の企業、官公庁、作業所等 | 6.0% | 8.5% | 8.8% | 3.5% | 6.3% | 11.0% | 6.3% |
| その他 | 2.0% | 12.8% | 12.0% | 5.3% | 9.5% | 10.9% | 11.0% |

**【連携の頻度およびよく行う連携手法：①　保育所・幼稚園・認定こども園】**

連携の頻度については、「年数回程度」（49.2%）が最も多く、次いで「週 1 回以上」（18.8%）であった。また、主な連携の機会・手法については「直接訪問」（51.8%）が最も多く、次いで「電話・メール」（47.9%）であった。

**図表 216　関係機関との連携の頻度**
**（①保育所・幼稚園・認定こども園）**

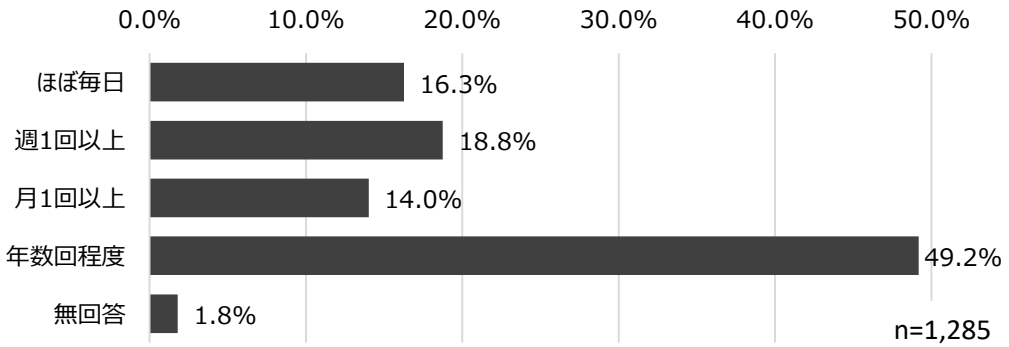

**図表 217　主な連携の機会・手法**
**（①保育所・幼稚園・認定こども園）（複数回答）**

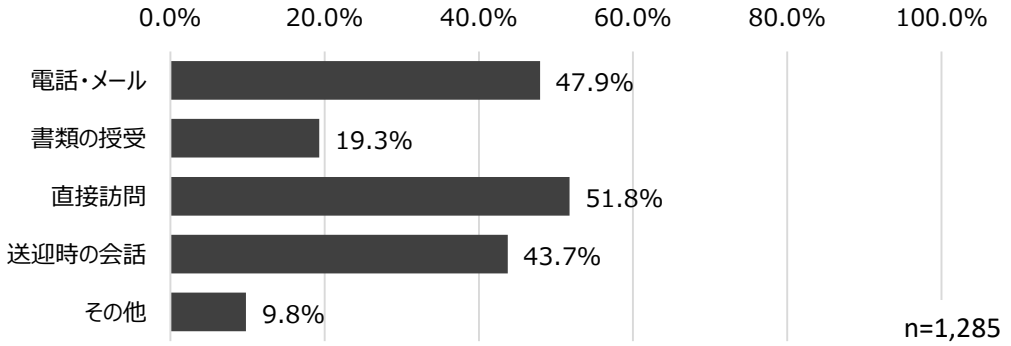


**【連携の頻度およびよく行う連携手法：②　小学校】**

連携の頻度については、「ほぼ毎日」（45.5%）が最も多く、次いで「年数回程度」（22.6%）であった。また、主な連携の機会・手法については「送迎時の会話」（78.4%）が最も多く、次いで「電話・メール」（38.9%）であった。

**図表 218　関係機関との連携の頻度**
**（②小学校）**

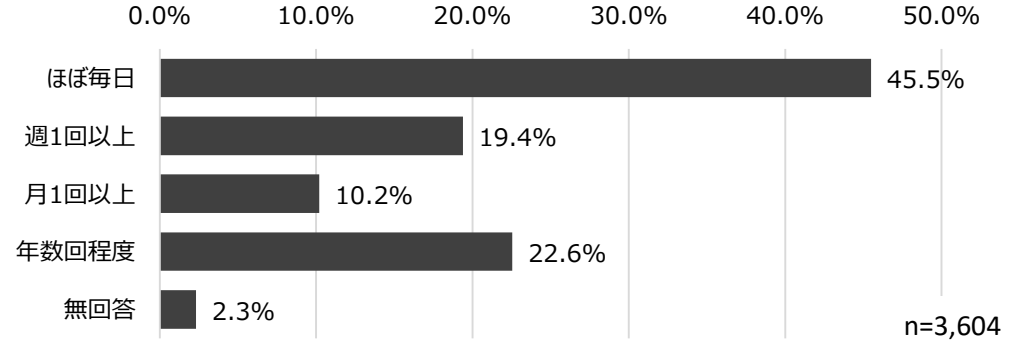


**図表 219　主な連携の機会・手法**
**（②小学校）（複数回答）**

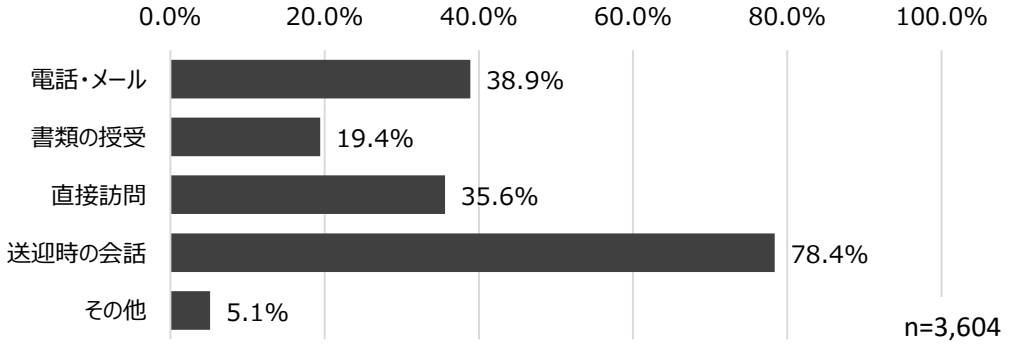

**【連携の頻度およびよく行う連携手法：③　中学校･高等学校】**

連携の頻度については、「ほぼ毎日」（29.8%）が最も多く、次いで「年数回程度」（29.6%）であった。また、主な連携の機会・手法については「送迎時の会話」（67.9%）が最も多く、次いで「電話・メール」（40.1%）であった。

**図表 220　関係機関との連携の頻度**
**（③中学校・高等学校）**

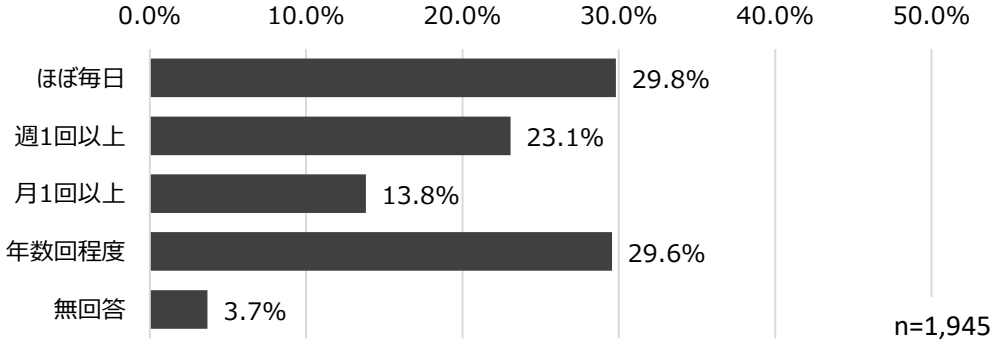


**図表 221　主な連携の機会・手法**
**（③中学校・高等学校）（複数回答）**

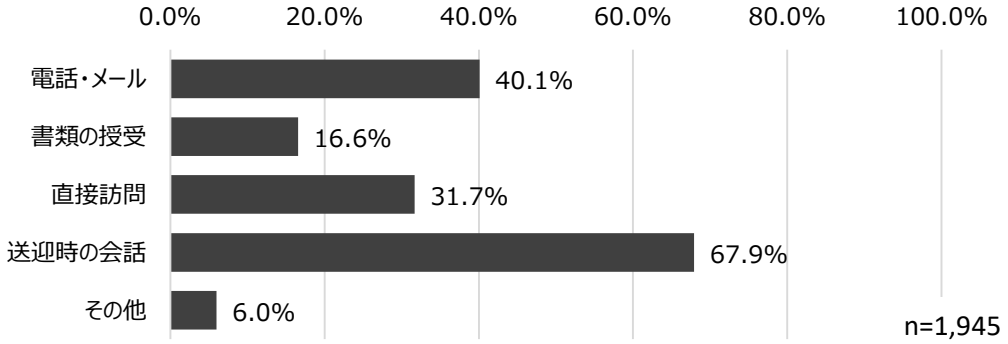

**【連携の頻度およびよく行う連携手法：④ 特別支援学校】**

連携の頻度については、「ほぼ毎日」（57.6%）が最も多く、次いで「年数回程度」（18.6%）であった。また、主な連携の機会・手法については「送迎時の会話」（80.7%）が最も多く、次いで「電話・メール」（35.1%）であった。

**図表 222 関係機関との連携の頻度**
**（④特別支援学校）**

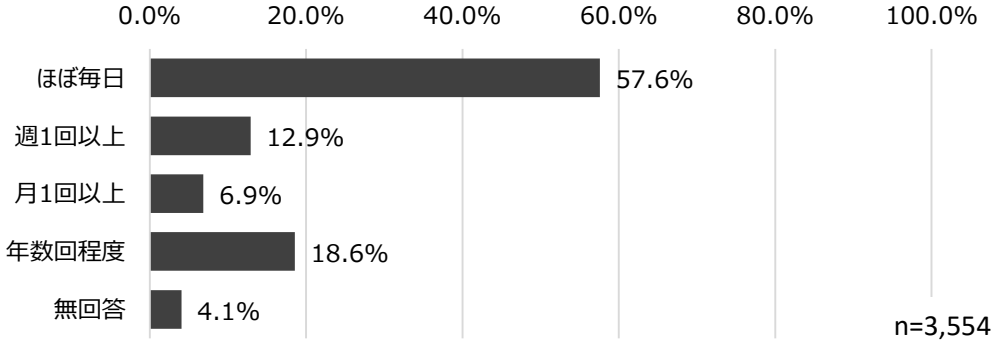


**図表 223 主な連携の機会・手法**
**（④特別支援学校）（複数回答）**

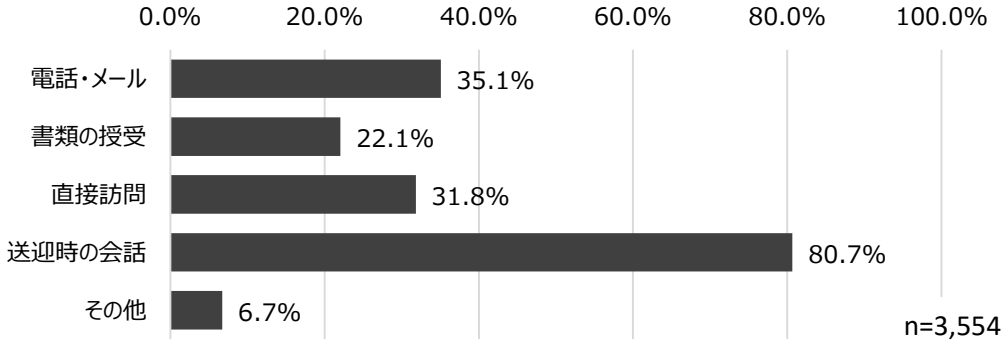

**【連携の頻度およびよく行う連携手法：⑤ 他の放課後等デイサービス事業所】**

連携の頻度については、「年数回程度」（48.3%）が最も多く、次いで「月 1 回以上」（35.8%）であった。また、主な連携の機会・手法については「電話・メール」（68.6%）が最も多く、次いで「直接訪問」（28.8%）であった。

**図表 224　関係機関との連携の頻度**
**（⑤他の放課後等デイサービス事業所）**

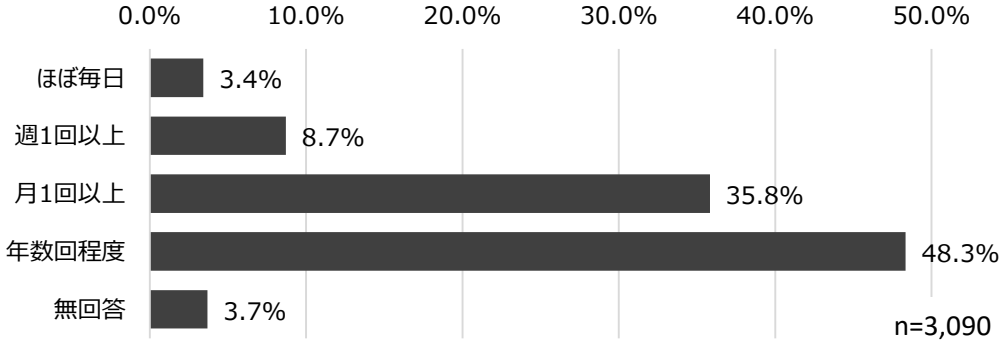


**図表 225　主な連携の機会・手法**
**（⑤他の放課後等デイサービス事業所）（複数回答）**

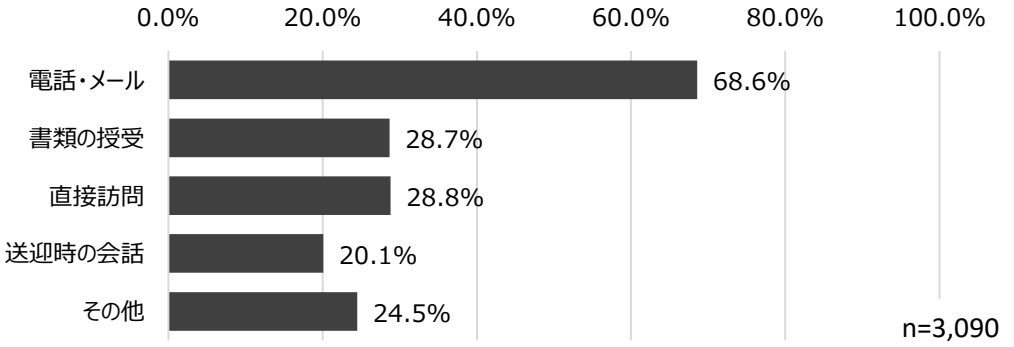

**【連携の頻度およびよく行う連携手法：⑥ 放課後児童クラブ】**

連携の頻度については、「年数回程度」（44.6%）が最も多く、次いで「週 1 回以上」（24.1%）であった。また、主な連携の機会・手法については「送迎時の会話」（54.8%）が最も多く、次いで「直接訪問」（30.8%）であった。

**図表 226 関係機関との連携の頻度**
**（⑥放課後児童クラブ）**

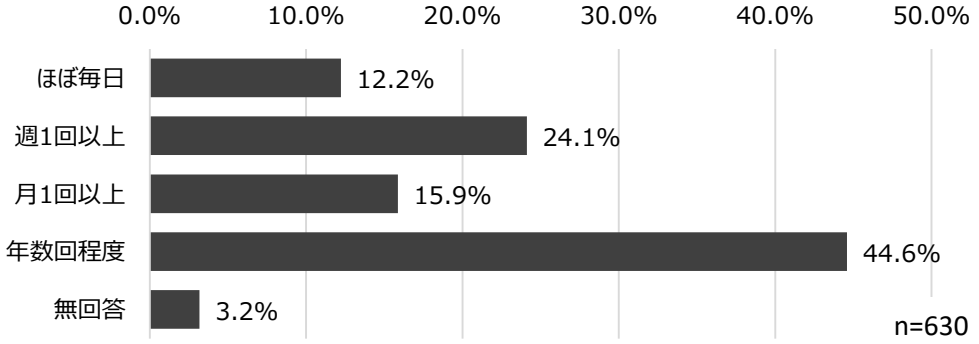


**図表 227 主な連携の機会・手法**
**（⑥放課後児童クラブ）（複数回答）**

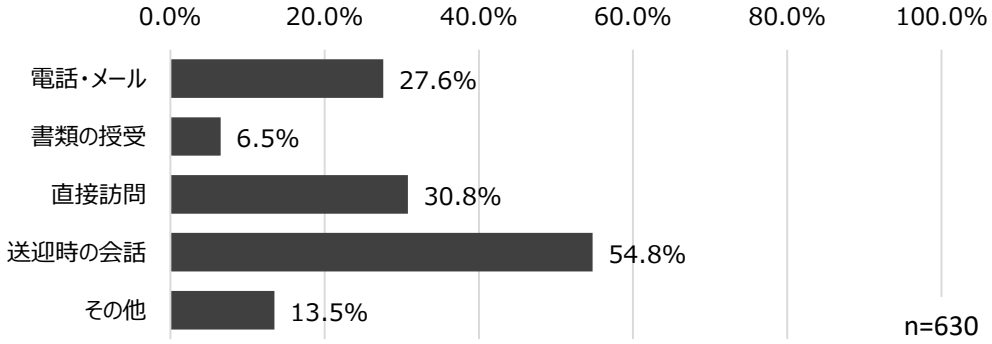

**【連携の頻度およびよく行う連携手法：⑦ 地域の自治会･町内会】**

連携の頻度については、「年数回程度」（80.9%）が最も多く、次いで「月 1 回以上」（15.2%）であった。また、主な連携の機会・手法については「直接訪問」（47.8%）が最も多く、次いで「その他」（41.5%）、「書類の授受」（21.3%）であった。

**図表 228 関係機関との連携の頻度**
**（⑦地域の自治会・町内会）**

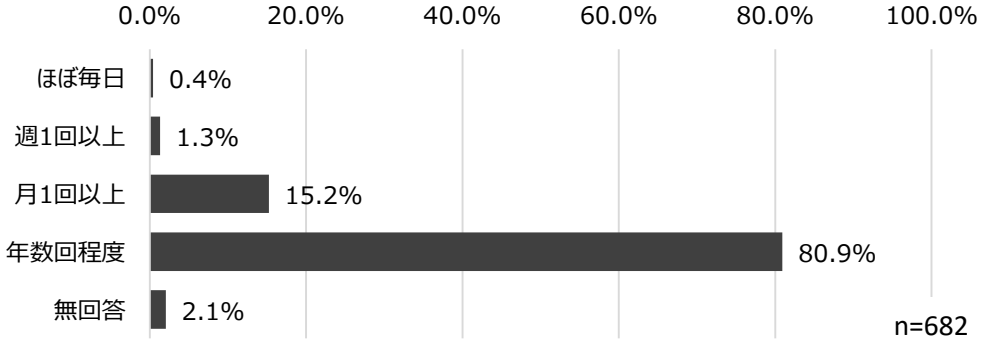


**図表 229 主な連携の機会・手法**
**（⑦地域の自治会・町内会）（複数回答）**

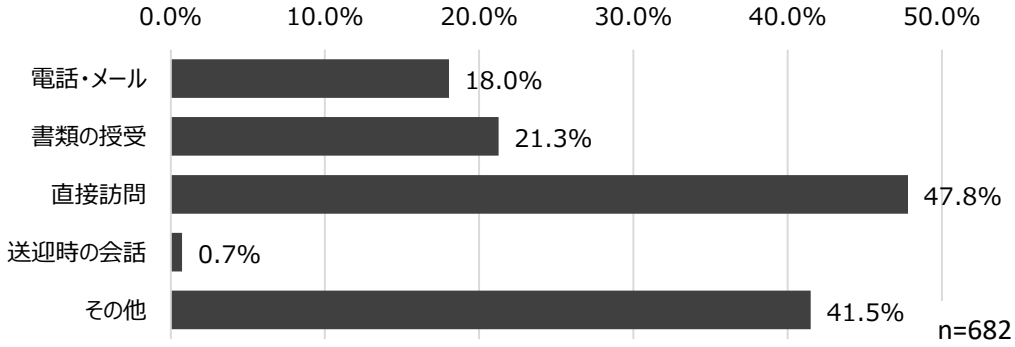

**【連携の頻度およびよく行う連携手法：⑧ 医療機関】**

連携の頻度については、「年数回程度」（78.5%）が最も多く、次いで「月 1 回以上」（14.4%）であった。また、主な連携の機会・手法については「直接訪問」（45.3%）が最も多く、次いで「書類の授受」（39.4%）であった。

**図表 230 関係機関との連携の頻度**
**（⑧医療機関）**

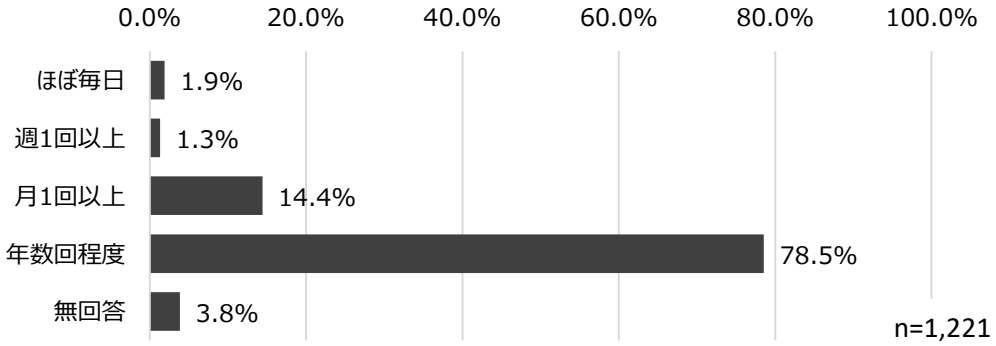


**図表 231 主な連携の機会・手法**
**（⑧医療機関）（複数回答）**

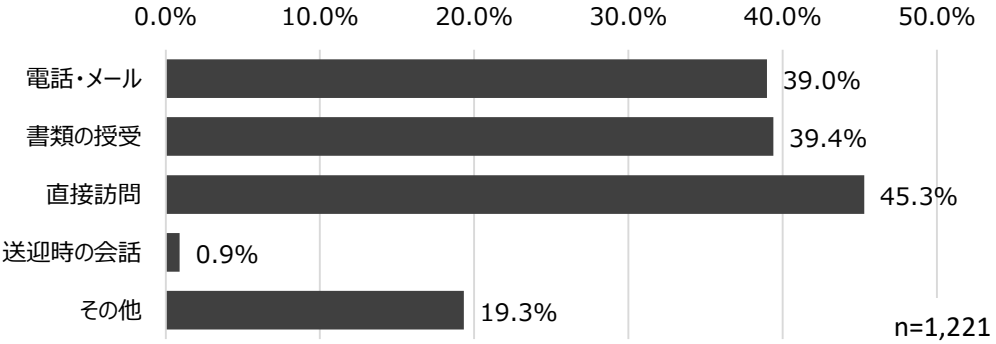

**【連携の頻度およびよく行う連携手法：⑨　利用者が就職予定の企業、官公庁、作業所等】**

連携の頻度については、「年数回程度」（79.9%）が最も多く、次いで「月 1 回以上」（11.2%）であった。また、主な連携の機会・手法については「直接訪問」（64.5%）が最も多く、次いで「電話・メール」（48.3%）であった。

**図表 232　関係機関との連携の頻度**
**（⑨利用者が就職予定の企業、官公庁、作業所等）**

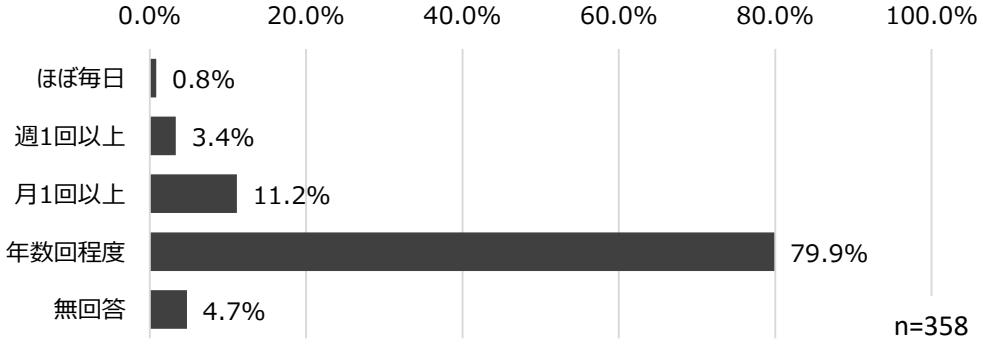


**図表 233　主な連携の機会・手法**
**（⑨利用者が就職予定の企業、官公庁、作業所等）（複数回答）**

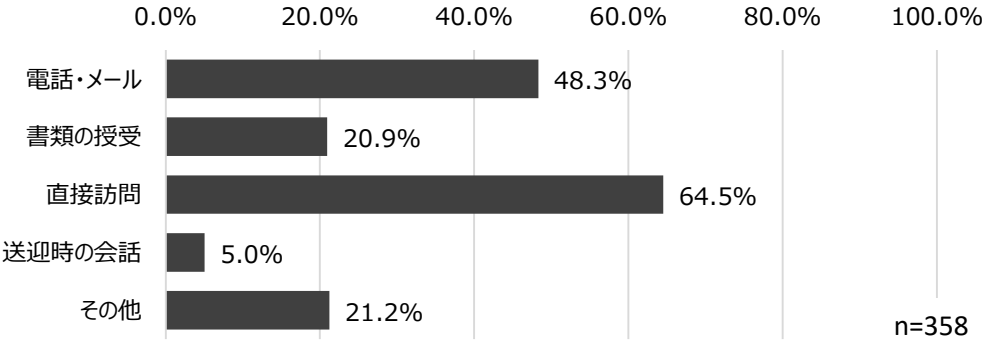

**【連携の頻度およびよく行う連携手法：⑩ その他】**

連携の頻度については、「年数回程度」（41.7%）が最も多く、次いで「月 1 回以上」（40.5%）であった。また、主な連携の機会・手法については「電話・メール」（74.3%）が最も多く、次いで「直接訪問」（46.6%）であった。

**図表 234　関係機関との連携の頻度**
**（⑩その他）**

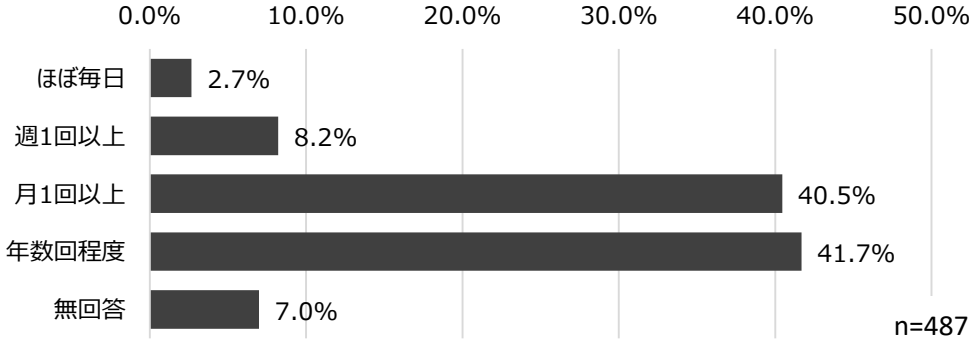


**図表 235　主な連携の機会・手法**
**（⑩その他）（複数回答）**

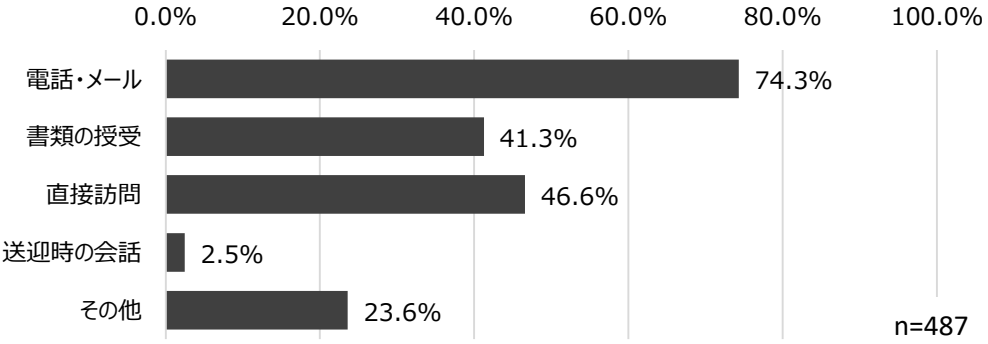

### （２）令和元年６月の１か月間における、関係機関連携加算の算定の有無

関係機関連携加算の算定の有無についてみると、「上記のいずれも算定していない」（86.5%）が最も多く、次いで「関係機関連携加算（Ⅰ）のみ算定している」（6.7%）であった。

**図表 236　関係機関連携加算の算定の有無**

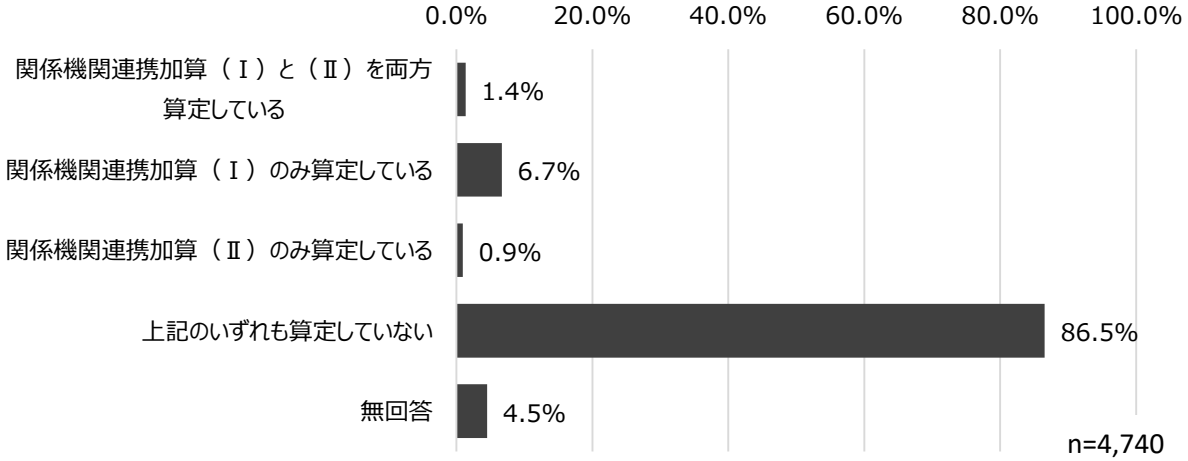


### （３）連携している関係機関があるが、（２）で「上記のいずれも算定していない」を選択した場合、加算を算定していない理由

連携している関係機関があるが関係機関連携加算を算定していない場合の理由についてみると、「関係機関連携加算の対象とならない機関であるから」（24.4%）、「保護者の同意取得が難しいまたは大変だから」（18.3%）であった。

**図表 237　連携している関係機関があるが、加算を算定していない理由（複数回答）**

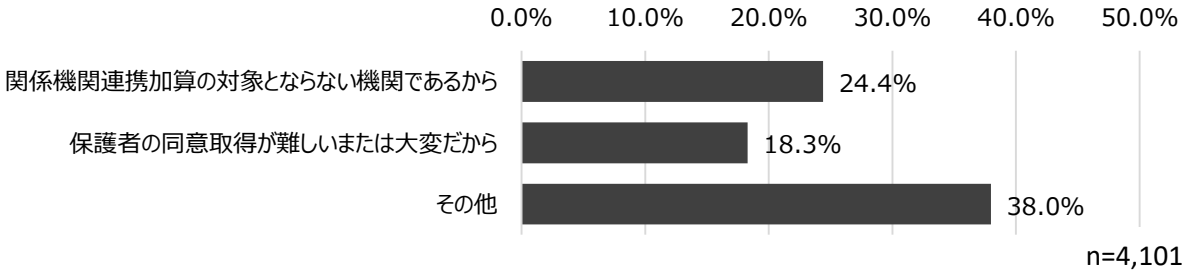


◆「その他」の具体的な内容

| 加算の要件・基準が分からない |
|---|
| 加算算定に係る「連携」が明確でない為、加算の申請に至っていない。 |
| 算定する場合としない場合の違いを付けづらいため、一律で取らないようにしている。 |
| 送迎時の会話だけで連携加算を算定してよいのかわからないから。 |
| 家庭訪問を実施したが、行政担当者からは加算の可否は不明という回答があり、以降そ加算を算定していない。 |
| 送迎時等の情報・意見交換等が加算の対象かどうか不明のため。 |
| 関係機関連携加算について詳細を把握しておらずわからない為 |
| 相談員主体の担当者会議のため、算定していない。算定の要件がよくわからない |

| |
|---|
| 電話のみのやり取りが対象になるのか判断できず、加算を算定しなかった |
| 学校関連・保護者との連携は図っているものの、加算の仕組みがよくわからないため |
| 連携内容的に非該当と判断した |
| 主に送迎時での体調・情緒面での引継ぎなので |
| 事業所主体で関係機関との連絡調整を取らないと算定できないため |
| 連携加算を取ることがふさわしいと感じていないため（日常の変化などは随時情報共有しており、担当者会議なども必要に応じて相談員を通して開催してもらっている為） |
| 口頭のみの情報交換で加算対象ではないと判断しているため。 |
| 立ち話程度でも密にやり取りしているが毎回算定するのは難しい。どこまでは算定しないような内容で、どこからが算定するほどの内容なのかの線引きが難しい。 |
| まだ加算をいただくほどのレベルではないと感じています。もっと質を上げ体制を整えた上で加算を算定させていただきたいと考えます。 |
| 会議を開催していない・主催していない |
| 学校に会議を依頼する程の課題がある子どもがいないから |
| 普段連携を普段から密にとっているため会議を開いていないため |
| 保護者の同意を得て学校の担任等連携しているが相談員様を含めての会議等を行えていないため。今大切な事なので保護者には伝えさせてはいる。相談員を含めるのもしぶられている。 |
| 簡易的な事項も多く、またケース会議に於いては当所に必要な情報の共有にも当たり、加算を計上せず実施している。 |
| サービス担当者会議等は行っているが、そのすべてを個別支援計画に反映しているとは限らないから。 |
| 会議の開催が相談支援専門員を主体としたものとなっており、放デイ事業所主体ではないため算定できないと判断している。 |
| 担当者会議や送迎先や請求業務等で様子共有程度しか関わりしかない為 |
| 関係機関が集まり、会議をする労力と単価がつり合わないため（結果的に関係機関とやり取りしているが、会議という体をなすことの負担が大きい） |
| 日ごろのやりとり、会議に参加をしているが要件の開催を満たしていない(主催していない）と思っているため。 |
| 事業所として関係機関連携加算を算定するだけの要件を満たす会議を実施していないため |
| 事務処理が大変・手間に見合わない |
| 加算取得に関わる職員の業務の時間の確保が難しい |
| 記録作成事務仕事と加算が合わない。連携後の取り組みはきちんとしている。 |
| ・月１回のみ 200 単位の算定のために、連絡・調整の手間が掛かり過ぎると思います。２万単位算定できるのなら考えます。 ・どのように書面で残せばよいかわかりにくく、自分達では算定できると思っても、監査で不可とされる恐れも考えられますから。 |
| 加算を算定するに足る書類の作成に費やする時間がない。 |
| 連携はしているが、加算要件を満たす書類作成の負担を考えて |
| 算定により、実地指導時に細かな指導をされることが煩わしい。現実に即さない書類作成のための記録に割く時間はもったいない。 |
| ６月は算定していない |
| ６月は加算に該当するケア会議などの記録を要する内容の事項がないため |
| 該当月には加算対象となる機関連携を行っていないため。 |
| 特別支援学校と連携しているが６月ではなかった。（５月に算定） |
| その他記載内容 |
| 事業所や保育所側からの打診で実施することが多いため(保護者には提案を承諾してもらう形)。 |
| 必要に応じて実施している（全員に平等に実施することが難しい）ので、ボランティアで行っている。 |
| 情報共有は行うが、個別支援計画書の作成はしない。それぞれの機関と個別に会うことが多い |
| 基本的に保護者の同席のもとに、学校等を訪問しているので、家庭連携加算を算定している為 |
| 年度末の幼稚部や高等部に変わる時に関係機関連携加算をとっている為 |

| |
|---|
| 関係機関と保護者の都合が合わず連絡調整に時間がかかり、通常の業務に支障をきたすから |
| 行政より加算を取れる程の記録として認められないと返戻されたから |
| ほとんどが保護者を通して行っているため直接の連携をしていないケースがほとんどのため |

### （４）他の放課後等デイサービス事業所との併用状況（併用先、日数等）の把握の有無

他事業所との併用状況の把握の有無についてみると、「概ね全利用者について把握している」(88.4%)が最も多かった。

**図表 238　他の放課後等デイサービス事業所との併用状況の把握**

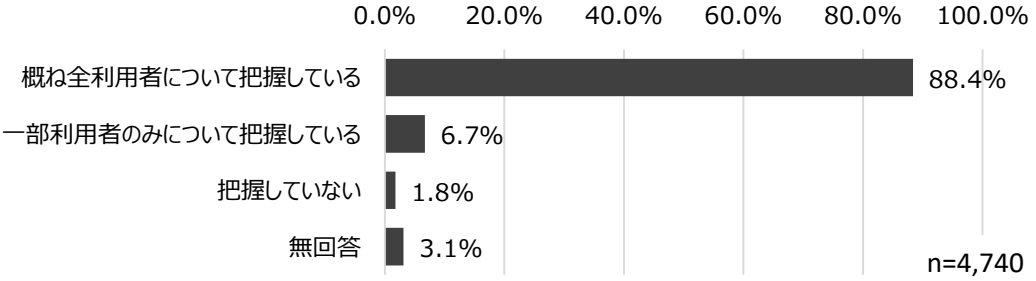


### （５）他の放課後等デイサービス事業所と併用している利用者について、令和元年 6 月の 1 か月間における併用状況等の詳細

①他事業所を併用している利用者の人数についてみると、平均が 14.24 人、中央値が 11.00 人であった。また、②当該事業所を利用している平均的な日数については平均が 2.42 日、③他の事業所を利用している平均的な日数については平均が 2.31 日であった。

これを分布でみると、以下の通りであった。

また、地域区分別にみると、①他事業所を併用している利用者の人数について、北海道・東北、九州ではそれぞれ平均 9.91 人、12.19 人と比較的少なく、関東、近畿ではそれぞれ 15.75 人、16.10 人と比較的多い傾向がみられた。

**図表 239　他事業所の併用状況等の詳細（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| ①他事業所を併用している利用者の人数 | 4,354 | 14.24 | 12.70 | 11.00 |
| ②当該事業所を利用している平均的な日数（週あたり） | 4,210 | 2.42 | 1.07 | 2.00 |
| ③他の事業所を利用している平均的な日数（週あたり） | 4,071 | 2.31 | 0.95 | 2.00 |

**図表 240　①他事業所を併用している利用者の人数（実人数）（分布）**

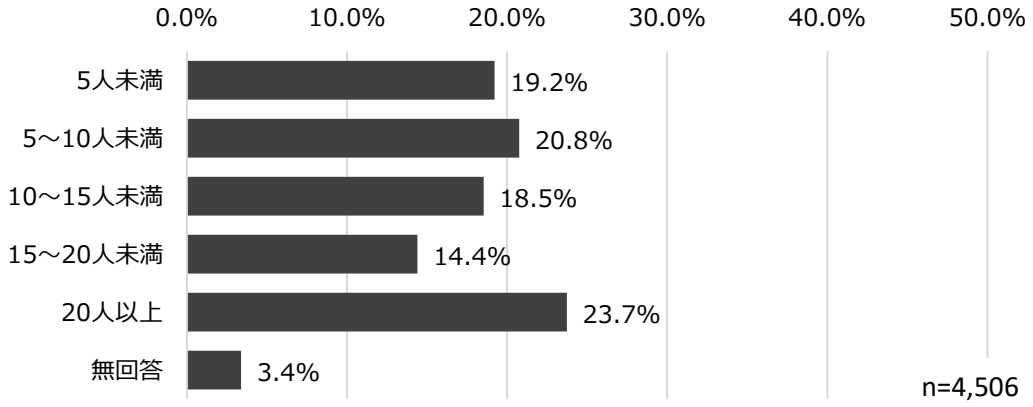


**図表 241　②当該事業所を利用している平均的な日数（週あたり）（分布）**

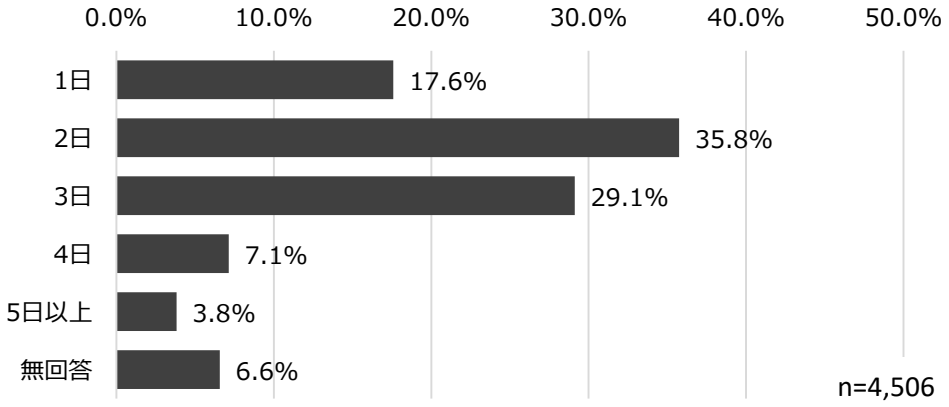


**図表 242　③他事業所を利用している平均的な日数（週あたり）（分布）**

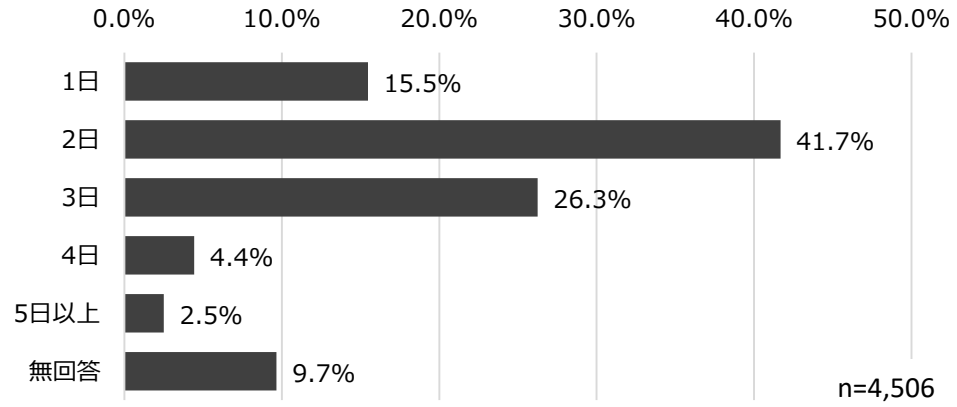

**図表 243　他事業所を併用している利用者の人数（地域区分別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道･東北 | 457 | 9.91 | 8.89 | 7.00 |
| 関東 | 972 | 15.75 | 13.05 | 13.00 |
| 信越 | 71 | 14.11 | 14.57 | 12.00 |
| 東海･北陸 | 697 | 14.92 | 12.13 | 12.00 |
| 近畿 | 755 | 16.10 | 14.83 | 13.00 |
| 中国 | 269 | 14.92 | 13.14 | 12.00 |
| 四国 | 122 | 14.13 | 10.81 | 11.00 |
| 九州 | 670 | 12.19 | 12.23 | 9.00 |

## （６）「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の内容の把握の有無

学校が児童ごとに作成する「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の内容の把握状況についてみると、「必要がある利用者の計画について把握している」（43.4%）が最も多く、次いで「把握していない」（37.2%）であった。

**図表 244　「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の内容の把握**

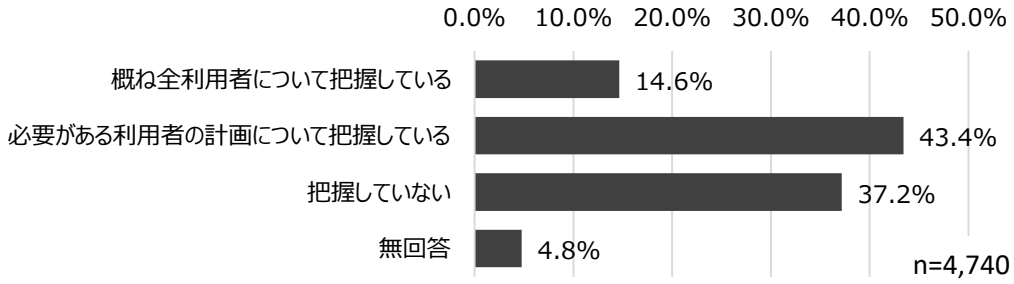


## （７）令和元年 4 月～6 月の 3 か月間における、障害児支援利用計画のモニタリングを主目的とした相談支援専門員の事業所見学、情報収集の回数

障害児支援利用計画のモニタリングを主目的とした相談支援専門員の事業所見学、情報収集の回数についてみると、平均が 5.74 回、中央値が 4.00 回であった。

分布でみると、「5～10 回未満」（22.8%）が最も多く、次いで「1～3 回未満」（20.6%）であった。

地域区分別にみると、関東では平均 4.35 回、信越では 8.26 回と、地域により差があることがうかがえた。

**図表 245　障害児支援利用計画のモニタリングを主目的とした相談支援専門員の事業所見学、情報収集の回数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 相談支援専門員の事業所見学、情報収集の回数 | 4,283 | 5.74 | 6.99 | 4.00 |

**図表 246　障害児支援利用計画のモニタリングを主目的とした相談支援専門員の事業所見学、情報収集の回数（分布）**

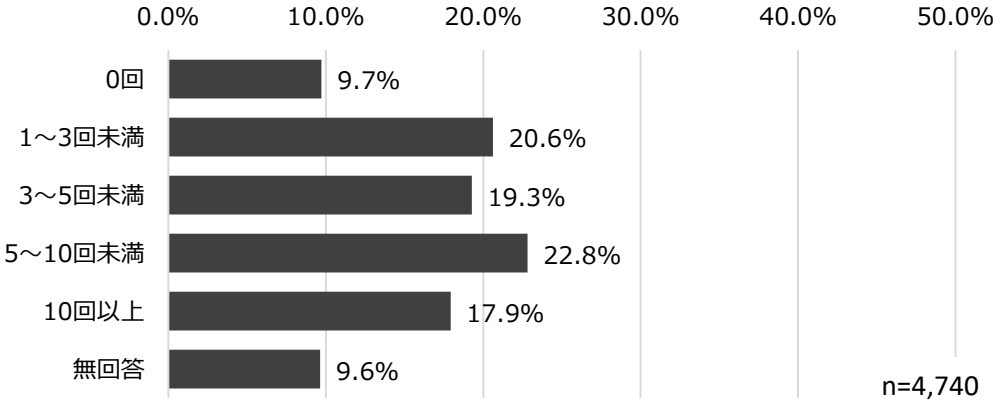


**図表 247　障害児支援利用計画のモニタリングを主目的とした相談支援専門員の事業所見学、情報収集の回数（地域区分別）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道･東北 | 459 | 5.16 | 5.99 | 3.00 |
| 関東 | 952 | 4.35 | 5.72 | 3.00 |
| 信越 | 74 | 8.26 | 10.17 | 5.00 |
| 東海･北陸 | 684 | 5.87 | 7.02 | 4.00 |
| 近畿 | 730 | 5.55 | 7.97 | 3.00 |
| 中国 | 268 | 5.58 | 5.90 | 4.00 |
| 四国 | 120 | 7.10 | 6.72 | 5.00 |
| 九州 | 662 | 7.84 | 7.98 | 5.00 |

### （８）令和元年 4 月～6 月の 3 か月間における、事業所職員のサービス担当者会議への合計参加回数

事業所職員のサービス担当者会議への合計参加回数についてみると、平均が 3.62 回、中央値が 2.00 回であった。

分布でみると、「1～3 回未満」（27.6%）が最も多く、次いで「0 回」（22.4%）であった。

**図表 248　事業所職員のサービス担当者会議への合計参加回数（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| サービス担当者会議への合計参加回数 | 4,235 | 3.62 | 5.64 | 2.00 |

**図表 249　事業所職員のサービス担当者会議への合計参加回数（分布）**

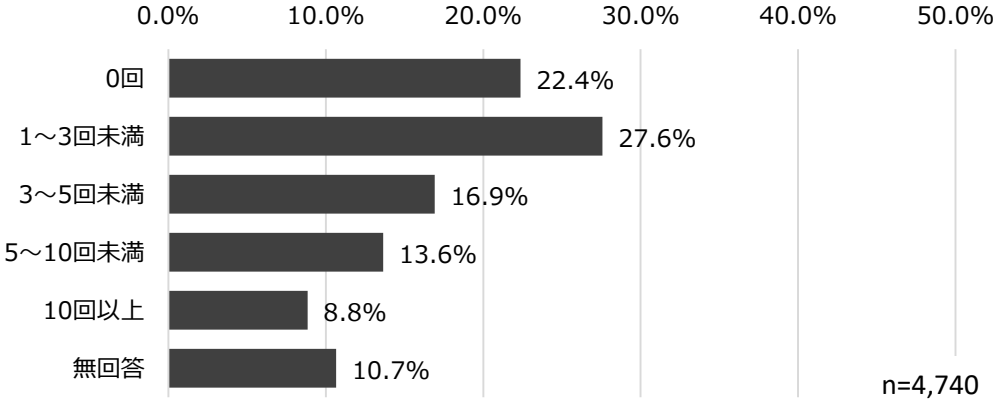

## ４．事業所における報酬･加算等の算定状況等について

### （１）放課後等デイサービス給付費について、該当する報酬区分

放課後等デイサービス給付費の報酬区分についてみると、「区分 2 の 1」（61.8%）が最も多く、次いで「区分 1 の 1」（18.5%）であった。

運営主体別にみると、「区分 1 の 1」は社会福祉法人（25.0%）、NPO（24.7%）などで比較的大きい傾向がみられた。

地域区分別にみると、「区分 1 の 1」は北海道・東北（21.2%）、関東（24.4%）などで比較的大きく、四国（7.5%）で小さい傾向がみられた。

また、設立年度別には、「区分 1 の 1」は 2014 年以降で 15.8%と、それ以前に設立された事業所と比較して小さい傾向がみられた。

**図表 250　放課後等デイサービス給付費について該当する報酬区分**

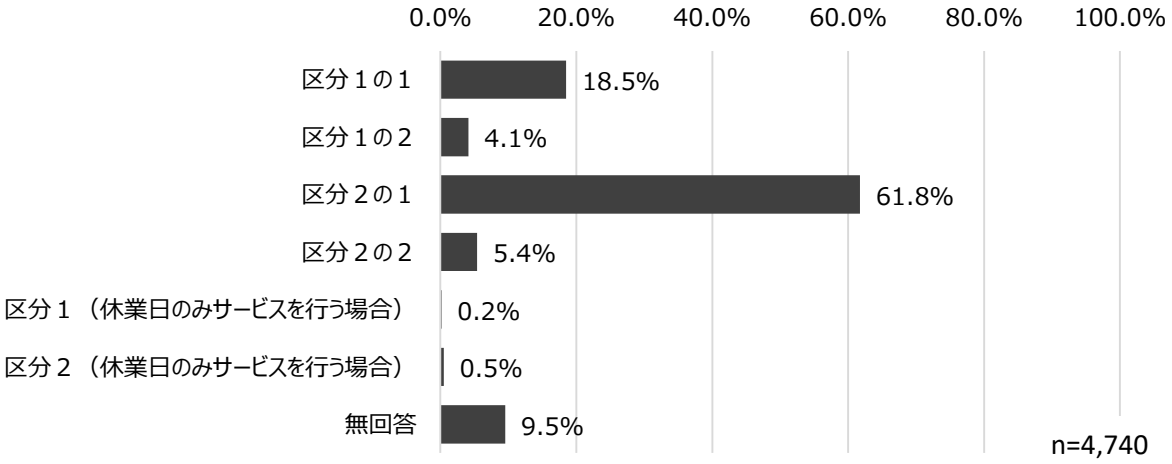


**図表 251　放課後等デイサービス給付費について該当する報酬区分（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分１の１ | 14.0% | 19.1% | 25.0% | 14.0% | 14.2% | 24.7% | 19.8% |
| 区分１の２ | 2.0% | 8.5% | 3.3% | 0.0% | 4.4% | 3.9% | 4.7% |
| 区分２の１ | 62.0% | 55.3% | 50.2% | 57.9% | 67.9% | 58.8% | 57.3% |
| 区分２の２ | 16.0% | 2.1% | 6.9% | 3.5% | 5.6% | 3.4% | 4.9% |
| 区分１（休業日のみサービスを行う場合） | 0.0% | 0.0% | 0.4% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.4% |
| 区分２（休業日のみサービスを行う場合） | 0.0% | 2.1% | 1.5% | 3.5% | 0.2% | 0.4% | 0.0% |
| 無回答 | 6.0% | 12.8% | 12.8% | 21.1% | 7.5% | 8.8% | 12.9% |

**図表 252　放課後等デイサービス給付費について該当する報酬区分（地域区分別）**

| | 北海道・東北 | 関東 | 信越 | 東海・北陸 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分１の１ | 21.2% | 24.4% | 12.0% | 16.3% | 14.8% | 20.0% | 7.5% | 19.3% |
| 区分１の２ | 2.4% | 4.6% | 3.6% | 4.3% | 4.1% | 5.2% | 2.3% | 4.0% |
| 区分２の１ | 62.4% | 58.1% | 62.7% | 66.3% | 64.0% | 47.9% | 69.2% | 62.0% |
| 区分２の２ | 3.2% | 5.1% | 3.6% | 3.5% | 6.3% | 17.2% | 5.3% | 4.4% |
| 区分１（休業日のみサービスを行う場合） | 0.0% | 0.1% | 2.4% | 0.1% | 0.1% | 0.3% | 0.0% | 0.1% |
| 区分２（休業日のみサービスを行う場合） | 0.8% | 0.3% | 1.2% | 0.0% | 0.4% | 1.7% | 2.3% | 0.4% |
| 無回答 | 10.0% | 7.4% | 14.5% | 9.4% | 10.2% | 7.6% | 13.5% | 9.7% |

**図表 253　放課後等デイサービス給付費について該当する報酬区分（設立年度別）**

| | 2011年以前 | 2012～2013年 | 2014年以降 |
|---|---|---|---|
| 区分１の１ | 26.0% | 25.6% | 15.8% |
| 区分１の２ | 5.2% | 3.6% | 4.1% |
| 区分２の１ | 49.5% | 54.2% | 65.7% |
| 区分２の２ | 5.0% | 5.8% | 5.4% |
| 区分１（休業日のみサービスを行う場合） | 0.5% | 0.4% | 0.1% |
| 区分２（休業日のみサービスを行う場合） | 1.3% | 0.7% | 0.3% |
| 無回答 | 12.5% | 9.8% | 8.6% |

### （２）令和元年６月の１か月間における、加算等の算定・該当の有無

各種加算の算定・該当の有無についてみると、「児童指導員等加配加算（Ⅰ）」（74.4%）が最も多く、次いで「欠席時対応加算」（70.1%）、「利用者負担上限額管理加算」（63.1%）であった。

運営主体別にみると、自治体では「利用者負担上限管理加算」（48.0%）や「欠席時対応加算」（38.0%）の割合が比較的小さい傾向がみられた。また、社会福祉法人や NPO では「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）」の割合が比較的大きい傾向がみられた（それぞれ 67.5%、57.2%）。

**図表 254　加算等の算定・該当の有無（複数回答）**

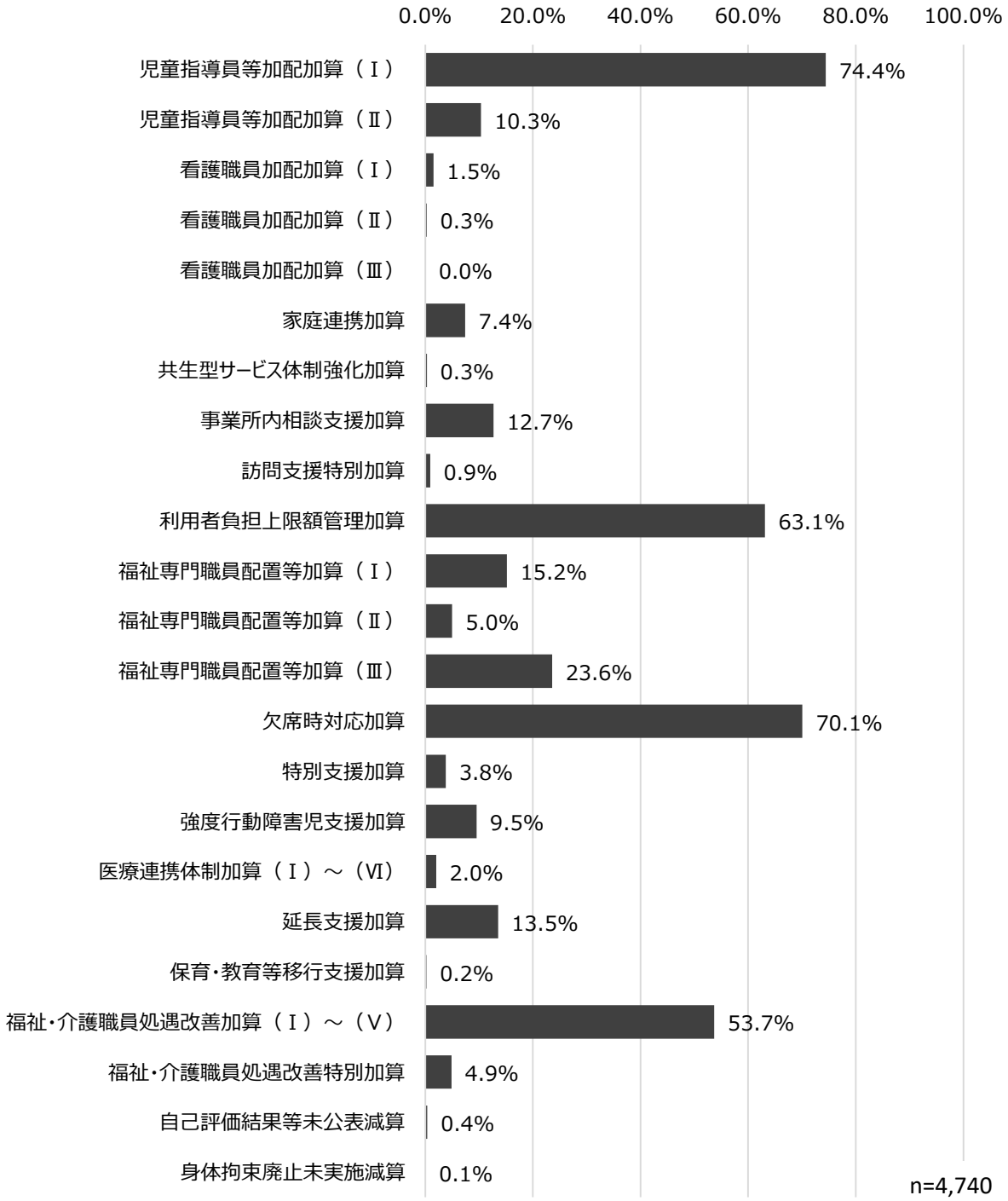

## 図表 255　加算等の算定・該当の有無（運営主体別）

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 児童指導員等加配加算（Ⅰ） | 58.0% | 66.0% | 69.5% | 68.4% | 78.0% | 70.1% | 75.5% |
| 児童指導員等加配加算（Ⅱ） | 8.0% | 6.4% | 12.2% | 7.0% | 8.9% | 12.4% | 12.2% |
| 看護職員加配加算（Ⅰ） | 0.0% | 0.0% | 1.5% | 1.8% | 1.2% | 2.3% | 2.0% |
| 看護職員加配加算（Ⅱ） | 0.0% | 0.0% | 0.2% | 0.0% | 0.2% | 0.5% | 0.6% |
| 看護職員加配加算（Ⅲ） | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 家庭連携加算 | 4.0% | 10.6% | 6.3% | 14.0% | 8.4% | 5.9% | 6.7% |
| 共生型サービス体制強化加算 | 0.0% | 2.1% | 0.4% | 1.8% | 0.2% | 0.4% | 0.2% |
| 事業所内相談支援加算 | 16.0% | 10.6% | 12.3% | 24.6% | 12.0% | 13.2% | 14.1% |
| 訪問支援特別加算 | 0.0% | 0.0% | 0.8% | 8.8% | 0.6% | 0.9% | 2.0% |
| 利用者負担上限額管理加算 | 48.0% | 70.2% | 63.0% | 50.9% | 63.0% | 65.7% | 62.0% |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） | 14.0% | 12.8% | 26.5% | 17.5% | 11.9% | 14.4% | 13.1% |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） | 4.0% | 2.1% | 7.3% | 1.8% | 4.4% | 5.5% | 3.7% |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） | 16.0% | 25.5% | 34.8% | 28.1% | 19.2% | 25.9% | 22.7% |
| 欠席時対応加算 | 38.0% | 55.3% | 68.9% | 71.9% | 70.2% | 73.2% | 71.4% |
| 特別支援加算 | 0.0% | 4.3% | 5.8% | 3.5% | 2.9% | 4.5% | 4.1% |
| 強度行動障害児支援加算 | 4.0% | 8.5% | 10.6% | 3.5% | 8.9% | 10.6% | 10.8% |
| 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ） | 0.0% | 0.0% | 1.9% | 7.0% | 2.0% | 1.8% | 2.5% |
| 延長支援加算 | 6.0% | 19.1% | 17.5% | 14.0% | 11.6% | 17.3% | 10.0% |
| 保育・教育等移行支援加算 | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 0.3% | 0.2% | 0.0% |
| 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ） | 12.0% | 42.6% | 67.5% | 35.1% | 51.1% | 57.2% | 45.3% |
| 福祉・介護職員処遇改善特別加算 | 0.0% | 8.5% | 4.8% | 5.3% | 5.5% | 3.4% | 3.9% |
| 自己評価結果等未公表減算 | 0.0% | 0.0% | 0.5% | 0.0% | 0.3% | 0.2% | 0.6% |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.1% | 0.0% |

### （３）児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数

前項で児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数についてみると、回答があった職種として最も多かったものは「児童指導員」（2,770 件）、次いで「保育士」（2,269 件）であった。児童指導員の平均の職員数は 3.68 人、保育士は 2.09 人であった。

また、加算対象となった職員が 1 人以上いる事業所の件数・割合をみると、「児童指導員」（77.5%）が最も多く、次いで「保育士」（61.3%）、「その他の従業者」（35.2%）であった。

分布でみると、児童指導員では「4 人以上」（33.5%）が最も多く、また保育士では「1 人」（30.2%）が最も多かった。

**図表 256　児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数（実人数）（平均等）**

| | 件数 | 平均 | 標準偏差 | 中央値 |
|---|---|---|---|---|
| 理学療法士 | 442 | 0.46 | 0.89 | 0.00 |
| 作業療法士 | 480 | 0.54 | 0.86 | 0.00 |
| 言語聴覚士 | 444 | 0.48 | 0.91 | 0.00 |
| 保育士 | 2,269 | 2.09 | 6.90 | 1.00 |
| 厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員 | 440 | 0.63 | 1.14 | 0.00 |
| 児童指導員 | 2,770 | 3.68 | 5.35 | 3.00 |
| 厚生労働大臣が定める基準に適合する者 | 748 | 1.37 | 1.73 | 1.00 |
| その他の従業者 | 1,379 | 2.84 | 11.41 | 2.00 |

**図表 257　児童指導員等加配加算の加算対象となった職員（職種別）が 1 人以上いる事業所の割合（複数回答）**

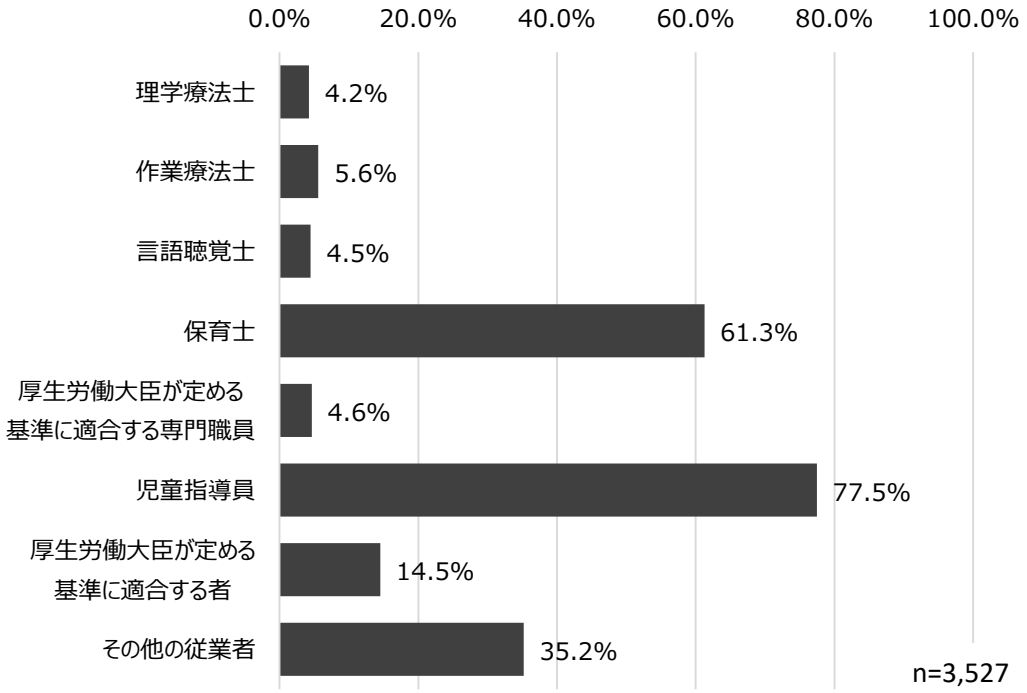

**図表 258　児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数**
**（分布・①理学療法士）**

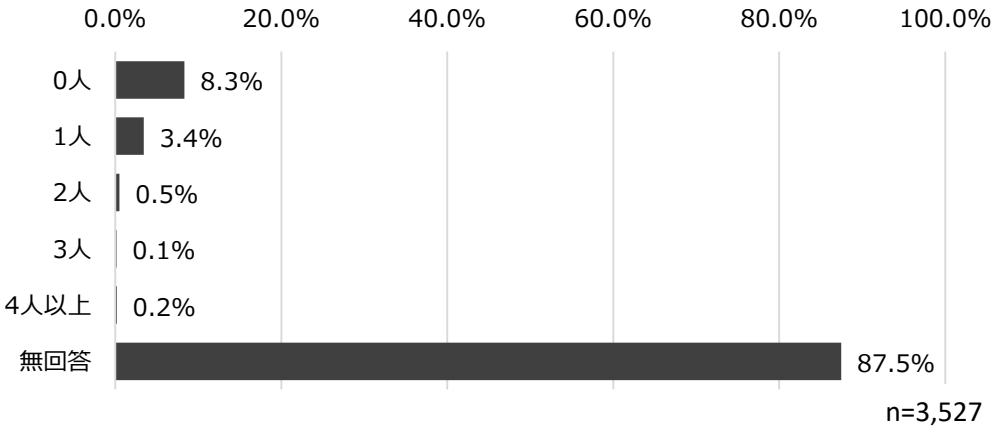


**図表 259　児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数**
**（分布・②作業療法士）**

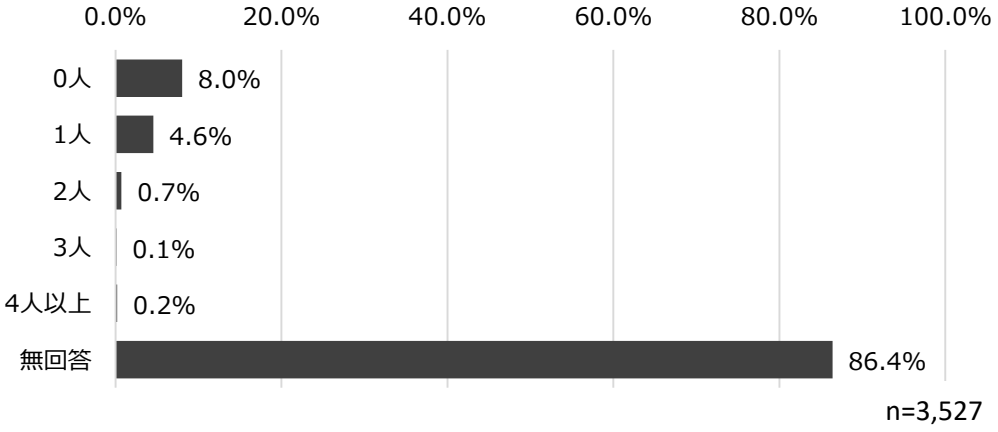


**図表 260　児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数**
**（分布・③言語聴覚士）**

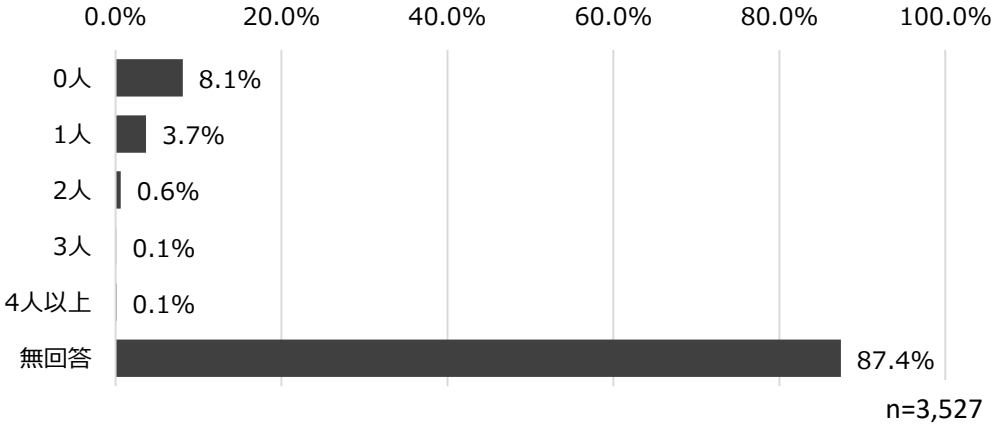

**図表 261　児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数**
**（分布・④保育士）**

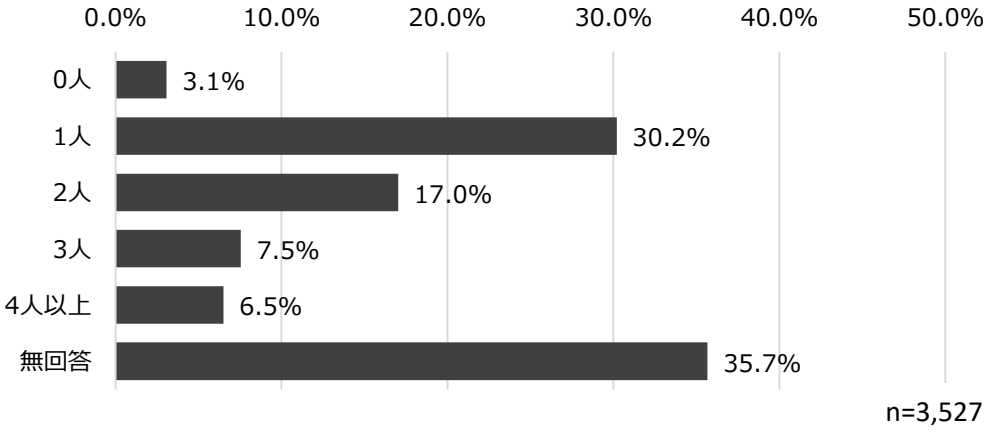


**図表 262　児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数**
**（分布・⑤厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員）**

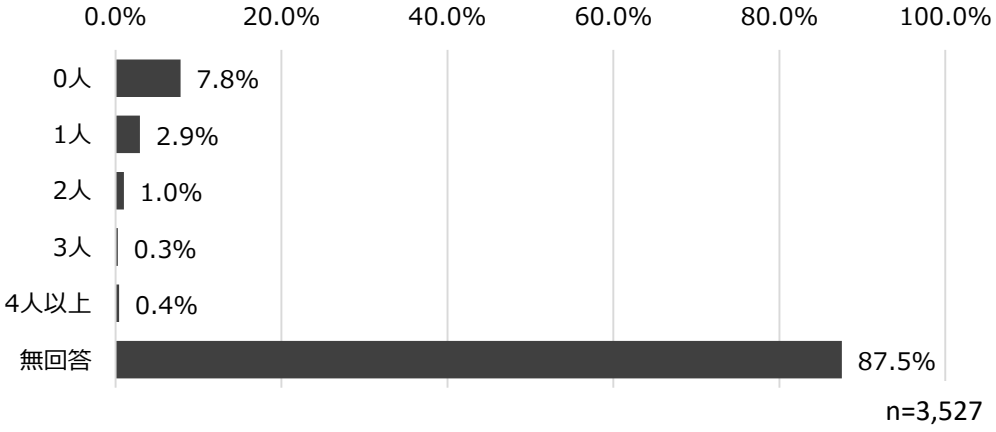


**図表 263　児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数**
**（分布・⑥児童指導員）**

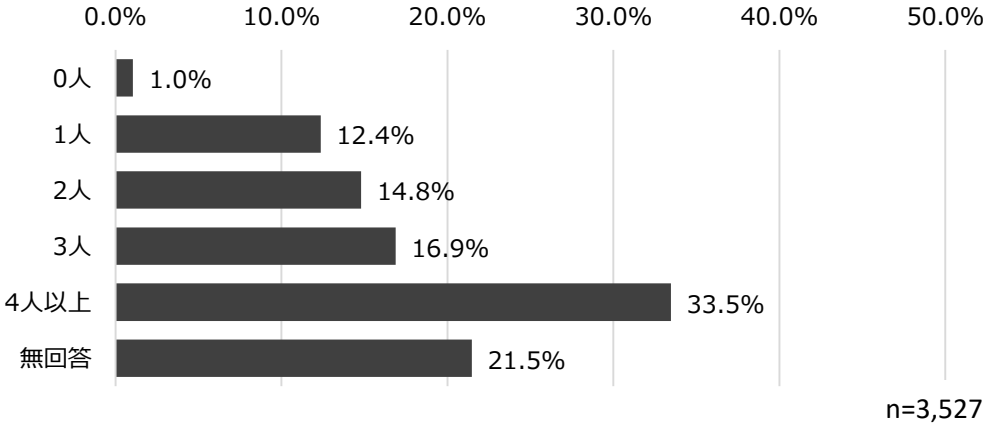

**図表 264　児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数**
**（分布・⑦厚生労働大臣が定める基準に適合する者）**

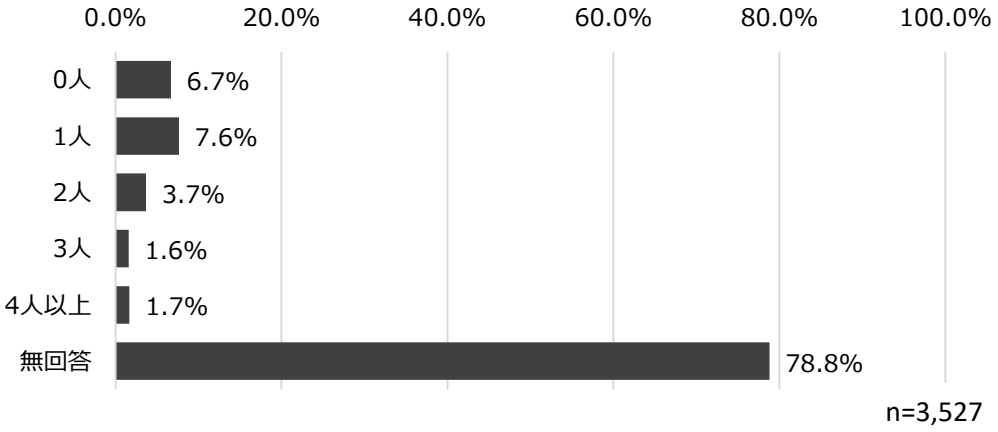


**図表 265　児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数**
**（分布・⑧その他の従業者）**

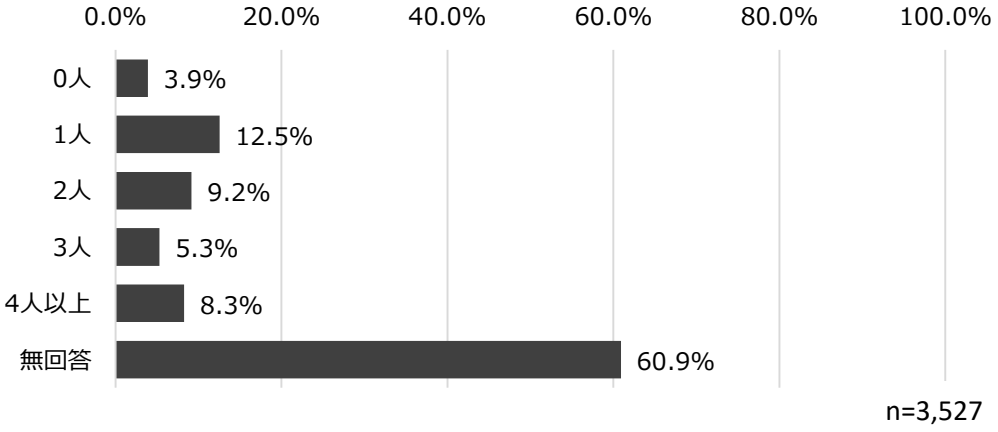

### （４）自己評価の公表が行えなかった理由

（２）で「自己評価結果等未公表減算」に該当すると回答した事業所の自己評価の公表を行えなかった理由についてみると、「人員不足で自己評価や公表に対応できなかった」（17.6%）が最も多く、次いで「職員による自己評価の手法が分からなかった」「保護者アンケートや職員による自己評価結果を適切にまとめられなかった」（いずれも 11.8%）であった。

**図表 266　自己評価の公表が行えなかった理由（複数回答）**

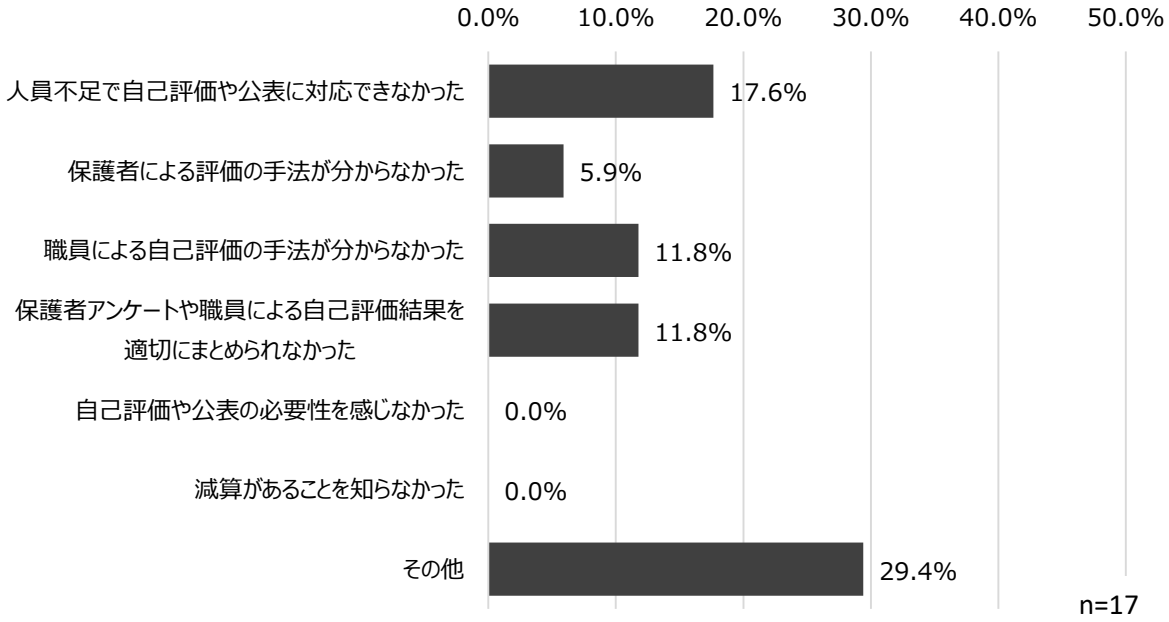

## ５．事業所におけるサービスの質の向上に向けた取組、課題等について

### （１）事業所で、サービスの質の向上に向けて実施している取組

サービスの質の向上に向けて実施している取組についてみると、「保護者向けのアンケート調査の実施」（76.2%）が最も多く、次いで「利用者のニーズにより活動内容の変更、使い分けをするなど、支援の柔軟な提供」（71.2%）、「外部研修への従業者の積極的参加の促進」（65.1%）であった。

運営主体別にみると、社会福祉法人では「第三者評価の実施」が 18.0%と比較的大きい傾向がみられた。また、自治体では「要保護児童対策地域協議会への参加」（26.0%）、「自治体の子ども・子育て会議への参加」（22.0%）が比較的大きい傾向がみられた。

設立年度別にみると、2011 年以前の事業所と 2014 年以降の事業所を比較すると、「地域自立支援協議会への参加」（2011 年以前：39.7%、2014 年以降：26.3%）、「実習生やボランティアの受入」（（2011 年以前：53.8%、2014 年以降：34.3%）、「要保護児童対策地域協議会への参加」（2011 年以前：11.8%、2014 年以降：5.8%）などの項目で差がある傾向がうかがえた。

**図表 267　サービスの質の向上に向けて実施している取組（複数回答）**

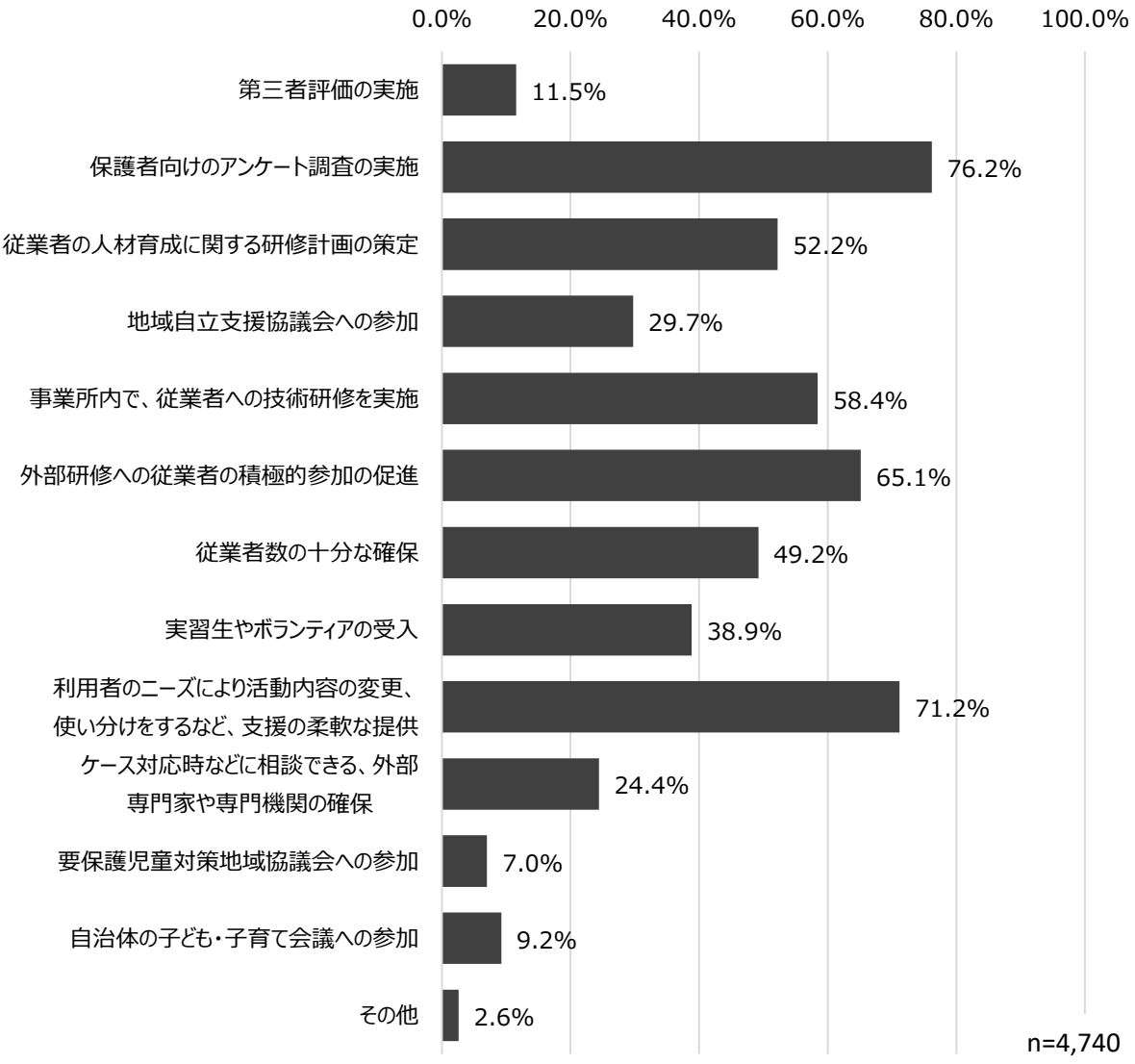

**図表 268　サービスの質の向上に向けて実施している取組（運営主体別）**

| | 自治体 | 社会福祉協議会 | 社会福祉法人 | 医療法人 | 営利法人 | NPO | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第三者評価の実施 | 8.0% | 8.5% | 18.0% | 12.3% | 10.1% | 10.5% | 10.0% |
| 保護者向けのアンケート調査の実施 | 82.0% | 66.0% | 79.1% | 71.9% | 74.3% | 79.1% | 76.3% |
| 従業者の人材育成に関する研修計画の策定 | 50.0% | 48.9% | 56.7% | 43.9% | 52.6% | 51.4% | 46.9% |
| 地域自立支援協議会への参加 | 34.0% | 38.3% | 41.7% | 31.6% | 22.6% | 37.6% | 29.8% |
| 事業所内で、従業者への技術研修を実施 | 50.0% | 42.6% | 57.0% | 57.9% | 58.4% | 60.3% | 60.8% |
| 外部研修への従業者の積極的参加の促進 | 60.0% | 66.0% | 72.7% | 70.2% | 61.3% | 70.0% | 63.5% |
| 従業者数の十分な確保 | 54.0% | 42.6% | 42.3% | 57.9% | 50.2% | 50.6% | 52.0% |
| 実習生やボランティアの受入 | 40.0% | 44.7% | 60.5% | 42.1% | 29.2% | 47.1% | 34.9% |
| 利用者のニーズにより活動内容の変更、使い分けをするなど、支援の柔軟な提供 | 76.0% | 63.8% | 76.9% | 66.7% | 69.1% | 74.1% | 67.8% |
| ケース対応時などに相談できる、外部専門家や専門機関の確保 | 40.0% | 31.9% | 30.2% | 33.3% | 20.9% | 28.2% | 22.5% |
| 要保護児童対策地域協議会への参加 | 26.0% | 14.9% | 11.2% | 8.8% | 4.9% | 7.6% | 6.7% |
| 自治体の子ども・子育て会議への参加 | 22.0% | 8.5% | 10.9% | 5.3% | 7.3% | 13.8% | 7.6% |
| その他 | 0.0% | 0.0% | 4.2% | 7.0% | 2.1% | 2.6% | 2.2% |

**図表 269　サービスの質の向上に向けて実施している取組（設立年度別）**

| | 2011年以前 | 2012～2013年 | 2014年以降 |
|---|---|---|---|
| 第三者評価の実施 | 15.2% | 12.7% | 10.7% |
| 保護者向けのアンケート調査の実施 | 78.8% | 77.9% | 75.3% |
| 従業者の人材育成に関する研修計画の策定 | 53.0% | 51.7% | 52.3% |
| 地域自立支援協議会への参加 | 39.7% | 36.8% | 26.3% |
| 事業所内で、従業者への技術研修を実施 | 60.3% | 60.2% | 58.0% |
| 外部研修への従業者の積極的参加の促進 | 70.7% | 69.1% | 63.5% |
| 従業者数の十分な確保 | 48.5% | 49.1% | 49.5% |
| 実習生やボランティアの受入 | 53.8% | 47.1% | 34.3% |
| 利用者のニーズにより活動内容の変更、使い分けをするなど、支援の柔軟な提供 | 74.3% | 70.7% | 70.8% |
| ケース対応時などに相談できる、外部専門家や専門機関の確保 | 32.5% | 27.7% | 22.4% |
| 要保護児童対策地域協議会への参加 | 11.8% | 8.4% | 5.8% |
| 自治体の子ども・子育て会議への参加 | 12.3% | 10.3% | 8.4% |
| その他 | 4.2% | 2.3% | 2.5% |

◆「その他」の具体的な内容

| 事業所間会議等の立ち上げ、参加 |
|---|
| 利用者に関するケース会への参加 |
| ダウン症や障がいに特化した保護者会参加 |
| 地域の障害児連絡会への参加 |
| 村内の児発管と連絡会という形で月一集まりを持ち、情報共有に努めている。 |
| 地域 NPO 法人の子ども食堂への参加、市内連絡会の立ち上げ |
| 地域交流会(保育園・他事業所) |
| 地域障害者災害時対策会議に参加 |
| ダウン症親の会でのボランティア参加 |
| しょうがい児者支援事業所連絡協議会 |
| 区自立支援連絡協議会、児童連絡会 |
| 親の会主催の勉強会やイベント参加、ボランティア活動 |
| 放課後等デイサービス協議会への参加 |
| 教育委員会の支援会議への参加 |
| 法人内の他事業所との勉強会やケース対応時の相談 |

| 内部・外部研修への参加 |
| --- |
| 乳幼児健診への参加、講習会協力等 |
| スタッフが参加したい研修に参加できるよう調整 |
| 鷹栖町発達健診の協力　町立保育園保育士研修の協力 |
| 小学校の保護者向けの講習会の講師として参加 |
| 研修計画は未策定だが、必要に応じて内部研修を行っている |
| 外部講師による SV 研修 |
| 援助技術の研修動画が、どの職員も見られるようにしている |
| 法人内事業所間交流研修 |
| その他記載内容 |
| 営業所内でのミーティングの回数を多くし、情報共有とコミュニケーションを円滑に取れる環境を作っています |
| ケース対応時等に心理士に相談、心理士との個別面談 |
| 行政が実施する 10 か月健診、遊びの広場への心理士派遣 |
| 送迎時に担当教員や保護者から常に要望等についての聞き取りを行っている。 |
| ボランティア活動で言語聴覚士が言葉の検査を行っている。 |
| 目標管理、ノー残業、就業規則整備、教育システムの構築など |
| 市内の他事業所と相互にサービス評価する仕組みを活用 |
| 毎朝の細やかな連携と児童の申送り、送迎確認と情報共有 |
| 発達障がい者支援センターによる機関コンサルテーション |

## （２）サービスの質の向上において課題と感じること

サービスの質の向上における課題についてみると、「十分な支援を行うための職員確保が難しい」（47.7%）が最も多く、次いで「事務作業量が多い」（41.2%）「男性職員が不足している」（40.7%）、であった。

**図表 270　事業所におけるサービスの質の向上において課題と感じること（複数回答）**

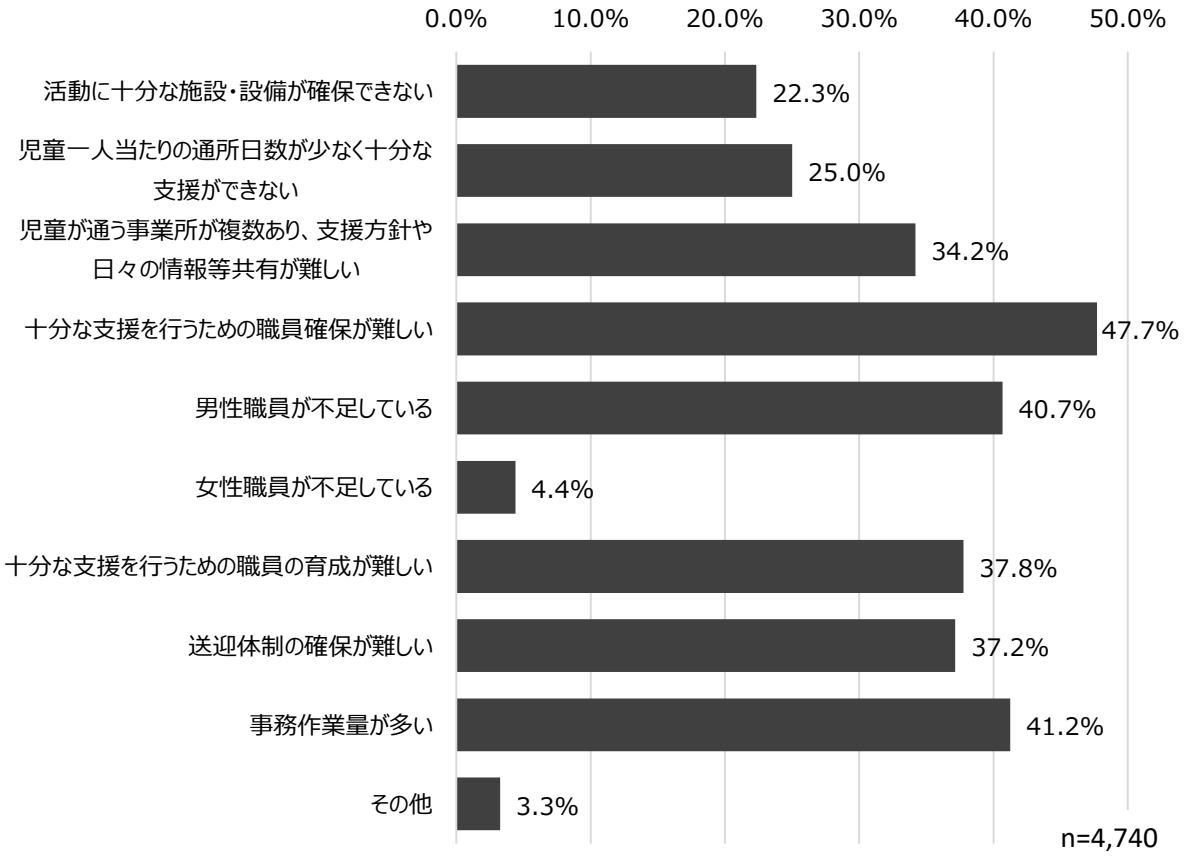


◆「その他」の具体的な内容

| 職員の確保 |
|---|
| 報酬改定に伴い人件費削減のため、十分な支援を行うための職員の確保ができない |
| 現在の報酬では能力のある職員の採用が難しい |
| 現状の人員配置基準では利用者の安全確保や十分なサービスの提供が行えない。 |
| 報酬との関係で専門員を配置するのが難しい。職員の昇給や賞与、退職金などを充実させることが難しく力のある職員の採用につながらない。 |
| 常勤で働き続けていけるような給与の補償を望む。運営上の自助努力だけでは限界がある。聴覚障害児は独自のコミュニケーション支援が人格形成に関わり自立を目指すために有効であると考える。手話等を使え、聴覚障害について熟知している人材による支援は重要である。その為の切れ目のない支援を長く続けることができるように給与の補償を切に望む。 |
| 30 年度の改定が人員確保を難しくした |
| 資格所有職員を雇えるほどの、金額が下りてきていないのはどうかと思う。命を預かっているので、それなりの金額提示は必要であるべきだと思いますが、このアンケートをして改善していただきたい上に、改善できると信じてアンケート回答に時間を割いています。 |
| パート（非常勤）が多くなり、情報共有など難しい。（常勤を多く配置できない） |
| 職員数が規定ギリギリの為に研修等に参加できない |

| | |
|---|---|
| 職員の意識差温度差の調整に苦労している。人材不足も一つの精神的負担となっている。 | |
| 給与が低すぎるので職員確保が難しいです。H29 年経営実調で、放デイ職員の給与が他の福祉サービスと比べても低い、という結果が出ているにもかかわらず、H30 年度の報酬改定で大幅に報酬が下がりましたので、もともとそう高くはなかった職員の給与水準を、維持できません。 | |
| 職員が成人の事業所と兼務している場合、こどものいない午前中に職員を回してもらうことができず、結果的に活動の準備時間が十分に取れないことが多い。 | |
| 放デイの質向上のため、情報公開、関係機関との連携、個別支援計画の作成、職員の研修、自己評価等々、求められる事務作業がどんどん増えていきますが、これらは直接支援の時間中には行うことはできず、残業なしではこなしきれません。しかし、報酬が下がっているので残業手当の支払いが負担になります（職員の給与自体も下げています）。作業が増えるのに給与が下がるのでは、支援の質確保は難しいと思います。 | |
| 職員配置、設備等の面で長期休みの対応が難しい | |
| 児童への支援 | |
| 欠席時対応加算が少なく、通所が不安定な利用者の受け入れが厳しい。 | |
| 各スキル向上や成長に合わせた支援の変化多様性 | |
| 重症児が多く、おやつ・排泄介助に時間がかかり全体での活動が難しい | |
| 下校してからのサービス提供時間が短い為野外活動が難しい | |
| 利用者の申し込みは多いが人数超過で受け入れが困難 | |
| 児童の幅広い年齢層による支援内容の策定 | |
| 重度の障害児、その他支援を多く要する児童を支援する体制が確保できない。 | |
| ニーズが多様化しすぎて対応しきれない | |
| 平日は療育支援を行う十分な時間が確保できない | |
| 短い利用時間の中での自由な療育時間の質 | |
| 報酬・制度に関すること | |
| 現在、報酬区分が 1 であるが、ギリギリのところであるので、子どもの状況に応じた個別給付で単位を設定してくれたら、と思うことがあります。 | |
| 重症心身障害児の枠であるが医療的行為が多い為、他の重症心身障害児の事業所と同じ加算なのが気になる | |
| 現在の報酬では新しい教具教材が購入できない | |
| 報酬が少なく、従業員の給与や処遇のよりよい改善ができていない。 | |
| 報酬改定により十分な賃金の支払いができなくなったため、働く人の生活基盤を支えることが難しくなった。 | |
| 定員 10 人以上の利用ができないため、必要な職種による関わりに制限がかかってしまう。 | |
| 収入が頭打ちになるため、給与も連動せざるを得ず、将来の専門的な人材の維持が懸念される。 | |
| 共生型なので、放課後利用日と休業日があり調整が難しい | |
| 関係機関の連携 | |
| 学校など教育機関との連携がうまくいかない | 学校との連携において放デイ事業所に情報が下りてこない |
| 学校の先生の発達障害の理解度が低すぎる | 学校との協働が難しく、相談支援専門員も調整が困難な状態。 |
| 職員のスキルアップ | |
| 研修時間の確保が困難（就業時間内で） | 職員のモチベーション維持、責任感の向上 |
| 専門性・経験を要する療育の質の確保に時間 | 職員数が少なく外部研修に参加できない |
| その他記載内容 | |
| 目先の支援に焦点が絞られがち。将来像の共有を保護者と常に行うことが難しい。 | |
| 書類提出が多いが（医療的ケアによる喀痰吸引書類など）事務にかける時間がなかなか取れない | |
| 類似したアンケート協力や報告書が多い | 家庭環境が把握できない |
| 利用者及び保護者の制度理解の促進も必要と思われる。 | 当事業所以外の児童通所施設が近隣にない |

### （３）確保が難しいと考える職種

（２）で「十分な支援を行うための職員確保が難しい」と答えた場合の、確保が難しいと考える職種についてみると、「保育士」（78.9%）が最も多く、次いで「児童指導員」（60.5%）であった。

**図表 271　確保が難しいと考える職種（複数回答）**

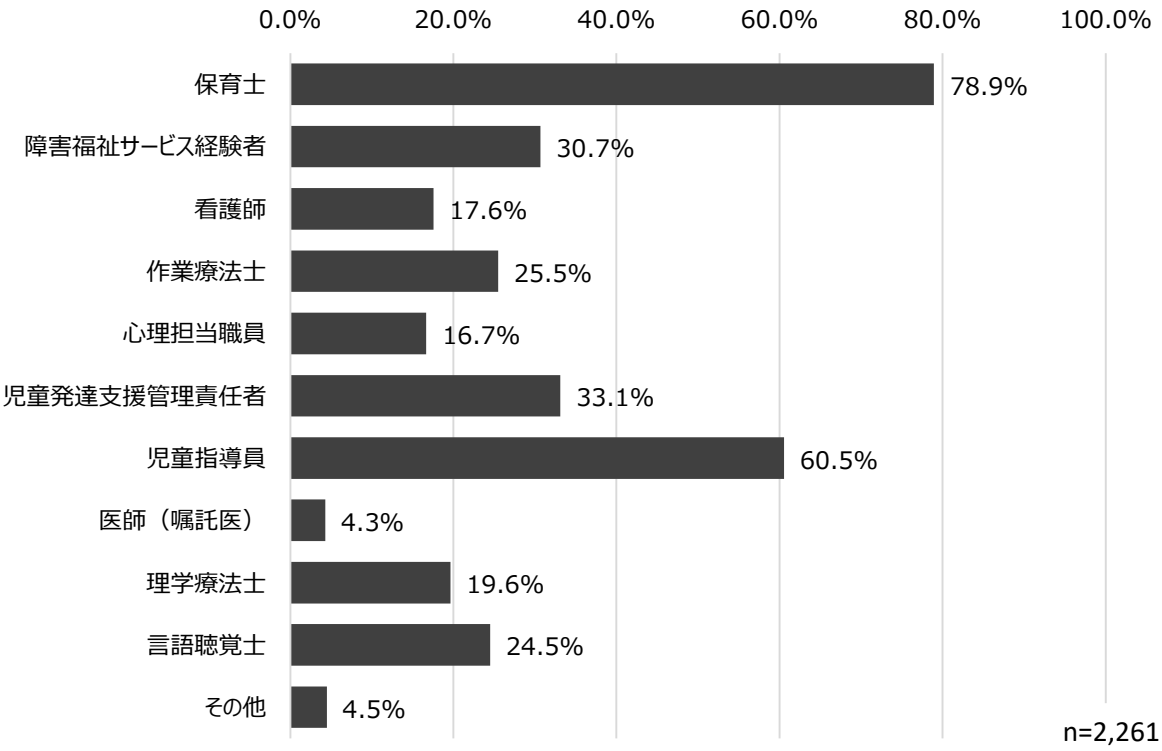


### （４）現在、放課後等デイサービスの対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象とすることへの認識

専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象とすることへの認識についてみると、「どちらともいえない」（54.7%）が最も多く、次いで「対象とすべきである」（33.1%）であった。

**図表 272　対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象とすることへの認識**

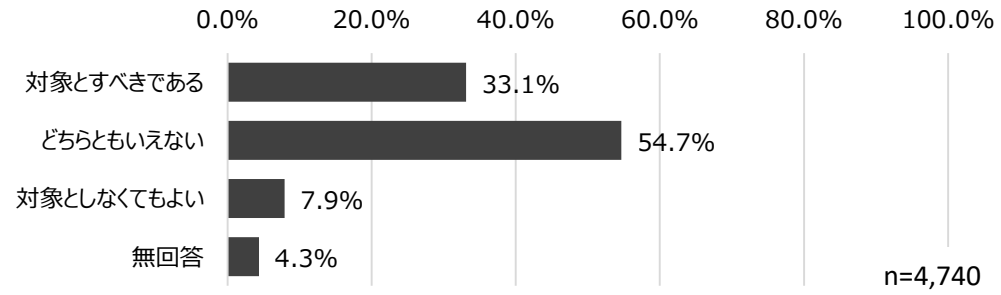

## （５）対象とすべきと考える理由

（４）で「対象とすべきである」とした理由についてみると、「サービスの利用希望は寄せられていないが、ニーズはあると思われるため」（62.6%）が最も多く、次いで「中学卒業後に専門学校等に進学しても支援を継続できるため」（59.1%）であった。

**図表 273　対象とすべきと考える理由（複数回答）**

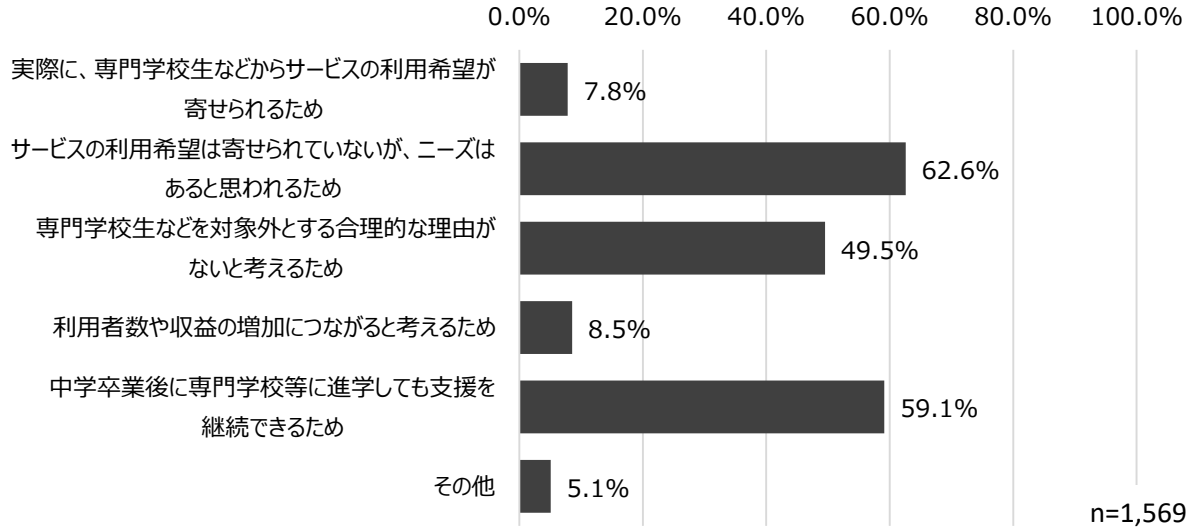


◆「その他」の具体的な内容

| |
|---|
| 学校教育法に該当しない学校の生徒が、児童発達支援または生活介護の対象となればよいが、ならない場合は社会性のスキルアップの為にも放課後等デイサービスでの利用対象とするべきだと考えます。 |
| 外国籍のこども、就学していないこどもが利用できないようなことがないように |
| 専修学校等に入学できたとしても、上手く対応できずに辞めたり就職できなかったケースを聞く為。卒業や就学まで目指した支援を提供する事で、障がいを持つ方が社会に参加し、自立した生活が出来ると考える為。 |
| 実際に高校進学できずに（学力、不登校等で）専修学校に行っている生徒が多いため |
| 不登校児を複数受け入れており、将来的な進路選択の一助になると考えられるため。 |
| 支援の切れ目にある。就労準備に手厚い支援が必要な子どももいる。保護者からのご不安が寄せられている。 |
| 専修学校に通いたいが、放課後等デイサービスに通えない為に、支援学校を選択する方いるため |
| 実際に入学している生徒がたくさんいて、就職などへの支援が必要だが、学校にはサポートのスキルを持った教員が配置されないため支援できない。就職に向けて、療育の分野でサポートしていくしか方法がないため。 |
| 社会適応能力（コミュニケーションなど）が向上出来る対応が提供できれば利用していただけるのではないかと考える |
| 外国人学校に通う方の利用があり、現状は児童発達支援で受けている。しかし、その状態で外国人学校のお子さんの利用が増えると児童発達支援の単価が下がるため、多くは受け入れられない。放デイ対象にしていただければ、児童発達支援を適切な単価で受けることができる。 |
| 該当者がサービスを受けようとすると、放課後等デイサービスではなく、児童発達支援になるのは、対象者の年齢層が大幅にずれてしまうことで、提供する支援内容を大きく２分化以上にしなければいけないと、人材の確保やスキルが問われると考えており、対象者が出来るだけ年齢の近い利用者と過ごす方が良いと考えるから |
| 高等学校卒業しても社会性を修得していないなどの課題が残るため |
| 本人にとってその施設の存在が、心が落ち着き安心できる場所となっている場合、その場所を本人から取り除いてしまうことはいいことではないと思う |
| 利用したいのに利用できないとなれば、保護者の立場からすると厳しい状況だと思う。 |
| 自立時期及び能力には個々に差異があり、進路等により選択を妨げる或いは選択肢を少なくするのはどうかと思われるから。 |

| | |
|---|---|
| 障害に起因する生きづらさを持った学齢時は対象にするのが妥当と考える | |
| 公立学校へ通えない外国籍児童（各種学校在籍）が児童発達支援でのサービス提供となると事業所不足で支援が受けられない子どもが出てくるため | |
| 専門学校ではコミュニケーションや社会マナーなどのスキルを教わる機会が無いため | |
| 以前希望があったが自治体が行ってないといわれたためお断りした。 | |
| 在籍する機関（学校）の問題ではなく、個人の能力により必要かどうかを決定すべきだと考えております | |
| 不登校→引き篭もり→卒業後社会とのつながりがないという状況に陥りやすいので。 | |
| 支援が必要な方が支援を受けることができるのは良い事だと思いますし、支援を受けるか受けないか選択できる事が大事だと思います | |
| 児童福祉法によるサービスであるので、18 歳までの子どもたちの成長は保証されるべきである。 | |
| SLD 等まだ理解が進んでいない発達障害で当事者が困っていてもサービスを受けたり相談できる場所、気兼ねしない居場所として機能を果たせる可能性があるため | |
| どの学校に行くかよりも、各児童の必要な支援に関して考慮して対象とされるかどうかを分類されるべきと思う | |
| 対象とすべきであるが枠をひとくくりはせず、「放課後等デイサービス小学部」「放課後等デイサービス中等部・専門」など適切なプログラムを受けることができる環境整理は必須であると考えます。 | |
| 児童養護施設では 18 才以降の措置延長を必要に応じて認めている。社会的自立、精神的自立に不安やニーズがあるのであれば、柔軟に対応するべき。 | |
| 日本に生まれ、同じ年齢で利用できない人と利用できる人がある不平等をどうするのか。声の大きい人が利用出来るのか、不公平を感じる | |
| 日系ブラジル人の利用児が多数通所されて見えまので、その中にはブラジル人学校に通われている児童が複数みえます。その児童たちに対して、児発として受給者証を出されている自治体と、放デイとして受給者証を出されている自治体があり、自治体として統一性がありません。日本人学校に通われている児童も多数みえますので、ブラジル人学校の生徒も、放デイに統一していただければ、支援等においても統一性が図れますので、年齢や本人の状態で児発か放デイかを決定していただいた方が、よりよい支援が実施できると思います。 | |
| 高校を中退した場合にも支援を継続できるような制度が必要。 | |
| 卒業後の進路を焦って決める必要がなくなる。 | 発達障害の方については引き続き支援が必要と考えるから |
| 児童発達で受け入れると不公平であるため。 | 高校に進学できなかった場合の居場所がない |
| 引きこもり防止と居場所づくりに必要と考えるため | 社会に受け皿がない事が問題である |
| 将来的な就労をともなう安定した自立支援を展望できる。 | 高校中退生徒に対して必要と思われる |
| 様々な理由で学校に通えない児童もいる | 児童憲章 |
| 税金で運営しているので社会的責任は広い | 継続的支援が必要な時 |
| 放デイが居場所となる選択肢の一つになっても良い。 | 障害者の親も就労意欲がある場合があるため |
| 送迎加算対象ではなくなる為 | 対象外の理由が分からない |
| 療育の継続は必要　25 歳ぐらいまで | 学校教育法を根拠法とすることに疑問がある |
| 必要だと感じる方が一人でもいるならば、対象とすべきである。 | 医療的ケアが必要な場合は受け入れ先が限られるため |
| フリースクール等に通う児童も対象に | 不登校児やニート等のニーズがある |
| 社会人となるための支援ができるため | より深い支援につながるまた自信につながる |
| 居場所の確保が必要と考えるため | 実社会での即戦力育成は納税者育成である。 |
| 高校に行けなかった利用者が多数在籍するため | バックアップする体制が必要と思われるため。 |
| 児童福祉法では 18 歳までを対象としているため | 現在の学校体制ではフォローが難しいと考えるため |
| 専修学校での技能習得が上手くいかない場合も想定されるため。 | |
| 障がいの有無に関係なく支援を必要とする人は受け入れるべき | |
| 特別な能力を持つ児童の進路先確保につなげやすい。3 番の「専門学校生」を「専修学校生」として判断して答えています。 | |
| 不登校、引きこもりの人に対する支援が必要だと思うため | |

## （６）対象としなくてもよいと考える理由

（４）で「対象としなくてもよい」とした理由についてみると、「専門学校生などへの適切な支援を行える人員体制やスキル等が整わないため」（52.7%）が最も多く、次いで「ニーズは限定的であると考えるため」（42.8%）であった。

**図表 274　対象としなくてもよいと考える理由（複数回答）**

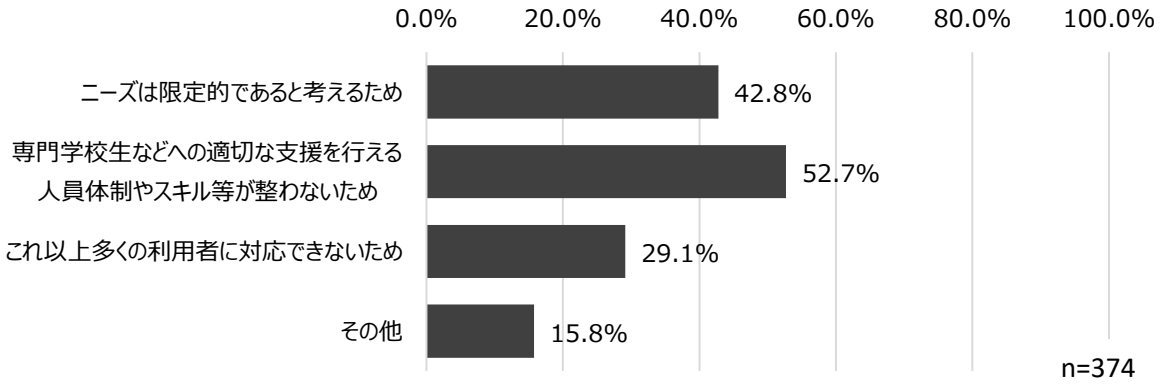


◆「その他」の具体的な内容

| | |
|---|---|
| 義務教育等とは別の概念。自己選択/本人の社会における自己決定の機会に欠ける | |
| 利用者のニーズの幅が広がってしまう為、年齢等によって利用できるサービスを変える必要がある。 | |
| 知的能力水準が高く、社会性の課題が主であるなら、別の制度を作る必要があると考えるため。 | |
| 「児童」が前提であることの限界（殆どの専門学校生は１８歳以上）。全学生を対象にするのであれば「児童」の要件を撤廃すべき。 | |
| そもそも小学生以下と中学生以上は分けるべき。１８歳以上は就職までの間の別のサービスが出来てもいいと思っている。 | |
| 専門学校に就学できるのであれば、そもそも支援が必要な状況とは考えにくいため | |
| 当方は重心児対象施設であるため、ニーズは少ないように思われる | |
| 重要なのはわかるが、まだ現行での学校（特に高等学校）に必要な子どもたちが多くいるため。まずはそこを改善することが重要と考える。 | |
| 放課後等デイサービスの中ではなく、自立支援等の別事業で行ったらいいと思う。 | |
| 専修学校にまで進学できた学生に関しては、それまでの公的機関（学校）での支援体制が充実するものであることが基本 | |
| 当事者の立場で考えると、一緒にサービスを提供する環境は、好ましい物ではないと思う | |
| 学校教育法の対象とならない学校に通っている時点で，税金よりサービス提供支出を行うことに課題が残っている。 | |
| 本当にサービスを必要としている重度の方が利用できなくなる可能性があるため。 | |
| 専門学校生と支援学校の児童生徒との支援方法、指針、ニーズ等大きく差異が生じる可能性がある為 | |
| 支援学校高等部の内容の粗末さを専門学校等で補填するような動きや自立訓練等の障害福祉サービス等が介入し、単一法人等での放課後等デイとの抱え込みになることは考えられないか？ | |
| 必要なニーズがあるなら、他のサービスで提供すべき | 利用目的が不明 |
| 就労支援の方が良いのでは | 放デイに纏めるのではなく細分化すべきだから |
| 他の障害福祉サービスの利用が妥当 | 本当に使いたい人が更に使えなくなってしまう。 |
| 送迎か困難であるため | 専門学校へ通学できる能力があれば必要ない。 |
| 曜日を変える等の根本的な運営の見直しが大変な為 | 年齢の幅が広く集団活動を行う上で対応が難しいため |
| 事業所数の不足 | 事業所が増えても行動障害系の児童が入れていない。 |

| | |
|---|---|
| 成人のサービスがある。 | 放課後という概念とは異なると考えるため |
| 福祉サービスで支援する対象と考えないため | 利用者の特性が多様すぎて専門的な支援が難しい |
| 送迎場所を今以上に増やすことはできないため | 集団支援よりも個別の丁寧な支援が必要と感じる為 |
| まずは学校で対応する | 主に小学生が多い中一緒に支援はできない |
| 就労移行支援事業所の活用 | 低学年の利用者との関係性が難しいため |
| 18 歳以上は 小さい子にとっては危険です。 | 施設整備が整わない |
| 就労を考えての通学なので。 | サービスの対象が専門外となると思われるため |
| 地域で受け入れてもらう力を地域につけてもらうため | 支援内容が大きく異なってくる為 |
| 専門の知識が必要と考えます | 利用者の多様性に対応できる設備・人員が整わない。 |
| 放課後等デイサービスでの療育以外の場所が必要と考える | 施設が足りていない状況で範囲を広げても支援できない |
| 活動を分けないといけなくなるため、職員が不足する | 十分な社会参加ができていると見込まれるため |

## （7）その他、放課後等デイサービスの課題等について感じること（自由記載）

放課後等デイサービスの課題等については、以下などの回答が得られた（一部抜粋して掲載）。

| No | 記載内容 |
|---|---|
| 1 | 1 日の定員が１０名だが、欠席が平均すると１日１名はいる。欠席時対応加算はあるものの、単位が低いと感じる。やむを得ない欠席はどうしても起こる。しかし、職員は常に最低人員２名プラス２名はいないと、それぞれに応じた支援は不可能だと思う。職員の質は大事だが、職員の人数を確保した上で、その支援の質をあげなければいけないと思う。しかし、欠席での減収は職員の人数確保の観点からも厳しい。欠席時対応加算をとらない欠席も含めると、１か月で職員１名を雇えるくらいの金額の減収になる。もちろん、なるべく減収にならないよう企業努力はするべきだと思うが、「空きがあるから来ませんか？」というのは、支援計画を立て、計画に基づいて支援をするという観点からはズレた考えだと思う。欠席時の減収はどこの事業所も悩んでいる問題だと思う。上限管理加算は、なんとかシステムを改修することで廃止できないのかなと思う。上限管理は事務的な負担も大きい。各事業所が請求情報を送ってから、システム上で上限管理ができないものかと思う。 |
| 2 | 1 日 10 名以上の利用があっても採算が合わない。そうなると、削るのは人件費で、質の低下や 1 人当たりの職員の業務量増加が考えられる。放課後等デイサービスに求められているものが何なのか、分からなくなることが苦しい。 |
| 3 | TV やゲームで過ごすだけの所が多いと聞きます。子どもたちは楽しさのみを優先するため、子供に選択権を委ねると療育ではなく楽しいだけを優先しがちです。本来あるべき療育が行われていないことはとても残念です。根本的な在り方が問われるべきだと思います。 |
| 4 | ご家族の就労保障がメインになったサービスになっている事と卒業後一人で留守番できる力をつけていくことで就労時に困らないような支援をしなければならないがご家族の理解は難しいためサービスをどこまで考えたらよいかと思う。高等部卒業までに生きる力を付けなければならないが、スクールバスのバス停から一人で家に帰ることは許されずそれによって放デイを希望されるケースもあり、一旦はいられると空きが無い状況もある。 |
| 5 | スタッフに求められる専門性が多種多様になっており、一つの事業所ですべてを支援することが難しくなっていると感じる。そのため、児童個人を様々な専門家から見ることが難しくなっていると思った。利用してくれている児童が、より良い形で社会に出てもらう為にもそういった環境を整えていく必要が感じた。 |
| 6 | より柔軟に、不登校児も受入れられるよう、「放課後等デイサービス」という名称並びに対象児を絞るのは、やめた方が良い。質の向上を求める割に基本報酬が低い。また、家族支援に対する評価の方法が、家庭連携や事業所内相談に限られており、かつ月あたりの上限回数が定められており、実際の相談支援（24 時間問わず、深夜帯における電話やメール等）に対する評価が得られず、全くもって、割に合わない。 |
| 7 | 医療的には軽度と診断された子どもは、社会的には困難さを抱えているケースが多い。しかし、報酬改定以降、軽度児童の報酬が下がり、必要な支援が減らされる・受けられない状況が起きている。保護者との認識の違いがあり、療育施設を学童保育のように捉えており、子どものニーズと保護者のニーズにずれが生じている場合がある。 |
| 8 | 下校時間から帰宅までの間の 2 時間ほどの間に、出来る活動の工夫や時間の使い方は課題である。 |

| No | 記載内容 |
|---|---|
| 9 | 開所時間が 6 時間以上としていても個々の児童へのサービス提供時間数を 1 時間等と限定して支援をしている事業所と、我々のように数時間小集団でサービスを行う事業所との報酬制度が同じであることに納得がいかない。人員にかかる経費も施設面積に応じた家賃も全く違い、我々は薄利の中、出来る支援を模索中である。 |
| 10 | 学校との日々の連携（情緒の安定、大便、小便の有無、最後の小便の時間、給食の摂取量、学習内容について）は昇降口にて立ち話の中で時間の許す限り情報を得ているが、個別の指導計画個別の教育支援計画については学校から共有されていない。利用者を通し学校と放課後デイの支援計画をお互いの書面を 3 者で顔の見える場面で話し合える場があればなおよいのだが。国のほうからお計らい願いたい。 |
| 11 | 学校によって放課後等デイサービスに対する協力を得るのが難しい。（学校ごとに大きな差異がある）実際のニーズと、法整備がマッチしていない。実際のニーズの主はどうしてもレスパイトになってしまいがち。また、同様の理由から専門性に欠ける事業所が乱立している。競争の中で、支援よりも預かる時間や送迎の有無などで判断されることも多い。結果として、適切に支援を行っている事業所に対する評価が、レスパイトの面で差し引かれてしまう。学校の下校が遅くなってきている昨今、送迎を行うことも、来所後に十分な支援の時間を確保するのも難しくなってきている。そもそも共生化社会の実現にむけて支援学校養護学校よりも地域の公立小中学校の支援級に行くことが推奨されているが、そのために送迎が難しくなったり、連携が難しくなる。また、公立小中学校の支援級では専門性に欠けている印象が強く、受け皿が伴っていないのに支援級に行くことで適切な支援が受けられず、障がいをもっている子ども達が困難や課題をクリアできない状況や、さらなる困難が降りかかってしまう場面が多くみられる。従業者の資格については、介護資格の軽視がある。 |
| 12 | 学校等に「放課後等デイサービス事業（通所支援事業）」の内容把握が薄いため信頼関係つかむのに時間を要する。市町村の決定支給量の方法が開示されていないためばらつきがある印象があり保護者、相談事業者が困惑しているケースが多々ある。 |
| 13 | 基準を設けるのはもちろん必要な事で理解はできるが、現状の現場サイドと自治体との連携には疑問がある。事業所に不利益にならないように、各手続きは迅速かつ丁寧に行う必要があると感じます。温度差がありすぎる感があります。 |
| 14 | 求人を出しても一般的には放課後等デイサービスでは何をしているのか周知されていないため、求人紹介の時点で避けられることがある。そのため、なかなか専門職の人が集まらない現状があり、運営がしんどいところがある。 |
| 15 | 強度行動障がいの児童、医療ケアの必要な児童、発達の凹凸のある児童は皆それぞれ異なり支援方法も違ってきます。それぞれに行き届いた配慮のある支援をするには受皿を別にした方が良い場合もあります。現場だからこそ分かることやジレンマを感じます。 |
| 16 | 区分に関しては、市町村により判定に大きく違いがあり、公平性に欠けているため、事業所運営に大きな影響があると思われます。その中で、手厚い人員配置は難しいのが現状です。 |
| 17 | 軽度の利用者の受け入れ態勢はあっても、重度の知的障害のある児童の受け入れ体制ができていない放課後等デイサービスが多い、その為に区分を作成したが、現状はうまくいっていない感じがする。 |
| 18 | 現在の区分は発達障害を対象としたものとは思えず、それによって報酬区分が決定されることは不合理だと感じる。実際に重度心身障害児のデイが別にあるにもかかわらず、このような区分を設けるのは問題だと思う。支援の中身で評価してほしい。 |
| 19 | 個別に専門的なサービスを提供できる報酬区分の設定がなされていない。現状、放課後等の居場所づくりが主な目的になっており、ご家族のニーズが療育とは離れていることがある。事業所の数が増えすぎてしまい、利用者の取り合いになっている。 |
| 20 | 国で定めた配置の最低基準のスタッフ数では十分な支援を行うことのむずかしさを感じることがある。しかし、それよりも手厚く配置しようとしても人員の確保などの問題があり、その背景には処遇改善の問題があると感じている。また、利用児本人にとってのより良い施設を選ぶという視点よりも、保護者のニーズ（預かり時間や送迎の有無）によっての視点で事業所を選ぶ方が多いと感じることもある。 |
| 21 | 昨今の放課後等デイサービスの事業運営がビジネス化し、ホームページ等で種々の療法を取り入れた支援が増え、子ども達と向き合った支援、福祉が過去の話になってきているように思われます。当法人は、地道に子ども達と向き合いながら信頼関係を築きながら継続して行きたいと思います。 |
| 22 | 子供の利用ですが、6 歳から 18 歳は年齢の幅が広すぎると思います。 |
| 23 | 指標該当の算定基準が曖昧であると感じます。必要な人に必要な支援を与えられない危惧があります。 |

| No | 記載内容 |
|---|---|
| 24 | 支援・療育の差別化。弊社は「療育」を主としています。しかし「見守り」を支援としている事業所もあります。「見守り」＝「自主性」「安全」等、言い方は様々ですが、子どもたちの未来を考えた時、学齢期における「療育」は必要だと思います。事業所が増加する中で、本来必要な療育を受けるべき児童が、その子に適した療育に出会わずに成人になり社会に出た時、困るのは子ども本人だと思います。放課後等デイサービスはこどもたちの未来まで考えて運営・支援をする必要があると思います。制度を厳しくする他に、支援の内容にも着手するべきだと思います。しかし全ての事業所の支援を把握することも難しいのも現状だと思います。また把握（チェック）するだけの支援知識等も必要になります。福祉分野における専門的人材、予算、全ては環境等が見直し、成長することを期待します。 |
| 25 | 私どもは聴覚障害を持った児童への専門的な支援を行っていますが、放課後等デイサービス事業における、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の適用を強く希望します。 |
| 26 | 事業所の区分は必要だと考えるが、その基準となる指標該当の判定式が、行動障害など子どもの悪い面に目を向けさせる内容で、保護者・支援者が子どもへの成長・発達的な視点が持ちづらい。現在の区分の在り方では、子どもが成長すればするほど、事業所の区分・報酬が下がりかねない仕組みになっている。子どもが成長したので、給料を下げます、やめてくださいでは、支援者のモチベーションの維持はできない。また、放課後等デイサービスガイドラインで求められることが、学校の延長、預かりや療育に寄っている。子どもの人格形成や発達保障を促すための視点が欠けていることは大きな課題と考える |
| 27 | 児童の指標ばかり問題視されているが、様々な障害児の介助の受け入れを考えた時に、介護福祉士が設置基準の中に含まれていない理由が分からない。文部科学省や厚生労働省は、介護の現場を把握して欲しい。実務経験のない、且つ様々な障害に対して万能なのは、介護福祉士だと思う。平成 30 年度から変わった報酬単位では、人材確保も困難な状況。障がい福祉に勤めていても、家族を持って生活できるくらいの財源は確保してほしい。 |
| 28 | 児童指導員等加配加算（理学療法士等を配置）の対象資格に看護師を入れてほしい。もしくは、重心以外の事業所の看護師加算の内容を見直してほしい。3 月に人員不足により重心指定を取り下げ、重心指定以外の事業所として、重心の通所生も看護師も引き続き、受け入れている。重心の通所生の医ケアの状態でポイントが足りないと加算されないため、現在では看護師が『その他の従業員』としての配置となる。専門職加算もとれず、時給の高い専門職を雇用し続けるのは、とても厳しい状態です。担当課より、再度、重心指定の指定取得を目指すよう指導されているので、看護師はこのまま雇用したい意向です。上記のような理由もありますが、医ケア児だけでなく合併症を抱えていたり、てんかん発作がある子どもなど、医療的な側面でケアを要する通所生が、なかよし教室には何人もいます。また、発達障害の子どもに関しても服薬についての知識など、専門性は必須です。ここ数年で培った看護師との関わりは、現在では必要不可欠となっています。以上のことから、看護師の加算については、課題なのではないかと感じています。 |
| 29 | 自治体の見解が厚生労働省のマニュアルにしばられており、児童個々の状況にしっかり対応をしてくれない。(区分判定等) |
| 30 | 車いす使用の障害児を受け入れる施設が少なすぎる。車いす車両や多目的トイレの設置など設備面で大変だと思うが、必要な人に支援が届いていない部分がある。 |
| 31 | 十分な支援を行うための職員確保が難しい状況ではあるが、確保できたとしても、収益の部分で安定した事業所の運営が難しいのが現状である。給与面の低ささからも、必要な人材が確保できない、離職に繋がることもあるため、支援の質の向上、安定した事業所の運営が難しい。 |
| 32 | 重症身体の児童は、成長するとともに家庭での入浴が困難となっている。特浴を作る補助金や加算等があれば、その手伝いができると思う |
| 33 | 将来の社会参加を可能にしていくために適応力をどう育成すべきか、児童が利用する放デイ事業所間で共通理解を図りたいが、実際は難しい状況にある。社会適応が上手くいった事例、行かなかった事例、それぞれの特徴は研究者の報告で多数上がっているにもかかわらず、学校と放デイの現場では研究報告に対する認識や支援が弱いと感じる。 |
| 34 | 小中高生が同じ場で活動をすること（せめて小と中高で分けるべき）スタッフの人員配置の考え方（常勤、非常勤の分け方など） |
| 35 | 障害の程度によって区分・報酬が分かれているが、障害程度が軽度であっても支援として高い専門性が必要となる事例（不登校児支援、いじめ・自傷行為のある児童の支援等）があるためより質の高い支援を実施している事業所に適正な報酬が出る仕組みを期待する。 |
| 36 | 情緒クラスに在籍している子どもに対応するためには人手が必要である。そのような子供たちには区分 1 に該当するべきではないのか。また、強度行動障害として診断してもらうのは難しい。（保護者に診断を勧めるのも現場では難しい） |

| No | 記載内容 |
|---|---|
| 37 | 職員の人員の確保が難しく、療育の質は向上できない。（保育士等の確保が非常に難しい）人員不足により、事務作業と療育の両立が難しく研修等にも参加しにくいことがある。これにより、職員自体の質も向上しない。 |
| 38 | 職員配置（児童指導員）に困難を感じる。求人を出しても全く問い合わせがない。 |
| 39 | 身辺動作が自立に近い児童はどの事業所でも受け入れやすいが、行動障害等がある児童は、断られてしまうケースを聞くので、障がいの度合いによる、基本点数の差をもっと出しても良いと思う。 |
| 40 | 人材確保が難しい。職員配置に資格要件があるが、より人材確保が難しくなった。介護報酬が上がらないと職員も雇えず運営が難しい。31 年度の改正は単に資格要件をつけたことにより質の低下に繋がる内容だと感じた。 |
| 41 | 人員配置や加算の要件等の運営に関する事項が分かりにくい上、自治体や担当職員によって解釈が異なるのでシフト組みや配置に悩むことが多い。また今年度、区分 1 から 2 に変更となり、加配加算や基本単位が大きく下がり運営に大きな影響を与えた。区分によって報酬が変わると運営やリクルートの見通しが難しくなる。 |
| 42 | 専門職種を雇用したいが現行の報酬では難しい。最低賃金があがる中、報酬は依然のままなので体制維持も厳しい。特別支援加算を外部の医師、理学療法士等の指導に従った訓練を保育士、児童指導員が行った場合も対象にして欲しい。単位を設け現行を（Ⅰ）、保育士（Ⅱ）、児童指導員（Ⅲ）の様に改定が必要と考える。 |
| 43 | 送迎においてのドライバーさん不足が続いているためスタッフが送迎に行かないといけなくなるのが課題です。 |
| 44 | 送迎時間で複数の児童が重なってしまう。充分な支援を目指すと人件費がかさみ、さらに増税に伴い家賃や送迎費用が値上がりし経営を圧迫している。 |
| 45 | 多忙な保護者が多く、情報共有が難しい。調査等で、ほぼ同じ内容に回答する事が多い。利用回数が少ない児童が多く、所属の児童数が増えた。秋など、行事が多いシーズンは欠席が増え、直接収入に影響が出るため苦しい。加算のための体制があるので、人員を減らす事もできない。「事業所の質」を上げていきたいが、何をもって質が上がったと考えればよいのかが難しい。例）児童の満足度を上げるのであれば、好きな映像など見せておけば良いが…。子どもの成長にとって、非常に重要な事業だと考えているが、理解が広まっていないと感じる。 |
| 46 | 短時間支援で事業所がサービス提供時間を決めている場合には、報酬単価を別に設定すべきであると思う。また、不正を行っている事業者（曜日の付替えや送迎加算の不正）が多いため、抜き打ちで利用者への利用状況の確認を行うべきだと思う。 |
| 47 | 地域学校との学習計画等の連携が個人情報保護法の兼ね合いで協力を得られない。 |
| 48 | 通常級在籍児童がそのほとんどの事業所です。利用児童は、学校や家庭などでは見せたことのない笑顔を持って、活動に参加しています。短い時間ではありますが、そうすることで、友だちとのコミュニケーション力を身につけ、自分自身を認めていこうとする力をつけてきます。まさに「ありのまま」の自分を是とする人格を形成します。母たちもそうした子どもたちの様子を間近に見つつ、児発管からのアドバイスなどを聞きながら、子どもとの向き合い方を学んでいます。しかし、こうした事業所は、とても厳しい状況におかれています（特に経済的な状況）。確かに「重度」に対して手厚くすることは必要です。だから「軽度」が犠牲になるのはやむを得ないことかも知れません。しかし、一般社会の中で生きていかなければならない通常級在籍児童の発達障害児のその日常は、決して「軽度」なものとは思えません。区分 1 と区分 2 の区別は必要なのかも知れませんが、通常級在籍児童の心の中にある「重度障害」にも手厚い支援の目を向けていただければ幸いです。 |
| 49 | 当市では放課後等デイサービスの事業所が少なく、本当に療育的な支援が必要な児童の利用が難しきなってきている。 |
| 50 | 当地域に関しての課題として、制度や事業内容等以前に日中一時も含め圧倒的に受け皿となる事業所が少ないと感じている。提供するサービスの質の向上や職員の専門性などが求められるため、職種が限られているなど基準を満たす配置となると地方においては厳しい状況なのではと考えられる。 |
| 51 | 日常身辺自立、対人(一対一)の会話、単独行動、(交通機関利用)等、人として生きる支援が最優先だと自負しています。利用者に対しての支援ではなく、保護者の希望が強い支援内容になっていることが多い。…残念です。、 |
| 52 | 発達障害や知的障害、重度自閉症などの障害特性や支援方法が異なるためスタッフの知識や経験が重要であると考えていますが、弊社を含め他施設では専門的な支援員が見受けられないと感じています。 |
| 53 | 不登校児が増加傾向にあるのは、おおよそ発達障がい(軽度若しくはグレーゾーン)のお子さんの 2 次障がいである可能性が極めて高いと感じます。不登校児の利用をフリースクールとそん色ない形になると尚いいのではと考えます。また、地域課題の一つとして、教育と福祉の連携が殆どなされていない状況があります。通常学校の教諭は、このサービスの存在すら知らない方が殆どです。支援学校はもちろんですが、もっと教育現場に特別支援教育を浸透させて欲しい。 |

| No | 記載内容 |
|---|---|
| 54 | 平成 29 年度より基準となる人員を有資格者に限定したことで、職員の選考基準から無資格者が除外され、優秀な人材の確保が以前より難しくなり、結果として職員の量・質ともに低下したという声を多数聞きます。 |
| 55 | 保育や教育、福祉や医療など、それぞれがそれぞれの価値観でこどもの周囲に存在し、それぞれのポリシーを持っていること自体は素晴らしいと感じるが、最低限守るべき基本的な支援観がずれることがあるので、支援の質の指標を、指標該当の児童の人数や有資格者の配置数ではなく、支援の質を科学的根拠に基づいて実施している件数やその事例を学会などで発表していること、それをしたことがある支援員の人数、発達障害の特性に関する試験をクリアしている支援員の数、専門家などのアドバイザーを導入している、などの指標で判断されるとより質の評価につながるのではないかと思う。 |
| 56 | 保護者の子供への理解が足らないケースについて、そのことを伝えていくのが難しい。保護者側の受け止め方によっては利用がなくなるなど、サービスを提供する側としての発する言葉がテーマになってしまう。 |
| 57 | 報酬が徐々に少なくなっており、人材確保を十分に行いたいが費用対効果の問題があるのではないかと思います。 |
| 58 | 報酬改定により報酬が低くなったことにより、経営が厳しい状況である。一人一人に合わせた支援や個別支援、送迎のために人員を手厚く配置しているが人件費比率が高く厳しいと感じる。質を上げるために常勤の正規職員を配置したいが困難であり経験年数の多い職員を配置できない。市の面積が広く送迎も厳しいが山間地、働く親の支援を考えると必要と考える。次回の報酬改定に期待したい。 |
| 59 | 報酬区分の考え方は矛盾をしています。いろいろな不適応行動は適切な支援下では回数や程度が下がるため、多くの支援がされている人は区分 1 になります。そのような適切な支援が外れると区分 2 になるような重さになる。区分 1 であるから報酬点数を下げると支援の質が下がり、結果支援量の多い、本人的には適応しがたい状況を生み出します。改正前のような区分の廃止を望みます。 |
| 60 | 放デイのみの単事業所の為、収入面から人件費に充てられる予算が少なく、有資格者等の職員を週 4,5 日の出勤で確保するのがとても難しい。 |
| 61 | 放課後等デイサービス、保護者、学校等関係施設間での情報共有、連携不足しており、個々の子供の発達課題における関わりが適切かどうかの合意形成が難しい。学校教育の考え方と放課後等デイサービスの役割の理解が地域によって様々なこと。 |
| 62 | 放課後等デイサービスに限ったことではないが、福祉職の待遇が低すぎるため、就業が続かず職員の入れ替わりが激しい。そのため、若い職員を育てていきたくても生活困難や本人の将来を考えての上での離職が度々あることで、人材が育っていかない。また、人員の配置基準を満たすためには、職員の超過勤務等で補わなければならない実態があり人員配置に困難を要している。サービスや技術の質を上げるために研修等に参加したいとは思うが、開催される研修会等は一日拘束されるものが多く、利用者が来ている放課後の時間帯に参加職員が現場を離れることになり、現場を回すのに苦労する。そのため、午前開催等で設定していただくことで多少は改善できると思われる。などなど、課題や問題、改善点は山積みだと感じる。 |
| 63 | 放課後等デイサービスは福祉の方で対応できるが、グレーゾーンといわれる通所受給者証のない方、主に不登校児の利用が本市では難しい。福祉と教育委員会の連携がなくて、困った保護者からの相談が多い。そのため、不登校児の利用（居場所）もできるようになってほしい。 |
| 64 | 法令や制度の沿革等の理解の低いと思われる行政職員がいると思われるので、行政内（都道府県・政令市等）の所轄庁の標準的な解釈をお願いしたい。小規模な事業所が多いので、専門性があり、実務経験の豊富な職員を複数確保しにくい。（1 名当たりの人件費が高くなる）全国的な団体が存在しておらず（穏健で中道な団体）、厚生労働省の行政説明等を定期的に聞く機会がない。学校との連携が少ない、質の低い支援しかしていないかのような意見が、審議会（部会・報酬改定チーム等）で委員が発言しているが、しっかり地道に取り組む事業所もあることを念頭に話してほしい（問題のある事業所の方が、顕在化しやすいこともあるかもしれないが・・・。） |
| 65 | 有資格者(保育士・教員免許保持者など)の人事配置を置くことはサービス向上になると思うが、無資格者や未経験者が児童デイの仕事に従事したい場合は、雇用しにくいし、人材育成も難しい。 |
| 66 | 利用している各種学校の内容や支援体制が個々で充実したものになっているのであれば放課後等の利用は必要ない。 |
| 67 | 利用者からの暴力や家族からの理不尽な要求があった際等、スタッフが助けを求める時に誰が守ってくれるのか？利用者や家族だけでなく、スタッフも守るべき。賃金が安すぎて一生の仕事には出来ない。他事業所間の連携が出来る所と出来ない所の差がものすごく激しい。見直しで料金を下げられると運営が出来なくなり支援が必要な子が支援を受けられなくなる。 |
| 68 | 利用者の偏りを少なくするためにも、利用者の方が一事業所で利用出来る回数（一週あたり）が明確化されると利用者も増える上、様々な支援を受けることができてよいかと思う。 |

| No | 記載内容 |
| --- | --- |
| 69 | 療育と余暇がごちゃごちゃになり、目的が非常に限定的な事業所が、とても多いと感じています。また、連携が謳われていますが、情報を共有する意思がない、学校や事業所が非常に多いうえに、それぞれにやり方や主張を曲げる気がないところが多く、情報の共有も意味を成さないことが課題だと感じています。 |
| 70 | 「放課後等デイサービス」について、保護者側として「療育機関」というよりも「学童保育」という意識の方が強く、支援者と保護者間で療育への思いの温度差を感じる。保護者としてみれば、低価格（無料）で子どもを預かってくれ、更に療育までしてくれるという便利な事業所という意識なのかもしれない。引き続き、事業所と家庭での療育の連携ができるよう保護者への働きかけをし療育へのご理解を頂けるよう努力していきたい。 |

## ６．調査結果のまとめ

事業所を対象とした実態調査の結果、次のことが明らかとなった。

### （１）事業所の概要

**【設置主体】**

事業所の設置主体は「営利法人」（50.6%）が最も多く、次いで「NPO」（17.0%）、「社会福祉法人」（16.8%）であった。また、事業所の設立年度は「2016～2017 年」（29.1%）が最も多く、次いで「2014～2015 年」（22.5%）、「2018 年以降」（18.7%）であった。設置主体を設立年度別にみると、2011 年以前では「社会福祉法人」が 33.0%、2014 年以降では「営利法人」が 59.6%であった。

**【サービスの実施形態】**

実施形態は「放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型）」（40.9%）が最も多く、次いで「放課後等デイサービス以外の障害児通所支援の多機能型事業所」（37.6%）であった。

これを運営主体別にみると、「放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型）」である割合が最も多かった運営主体は営利法人（46.0%）、「放課後等デイサービス以外の障害児通所支援の多機能型事業所」である割合が最も多かった運営主体は自治体（66.0%）であった。

また、設立年度別には、「放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型）」は 2011 年以前で 30.3%、2014 年以降で 43.5%と割合が高くなり、「障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型事業所」は 2011 年以前で 14.2%、2014 年以降で 5.8%と割合が低くなる傾向がみられた。

**【事業所の職員体制】**

児童に直接支援を行う職員の 1 日あたり平均従事者数（実人数）についてみると、平均が 4.85 人、中央値が 4.76 人であった。運営主体別にみると、自治体は平均 6.30 人で、次にその他（社団、財団、農協、生協等）が 4.90 人、最も少ない社会福祉法人でも 4.72 人であった。

職種別職員数（常勤換算）は、児童指導員が平均 2.99 人、保育士が平均 1.74 人であった。また、児童分野の経験年数別職員数（常勤換算）についてみると、経験年数 5 年未満は平均 4.19 人、経験年数 5 年以上は平均 2.94 人であった。

管理者と児童発達支援管理責任者が兼務であるかについてみると、「兼務である」が 59.4%、「兼務ではない」が 39.6%であった。

### （２）事業所が提供している支援内容等

**【放課後等デイサービスの定員と利用者数】**

放課後等デイサービスの 84.5%が定員 10 名であった。また、令和元年 6 月の 1 か月間における１事業所あたり放課後等デイサービスの実利用者数は平均 27.97 人、延べ利用者数は平均 188.89 人であった。実利用者数を主たる障害種別別にみると、「発達障害」（平均 16.09 人）、「知的障害」（平均 10.56 人）、「重症心身障害」（平均 2.94 人）が比較的多かった。これを運営主体別にみると、医療法人では「発達障害」が平均 26.70 人、「重症心身障害」が平均 6.20 人と、他の運営主体より多い傾向がみられた。また、医療法人では、医療的ケアを必要とする実利用者数も平均 2.27 人と、全体の平均（0.68 人）より多くなっていた。

**【利用者への支援内容】**

事業所が提供する支援内容についてみると、「基本的な日常生活動作（ADL）の自立の支援」、「社会性やコミュニケーションスキルの獲得・向上の支援」では「個別活動と集団活動を組み合わせ提供」している事業所が最も多く（それぞれ 50.6%、53.4%）、「事業所内で、文化芸術活動を行う時間の提供」、「外出、野外活動や外部公共施設利用の機会の提供」では「集団活動のみを提供」して

いる事業所が最も多かった（それぞれ 38.2%、56.0%）。一方で「言語聴覚士による言語療法、作業療法士による作業療法・感覚統合訓練など、有資格者による訓練」については「提供していない」（73.7%）が最も多かった。

**【保護者への支援内容】**

保護者への支援に関しては、事業所が最も多く提供している支援内容が「個別での相談の実施」（62.5%）、次いで「講演会・学習会・研修などの開催」（26.0%）であった。また、運営主体別にみると、自治体では概ねいずれの支援内容も、他の運営主体より提供している割合が若干大きい傾向がみられた。

**【ニーズの把握方法】**

利用者・保護者のニーズを把握・確認するための手法としては、「日頃の活動の場で利用者・保護者に積極的に声をかけニーズを把握・確認している」（83.2%）が最も多く、次いで「個別面談等の場を定期的に設けている」（68.9%）が多かった。また、選択肢以外の手法としては、連絡帳・連絡ノートの活用、送迎時のやりとり、電話・メール・SNS ツールの活用といった記載があった。

## （３）事業所と関係機関との連携状況等

**【関係機関との連携】**

放課後等デイサービス事業所が連携している関係機関は、「小学校」（76.0%）が最も多く、次いで「特別支援学校」（75.0%）であった。また、医療法人では「医療機関」が 63.2%と比較的大きい傾向がみられ（全体では 25.8%）、運営主体により関係機関にも一定の傾向がある可能性がうかがえた。

一方で関係機関連携加算は、（Ⅰ）と（Ⅱ）のいずれも算定していない事業所が 86.5%と最も多く、その理由としては「関係機関連携加算の対象とならない機関であるから」（24.4%）、「保護者の同意取得が難しいまたは大変だから」（18.3%）のほか、加算の要件・基準が分からない、連携内容的に非該当と判断した、会議を開催（主催）していない、事務処理が大変・手間に見合わないといった意見が挙げられた。

また、学校が児童ごとに作成する「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の内容の把握状況についてみると、「必要がある利用者の計画について把握している」（43.4%）が最も多かったが、「把握していない」も 37.2%と一定の割合がみられた。

**【他の事業所との併用等】**

他の放課後等デイサービス事業所の併用状況については、88.4%の事業所が併用状況を「概ね全利用者について把握している」状況であった。また、他事業所を利用している利用者の人数は平均 14.24 人であり、これを地域区分別にみると、北海道・東北、九州ではそれぞれ平均 9.91 人、12.19 人と比較的少なく、関東、近畿ではそれぞれ 15.75 人、16.10 人と比較的多い傾向がみられた。

また、放課後等デイサービスの実利用者数が平均 27.97 人であったことから、約半数の利用者が他の事業所と併用していると考えられた。

## （４）事業所における報酬・加算等の算定状況等

放課後等デイサービス給付費の報酬区分についてみると、「区分 2 の 1」（61.8%）が最も多く、次いで「区分 1 の 1」（18.5%）であった。これを運営主体別にみると、「区分 1 の 1」は社会福祉法人（25.0%）、NPO（24.7%）などで比較的大きい傾向がみられた。地域区分別にみると、「区分 1 の 1」は北海道・東北（21.2%）、関東（24.4%）などで比較的大きく、四国（7.5%）で小さい傾向がみられた。また、設立年度別には、「区分 1 の 1」は 2014 年以降で 15.8%と、それ以前に設立された事業所と比較して小さい傾向がみられた。

加算等の算定・該当の有無に関し、最も多くの事業所が算定していた加算は「児童指導員等加配加算（Ⅰ）」（74.4%）であり、次いで「欠席時対応加算」（70.1%）、「利用者負担上限額管理加算」（63.1%）であった。運営主体別にみると、自治体では「利用者負担上限管理加算」（48.0%）や「欠席時対応加算」（38.0%）の割合が比較的小さく、社会福祉法人やNPOでは「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）」の割合が比較的大きいといった傾向がみられた（それぞれ67.5%、57.2%）。

## （５）事業所におけるサービスの質の向上に向けた取組、課題等

**【質の向上に向けた取組】**

サービスの質の向上に向けて実施している取組は、「保護者向けのアンケート調査の実施」（76.2%）が最も多く、次いで「利用者のニーズにより活動内容の変更、使い分けをするなど、支援の柔軟な提供」（71.2%）、「外部研修への従業者の積極的参加の促進」（65.1%）であった。

これを運営主体別にみると、社会福祉法人では「第三者評価の実施」が18.0%（全体では11.5%）と比較的大きい傾向がみられた。また、自治体では「要保護児童対策地域協議会への参加」（26.0%：全体では7.0%）、「自治体の子ども・子育て会議への参加」（22.0%：全体では9.2%）と比較的大きい傾向がみられた。また、2011年以前の事業所と2014年以降の事業所を比較すると、「地域自立支援協議会への参加」（2011年以前：39.7%、2014年以降：26.3%）、「実習生やボランティアの受入」（(2011年以前：53.8%、2014年以降：34.3%）、「要保護児童対策地域協議会への参加」（2011年以前：11.8%、2014年以降：5.8%）などの項目で差がある傾向がうかがえた。

**【質の向上における課題】**

サービスの質の向上における課題についてみると、「十分な支援を行うための職員確保が難しい」（47.7%）が最も多く、次いで「事務作業量が多い」（41.2%）「男性職員が不足している」（40.7%）、であった。

**【専修学校・各種学校の児童を対象とすることについて】**

専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象とすることへの認識は、「どちらともいえない」（54.7%）が最も多く、次いで「対象とすべきである」（33.1%）であった。対象とすべき理由としては「サービスの利用希望は寄せられていないが、ニーズはあると思われるため」（62.6%）、中学卒業後に専門学校等に進学しても支援を継続できるため」（59.1%）が多く、対象としなくてもよいと考える理由は「専門学校生などへの適切な支援を行える人員体制やスキル等が整わないため」（52.7%）、「ニーズは限定的であると考えるため」（42.8%）が多かった。

# 第４章　本調査研究の考察

## １．考察

現在放課後等デイサービスの利用者数・事業所数は、発達障害に対する社会的認知の浸透、特別支援教育の推進、これまで支援が受けられなかった子どもへの支援の広がりなどもあり、年々大きく増加している。本項ではこうした社会的背景も踏まえ、本調査研究の検討委員会で協議した考察、本調査の限界及び今後の展望について記す。

**（自治体調査）**

○放課後等デイサービス事業所数を地域別にみると、関東、東海・北陸、近畿では「10 か所」以上が 3～4 割程度であったが、北海道・東北、信越、四国では「0 か所」の自治体も多かった。また、町村では事業所を 1 か所も有していないところが 4 割強であった。人口の多い自治体・地域では事業所間の競争や、利用者の取り合いが生じている一方、地方の過疎地域等では事業所がなく、あってもその運営は厳しく、利用者も事業所を選べない状況がうかがえ、全国での均てん化の視点も必要である。

○子ども全体の人口に占める、放課後等デイサービスの給付対象となっている障害児の割合は平均 1.76%であった。文部科学省資料[2]によれば、特別支援学校在籍者、特別支援学級在籍者、通級による指導を受けている児童生徒（以下「特別支援学校在籍者等」）の、児童総数に対する割合は約 3.5%となっている。特別支援学校在籍者等が全て障害児支援サービスの対象であるとは言えないが、特別支援学校在籍者等の約半数のみが放課後等デイサービスを受けていることとなる。放課後等デイサービスの事業所数は増加傾向にあるが、潜在的ニーズの存在を仮定すると、今後の量的な充足も含め、引き続き需給バランス等の検討を深めるべきと考えられる。

○小学生の利用は、中学生、高校生の利用に比べて多い。成長に伴い利用が減るのか、事業所の定員上の制約からより年齢が低い小学生を優先的に受け入れているのか、その理由は本調査から明らかにできないが、今後の調査等により中学生、高校生の利用ニーズを明らかにする必要がある。

○計画策定数別に占めるセルフプラン数の割合（セルフプラン率）は 28.54%であるが地域差が大きく、政令指定都市で最多で、中核市・施行時特例市・特別区でも多い。約半数の自治体では 0%であるが約 1 割の自治体では 60%以上であった。これは放課後等デイサービス以外のサービスでも同様と推測されるが、対象となる子どもが多い自治体では、子ども一人ひとりに適切かつ専門的なアセスメントが行えるような体制構築が特に重要と考えられる。

○放課後等デイサービス指標該当の判断状況について、自治体は保護者からの聞き取り調査に加えて、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、障害児の状態の適切な把握に努め判定すべき役割を担っているが放課後等デイサービスの利用児童の指標該当・非該当の判定の実施者に関しては、導入当初からの手続き通りに、自治体主管課職員が行っていることが多いことが明らかになった。一方、今回の調査において、「サービス提供事業所」が行っていると回答した自治体が 16.0%であった。また、その傾向は、一般市や町村に多くみられていた。これは、保護者からの聞き取り調査に加えて、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、自治体が障害児の状態の適切な把握に努め判定すべき役割を担えていない可能性があることを示しているとともに、指標の判断には一定の専門性が必要であることも示唆している。

○放課後等デイサービスの支給決定基準については、明文化した基準がない自治体が 6 割超であっ

[2] 文部科学省「特別支援教育資料　第一部データ編」（平成 30 年度）

た。部署内で考え方を統一している自治体が多かったものの、公的なサービスである以上、その判断は明確、公正に行われることが必要であり、支給決定基準の明文化はそのための基礎となるものである。特に町村で明文化されていない傾向があったことから、人口規模・職員数が少なくマンパワー面の課題もある小規模自治体でも円滑な要綱策定等が行えるよう、国や都道府県等からの支援を提供することも大変有用である。また、基準で明示されていることは「支給量」（84.5%）、「対象者の要件」（67.2%）が多く、対象者の要件や調査時の項目が明確化されていない自治体もあると思われ、この点の適否も含めた今後の検討が必要と考えられる。

○質の向上における課題としては「十分な支援を行うための職員確保が難しい」（44.2%）、「十分な支援を行うための職員の育成が難しい」（42.2%）、「送迎体制の確保が難しい」（27.6%）となっており、自治体が運営や体制整備に関することを質の向上における課題と認識していることが推察される。自治体がなにをもって十分な支援と解釈しているか、今後の調査にあたり設問の見直しも含めて検討し、明らかにすることも重要である。

**（事業所調査）**

○不登校の子どもが 1 人以上在籍している事業所は 24.8%、児童相談所が関与している子どもが 1 人以上在籍している事業所は 20.8%、児童相談所は関与していないが虐待もしくは不適切な養育がある（可能性がある）子どもが 1 人以上在籍している事業所は 18.5%であり、決して少ない数とは言えない。そのような子どもの保護者には関連機関と連携しながら、自らの事業所で何らかの支援を行っている現状がうかがえる。放課後等デイサービスがセーフティネットの役割も果たしていると言えるが、この現状に自治体や専門機関がどうバックアップするか、今後検討すべきである。なお、一般社団法人全国児童発達支援協議会「放課後等デイサービスガイドライン改訂案」（平成 31 年 3 月）では、改定の観点として「放課後等デイサービスに、不登校や社会的養護など社会的困難さを抱える子どもたちを支えるセーフティーネットとして機能していることを位置付けた」ことが挙げられているが、本調査結果はこうした記載の裏付けになるものとも考えられる。

○事業所の約 4 割で行動障害のある子どもが 1 人以上在籍していることが分かったが、ここでの支援内容については追加調査が望まれる。

○事業所の職員の数に占める、経験年数 5 年未満の職員数は平均 59.68%であった。経験年数が比較的少ない職員が中心になってサービス提供を行っていることがうかがえた。放課後等デイサービスは開始後約 8 年とまだ歴史が短く、また児童分野の経験が少ない職員が多いことから、幅広い年代の子どもへの多様な支援提供、質の伸び悩みが懸念される。

○直接支援を行う職員の 1 日あたり平均従事者数（実人数）では、平均が 4.85 人であった。また、運営主体別では、自治体は平均 6.30 人で、事業所の 86.6%の定員 10 名であることから、現場が直接支援に必要としている人員は、国が定めた子ども 10 名に対して支援職員 2 名と大きく乖離していると考えることができる。次に平均従事者数（実人数）が多いのは、その他（社団、財団、農協、生協等）の 4.90 人であり、その差が 1.4 人ほどの差があることも注目すべきである。自治体運営以外のほとんどの事業所は、障害児通所給付費のみでの運営であり、自治体ほどの従事者配置が難しい。さらに、児童指導員加配加算等で報酬を得る最大でも 2 名で、計約 4 名分を認められるのは、区分 1 の事業所は、22.6%にしか過ぎない。したがって、自治体運営以外の事業所の多くは、配置に対して得られる 3 名分の報酬で、平均 4.85 人の従事者を雇用して支援にあたっている。この乖離は早急に是正すべき点である。

○提供される支援内容について、「基本的な日常生活動作（ADL）の自立の支援」「社会性やコミュニケーションスキルの獲得・向上の支援」は大半の事業所で提供されていたが、「言語聴覚士による言語療法、作業療法士による作業療法・感覚統合訓練など、有資格者による訓練」は 73.7%の事業所で提供されていないなど、提供されることが多い（少ない）支援には一定の傾向がみられた。一方、

本調査票の選択肢以外の支援内容として、「調理・料理・食育」「運動、体を動かすこと」「音楽活動」「トレーニング」「地域や他施設との交流」等、非常に多様な回答が寄せられ、支援内容は事業所により多種多様であることがうかがえた。なお、こうした支援内容・提供方法の多様性は必要であるが、これが多様なニーズに基づいている結果なのか、事業所の取組としての多様性なのかは明らかではない。子ども・親のニーズ、事業所のサービス内容が合致しているかは要検討事項と考える。

○また、具体的な活動を設けず、本人が自由に過ごせる時間を提供している事業所は 87.1%であった。事業所にいる時間の一部なのか全てなのか等によって解釈には慎重を要するが、事業所が、自由に過ごせる時間の提供がその子どもに必要であることをサービス提供の明確な目的として持っていない場合、単に「預かっているだけ」と解釈される可能性がある。子ども本人のニーズとサービス提供の目的の明確化は必須であり、放課後等デイサービスという枠組みの中で、どのように子どもが過ごせることが望ましいのか、そのためのサービス提供はどうあるべきかを議論する必要がある。

○個別支援計画の実施状況の把握は、6 か月に 1 回以上の頻度で行われることが最も多かったが、この頻度で計画の把握・評価が適切になされているか疑問視される。少なくとも学期に 1 回程度の実施状況の把握が求められるのではないか。

○利用者・保護者のニーズの把握・確認方法は、面談、アンケート、声かけが多く、標準化された検査の実施は 10.3%、また検査結果の活用も 28.7%であった。検査のみで全てを把握することは難しいが、ニーズの客観的・正確な把握には、こうした手法も取り入れることが望ましい。

○関係機関連携加算を算定している事業所は 1 割程度と少なかった。その理由は加算の対象とならない機関であること、保護者の同意取得の問題のほか、加算の要件・基準が不明、連携内容が非該当と思われた、事務処理が大変・手間に見合わないなど様々な意見が挙げられた。現状を踏まえた加算と要件の見直しが必要と思われる。

○児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数についてみると、作業療法士や言語聴覚士、心理担当職員などの専門職の関与が明らかになったが、これらの専門職は人数が少なく、一部限られた事業所でかつ非常勤の関与と推察される。質の向上に向けては、こうした専門職による支援を推進するため、これらの各職能団体に放課後等デイサービス及び障害児福祉への理解を広め、より多くの専門職の関与を促すことも重要である。。

○サービスの質の向上に向けた取組については、保護者向けのアンケートの実施（76.2%）、柔軟な支援の提供（71.2%）、外部研修への従業者の積極的参加の促進（65.1%）などが多く、自治体調査と異なる傾向が見られた。

○サービスの質の向上における課題については、十分な支援を行うための職員確保が難しい（47.7%）、事務作業量が多い（41.2%）、男性職員が不足している（40.7%）が多く挙げられた。職員確保は自治体調査でも最も多く挙げられた課題であり、その認識は一致しているが効果の高い取組が少なく自治体・事業所とも苦心している状況がうかがえる。さらに、職員不足は前述の「サービスの質の向上に向けた取組」で挙げられた、外部研修への派遣や利用者のニーズに合わせた柔軟な対応の阻害要因にもなる可能性があり、喫緊の対応が必要と思われる。

○また、課題としては前述の事務作業量の多さのほか、児童が通う事業所が複数あり、支援方針や日々の情報等共有が難しい（34.2%）といった運営面の課題も挙げられている。こうした運営面の課題がサービスの質に影響していることも推察される。

**（２つの調査から考えられる放課後等デイサービスの課題　～国・自治体・事業所に必要なこと～）**

○「放課後等デイサービスガイドライン」では、放課後等デイサービスの基本的役割として、１点目に子ども最善の利益の保障、２点目に共生社会の実現に向けた支援、３点目に保護者支援が掲げられている。

○上記３点を柱とするならば、まずは国、自治体、事業所のいずれもがこの３点について一様に同じ

見解を持ち、施策・事業を推進するための仕掛けが必要であり、国・自治体が主体となってこれを検討すべきと考える。そして、全国の自治体で、子どもの人口に即し適切に事業所が設置されることや、上記３点を安定的に行う財政基盤の確保、手続きの煩雑さの緩和等に国が努めることが必須である。

○１点目については、(自治体調査) の項でも述べた支給決定基準、セルフプラン率や、(事業所調査) に述べた個別支援計画の把握のあり方等に関する状況・課題が本調査で明らかになった。これは国・自治体における今後の検討課題である。

○２点目については、関係機関連携加算の算定が少ないこと（国による検討が必要)、子ども・子育て会議に障害児福祉専門家の参画が多くはみられないこと（自治体による検討が必要)、事業所が地域自立支援協議会や子ども・子育て会議等への参加が少なく、子どもの「地域での」生活や成長を見越した支援が多くは見られないこと（事業所による検討が必要）が、今回調査から示唆された。

○３点目については、不登校や虐待疑いなどの子どもも決して少なくないことや、保護者のコミュニケーション上の困難さのため、支援方針や思いの共有が難しいケースがあることが調査から明らかになった。保護者支援にはさらなる多様性、専門性が要求されるようになっている点を国も自治体も認識し、人材配置の基準や研修体系を再考する必要があると考える（「２．本調査の限界及び今後の展望」も参照)。

**（専修学校・各種学校の学生の利用）**

○専修学校・各種学校の在籍児童を放課後等デイサービスの利用対象とすることについては、利用希望を把握していない自治体が多く、具体的に利用希望が寄せられていない事業所も多いことから、自治体調査・事業所調査のいずれでも「どちらともいえない」という回答が多くなったことが想定される。

○ただし、「対象としなくてもよい」という回答が、自治体調査においては 10.4%、事業所調査においては 7.9%であったのに対し、「対象とすべきである」という回答は、自治体調査においては 18.4%、事業所調査においては 33.1%であった。

**（本調査結果の母集団の代表性）**

○本調査の回収率は自治体調査が 65.7%、事業所調査が 37.7%であり、一定の回答が得られている。また、既存統計の集計と本調査の比較（自治体の人口・地域区分及び事業所の運営主体・地域区分）を行ったところいずれも概ね同様の分布であることから、全国的な実態として、信頼かつ妥当な結果が得られたと考えられる。

## ２．本調査の限界及び今後の展望

○本調査から得られた結果の考察にあたり、そもそも放課後等デイサービスの質を検証するための基礎となる基準・水準が定められておらず、集計結果の割合が高いのか低いのか、適切であるか改善すべきものであるか、といった客観的な評価が困難であった。この点については、放課後等デイサービスの提供にあたり求められる一定の基準・水準をガイドライン内に定めることや、本調査を次年度以降も一定間隔で繰り返し経年的な変化をみていくこと等が対応として考えられる。

○事業所が提供するサービスの質をどのように評価するかについて、職員数や支援のコマ数・提供時間の多寡、提供している支援の種類、連携している機関、取得している加算の種別等様々な観点からの検討を重ねたが、事業所・サービスの質と明確に関連すると思われる項目を明らかにするには至らなかった。この背景には、対象となる年齢が小学 1 年生から 18 歳まで（高校卒業）であり、

それぞれにライフステージが異なること、成長期でもあり家庭・友達・学校の影響を大きく受ける発達期であること、子ども一人ひとりの特徴・状況・意向等に応じたきめ細かなサービス提供が行われているかの判断が本調査票の回答のみでは難しかったことや、前提となる「質の高いサービス」の定義が統一化されていないことなどがある。子ども側の要因も含め、何をもって放課後等デイサービスにおける「質」とするかをより明確にするとともに、質の測り方やその向上に向けた望ましい取組等を明らかにすることが必要である。また、自治体、事業所がサービスの「質」をどのように認識しているのかについては共通点、相違点があると推察され、自治体、事業所の認識についても把握する必要があると思われた。

○このためには、例えば本調査のような実態把握のための悉皆調査を経年的に行い変化をみることや、質の向上に向けて、あるべき放課後等デイサービスの姿や質の向上に向けた取組等のあり方を議論する検討会を、国及び都道府県レベルで設置することも必要と考えられ、児童発達支援管理責任者独自の養成課程の必須内容を再検討することが不可欠である。また、その際は、作業療法士等の専門職の参画を促す観点から、こうした職能団体を構成員とすることも検討すべきである。

○現行の放課後等デイサービスガイドラインはある。前述の「改定案」も示された。社会の在り様が変化していく中ガイドラインを共有することはもちろん、子どもの実態・姿・思いをくみ取ることから始め、実践をし、振り返る中でガイドライン自体を継続的にアップデートしていくシステムが必要である。また、ガイドラインをさらに具体的に地域の実情に落とし込むような、自治体単位のガイドラインも必要だろう。そのためにも、国も自治体も事業所もガイドラインを十分に理解し、目指すべき共生社会における放課後等デイサービスの基本的役割を、他の近接領域の関連の中で、認識していく必要があるだろう。

# 参考資料

参考資料１　　アンケート調査票（自治体票）

参考資料２　　アンケート調査票（事業所票）

※アンケート調査票は web 上に表示される回答フォームを PDF 化して掲載したため、設問文や回答欄の一部が複数ページにまたがる場合があります。

参考資料１

令和元年度障害者総合福祉推進事業　放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究

# 放課後等デイサービスの実態に関するアンケート調査（自治体調査）

【ご回答方法】

■あてはまる項目を選んでください。

■入力欄には具体的な数値、用語等をご記入ください。

■すべての回答が終わりましたら、画面下部の「登録」ボタンをクリックしてください。本調査への回答が完了します。また、一度登録した回答内容を変更した場合には、再度「登録」ボタンをクリックしてください。

■回答が完了しましたら、画面下部の「ログアウト」ボタンをクリックすると、画面が閉じ、ログイン画面に移ります。ログイン画面は右上の×ボタンをクリックするなどの操作で閉じてください。

■本ウェブサイトには「印刷」ボタンは付いておりません。恐縮ですが、印刷が必要な際は、ブラウザの印刷機能で印刷くださいますよう、お願いいたします。

■画面を表示した状態で時間がたつと（５分程度）、回答が登録・保存できなくなる場合があります。回答に時間がかかる場合は、途中で画面下部の「保存」ボタンをクリックし、回答の一時保存をお願いします。

■回答が保存されると、回答再開に必要な「回答再開用ID」と「回答再開用パスワード」が発行されますので、忘れずに記録をお願いします。紛失した場合には最初からもう一度ご回答いただくこととなりますので、ご注意ください。

【ご回答上の留意点】

■本調査は、貴自治体の放課後等デイサービスご担当部署の責任者様、またはご担当者様にご回答をお願いいたします。回答は、特に指定のない限り、貴自治体内の放課後等デイサービス事業所および貴自治体の放課後等デイサービス利用者についてお考え下さい。

■ご担当部署のみでは回答が分からない箇所についても、他部署にご照会いただくなど、可能な限りご記載を賜りたくお願い申し上げます。なお、他部署でも回答が分からないなど記載困難な箇所は空欄とし、次の設問から引き続きご回答をお願いいたします。

■特に指定のない限り、2019年６月１日現在の情報をご回答ください。

■本調査は、2019年10月17日（木）までにご回答をお願いいたします。

## ◆ 自治体名・ご担当者・連絡先

貴自治体の名称、および本調査のご担当者、連絡先等のご記入をお願いいたします。

| | |
|---|---|
| （１）貴自治体（市区町村）名 | |
| （２）ご担当者の氏名 | |
| （３）お電話番号 | |

## Ⅰ　貴自治体の概要について、お伺いします。

| | |
|---|---|
| （１）総人口 | 人 |
| （２）子どもの人口<br>※正確な数字が不明な場合、おおよそでかまいませんのでご記入ください。 | |
| ①　小学生 | 人 |
| ②　中学生 | 人 |
| ③　高校生等（中学校卒業～19歳まで） | 人 |

| （3）障害児数（障害児通所給付の対象者数） | |
|---|---|
| ① 放課後等デイサービス | 人 |
| ② 児童発達支援（医療型含む） | 人 |

| （4）貴自治体の障害者サービスに係る地域区分（回答は1つ） | ○1．1級地　○2．2級地<br>○3．3級地　○4．4級地<br>○5．5級地　○6．6級地<br>○7．7級地　○8．その他 |
|---|---|

| （5）相談支援事業等の実施状況 | |
|---|---|
| ① 相談支援事業の実施状況（回答は１つ） | ○1．有　○2．無 |
| 【①で、「１」を選んだ場合】<br>A 相談支援事業所の種別（回答はいくつでも） | □1．基幹相談支援センター（直営）<br>□2．基幹相談支援センター（委託）<br>□3．障害児相談支援事業所（直営）<br>□4．障害児相談支援事業所（委託）<br>□5．障害児相談支援事業所（指定） |
| ② 地域自立支援協議会等における障害児の専門部会の設置状況（回答は１つ）<br>（注）地域自立支援協議会と独立して、障害児を含めた子どもの発達支援全般を扱う部会を設けている場合も「有」としてください。 | ○1．有　○2．無 |
| ③ 自治体と事業者との連絡調整（会議や意見交換等）の実施状況（回答は１つ） | ○1．有　○2．無 |

| （6）障害児支援利用計画の策定状況 | |
|---|---|
| ① 計画策定数 | 件 |
| ② 計画策定数のうち、セルフプラン数 | 件 |

| （7）貴自治体の子育て支援等に関する会議委員としての障害福祉専門家参画状況（回答は１つ） | |
|---|---|
| ① 子ども・子育て会議 | ○1．有　○2．無 |
| ② 子ども若者会議 | ○1．有　○2．無 |

## Ⅱ　貴自治体における放課後等デイサービスの利用・提供状況について、お伺いします。

| （1）放課後等デイサービスを提供する事業所 | か所 |
|---|---|

（2）平成30年度1年間における放課後等デイサービスの実利用者数、延べ利用者数
※支給決定が貴自治体であるか、あるいは他自治体であるかは問いません。
※「実利用者数」は可能であれば、平成30年度1年間の実利用人数を記入してください。把握が困難な場合には、各月の実利用者数の合計を12で割り、平均値で記入してください（小数点第1位まで）。なお、「実利用者数」とは、サービスを利用している人数の実数（頭数）です。

| | 実利用者数 | 延べ利用者数 |
|---|---|---|
| ①小学生 | 人 | 人 |
| ②中学生 | 人 | 人 |

| | | |
|---|---|---|
| ③高校生等 | 人 | 人 |

| | |
|---|---|
| （３）放課後等デイサービスの支給決定における支給決定基準の有無　（回答は１つ） | ○ １．明文化した基準があり、要綱等の形式で公表している<br>○ ２．明文化した基準はあるが、内規等の形式のため公表していない<br>○ ３．明文化した基準は無いが、部署内で判断の考え方を統一している<br>○ ４．明文化した基準は無く、個々の担当者が判断している |
| 【（３）で、「１」、「２」を選んだ場合】<br>（４）明文化された支給決定基準に含まれる内容（回答はいくつでも） | □ １．対象者の要件（年齢、障害の種別・程度、就学状況等）<br>□ ２．支給量（上限日数・時間等）<br>□ ３．併給を認めるまたは認めないサービスの種別<br>□ ４．支給決定における調査項目（「区分認定調査と同様」なども含む） |
| （５）放課後等デイサービスの報酬区分の判定の実施者　（回答は１つ） | ○ １．自治体主管課職員<br>○ ２．相談支援センター職員<br>○ ３．サービス提供事業所 |
| （６）複数の放課後等デイサービス事業所の利用（回答は１つ） | ○ １．認めている<br>○ ２．認めていない |

| | |
|---|---|
| （７）放課後等デイサービス利用者のうち、平成31年3月（平成30年度）に中学校を卒業した人数 | 人 |

| | 該当者の有無<br>（回答は１つ） | 【左記で「１．有」を選んだ場合】<br>把握している範囲での人数 |
|---|---|---|
| （8）（7）のうち、放課後等デイサービスの継続利用を希望していたが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した利用者の有無と人数（他サービスに変更した人数も含む） | ○ １．有<br>○ ２．無<br>○ ３．把握していない | 人 |
| （9）（7）のうち、放課後等デイサービスの利用を継続するために、本来進学希望のあった専修学校・各種学校への進学をしなかった利用者の有無と人数 | ○ １．有<br>○ ２．無<br>○ ３．把握していない | 人 |

| （10）平成30年度１年間における、中学校既卒者や高校中退者からの放課後等デイサービス利用希望 | |
|---|---|
| ①　利用希望（回答は１つ） | ○ １．有<br>○ ２．無<br>○ ３．把握していない |
| 【①で、「１」を選んだ場合】<br>②　把握している範囲での利用希望人数 | 人 |

| | |
|---|---|
| （11）専修学校・各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無（回答は１つ） | ○ １．有<br>○ ２．無<br>○ ３．把握していない |

| 【（11）で、「１．有」を選んだ場合】<br>（12）放課後等デイサービスの継続利用を希望していたが、専修学校・各種学校に進学したため、平成30年度１年間の間に放課後等デイサービスの利用が終結した利用者数<br>（他サービスに変更した人数も含む。把握している範囲でかまいません） | 専修学校・各種学校に進学した合計人数 | 合計人数のうち、各種学校に進学した人数 |
|---|---|---|
| | 人 | 人 |

（13）貴自治体では、現在放課後等デイサービスの対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、放課後等デイサービスの利用対象とすることについて、どのようにお考えですか。（回答は１つ）
※「専修学校」は学校教育法124条、「各種学校」は同法134条に規定される学校を指します。

○ １．対象とすべきである　○ ２．どちらともいえない　○ ３．対象としなくてもよい

| | |
|---|---|
| 【（13）で「１」を選んだ場合】<br>（14）対象とすべきと考える理由（回答はいくつでも） | □ １．実際に、専門学校生などからサービスの利用希望が寄せられるため<br>□ ２．専門学校生などを対象外とする合理的な理由がない（公平性に欠ける）と考えるため<br>□ ３．事業所の利用者数や収益の増加につながると考えるため<br>□ ４．中学卒業後に専門学校等に進学しても支援を継続できるため<br>□ ５．その他（　　） |
| 【（13）で「３」を選んだ場合】<br>（15）対象としなくてもよいと考える理由（回答はいくつでも） | □ １．ニーズが限定的である（少ない）と考えるため<br>□ ２．専門学校生などへの適切な支援を行える人員体制やスキル等が整わないため<br>□ ３．これ以上多くの利用者に対応できないため<br>□ ４．その他（　　） |

| （16）平成30年度１年間における児童発達支援（医療型含む）の実利用者数 | 人 |
|---|---|

## Ⅲ　貴自治体におけるサービスの質の向上に向けた取組、課題等について、お伺いします。

（1）貴自治体で、サービスの質の向上に向けて実施している取組（回答はいくつでも）

□1．第三者評価実施の勧奨
□2．保護者等向けのアンケート調査の実施
□3．自治体主導での従業者の資質の向上のための研修の実施
□4．事業所が実施する従業者の資質向上のための研修等のサポートやコンサルティングの実施
□5．地域自立支援協議会への事業所の参加促進
□6．要保護児童対策地域協議会への事業所の参加促進
□7．事業所間連携等の主導
□8．事業所の人材確保（新規雇用等）に対する支援・補助の実施
□9．事業所がケース対応時などに相談できる、外部専門家や専門機関の確保
□10．その他（　　）

（２）事業所におけるサービスの質の向上において課題と感じること（回答はいくつでも）

□1．活動に十分な施設・設備が確保できない
□2．児童一人当たりの通所日数が少なく十分な支援ができない
□3．児童が通う事業所が複数あり、支援方針や日々の情報等共有が難しい

□4．十分な支援を行うための職員確保が難しい

□5．男性職員が不足している

□6．女性職員が不足している

□7．十分な支援を行うための職員の育成が難しい

□8．送迎体制の確保が難しい

□9．事務作業量が多い

□10．その他（　　）

| | |
|---|---|
| 【（２）で、「４」を選んだ場合】<br>（３）確保が難しいと考える職種（回答はいくつでも） | □1．保育士　□2．障害福祉サービス経験者<br>□3．看護師　□4．作業療法士<br>□5．心理担当職員　□6．児童発達支援管理責任者<br>□7．児童指導員　□8．医師（嘱託医）<br>□9．理学療法士　□10．言語聴覚士<br>□11．その他 |

（４）障害児通所支援に関する都道府県と基礎自治体との役割分担について、貴自治体の問題意識があればご記入ください。

（５）その他、放課後等デイサービスの課題等について感じることをご記入ください。

**設問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。**

登録　保存

ⓒ 令和元年度障害者総合福祉推進事業放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究
「放課後等デイサービスの実態に関するアンケート調査」

ログアウト

参考資料２

令和元年度障害者総合福祉推進事業放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究

# 放課後等デイサービスの実態に関するアンケート調査（事業所調査）

【ご回答方法】

■あてはまる項目を選んでください。

■入力欄には具体的な数値、用語等をご記入ください。

■すべての回答が終わりましたら、画面下部の「登録」ボタンをクリックしてください。本調査への回答が完了します。また、一度登録した回答内容を変更した場合には、再度「登録」ボタンをクリックしてください。（回答の所要時間は、概ね20～30分程度の見込みです）

■回答が完了しましたら、画面下部の「ログアウト」ボタンをクリックすると、画面が閉じ、ログイン画面に移ります。ログイン画面は右上の×ボタンをクリックするなどの操作で閉じてください。

■本ウェブサイトには「印刷」ボタンは付いておりません。恐縮ですが、印刷が必要な際は、ブラウザの印刷機能で印刷くださいますよう、お願いいたします。

■画面を表示した状態で時間がたつと（５分程度）、回答が登録・保存できなくなる場合があります。回答に時間がかかる場合は、途中で画面下部の「保存」ボタンをクリックし、回答の一時保存をお願いします。

■回答が保存されると、回答再開に必要な「回答再開用ID」と「回答再開用パスワード」が発行されますので、忘れずに記録をお願いします。紛失した場合には最初からもう一度ご回答いただくこととなりますので、ご注意ください。

【ご回答上の留意点】

■本調査は、貴事業所の放課後等デイサービスの管理者様、またはご担当者様にご回答をお願いいたします。回答は、特に指定のない限り、貴事業所の放課後等デイサービスについて（貴事業所が放課後等デイサービス以外に提供しているサービス等は含めず）お考え下さい。

■設問文に該当する人数が分からないなど、記載困難な箇所は空欄とし、次の設問から引き続きご回答をお願いいたします。

■特に指定のない限り、2019年６月１日現在の情報をご回答ください。

■本調査は、2019年10月17日（木）までにご回答をお願いいたします。

## ◆ 貴事業所の活動状況

貴事業所の放課後等デイサービスの活動状況（回答日時点）について、該当する番号をお答えください。

| ○１．活動中 | ○２．休止中 | ○３．廃止 |
|---|---|---|

→「２．休止中」または「３．廃止」を選んだ場合は、ここで本調査は終了です。
このまま「登録」ボタンをクリックしてください。
ご協力誠にありがとうございました。

## ◆ 事業所名・ご担当者・連絡先

貴事業所の名称、および本調査のご担当者、連絡先等のご記入をお願いいたします。

| | |
|---|---|
| （１）貴事業所名 | |
| （２）ご担当者の氏名 | |
| （３）お電話番号 | |

## Ⅰ　貴事業所の概要について、お伺いします。

| | |
|---|---|
| （１）貴事業所の設置主体（回答は１つ） | ○1．自治体　○2．社会福祉協議会<br>○3．社会福祉法人　○4．医療法人<br>○5．営利法人　○6．NPO<br>○7．その他（社団・財団、農協、生協等） |
| （２）貴事業所の運営主体（回答は１つ） | ○1．自治体　○2．社会福祉協議会<br>○3．社会福祉法人　○4．医療法人<br>○5．営利法人　○6．NPO<br>○7．その他（社団・財団、農協、生協等） |
| 【（１）と（２）の回答番号が異なる（設置主体と運営主体が異なる）場合】<br>（３）貴事業所の運営形態としてあてはまるもの（回答は１つ） | ○１．自治体等他の団体から委託を受けて運営している<br>○２．自治体からの指定管理を受けて運営している<br>○３．その他 |
| （４）貴事業所の設立年度 | 西暦（　　）年度 |
| （５）「主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所」の指定を受けているか（回答は１つ） | ○１．指定を受けている<br>○２．指定を受けていない |

（６）貴事業所の職種別職員数（常勤換算）
※多機能型の場合は事業所全体の職員数について記入。併設施設・事業所は除きます。
※１人の職員が資格等を複数所持する場合は、主な職種１つのみに計上してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①児童発達支援管理責任者 | 人 | ②保育士 | 人 |
| ③児童指導員 | 人 | ④障害福祉サービス経験者 | 人 |
| ⑤医師（嘱託医） | 人 | ⑥看護師 | 人 |
| ⑦理学療法士 | 人 | ⑧作業療法士 | 人 |
| ⑨言語聴覚士 | 人 | ⑩心理担当職員 | 人 |
| ⑪①～⑩以外の職種 | 人 | | |

| | |
|---|---|
| （７）管理者と児童発達支援管理責任者が兼務であるか（回答は１つ） | ○１．兼務である<br>○２．兼務ではない |

（８）貴事業所の、児童分野の経験年数別職員数（常勤換算）
※多機能型の場合は事業所全体の職員数について記入（職種問わず）。併設施設・事業所は除きます。
※「児童分野」は、保育園・幼稚園を含みます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①経験年数5年未満 | 人 | ②経験年数5年以上 | 人 |

| | |
|---|---|
| （９）令和元年6月の1か月間における、児童に直接支援を行う職員の1日あたり平均従事者数（実人数）※1 | 人 |

※１　「児童に直接支援を行う職員」は、児童指導員等資格の有無は問いません。
　　また、「１日あたり平均従事者数」は、以下により算出くださいますようお願いいたします。
　　（詳細が不明な際は、大まかな人数でも結構です）

| 1日あたり平均従事者数 | ＝ | 令和元年6月の１か月間に放課後等デイサービスに従事した直接処遇職員の延べ人数 ／ 令和元年6月に放課後等デイサービスを提供した日数 |
|---|---|---|

| | |
|---|---|
| （10）貴事業所におけるサービスの実施形態（回答は１つ） | ○1．放課後等デイサービスのみを提供する事業所（単独型） →（13）へ<br>○2．放課後等デイサービス以外の障害児通所支援の多機能型事業所 →（11）へ<br>○3．障害児通所支援と障害福祉サービス※2との多機能型事業所 →（11）へ<br>○4．併設（同一または隣接の敷地内で他の施設・事業所※3を運営） →（12）へ |
| 【（10）で、「２」、「３」を選んだ場合】<br>（11）多機能型として一体的に行っている事業（回答はいくつでも） | □1．児童発達支援 □2．医療型児童発達支援<br>□3．保育所等訪問支援 □4．生活介護<br>□5．自立訓練 (機能訓練・生活訓練) □6．就労移行支援<br>□7．就労継続支援A型 □8．就労継続支援B型 |
| 【（10）で、「４」を選んだ場合】<br>（12）併設施設・事業所の種別（回答はいくつでも） | □1．指定障害者支援施設 □2．児童福祉施設<br>□3．介護保険施設・事業所 □4．その他 |
| （13）共生型放課後等デイサービスの指定を受けているか（回答は１つ） | ○ 1．受けている<br>○ 2．受けていない |
| （14）運営規程上の営業時間の時間数※4 | ①平日（授業の終了後） 時間<br>②休業日（長期休暇中は除く） 時間<br>③長期休暇中 時間 |

※２（10）の「障害福祉サービス」は、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型およびB型としてお考えください。

※３　障害児入所施設や、障害福祉サービス以外の施設・事業所を含みます。（詳細は（12）でご回答ください）

※４　運営規程で、①～③の中でさらに営業時間を分けている場合は、その平均の時間数をご記入ください。

## Ⅱ　貴事業所が提供している支援内容について、お伺いします。

| | |
|---|---|
| （１）放課後等デイサービスの定員数<br>※多機能型事業所の場合は、事業所全体の定員数 | 人 |
| （２）令和元年6月の1か月間における、放課後等デイサービスの提供日数 | 日 |
| （３）令和元年6月の1か月間における、放課後等デイサービスの延べ利用者数※1 | 人 |
| （４）令和元年6月の1か月間における、放課後等デイサービスの実利用者数※1 | 人 |

※１「延べ利用者数」はサービスの総利用回数（例：同じ児童が５回利用した場合は「５人」）、「実利用者数」は実際の人数（例：同じ児童が５回利用した場合は「１人」）をご記入ください。

（５）から（11）は、**（４）で記入いただいた実利用者数について、各設問に該当する人数**をご記入ください。

（５）（４）のうち、年齢別の実利用者数

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①小学生 | 人 | ②中学生 | 人 |
| ③高校生等 | 人 | | |

| （６）（４）のうち、主たる障害種別別の実利用者数 | | | |
|---|---|---|---|
| ①知的障害 | 人 | ②発達障害 | 人 |
| ③肢体不自由 | 人 | ④聴覚障害 | 人 |
| ⑤視覚障害 | 人 | ⑥重症心身障害 | 人 |
| ⑦その他 | 人 | ⑧不明 | 人 |

| | |
|---|---|
| （７）（４）のうち、医療的ケア※２を必要とする実利用者数 | 人 |
| （８）（４）のうち、行動障害※３のある実利用者数 | 人 |
| （９）（４）のうち、不登校※４である実利用者数 | 人 |

※２　医療的ケアは以下のものとしてお考え下さい。
（正確な人数の把握が困難な場合は、以下を目安にした大まかな人数でも結構です）

レスピレーター管理、気管内挿管・気管切開、鼻咽頭エアウェイ、$O_2$吸入又は$spO_2$ 90%以下の状態が10%以上、1回/時間以上（6回/日以上）の頻回の吸引、ネブライザー6回/日以上又は継続使用、IVH、経管（経鼻・胃ろう含む）、腸ろう・腸管栄養、接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）、継続する透析（腹膜灌流含む）、定期導尿3回/日以上、人工肛門（平24厚労告269　別表第一より）

※３　行動障害は以下のものとしてお考え下さい。
（正確な人数の把握が困難な場合は、以下を目安にした大まかな人数でも結構です）

ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為、ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為、激しいこだわり、激しい器物破損、睡眠障害、食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動、排せつに関する強度の障害、著しい多動、通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動、沈静化が困難なパニック、他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為（平24厚労告270より）

※４　文部科学省の定義に該当するもの（年間30日以上欠席等）のほか、学校を断続的に欠席することがある、保健室等に行き教室には行かないなど、不登校傾向のある場合も含めお考え下さい。
（正確な人数の把握が困難な場合は、分かる範囲の大まかな人数でも結構です）

| | |
|---|---|
| （10）（４）のうち、虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）ため児童相談所が関与している実利用者数 | 人 |
| （11）（４）のうち、児童相談所は関与していないが、虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）実利用者数 | 人 |

| | |
|---|---|
| 【（10）または（11）が「1人」以上の場合】<br>（12）虐待もしくは不適切な養育がある（または可能性がある）利用者および保護者等に行っている具体的な支援内容（回答はいくつでも）<br>※虐待もしくは不適切な養育の有無にかかわらず行っている支援は除いてお考え下さい。 | □１．家庭訪問<br>□２．ヘルパーやショートステイの利用促進<br>□３．カウンセリング等、メンタルヘルス改善の支援<br>□４．送迎時の乗降場所・時間の配慮<br>□５．サービス提供時間の延長<br>□６．関係機関との役割分担の明確化や緊密な連絡調整の実施<br>□７．その他 |

（13）以下A～Hに挙げた利用者への支援内容について、貴事業所の提供の有無、提供方法としてあてはまるもの

A 基本的な日常生活動作（ADL）の自立の支援
（１～４から該当するもの１つを選択）

○ １．個別活動のみを提供
○ ２．個別活動と集団活動※5を組み合わせ提供
○ ３．集団活動のみを提供
○ ４．提供していない

「１」または「２」を選んだ場合は、個別活動について以下も記入

■ １人の利用者に１か月間で提供されるコマ数の合計※6
コマ

■ １コマあたりの時間（分）※6
分

B 社会性やコミュニケーションスキルの獲得・向上の支援
（１～４から該当するもの１つを選択）

○ １．個別活動のみを提供
○ ２．個別活動と集団活動※5を組み合わせ提供
○ ３．集団活動のみを提供
○ ４．提供していない

「１」または「２」を選んだ場合は、個別活動について以下も記入

■ １人の利用者に１か月間で提供されるコマ数の合計※6
コマ

■ １コマあたりの時間（分）※6
分

C 事業所内で、文化芸術活動を行う時間の提供
（１～４から該当するもの１つを選択）

○ １．個別活動のみを提供
○ ２．個別活動と集団活動※5を組み合わせ提供
○ ３．集団活動のみを提供
○ ４．提供していない

「１」または「２」を選んだ場合は、個別活動について以下も記入

■ １人の利用者に１か月間で提供されるコマ数の合計※6
コマ

■ １コマあたりの時間（分）※6
分

D 外出、野外活動や外部公共施設利用の機会の提供
（１～４から該当するもの１つを選択）

○ １．個別活動のみを提供
○ ２．個別活動と集団活動※5を組み合わせ提供
○ ３．集団活動のみを提供
○ ４．提供していない

「１」または「２」を選んだ場合は、個別活動について以下も記入

■ １人の利用者に１か月間で提供されるコマ数の合計※6
コマ

■ １コマあたりの時間（分）※6
分

E 学習教材（プリント、ドリル、自立課題等）や宿題に取り組む時間、学習支援の提供
（１～４から該当するもの１つを選択）

○ １．個別活動のみを提供
○ ２．個別活動と集団活動※5を組み合わせ提供
○ ３．集団活動のみを提供
○ ４．提供していない

「１」または「２」を選んだ場合は、個別活動について以下も記入

■ １人の利用者に１か月間で提供されるコマ数の合計※6
コマ

■ １コマあたりの時間（分）※6
分

F 言語聴覚士による言語療法、作業療法士による作業療法・感覚統合訓練など、有資格者による訓練
（１～４から該当するもの１つを選択）

○ １．個別活動のみを提供
○ ２．個別活動と集団活動※5を組み合わせ提供
○ ３．集団活動のみを提供
○ ４．提供していない

「１」または「２」を選んだ場合は、個別活動について以下も記入

■ １人の利用者に１か月間で提供されるコマ数の合計※6
コマ

■ １コマあたりの時間（分）※6
分

G 具体的な活動を設けず、本人が自由に過ごせる時間の提供
（該当するもの１つを選択）

| | |
|---|---|
| ○ 1．提供している | ○ 2．提供していない |

H 上記以外で、定期的（概ね月１回以上）に利用者に提供している支援内容があれば、その概要
（自由記載）

※５ 個々の利用者の状況に応じた個別の関わり・配慮を適宜集団活動の中で行っている場合も、「集団活動」とお考え下さい。

※６ 月・日により異なるなど明確な記載が難しい場合は、概ねの平均をご記入ください。

| | |
|---|---|
| （14）個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を定期的に行う頻度として最も近いもの<br>（回答は１つ：利用者で異なる場合は、頻度が最も多いもの） | ○ 1． １か月に１回以上<br>○ 2． ２か月に１回以上<br>○ 3． ３か月に１回以上<br>○ 4． ６か月に１回以上<br>○ 5． ６か月以上で１回程度 |
| （15）利用者の状態や家庭環境が変わった時に、個別支援計画の実施状況の把握を行っているか<br>（回答は１つ） | ○ 1．原則行っている<br>○ 2．変化の程度などを踏まえ、個別に実施するかを判断する<br>○ 3．行っていない |
| （16）利用者の処遇等に関する調整・協議を行うための職員会議の開催頻度<br>（回答は１つ） | ○ 1．毎日行っている<br>○ 2．週に１回以上行っている<br>○ 3．月に数回以上行っている<br>○ 4．月に１回以上行っている<br>○ 5．月に１回未満の頻度で行っている |
| （17）利用者の年齢（小・中・高校等）、障害種別等によって活動内容を変えているか<br>（回答は１つ） | ○ 1．年齢別に活動内容を変えている<br>○ 2．障害種別別に活動内容を変えている<br>○ 3．年齢や障害種別によらず、利用者個々の状況で活動内容を変えている<br>○ 4．変えていない（活動内容はどの利用者も原則共通である）<br>○ 5．その他 |
| （18）利用者への送迎の実施状況と加算の算定の有無<br>（回答は１つ） | ○ 1．送迎を行っており、送迎加算を算定している<br>○ 2．送迎を行っているが、送迎加算を算定しないことがある<br>（算定しない場合の理由：　　）<br>○ 3．送迎を行っていない |

（19）保護者の養育や心理面のサポート等に関して提供している支援内容、および提供している場合の頻度
（回答はいくつでも）

| 提供している支援内容として該当するものを選択してください | 選択した支援内容を月何日程度提供しているか、ご記入ください |
|---|---|
| □ 1．講演会・学習会・研修などの開催 | 年（　　）日程度 |
| □ 2．ペアレント・トレーニング等を活用した支援※7 | 月（　　）日程度 |
| □ 3．保護者同士の交流会の実施 | 月（　　）日程度 |
| □ 4．個別での相談の実施 | 月（　　）日程度 |
| □ 5．グループでの相談の実施 | 月（　　）日程度 |

□ 6．その他　　月（　　）日程度

□ 7．行っていない

※7　特定の手法やプログラムを指すものではなく、子どもの理解やかかわり方についての具体的な支援・指導とお考え下さい。

（20）利用者・保護者のニーズを把握・確認するために行っていること（回答はいくつでも）

□ 1．個別面談等の場を定期的に設けている

□ 2．説明会・協議会等の場を定期的に設けている

□ 3．ニーズを把握するためのアンケートを行っている

□ 4．意見等を紙で投函できる意見箱を設置している

□ 5．日頃の活動の場で利用者・保護者に積極的に声をかけニーズを把握・確認している

□ 6．自施設で、標準化された検査（知能検査、評価尺度等）を実施している

□ 7．他機関等で実施された、標準化された検査（知能検査、評価尺度等）の結果を活用している

□ 8．その他（　　）

□ 9．行っていない

## Ⅲ　貴事業所と関係機関との連携状況等について、お伺いします。

（1）連携している関係機関、連携の頻度およびよく行う連携手法
※ここでの「連携」は、会議や書類授受のほか、簡易な情報共有等も含め広くお考え下さい。
※関係機関連携加算等、各種加算の算定状況にかかわらずご回答ください。

| A．連携している関係機関として該当するものを選択してください（回答はいくつでも） | （B・Cは、Aで選択した番号の関係機関についてのみ回答）<br>B．関係機関との連携の頻度として、最も近いものを選択してください（回答は1つ） | C．主な連携の機会・手法としてあてはまるものを選択してください（回答はいくつでも） |
|---|---|---|
| □ 1．保育所・幼稚園・認定こども園 | ○ 1．ほぼ毎日　○ 2．週1回以上<br>○ 3．月1回以上　○ 4．年数回程度 | □ 1．電話・メール　□ 2．書類の授受<br>□ 3．直接訪問　□ 4．送迎時の会話<br>□ 5．その他 |
| □ 2．小学校 | ○ 1．ほぼ毎日　○ 2．週1回以上<br>○ 3．月1回以上　○ 4．年数回程度 | □ 1．電話・メール　□ 2．書類の授受<br>□ 3．直接訪問　□ 4．送迎時の会話<br>□ 5．その他 |
| □ 3．中学校・高等学校 | ○ 1．ほぼ毎日　○ 2．週1回以上<br>○ 3．月1回以上　○ 4．年数回程度 | □ 1．電話・メール　□ 2．書類の授受<br>□ 3．直接訪問　□ 4．送迎時の会話<br>□ 5．その他 |
| □ 4．特別支援学校 | ○ 1．ほぼ毎日　○ 2．週1回以上<br>○ 3．月1回以上　○ 4．年数回程度 | □ 1．電話・メール　□ 2．書類の授受<br>□ 3．直接訪問　□ 4．送迎時の会話<br>□ 5．その他 |
| □ 5．他の放課後等デイサービス | ○ 1．ほぼ毎日　○ 2．週1回以上<br>○ 3．月1回以上　○ 4．年数回程度 | □ 1．電話・メール　□ 2．書類の授受<br>□ 3．直接訪問　□ 4．送迎時の会話 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事業所 | | | □５．その他 | |
| □６．放課後児童クラブ | ○１．ほぼ毎日<br>○３．月１回以上 | ○２．週１回以上<br>○４．年数回程度 | □１．電話・メール<br>□３．直接訪問<br>□５．その他 | □２．書類の授受<br>□４．送迎時の会話 |
| □７．地域の自治会・町内会 | ○１．ほぼ毎日<br>○３．月１回以上 | ○２．週１回以上<br>○４．年数回程度 | □１．電話・メール<br>□３．直接訪問<br>□５．その他 | □２．書類の授受<br>□４．送迎時の会話 |
| □８．医療機関 | ○１．ほぼ毎日<br>○３．月１回以上 | ○２．週１回以上<br>○４．年数回程度 | □１．電話・メール<br>□３．直接訪問<br>□５．その他 | □２．書類の授受<br>□４．送迎時の会話 |
| □９．利用者が就職予定の企業、官公庁、作業所等 | ○１．ほぼ毎日<br>○３．月１回以上 | ○２．週１回以上<br>○４．年数回程度 | □１．電話・メール<br>□３．直接訪問<br>□５．その他 | □２．書類の授受<br>□４．送迎時の会話 |
| □10．その他 | ○１．ほぼ毎日<br>○３．月１回以上 | ○２．週１回以上<br>○４．年数回程度 | □１．電話・メール<br>□３．直接訪問<br>□５．その他 | □２．書類の授受<br>□４．送迎時の会話 |

| | |
|---|---|
| （２）令和元年６月の１か月間における、関係機関連携加算の算定の有無（回答は１つ） | ○１．関係機関連携加算（Ⅰ）と（Ⅱ）を両方算定している<br>○２．関係機関連携加算（Ⅰ）のみ算定している<br>○３．関係機関連携加算（Ⅱ）のみ算定している<br>○４．上記のいずれも算定していない |
| 【連携している関係機関があるが、「４．上記のいずれも算定していない」を選択した場合】<br>（３）加算を算定していない理由（回答はいくつでも） | □１．関係機関連携加算の対象とならない機関であるから<br>□２．保護者の同意取得が難しいまたは大変だから<br>□３．その他（　　） |
| （４）他の放課後等デイサービス事業所との併用状況（併用先、日数等）を把握しているか（回答は１つ） | ○１．概ね全利用者について把握している<br>○２．一部利用者のみについて把握している<br>○３．把握していない |

【（４）で、「１」または「２」を選んだ場合】
（５）併用している利用者について、併用状況等の以下の詳細
※②・③は、典型的な、または貴事業所で多いと感じる併用状況を想定して回答ください。
詳細が不明な際は、大まかな数値でも結構です。

| | |
|---|---|
| ①令和元年6月の1か月間における、放課後等デイサービスの利用者のうち、他事業所を併用している利用者の人数（実人数） | 人 |
| ② ①の利用者が貴事業所を利用している平均的な日数（週あたり） | 日 |
| ③ ①の利用者が他の事業所を利用している平均的な日数（週あたり） | 日 |

| | |
|---|---|
| （６）貴事業所では、学校が児童ごとに作成する「個別の指導計画」および「個別の教育支援計画」の内容を把握しているか<br>（最も近いもの１つを選択） | ○ １．概ね全利用者について把握している<br>○ ２．必要がある利用者の計画について把握している<br>○ ３．把握していない |

| | |
|---|---|
| （７）令和元年４月～6月の3か月間における、障害児支援利用計画のモニタリングを主目的とした相談支援専門員の事業所見学、情報収集の回数 | 回 |

| | |
|---|---|
| （８）令和元年４月～6月の3か月間における、貴事業所職員のサービス担当者会議への合計参加回数<br>※実際に会議に出席したものの回数をご記入ください<br>（事前の電話・書面での調整のみの場合などは除きます）。 | 回 |

## Ⅳ　貴事業所における報酬・加算等の算定状況等について、お伺いします。

（１）放課後等デイサービス給付費について、該当する報酬区分（回答は１つ）

○ １．区分１の１　○ ２．区分１の２　○ ３．区分２の１　○ ４．区分２の２
○ ５．区分１（休業日のみサービスを行う場合）　○ ６．区分２（休業日のみサービスを行う場合）

（２）令和元年6月の1か月間における、以下の加算等の算定・該当の有無（回答はいくつでも）

□ １．児童指導員等加配加算（Ⅰ）　□ ２．児童指導員等加配加算（Ⅱ）
□ ３．看護職員加配加算（Ⅰ）　□ ４．看護職員加配加算（Ⅱ）
□ ５．看護職員加配加算（Ⅲ）　□ ６．家庭連携加算
□ ７．共生型サービス体制強化加算　□ ８．事業所内相談支援加算
□ ９．訪問支援特別加算　□10．利用者負担上限額管理加算
□11．福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　□12．福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
□13．福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　□14．欠席時対応加算
□15．特別支援加算　□16．強度行動障害児支援加算
□17．医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅵ）　□18．延長支援加算
□19．保育・教育等移行支援加算　□20．福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）
□21．福祉・介護職員処遇改善特別加算　□22．自己評価結果等未公表減算
□23．身体拘束廃止未実施減算

| | | | |
|---|---|---|---|
| 【（２）で、「１」または「２」を選んだ場合】<br>（３）児童指導員等加配加算の加算対象となった職種別職員数（実人数） | 理学療法士等 | 理学療法士 | 人 |
| | | 作業療法士 | 人 |
| | | 言語聴覚士 | 人 |
| | | 保育士 | 人 |
| | | 厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員※1 | 人 |
| | 児童指導員等 | 児童指導員 | 人 |
| | | 厚生労働大臣が定める基準に適合する者※2 | 人 |
| | その他の従業者 | | 人 |

| | |
|---|---|
| 【（２）で、「22」を選んだ場合】<br>（４）自己評価の公表が行えなかった理由（回答はいくつでも） | □１．人員不足で自己評価や公表に対応できなかった<br>□２．保護者による評価の手法が分からなかった（適切なアンケートの作成、集計など）<br>□３．職員による自己評価の手法が分からなかった（自己評価表の作成、集計など）<br>□４．保護者アンケートや職員による自己評価結果を適切にまとめられなかった<br>□５．自己評価や公表の必要性を感じなかった<br>□６．減算があることを知らなかった<br>□７．その他 |

※１ 「大学で心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業し、個人及び集団心理療法の技術を有する者」または「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者」を指します。

※２ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指します。

## Ⅴ 貴事業所におけるサービスの質の向上に向けた取組、課題等について、お伺いします。

（1）貴事業所で、サービスの質の向上に向けて実施している取組（回答はいくつでも）

□１．第三者評価の実施　□２．保護者向けのアンケート調査の実施
□３．従業者の人材育成に関する研修計画の策定　□４．地域自立支援協議会への参加
□５．事業所内で、従業者への技術研修を実施　□６．外部研修への従業者の積極的参加の促進
□７．従業者数の十分な確保　□８．実習生やボランティアの受入
□９．利用者のニーズにより活動内容の変更、使い分けをするなど、支援の柔軟な提供
□10．ケース対応時などに相談できる、外部専門家や専門機関の確保
□11．要保護児童対策地域協議会への参加
□12．自治体の子ども・子育て会議への参加
□13．その他（　　）

（２）サービスの質の向上において課題と感じること（回答はいくつでも）

□１．活動に十分な施設・設備が確保できない
□２．児童一人当たりの通所日数が少なく十分な支援ができない
□３．児童が通う事業所が複数あり、支援方針や日々の情報等共有が難しい
□４．十分な支援を行うための職員確保が難しい　□５．男性職員が不足している
□６．女性職員が不足している　□７．十分な支援を行うための職員の育成が難しい
□８．送迎体制の確保が難しい　□９．事務作業量が多い
□10．その他（　　）

| | |
|---|---|
| 【（２）で、「４」を選んだ場合】<br>（３）確保が難しいと考える職種 | □１．保育士　□２．障害福祉サービス経験者　□３．看護師<br>□４．作業療法士　□５．心理担当職員　□６．児童発達支援管理責任者<br>□７．児童指導員　□８．医師（嘱託医）　□９．理学療法士 |

| | |
|---|---|
| （回答はいくつでも） | □10．言語聴覚士　□11．その他 |

（４）現在の放課後等デイサービスは、「学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児」が利用対象となっています。
貴事業所では、上記に該当せず放課後等デイサービスの対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を放課後等デイサービスの利用対象とすることについて、どのようにお考えですか。（回答は１つ）
※「専修学校」は学校教育法124条、「各種学校」は同法134条に規定される学校を指します。

○１．対象とすべきである　○２．どちらともいえない　○３．対象としなくてもよい

| | |
|---|---|
| 【（４）で「１」を選んだ場合】（５）対象とすべきと考える理由（回答はいくつでも） | □１．実際に、専門学校生などからサービスの利用希望が寄せられるため<br>□２．サービスの利用希望は寄せられていないが、ニーズはあると思われるため<br>□３．専門学校生などを対象外とする合理的な理由がない（公平性に欠ける）と考えるため<br>□４．利用者数や収益の増加につながると考えるため<br>□５．中学卒業後に専門学校等に進学しても支援を継続できるため<br>□６．その他（　　） |
| 【（４）で「３」を選んだ場合】（６）対象としなくてもよいと考える理由（回答はいくつでも） | □１．ニーズは限定的である（少ない）と考えるため<br>□２．専門学校生などへの適切な支援を行える人員体制やスキル等が整わないため<br>□３．これ以上多くの利用者に対応できないため<br>□４．その他（　　） |

（７）その他、放課後等デイサービスの課題等について感じることをご記入ください。

**設問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。**

登録　保存

ⓒ 令和元年度障害者総合福祉推進事業放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究
「放課後等デイサービスの実態に関するアンケート調査」

ログアウト